平成 25 年 9 月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【９月９日】

代表質疑

１　尾崎邦洋（緑風会）

３７～４７ページ

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　平成２４年度決算の総括について

（１）決算の評価について

（２）総人件費について

（３）不用額について

２　今後の財政運営について

議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

１　平成２４年度決算の総括について

（１）決算の評価について

（２）現状の体制について

２　今後の財政運営について

代表質疑

２　大井捷夫（新和会）

４７～６０ページ

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　平成２４年度決算の総括について

（１）市長は今回の決算をどのように受け止めているのか

（２）今後、財政運営をどのように進めていくのか

（３）私債権の管理に関する条例制定後の取り組みと成果について

議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

１　第１款事業費、第１項業務費、第１目管理費、使用料賦課徴収費３９２万円の増額について

議案第７２号　工事請負契約の締結について

１　消防救急無線をデジタル化にする更新経緯について

２　随意契約とした理由について

３　契約内容に特別な仕様があるのかについて

４　今後の取り組みについて

代表質疑

3　竹井道男（市民クラブ）	６０～７６ページ

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　中期財政見通しとの整合について

２　歳入の評価について

３　歳出の評価について

４　税別滞納額調書の作成について

報告第１６号　決算に関する附属書類の提出について

１　平成２４年度主要施策の成果報告書について

（１）決算の概要について

（２）主要施策の成果について

議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

１　純損失の計上について

２　寄附講座の医業収益への評価について

３　経営資金不足の危険性はないのかについて

代表質疑

4　西川憲行（ぽぷら）	７６～８７ページ

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　歳入における自主財源と依存財源のバランスについて

２　財政力指数の重要性と考え方について

３　経常収支比率の増加について

４　今後の市の財政見通しと行財政改革の方向性について

５　行政評価システムの重要性と予算への反映について

5　服部孝規（日本共産党）	８７～９６ページ

議案第６４号　平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

１　平成２３年度、２４年度と連続して黒字決算となったことについて

２　歳入のうち、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金について

３　歳出のうち、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金について

４　低下傾向が止まらない収納率について

５　資格証明書、短期証の発行について

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　平成２４年度決算と中期財政見通しについて

6　小坂直親（緑風会）	９６～１０８ページ

議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について及び議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

１　改正内容の意義と趣旨について

２　税務業務の効率化とは

３　納税対象者の現状と動向について

４　施行日が後年度に異なることについて

議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

１　「特に居住の安定を図る必要がある者」とは

２　市営住宅の用途廃止の現状と廃止基準について

議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　歳入について

（１）市民税の増収と固定資産税の減収について

（２）地方交付税との整合について

（３）繰越金について

２　歳出について

（１）第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、行政改革推進費について

（２）第６款農林水産業費、第１項農林水産業費、第３目農業振興費、農業振興事業の補助金の増額について

（３）第７款商工費、第１項商工費、第２目商工業振興費、団体支援事業について

議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

１　第１款事業費、第１項業務費、第１目管理費、使用料賦課徴収費について

議案第７２号　工事請負契約の締結について

１　随意契約について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【９月１０日】

１　片岡武男（市民クラブ）　１１３～１１９ページ

議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　歳入について

（１）第１款市税、第２項固定資産税、第１目固定資産税２，６００万円の減額について

（２）第１款市税、第７項都市計画税、第１目都市計画税３００万円の減額について

２　歳出について

（１）第２款総務費、第１項総務管理費、第１５目諸費、防犯灯管理費補助金２３万４千円の増額について

（２）第８款土木費、第２項道路橋梁費、第６目橋梁維持修繕費、工事請負費２，１００万円の減額について

（３）第１０款教育費、第６項保健体育費、第３目学校給食費、地場農畜産物利用推進事業消耗品費２万５千円の増額について

２　福沢美由紀（日本共産党）　１２０～１２７ページ

議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について

１　改正の内容について

２　改正による市民生活への影響について

議案第７２号　工事請負契約の締結について

１　随意契約とした理由について

質　問　内　容　（通告要旨）

【９月１０日】

１　新　秀隆（公明党）　１３１～１４２ページ

公用車の管理について

１　車両の購入状況について

２　リースの導入について

３　維持管理について

４　運転者資格について

市民の安心・安全について

１　パトロールの現状について

２　防犯カメラの運用状況について

３　イベント時等の子どもの見守り体制について

４　イベント時等の出店者への安全指導について

２　尾崎邦洋（緑風会）　１４２～１５３ページ

防災・減災について

１　水害について

（１）堤防決壊等における河川災害について

（２）道路の冠水について

ア　冠水箇所について

イ　浸水家屋について

２　土砂災害について

（１）がけ崩れ等により民家に危険が及ぶ箇所について

３　市道の安全対策について

（１）現在の整備状況について

（２）今後の対策について

３　中﨑孝彦（新和会）　１５３～１６２ページ

公共施設の耐震化の進捗状況と今後の取り組みについて

１　公共建築物について

（１）小中学校の耐震化の進捗状況について

（２）小中学校以外の代表・指定避難所の耐震化について

（３）建築物の「非構造部材」の耐震対策について

２　道路橋について

（1）耐震化の進捗状況と今後の取り組みについて

3　耐震化工事ができない市営住宅について

（1）入居世帯数とその対応について

4　宮村和典（市民クラブ）　１６３～１７３ページ

地域コミュニティについて

1　地域コミュニティの仕組みづくりとして、昼生地区と川崎地区がモデル地区として指定され、まちづくり協議会が設立されたが、どのように評価しているのか

2　２３地区コミュニティの今後の展開はどうか

3　先行して取り組んでいるモデル地区のインセンティブはないのか

4　モデル地区である昼生地区まちづくり協議会の組織・機構を把握しているか

5　昼生地区の地域課題である深谷新道、下庄駅整備について、自治会部で議論しているが、モデル地区として指定した市の支援はどのようになっているのか

5　鈴木達夫（ぽぷら）　１７３～１８６ページ

亀山市地域防災計画について

1　まち守りプロジェクトの進捗について

2　計画修正の概要について

3　防災ビジョンについて

（1）ボランティア支援、受け入れ体制について

（2）災害協定について

（3）後方支援機能の想定について

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月１１日】

1　服部孝規（日本共産党）	１８８～２００ページ

国民健康保険制度について

１　現状認識について

２　応能割、応益割を変更したシミュレーションについて

３　市町村国保から都道府県単位の国保へ移行する国保広域化について

小・中学校における教育環境の整備について

１　今年や今後も続くと予想される猛暑に備え、全ての小・中学校に冷房を設置することについて

２　文部科学省の学校環境衛生基準について

３　冷房設置による教育環境の効果について

2　森　美和子（公明党）	２０１～２１３ページ

男女共同参画の推進について

１　ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて

（１）男性職員の育児休業取得者の推移について

（２）企業への働きかけについて

２　各種審議会等や各種団体への女性参加について

（１）実態について

（２）女性の参加を促すための人材育成について

ホームページやＳＮＳを活用した情報発信について

１　試行運用を終えたフェイスブックの評価について

２　新たな取り組みについて

（１）メール等を活用した相談事業について（子育て支援・若者支援等）

（２）子どもに関する情報を集約したホームページの作成について

3　髙島　真（緑風会）	２１３～２２４ページ

教育現場の現状と教職員の資質向上について

１　亀山市の教職員について

（１）現在の教職員数、年齢構成及び途中退職者数について

（２）現状の教職員体制をどのように捉えているのかについて

２　亀山市学校教育ビジョンについて

（１）ビジョンには、教職員の資質向上が明記されているが、具体的な取り組み状況と成果に

ついて

（２）授業理解度の目標値を平成２８年度で、小学生９２％、中学生７８％としているが、現在の授業理解度について

３　学力等の向上について

（１）全国学力テストの結果について

（２）学力・体力向上に向けた取り組みについて

４　ふるさと先生について

（１）ふるさと先生の雇用状況について

４　中村嘉孝（新和会）　２２４～２３６ページ

社会保障と税の一体改革について

１　市長の認識と見解について

教育行政について

１　教育基本法改正後の教育長の認識と見解について

２　教育三法改正後の学校現場の現状について

３　国の基本法に基づいた教育振興基本計画について

４　新学習指導要領の完全実施について

５　新教育再生実行会議について

特別警報（気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の公布）について

１　特別警報と土砂災害警戒情報の位置付けについて

２　洪水警報が特別警報の対象外であることについて

３　市民に対する特別警報の周知等について

５　片岡武男（市民クラブ）　２３６～２４８ページ

市税の徴収について

１　市税の収納率を上げるための取り組みについて

（１）軽自動車税の収納率と督促状況について

（２）その他の税の収納率と督促状況について

神辺大橋について

１　現状と今後の対策について

（１）経過年数と補修計画について

（２）新規架け替え計画について

川崎小学校改築事業について

１　川崎小学校改築事業の進捗状況について

（１）事業の進捗状況について

（２）プロットプランの進捗状況について

農業振興地域整備計画について

１　農用地利用計画について

（１）農用地区域からの除外に係る審議の主導権はどこにあるのか

（２）農業委員会の所掌事務と権限について

（３）農業振興地域整備促進協議会の所掌事務と権限について

（４）人・農地プラン作成検討委員会の設置目的と審議内容について

6　西川憲行（ぽぷら）　２４８～２６０ページ

亀山市の教育行政について

１　教育委員会の求める教職員像とは

２　教育委員会の目指す児童・生徒とは

３　学校の危機管理体制と日常生活の指導について

亀山市立医療センターの運営について

１　決算報告にある収益減少の原因について

２　今後の課題と対策について

３　地域医療の中核施設としての役割について

歩道整備について

１　歩道修繕の方針について

質　問　内　容　（通告要旨）

【９月１２日】

１　福沢美由紀（日本共産党）　２６２～２７４ページ

生活保護について

１　８月からの生活保護基準引き下げによる現状について

２　生活保護基準引き下げにより影響を受ける制度について

３　生活困窮者が安心して生活保護を受けられるための環境整備について

２　豊田恵理（緑風会）　２７４～２８６ページ

学童保育のあり方について

１　学童保育の重要性について

２　学童保育の現状をどのように捉えているのかについて

３　学童保育と市の連携について

空き家情報バンク制度について

１　現状について

２　地域との連携について

３　広報活動について

３　竹井道男（市民クラブ）　２８６～３００ページ

行財政改革の取り組みについて

１　行財政改革で目指すものと取り組み方について

２　行財政改革の取り組みの総括報告について

３　効果的・効率的な行政システムの構築について

（１）人事情報室の設置の目的について

（２）職員の意識改革と人材育成について

（３）事務事業の効率化について

４　公共施設白書策定への取り組みについて

５　医療センターの経営健全化について

４　小坂直親（緑風会）　３００～３１２ページ

農業施策について

１　亀山市における農業に対する認識と現状について

２　農業振興地域の実態と動向及び今後の施策について

３　中山間地域の現状と取り組みについて

４　農業経営基盤の強化施策について
５　農林業が果たす自然環境保全強化について

５　前田耕一（市民クラブ）　３１３～３２４ページ

全国中学校体育大会ソフトボール大会の開催結果について

１　大会開催の総括について
（１）大会運営について
（２）大会開催の市民への案内について
（３）施設の利用制限について
（４）来訪者への対応について
２　亀山中学校男子ソフトボール部について
（１）チーム編成の経緯と大会結果について
（２）亀山中学校男子ソフトボール部の今後について
３　大会に係る予算措置について
（１）大会運営に係る予算措置について
（２）亀山中学校男子ソフトボール部への予算措置について

６　伊藤彦太郎　３２４～３３２ページ

亀山市名誉市民条例について

１　内容を見直す考えはないのか。特に現行では「故人を除く」となっているが、故人も対象者とすべきでないのか

公共の電灯のＬＥＤ化について

１　道路灯や市有施設内の照明等、公共の電灯のＬＥＤ化に対する市の考え方は

●議事日程（第１号）

平成２５年８月２９日（木）午前１０時　開会及び開議

第　　１　会議録署名議員の指名

第　　２　会期の決定

第　　３　諸報告

第　　４　現況報告

第　　５　議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について

第　　６　議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　　７　議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　　８　議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

第　　９　議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１０　議案第６０号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１１　議案第６１号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１２　議案第６２号　平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　１３　議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

第　１４　議案第６４号　平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１５　議案第６５号　平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１６　議案第６６号　平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１７　議案第６７号　平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１８　議案第６８号　平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について

第　１９　議案第６９号　平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第　２０　議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

第　２１　議案第７１号　平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

第　２２　議案第７２号　工事請負契約の締結について

第　２３　議案第７３号　和解及び損害賠償の額の決定について

第　２４　議案第７４号　市道路線の認定について

第　２５　議案第７５号　市道路線の認定について

第　２６　報告第１６号　決算に関する附属書類の提出について

第　２７　報告第１７号　健全化判断比率の報告について

第　２８　報告第１８号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

第　２９　報告第１９号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

第　３０　報告第２０号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
第　３１　報告第２１号　亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について
第　３２　報告第２２号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
第　３３　報告第２３号　亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
第　３４　報告第２４号　専決処分の報告について
第　３５　報告第２５号　専決処分の報告について
第　３６　報告第２６号　専決処分の報告について
第　３７　報告第２７号　専決処分の報告について
第　３８　報告第２８号　専決処分の報告について
第　３９　報告第２９号　寄附受納について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君

関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部　満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

（午前１０時００分　開会）

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから平成２５年９月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

４番　尾崎邦洋　議員

１５番　片岡武男　議員

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から９月２７日までの３０日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月２７日までの３０日間と決定いたしました。

次に日程第３、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、井上選挙管理委員会事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますの

で、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書４件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に日程第４、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成２５年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、ことしの夏は近年にない酷暑が続く中、山陰や東北地方などでは、時間雨量１００ミリを超す集中豪雨による甚大な被害が発生いたしました。被害を受けられた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

本市においても、これからの台風の時期や集中豪雨に備え、万全を期してまいりたいと考えております。

さて、昨年の社会保障と税の一体改革において設置された社会保障制度改革国民会議において、確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋となる最終報告書が取りまとめられました。報告書では、消費増税で生まれる財源で社会保障をどう充実させるかとして、待機児童の解消や医療・介護の人材確保など、数多くの改革案が盛り込まれております。今回の報告の内容につきましては、本市の地域経済や行財政運営にも大きく影響してまいりますので、関連分野を中心に情報収集を行うなど、その動向に注視してまいります。

こうした中、本市の財政状況は、市税収入において平成２０年度以降減収が続いており、普通交付税についても３年連続で交付団体となるなど、厳しい状況が続いております。

本年度の市税収入については、液晶関連産業の大型設備投資などから一時的な増収を見込んでおりますが、平成２６年度以降は再び減収に転じると予測しております。また、普通交付税につきましては、平成２７年度以降は、その特例措置である合併算定がえの減額が始まることから、さらに厳しい局面を迎える見通しであります。今後も持続可能な自治体経営に向け、本市の財政状況と見通しについて市民と共有し、行財政改革推進本部を先頭に、着実なる行財政改革に取り組んでまいります。

さて、８月８日、国土交通省において、古都保存行政をめぐる最近の動きフォローアップ懇談会が開催され、金沢市、高山市とともに、歴史まちづくり法の活用に関する意見を述べさせていただく機会を得ました。平成２０年度からの歴史的風致維持向上計画の前期５カ年の事業実績等を踏まえ、地域における歴史まちづくりへの国支援策の拡充や認定市町間の連携、交流などについて提案させていただいたところであります。今後とも、こうした場を活用しながら、本制度、支援策の充実に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第１次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、去る６月に亀山・関テクノヒルズ内で操業開始された住宅用木材加工事業者に対し、このほど、亀山市産業振興条例に基づく奨励措置の指定を行いました。引き続き、奨励金制度のＰＲを初

め、関係機関との連携による企業情報の収集等により、さらなる企業立地に努めてまいります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化のうち、東町商店街につきましては、近代化事業の完成から２６年が経過する中で、本年度において、東町商店街振興組合が事業主体となり、国の補助事業の採択を受け、アーケードの改修が行われることとなりました。市といたしましても、にぎわいのある商業地域の形成に資するものであり、支援してまいりたいと考えておりますので、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、農林業の振興のうち、有害鳥獣対策事業につきましては、地域が一体となった取り組みが広がる中、城北地区では、県や専門家との合同勉強会の開催とともに、他市での効果的な獣害対策を参考とした実証実験にも取り組まれております。市といたしましても、こうした地域が主体となる獣害対策について、引き続き支援してまいります。

一方、上下水道の整備のうち、農業集落排水施設の使用料につきましては、現在、基本料金及び人数割により算定の上、徴収しております。この使用料の基礎数値となる各世帯の人員数の調査を去る４月実施いたしました結果、全体の約２割に相当する世帯において使用料に変更が生じたところであります。このことを踏まえ、算定方法を含めた見直しに向け、亀山市下水道使用料等検討委員会を開催いたしたく、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次に、道路網の整備のうち、市道和賀白川線につきましては、鈴鹿川をまたぐ橋梁の最終径間を先月施工いたしました。これにより、平成２３年度に着工いたしました橋梁の両岸がつながったところであります。

なお、この橋梁につきましては、名称の公募をいたしました結果、９２件のご応募をいただき、先月の亀山市和賀白川線橋梁名称選定委員会での検討を経て、忍山大橋と決定いたしたところであります。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、モデル地区を初め、新たな地域の仕組みづくりに向けた議論を進める地域などに対して、その会議等に地域担当職員を派遣し、会議運営のサポートなどの支援をスタートさせております。この地域担当職員により構成する地域まちづくり推進チームについては、定期的に会議を開催し、担当地域間の情報共有を図りつつ、地域への新たな支援のあり方についての検討を進めております。今後は、こうした地域への支援を進めるとともに、引き続き、まだ議論を開始していない地域に対し働きかけを進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援制度につきましては、各地区コミュニティなどへの制度説明会を終え、さまざまなご質問やご意見をいただいたところであります。このことを踏まえ、制度内容をよりご理解いただけるよう、質疑応答集を作成いたしますとともに、ＰＲイベント等の開催により制度の周知を図ってまいります。

一方、登録団体につきましては、多くの登録申請をいただき、第１次の審査で４３団体の登録団体を決定いたしたところであります。また、応援券の図柄につきましても公募を行い、今月６日に開催いたしました市民活動応援制度審査検証委員会での選考を経て決定いたしました。今後は、継続的に市民活動団体の登録を呼びかけてまいりますとともに、応援券及び登録団体の紹介冊子の作成など、１０月からの本格的な制度実施に向けた諸準備を進めてまいります。

次いで、情報の提供と共有につきましては、亀山市公式フェイスブックページ“かめやま”の試験運用を去る６月３日より開始いたし、行政情報を中心に６０を超える記事を掲載いたしております。これら掲載記事に対しまして、延べ約１，５００名のユーザーにアクセスいただき、励ましのお声やお問い合わせなどを頂戴いたしております。今後も情報の双方向性や即時性といった特徴を生かした情報発信に努め、本格運用につなげてまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、先月、第９回健康都市連合日本支部総会及び大会が愛知県北名古屋市で開催されました。大会には、地域での健康づくり活動に取り組まれる市民の方々にも参加いただき、他都市の取り組みに触れるとともに、健康づくりに携わる団体の方々との情報交換を行ってまいりました。今後も健康都市間のネットワークを生かし、市民団体や地域の方々と協働して、人に優しい健康都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、本年度が最終年度となります亀山市地域医療再構築プランについて、現在、その成果の検証を進めており、その結果や各自治体の地域医療に関する取り組みも参考としながら、地域医療再生プロジェクトチームにおいて計画の素案を作成しているところであります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、地球温暖化防止対策実行計画の見直しにつきましては、昨年度実施いたしました市民及び事業者による懇話会やアンケート調査の結果等を踏まえ、亀山市環境審議会への諮問に向けた諸準備を進めているところであります。

また、昨年１２月からの試行期間を経て、本年４月から完全実施に移行いたしましたペットボトルと食品用白色トレイの分別収集につきましては、市民の皆様のご理解とご協力により、回収量が大幅に増加しているところであります。今後も資源物の有効活用に向け、適切な分別収集について呼びかけを行ってまいります。

次に、防災力の強化につきましては、まず、本年度の総合防災訓練を１１月２４日に白川小学校を会場として実施いたします。この訓練では、発生が懸念されている大規模地震災害を想定し、地域が主体となった避難訓練や応急救護訓練等を行っていただくことを予定しております。また、この総合防災訓練のほか、市内各地域においては、その熟度に応じた防災訓練が計画・実施されており、地域における自助・共助の向上につなげていただいております。

また、今後の地震対策の基礎データとして活用するため、かんがい受益面積２ヘクタール以上の農業用ため池について、施設の現況、決壊の危険度、周辺への影響度などの調査を進めているところであります。

次に、消防力の充実・強化でありますが、消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、消防指令センターの高機能化を図る機器更新工事について７月２４日に仮契約を締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案させていただいております。

また、災害対応力の強化につきましては、文化的財産を災害から保護し、円滑で効率的な部隊運用を行うことを目的に、７月２７日に関宿伝統的建造物群保存地区の木崎地区において、自治会等の協力を得て消防訓練を実施したところであります。今後とも地域住民との連携を図りながら、実践的な訓練を実施するなど、効果的な消防活動の推進に努めてまいります。

一方、地域の安心・安全を確保するために欠かせない消防団の強化につきましては、各分団にお

いて、平素より地道な訓練を精力的に重ねられており、先月開催いたしました市消防操法大会において、その成果を十分に発揮いただいたところであります。

さらに救急体制の強化につきましては、救急隊員の知識・技術の向上と医療機関との連携強化を目的に、５月８日から救急ワークステーションを試行中でありますが、病院収容までの時間が短縮されるなど、一定の成果を上げているところであります。

また、来月の救急の日及び救急医療週間に合わせて実施する行事を活用し、現場に居合わせた人による応急手当の実施率を高めるなどの広報啓発を行うとともに、救急車の適正利用についても市民の理解と協力を得るため、粘り強く呼びかけてまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず地域福祉の第一線で多大なご尽力をいただいております民生委員・児童委員の任期が、本年１１月３０日に満了を迎えます。このことから、去る８月１日に亀山市民生委員推薦会を開催し、民生委員・児童委員並びに主任児童委員について、次期候補者の方々の適否を審議いただき、候補者名簿等を三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会へ提出したところであり、今後分科会での審議を経て、厚生労働大臣へ推薦される運びとなります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、年々ひとり暮らしや高齢者のみの世帯がふえる中、包括的な支援体制の充実のため、今年度も１０月１日付で民生委員・児童委員の協力により高齢者実態調査を実施いたします。この調査結果をもとに、福祉サービスや支援、見守りの充実につなげてまいります。

また、認知症対策につきましては、早期発見により治療に取り組むことがその進行をおくらせることに効果的であり、介護予防教室や認知症サポーターの養成などに取り組んでおります。また、より幅広い世代へ認知症の理解を深めていただけるよう、１１月の介護の日に合わせ、市内４カ所で街頭キャンペーンを実施いたします。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、８月５日に第１回目となる亀山市子ども・子育て会議を開催し、市の子ども・子育て支援の現状や今後のスケジュール等について協議いただいたところであります。今後は、ニーズ調査の結果等を踏まえてご議論いただき、市の特色を組み込んだ子ども・子育て支援事業計画の策定へと進めてまいります。

次に、文化芸術の振興のうち、かめやま文化年事業につきましては、かめやま文化年プロジェクト基本構想に基づき実施する「かめやま文化年２０１４」に向けて運営委員会等を開催し、事業計画の企画、検討などに取り組んでいるところであります。

また、去る７月にプレイベントとして開催されました「全国焼きうどんサミットｉｎ亀山」では、全国の焼きうどん団体との交流を通じて、本市の魅力を全国へ発信するとともに、中心市街地のにぎわいにもつながったところであります。

次いで、歴史的まちなみの保存整備でございますが、歴史的風致維持向上計画に基づく亀山城周辺保存整備事業として、亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡整備に向けた実施設計等を進めております。

また、本年１０月１７日、１８日の両日には、中部地方の歴史的風致維持向上計画の認定都市７市町の首長が出席する「歴史まちづくりサミット」を、国土交通省と亀山市の主催により、市文化

会館において開催することとなりました。サミットにおいては、認定各都市により、歴史都市の防災・観光等について意見交換を行うとともに、認定都市間の連携により歴史まちづくりの取り組みを広がりをもって推進し、中部地方における魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とした中部歴史まちづくり協定を締結する予定となっております。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、本年１０月の伊勢神宮式年遷宮を控えた９月の１カ月間、本市の魅力を全国に発信するシティプロモーションの取り組みとして、本市の紹介映像をＪＲ東京駅、名古屋駅、新大阪駅の構内に設置された電子看板にて放映し、増加が予想される三重県来訪者の本市への誘客に努めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、地方分権の推進につきましては、平成２５年６月１４日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、消防長等の資格が条例委任される等の義務づけ、枠づけの見直しが行われました。これに伴い、法律の施行までに必要となる条例整備等について、国・県からの情報を的確に把握し、進めてまいります。

次に、行政マネジメントの強化のうち、行政評価システムにつきましては、これまで事務事業評価として実施しておりましたが、後期基本計画の実効性を高めるため、新たに施策評価を導入いたしました。これについては、主要施策の成果報告書として取りまとめ、提出いたしたところであります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年５月２１日から８月１５日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成２５年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、教育諸課題について、中央教育審議会や教育再生実行会議を初めとする各種有識者会議において審議が進められております。今月には、今後の学校における食育のあり方や学校給食における食物アレルギー対応等について中間まとめの報告がなされたところです。また、来月には、いじめ防止対策推進法が施行されることとなっております。

次に、県教育委員会では、教育課題の多様化・複雑化により、教員に求められる資質・能力の幅が拡大することや、経験豊かな教員が今後大量に退職することが予想されることから、教員の資質

向上に係る指針の策定作業が始まっているところであります。

本市といたしましては、このような情勢を踏まえ、教育委員会や学校が講ずべき内容を精査しながら、亀山市学校教育ビジョンを柱とした取り組みを着実に進めてまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、児童・生徒の健康保持についてでありますが、この夏も猛暑に見舞われておりましたので、学校や教育関係者の方々に重ね重ね注意喚起をさせていただきました。大きな事故の報告もなく、保護者や地域の皆様に支えられた夏休み生活が送れましたことに深く感謝を申し上げます。

次に、児童・生徒の通学路に関してでありますが、ＰＴＡ改善要望の新規４２カ所につきまして、７月下旬から８月上旬にかけての３日間、警察や道路管理者等関係者の方々との合同現場確認を行いました。この結果を受けまして、子供たちの交通安全対策について、各関係機関で検討協議が行われているところであります。

次いで、学校における防災活動につきましては、防災意識を一層高めるため、２学期に体験的・実際的な防災訓練や防災教育を取り入れまして、一層の充実に努めます。

次に、教職員の体罰問題につきましては、教員一人一人の指導力向上に努めるとともに、早期に体罰の実態把握を行うため、１年を前期と後期に分け、各学校において、その実態調査を行っていく予定をしております。体罰の禁止、防災意識の徹底など、教職員一人一人が高い危機管理意識を持ちながら服務規律を遵守して、市民から信頼される教職員、学校に向けて取り組んでまいります。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、先月に開催されました平成２５年度鈴亀地区中学校総合体育大会の結果でございますが、団体の部で、中部中学校女子ソフトボール部、亀山中学校剣道部男子・女子、中部中学校剣道部男子・女子、亀山中学校女子ハンドボール部が県大会出場を果たしました。県大会の結果、亀山中学校と中部中学校の男子剣道部がともに５位に入賞し、そろって東海大会に出場いたしました。個人の部では、陸上・剣道・柔道・水泳の４種目で１６名が県大会に出場し、そのうち９名が東海大会に出場いたしました。

また、今月１７日から開催されました全国中学校体育大会ソフトボール大会男子の部におきまして、本市が大会会場となり、亀山中学校男子ソフトボール部は、群馬県代表の高崎市立倉賀野中学校を相手に健闘いたしました。本大会にご協力いただきました関係者の皆様方に深くお礼申し上げます。

各大会における生徒の健闘をたたえるとともに、今後も日ごろの練習の成果を発揮し、活躍できるよう支援してまいります。

次に、生徒指導につきましては、昨年度に引き続き、いじめの実態を把握し、早期発見・早期対応を図るため、アンケート調査を全学年対象に学期に一度実施しているところであります。また、学級満足度テスト（Ｑ－Ｕテスト）の分析結果を有効活用した学級経営の充実を図ってまいります。さらに、教育委員会内に設置しております教育相談窓口等の相談体制を充実させ、学校との連携を円滑に図り、いじめを初めとする問題行動の未然防止及び早期対応を図ってまいります。加えて、インターネットにおける人間関係上のトラブル防止に関する指導を行うとともに、規範意識の醸成を初めとする道徳教育の一層の充実に努めます。

次に、子供たちの学力につきましては、レディネステストの結果において、学習意欲を高めるた

めの指導方法の工夫や考える時間の確保等により、小学生の無回答率が大きく下がったところであります。今後も、学力調査等の分析から明らかになった課題について教職員が共通意識を持ち、授業改善等の取り組みを積み重ねながら学力向上に向けて努めてまいります。

また、保育所、幼稚園と小学校における一貫した教育の推進に向けて接続カリキュラムを作成しており、今年度中にモデルとなる園、学校を指定します。そのモデル園、学校においては、接続カリキュラムの試行に取り組んでいく予定です。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山東小学校整備事業の校舎増築工事につきましては、建物の基礎工事を終え、鉄骨工事に取りかかっており、年内完成に向けて工事を進めております。

次に、白川小学校の耐震改修事業につきましては、夏休みの期間を活用しながら、本年度に工事完了を予定しております校舎南棟の東側部分について、工事を進めているところであります。

また、川崎小学校改築事業につきましては、去る５月から７月にかけ、校舎改築に関しまして地域の皆様方からさまざまなご意見をいただきました。そのご意見を参考にしながら、現在、川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会におきまして、改築基本計画策定に向けた検討を重ねているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、公民館活動につきましては、本年度、短期講座や夜間講座など、講座の時間帯や内容を工夫し、市民の皆様の学習のきっかけづくりとして、文化・教養講座等３５講座を開催しております。なお、１０月からの短期講座の募集内容を含め、後期分の講座案内冊子を全戸配付させていただいたところであります。

次に、青少年健全育成関係につきましては、先月３日に開催しました亀山市総合支援センター運営協議会におきまして、本年度における運営方針と活動概要を協議したところです。

補導関係につきましては、自転車乗車時のマナー、放置自転車等の諸課題に対して関係機関がさらに連携を密にし、補導、街頭活動や環境浄化活動に努めてまいります。

また、ニートやひきこもり等の自立支援対策につきましては、相談件数が増加しているところから、さらに問題を抱えた青少年やその保護者が気軽に相談に訪れることができるよう、一層のＰＲに努めるとともに、引き続き細やかな個別対応を行ってまいります。

次に、ＰＴＡ関係につきましては、今月、第６１回日本ＰＴＡ全国研究大会みえ大会が開催され、２３日には、健康安全の分科会が本市で行われました。会場の亀山市文化会館には、県内外から多数のＰＴＡ関係者が集い、熱心な議論がなされました。

次に、図書館につきましては、来月８日から内部改修工事を始めます。工事期間中、市民の皆様には大変ご不便をおかけしますことに対しまして、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。１２月には工事が完了し、リニューアルオープンする予定でございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

次に日程第５、議案第５５号から日程第３９、報告第２９号までの３５件を一括議題といたしま

す。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第５５号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が６月１２日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに、市における税務業務の効率化を図るため、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を２点見直します。

１点目に、現行制度では、他の市町村へ転出した場合は、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえていますが、特別徴収を継続できるものといたします。

２点目に、年間の特別徴収税額を平準化させるため、仮徴収税額を前年度の年税額の２分の１といたします。

次に、平成２８年１月１日以後、金融所得課税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税とともに見直されることから関係する規定の整備を行います。

続いて、総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除いたします。

なお、施行日は、公的年金からの特別徴収制度の見直しについては平成２８年１０月１日とし、その他については平成２９年１月１日といたします。

次に、議案第５６号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が６月１２日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、地方税法において東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定について改正がされたことに伴い、引用条項の整備を行います。

次に、地方税法の改正により上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。

次に、地方税法の改正により株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴う規定の整備を行います。

続いて、地方税法の一部を改正する法律による租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正により、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。

次に、総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除いたします。

なお、施行日は、東日本大震災被災居住用財産敷地の長期譲渡所得に係る改正規定については平成２６年１月１日とし、その他については平成２９年１月１日といたします。

次に、議案第５７号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成２５年７月３日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、現在、老朽化が著しい市営住宅については、入居者の退去後に順次用途を廃止していく方針としていることから、市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の適用対象が拡大され、題名が改正されることから、条例で引用する法律名を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めます。

次に、老朽化が著しい市営住宅の亀田落崎住宅の１戸、野村住宅の１戸、亀田尾崎住宅の３戸をそれぞれ用途廃止いたします。

なお、施行日は、引用する法律名に係る改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日である平成２６年１月３日とし、用途廃止については公布の日といたします。

続きまして、議案第５８号平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ９，０２０万６，０００円を追加し、補正後の予算総額を２１１億３，７５５万２，０００円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、公用車による交通事故の損害賠償金を計上いたしました。

民生費では、国補助基準の変更等により、地域子育て支援センターや学童保育所への活動費補助金を増額するほか、児童相談システム導入のための経費などを計上いたしました。

商工費では、東町商店街振興組合が、国の補助事業の商店街まちづくり事業により実施する既存アーケードの改修に対して、市の補助金交付要綱に基づき、中小企業団体共同事業等補助金を計上いたしました。

土木費では、川崎白木線舗装事業や北山川維持修繕事業に係る経費を計上するほか、補助事業費の決定に伴い橋梁維持修繕費を減額いたしました。

教育費では、亀山市地域社会振興会が文化会館で行う音楽等人材育成及び交流事業に対し、国庫補助金を財源とする文化芸術創造発信事業補助金を計上いたしました。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、調定見込みにより個人市民税及び法人市民税を増額し、固定資産税及び都市計画税を減額いたしました。

また、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や文化芸術創造発信事業補助金を、県支出金では、安心こども基金子育て支援事業費補助金、地域支え合い体制づくり事業補助金などを計上いたしました。

そのほか、繰入金につきましては、市税の増額計上額について財政調整基金繰入金を減額いたし、補正財源として前年度繰越金を計上いたしました。

次に、議案第５９号平成２５年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてですが、補正額は、歳入歳出それぞれ１億７，４８４万５，０００円を追加し、補正後の予算総額を７億９，６１４万５，０００円といたしております。

主な補正内容は、昼生地区整備事業における補助事業費の決定に伴い増額するものでございます。

次に、議案第６０号平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてですが、補正額は歳入歳出それぞれ２，２８０万円を減額し、補正後の予算総額を１５億１，８８０万円といたしております。

主な補正内容は、補助事業費の決定に伴い事業費を減額するほか、中継ポンプ修繕に係る施設維持管理費を増額するものでございます。

次に、議案第６１号平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてですが、収益的収入を１万２，０００円増額し、補正後の予定額を１１億５，１８１万２，０００円とし、また資本的収入を１８万８，０００円増額し、補正後の予定額を８，４０９万８，０００円といたしております。

主な補正内容は、資本的収入において、都市下水路整備事業に係る工事負担金を増額するものでございます。

次に、議案第６２号平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についてですが、資本的支出を２５９万１，０００円増額し、補正後の予定額を３億７，４８９万１，０００円といたしております。

補正内容は、看護師等修学資金貸付金を増額するものでございます。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算、並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額２１５億４，１５１万７，９９０円に対し、歳出総額は２０４億５，５９３万２，１２６円となり、歳入歳出差引額は１０億８，５５８万５，８６４円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、８，７８６万７，５２５円を差し引きました実質収支額は、９億９，７７１万８，３３９円の黒字となっております。

また、地方自治法第２３３条の２の規定により、５億円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第６４号平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額４４億６，６６４万３９９円に対し、歳出総額は４２億６，１０６万２，７５５円となり、歳入歳出差引額は２億５５７万７，６４４円の黒字となっております。

次に、議案第６５号平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額７億６，０７５万３，１９０円に対し、歳出総額は７億５，５５０万４，１２９円となり、歳入歳出差引額は５２４万９，０６１円の黒字となっております。

次に、議案第６６号平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額９億２，２７３万６，１９６円に対し、歳出総額は９億３８０万２，８１６円となり、歳入歳出差引額は１，８９３万３，３８０円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、３９万６，０００円を差し引きました実質収支額は、１，８５３万７，３８０円の黒字となっております。

次に、議案第６７号平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額１５億８，１７０万２０１円に対し、歳出総額は１５億５，０６６万７，６５５円となり、歳入歳出差引額は３，１０３万２，５４６円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、７８４万３，０００円を差し引きました実質収支額は２，３１８万９，５４６円の黒字となっております。

以上が、平成２４年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご了承賜りたいと存じます。

次に、議案第６８号平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１１億４，８７９万１，７３４円、同支出は１１億２，８３８万７，６９９円で、消費税を差し引いた当年度純利益は７０２万９，００５円となり、前年度繰越利益剰余金４，００２万８，００３円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は４，７０５万７，００８円となっております。

資本的収入の決算額は９，６５９万３，７００円、同支出は５億７，９９６万８，１４１円で、収支差し引きで不足する額４億８，３３７万４，４４１円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

次に、議案第６９号平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は７，０８７万６４０円、同支出は６，１３８万１，２２６円で、消費税を差し引いた当年度純利益は９１５万２，６１４円となり、前年度繰越利益剰余金１，７１３万５，６１５円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は２，６２８万８，２２９円となっております。

資本的収入はなく、同支出の決算額は６，００８万４，４０２円となっており、収支差し引きで不足する額６，００８万４，４０２円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金２，６２８万８，２２９円のうち５００万円を減債積立金に、１，０００万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものといたします。

次に、議案第７０号平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１５億９，４９９万２，９２７円、同支出は１７億４，０２８万９，８９７円で、消費税を差し引いた当年度純損失は１億４，４８１万７，６７０円となり、前年度繰越欠損金８，８４３万９，４５０円と合わせて、当年度未処理欠損金は２億３，３２５万７，１２０円となっております。

資本的収入の決算額は３，４７７万８，８７６円、同支出は３億４，５８７万７，２１１円となっており、収支差し引きで不足する額３億１，１０９万８，３３５円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、議案第７１号平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１億３，０１０万９，５４８円、同支出は１億５，３５６万８，２９３円で、消費税を差し引いた当年度純損失は２，４０３万８，２９５円となり、前年度繰越欠損金４，１５４万

５，７７６円と合わせて、当年度未処理欠損金は６，５５８万４，０７１円となっております。

資本的収入はなく、同支出の決算額は１，２１７万５５０円となっており、収支差し引きで不足する額１，２１７万５５０円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部・局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第７２号工事請負契約の締結についてでございますが、消防救急無線デジタル化整備事業に伴う消防指令センター高機能化更新工事につきまして、平成２５年７月２４日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は随意契約で、契約の金額は２億１，０００万円、契約の相手方は、名古屋市名東区猪高台一丁目１３１５番地、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部、部長　今村和浩でございます。

次に、議案第７３号和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、平成２３年１２月に発生した交通事故による損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第７４号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である能褒野４７号線の路線認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第７５号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である能褒野４８号線の路線認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第１６号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など、附属書類を合わせて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第１７号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をご報告するものでございます。

平成２４年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、４．２％となっております。さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源等が上回るため指標なしとなっております。

このように、平成２４年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第１８号から報告第２３号の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率をご報告するものでございます。

平成２４年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしてお

り、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしでございます。

次に、報告第２４号専決処分の報告についてでございますが、市道川崎白木線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成２５年７月３日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第２５号から報告第２８号の専決処分の報告についてでございますが、市道落針９号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成２５年８月１９日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第２９号寄附受納についてでございますが、長野県上水内郡飯綱町豊野にお住まいの上田秀洋様から文化振興のため絵画の寄附の申し出があり、ありがたく受納いたしましたので報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩といたします。

（午前１１時０７分　休憩）

（午前１１時１８分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に平成２５年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

おはようございます。

それでは、今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら順次ご説明をいたします。

補正予算書の１５ページをお願いいたします。

総務費の上段、車両管理費の賠償金５００万円につきましては、平成２３年１２月に発生をいたしました公用車による交通事故の損害賠償金を計上いたしております。なお、財源といたしましては、歳入予算において自動車損害共済災害共済金を同額計上いたしております。

次に、１７ページをお願いいたします。

民生費の上段、福祉医療費助成事業のシステム修正委託料４３０万５，０００円につきましては、福祉医療費助成受給者に対して早期の支払いを可能にするため、平成２６年度から現行の各市町で

の受け付けを三重県国民健康保険団体連合会での受け付けとする制度改正が予定をされており、データ授受など、制度改正に対応すべく電算システムの改修を行う経費を計上いたしました。

また、地域団体支援事業の地域支え合い体制づくり事業補助金３０１万７，０００円につきましては、昼生地区、川崎地区の両まちづくり協議会が先進的な取り組みとして実施される高齢者等の支え合い事業に対し補助を行うものでございます。

なお、財源といたしまして、歳入予算において県補助金を計上いたしております。

次の、福祉事業１３９万円につきましては、在宅医療を推進するため、在宅ケア体制の確立に要する事業経費を計上いたしており、こちらも県補助金を財源とするものでございます。

次に、１９ページをお願いいたします。

地域子育て支援センター費５２８万３，０００円及び学童保育所費５１９万６，０００円につきましては、国の補助基準額の変更及び入所児童数の増加等に伴い、活動事業費補助金をそれぞれ増額するものでございます。

次の、児童家庭支援事業のシステム導入委託料４９８万８，０００円につきましては、迅速かつ正確なケース管理を行うため、児童相談システム導入に係る経費を計上いたし、備品購入費の１６２万４，０００円につきましては、要保護児童支援のため、巡回車両の購入経費でございまして、これも県補助金を財源といたしております。

次に、２１ページをお願いいたします。

上段の障がい児支援事業１４５万円につきましては、第一愛護園、和田保育園、関保育園における障がい児保育に伴い、通路段差解消などの施設改修や必要とする備品購入費を計上するものでございまして、県補助金を財源といたしております。

中段の一般管理費の臨時雇賃金１１４万６，０００円につきましては、正規職員の育児休業取得に伴い、生活保護専門員を任用するものでございます。

次に、２３ページをお願いいたします。

下段の農林水産業費、一般事業の耕作放棄地解消事業補助金４５万７，０００円及び有害鳥獣対策事業の獣害被害防止対策事業補助金７０万円につきましては、当初見込みより多くの助成要望に応えるため、増額を行うものでございます。

次に、２５ページをお願いいたします。

上段の商工費、団体支援事業の中小企業団体共同事業等補助金２９０万円につきましては、東町商店街振興組合が事業主体となり、国の補助事業により既存アーケードの照明のＬＥＤ化や柱脚の塗装などの改修を行いますので、亀山市中小企業団体が行う共同事業等に対する補助金交付要綱に基づき、市単独の補助金を交付するものでございます。なお、国からの補助金は、事業主体である東町商店街振興組合への直接交付となっております。

次に、下段の土木費、道路維持修繕費の補助金１００万円及び道路舗装事業の補助金５０万円につきましては、自治会が施工する道路修繕等に要する重機借り上げへの補助制度でございまして、当初見込みより多くの助成要望に応えるため増額を行うものであり、工事請負費との組み替えを行っております。

また、道路舗装事業工事請負費３，６５０万円は、社会資本整備総合交付金の交付額の決定により、川崎白木線について増額をしたものでございます。

次に、２７ページをお願いいたします。

上段、橋梁維持修繕費の工事請負費２，１００万円の減額につきましては、金瀬橋の長寿命化に伴う社会資本整備総合交付金の交付額の決定により減額をいたしました。

次の、耐震化補強事業につきましては、社会資本整備総合交付金の交付額により、上原北橋の整備工事等委託料１，０００万円を減額し、新たに椿世橋などの工事請負費１，０００万円を計上するものでございます。

中段の河川維持修繕費の工事請負費１，５００万円につきましては、辺法寺町地内の北山川において、護岸の洗掘により堤防の市道が陥没いたしましたので、修繕に係る経費を計上いたしました。

下段の施設整備事業の工事請負費８００万円につきましては、南野下水路整備工事において、道路管理者である三重県との協議により交通障害を短期間にするため、工期短縮が可能なコンクリート２次製品雨水ますの使用や、既存雨水配水管との接続を止水性の高い工法とするなど、工法変更に伴う増額でございます。

次に、２９ページをお願いいたします。

上段の、一般管理費補助金３１０万円につきましては、国のがけ地近接等危険住宅移転事業の建物助成費として、安坂山町地内の危険住宅にかわる住宅建築が採択されましたので、補助金を計上いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算におきまして国庫支出金及び県支出金を計上いたしております。

次に、下段の教育費の一般事業、文化芸術創造発信事業補助金５０９万円につきましては、亀山市地域社会振興会が文化会館で行う亀山音楽等人材育成及び交流事業に対して、国庫補助金を財源に補助を行うものでございます。

次に、３１ページをお願いいたします。

下段の、道徳・人権教育推進事業につきましては、県からの委託事業費の決定により、事業に係る経費を精査して計上いたしたものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、９ページをお願いいたします。

上段の市税でございますが、市民税の所得割１億４００万円につきましては、個人所得の落ち込みが当初見込みより少なく、当初予算に比して増収が見込まれますこと、また、法人税割１億２，８００万円につきましては、市内事業所の３月期決算の確定申告に伴う決算額の確定により、当初予算に比して増収が見込まれますので、増額いたすものでございます。

中段の固定資産税の土地２，６００万円の減額及び都市計画税の土地３００万円の減額につきましては、税負担の均衡化を図る負担調整措置により、評価額が上昇する割合が当初見込みより低かったことなどから、当初予算に比して、それぞれ減収が見込まれますので減額をいたすものでございます。

次に、下段の国庫支出金、子育て支援交付金１，６４６万７，０００円の減額につきましては、これまで、子ども・子育て支援交付金において行ってきた各事業につきましては、県の安心こども基金に移行して拡充されましたので、全額を減額いたすものでございます。

次の社会資本整備総合交付金３３０万円は、川崎白木線舗装工事など、交付額の決定による増額であり、続く社会資本整備総合交付金１５５万円につきましては、がけ地近接等危険住宅移転事業

に対する交付金を計上するものでございます。

次に、１１ページをお願いいたします。

上段の文化芸術創造発信事業補助金５０９万円は、文化会館で行う亀山音楽等人材育成及び交流事業が文化庁の補助事業に採択されましたので、国庫補助金を計上するものでございます。

中段の県支出金の地域支え合い体制づくり事業補助金５８８万４，０００円につきましては、昼生地区、川崎地区の両まちづくり協議会が実施される高齢者等の支え合い事業のほか、総合保健福祉センターの思いやり駐車場整備などに対する県補助金を計上いたしております。

次に、安心こども基金子育て支援事業費補助金２，１９１万３，０００円につきましては、歳出で補正計上いたしました地域子育て支援センターの活動補助金などの財源として、国庫補助金からの組み替えを行ったものでございます。

次の安心こども基金児童虐待防止体制強化事業費補助金４９８万８，０００円は、児童相談システム導入に係る補助金として、また安心こども基金要保護児童支援巡回車両導入補助金１７４万６，０００円は、巡回車両購入に係る補助金を計上し、補助率は１０分の１０でございます。

同じく、危険住宅対策事業費補助金７７万５，０００円は、がけ地近接等危険住宅移転事業に対する県補助金を計上するものでございます。

下段の社会人権教育総合推進事業委託金７０万円の減額は、県委託事業名の変更により全額を減額いたし、新たに子ども支援ネットワーク構築事業委託金として９０万円を計上するものでございます。

次に、１３ページをお願いいたします。

上段の財政調整基金繰入金２億３００万円の減額につきましては、今回の補正におきまして、市税２億３００万円の増額計上により財源に余裕ができましたので、財政調整基金からの繰り入れの減額を行うものでございます。

中段の繰越金でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金５，２８９万７，０００円を計上いたしました。

下段、諸収入の自動車損害共済災害共済金５００万円は、公用車による交通事故の損害賠償金の財源として、市が加入いたします全国市有物件災害共済会からの災害共済金を計上するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

３４ページをお願いいたします。

第２表の地方債補正につきましては、昼生地区農業集落排水整備事業の事業費増額に合わせて地方債７，７３０万円を増額いたし、補正後の限度額を１億６，４７０万円に変更いたすものでございます。

次に、４３ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上段の管理費の使用料賦課徴収費３９２万円につきましては、農業集落排水処理施設使用料の徴収方法について検討を行う委員会の開催に係る報償費３２万円を計上するほか、使用料の基礎数値となる各世帯の人員数の調査に伴う通信運搬費等の８０万円及び過年度使用料還付金２８０万円を計上いたしております。

下段の建設改良費の施設整備事業につきましては、昼生地区における補助事業費の決定により、管路及び中継ポンプの工事請負費１億４，７００万円を増額するものでございます。

次に、４５ページをお願いいたします。

下段の農業集落排水事業債償還基金積立金につきましては、平成２４年度繰越事業費に係る積立金を増額いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算において県支出金を計上いたしております。

戻りまして、３９ページをお願いいたします。

歳入でございますが、上段の農業集落排水事業受益者分担金１，４５４万３，０００円は、昼生地区の事業費決定による増額であり、次の農業集落排水施設使用料２００万円は、世帯員調査に基づき増額いたすものでございます。

中段の農業集落排水事業補助金６，８２４万９，０００円は、昼生地区の事業費の決定による増額でございます。

次に、４１ページをお願いいたします。

上段の農業集落排水事業債７，７３０万円は、同じく昼生地区の事業費の決定による増額であり、次の前年度繰越金は、今回の補正予算の財源として１，２７５万３，０００円を計上したものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

４８ページをお願いいたします。

第２表地方債補正につきましては、公共下水道事業について事業費の減額に合わせ、地方債１，０８０万円を減額いたし、補正後の限度額を２億８，１８０万円に変更いたすものでございます。

次に、５７ページをお願いいたします。

上段の管理費の施設維持管理費１，２８８万２，０００円につきしては、井田川・能褒野中継ポンプの取りかえ修繕に係る経費を計上するものでございます。

下段の建設改良費の施設整備事業３，５６８万２，０００円の減額につきましては、補助事業費の決定に合わせ、事業精査を行い、設計等委託料及び下水管渠布設工事の工事請負費を減額するものでございます。

戻りまして、５３ページをお願いいたします。

歳入につきましては、補助事業費の決定を受けて、公共下水道整備事業費補助金２，２８４万１，０００円、公共下水道事業債１，０８０万円、それぞれ減額するほか、前年度繰越金１，０８４万１，０００円を今回の補正予算の財源として計上いたしたものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

６１ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、南野下水路事業に伴う事務費１万２，０００円を増額いたし、めくっていただきまして、次の６２ページの資本的収入につきましては、工事負担金１８万８，０００円を増額するものでございます。

次に、病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

７１ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、看護師等修学資金貸付金の利用希望者の増が見込まれますので、２

５９万１，０００円を増額するものでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成２４年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成２４年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

西口会計管理者。

○会計管理者（西口美由紀君登壇）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第６３号から議案第６７号までの平成２４年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

先ほど、市長から提案理由の説明がございましたが、私からは歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて決算状況の説明をさせていただきます。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の３６、３７ページをごらんください。

まず、一般会計の歳入の主なものでございますが、第１款市税は、調定額１１２億９，４２６万４，９６０円、収入済額は１０３億４，７６３万９１３円、不納欠損額は２，７６７万２，１７１円、収入未済額は９億１，８９６万１，８７６円で、調定額に対します収納率は９１．６％となっております。

市税の主な税目の収納率は、市民税は８９．９％、固定資産税は９４．１％、軽自動車税は８４．８％、都市計画税は９４．１％となっております。

次に、４０、４１ページをごらんください。

第１０款地方交付税の収入済額は１４億５，９８８万１，０００円でございます。

次に、４８、４９ページをごらんください。

第１４款国庫支出金の収入済額は１８億１８２万２，０７７円となっております。

次に、５２、５３ページ下段の第１５款県支出金の収入済額は１０億８，３３９万１，５０８円となっております。

次に、６２、６３ページ、第１８款繰入金の収入済額は１８億５，１６６万５，５８０円で、主なものは、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、６４、６５ページ、第１９款繰越金の収入済額は７億９，９３４万９，８４６円で、備考欄に記載のとおり、前年度繰越金が主なものでございます。

次に、７０、７１ページ下段の第２１款市債の収入済額は２１億９，４００万円で、主なものといたしましては、７３ページの臨時財政対策債を初め、和賀白川線及び野村布気線整備事業に伴います合併特例債などでございます。

同ページ下段の歳入合計は、予算現額２２０億４，２５６万３，０５３円に対しまして、調定額は２２６億６，１９３万８，３５４円で、収入済額は２１５億４，１５１万７，９９０円でございます。

また、不納欠損額は２，８９５万９，５３５円で、収入未済額は１０億９，１４６万８２９円でございます。

続きまして、一般会計の歳出について、主要事業の中から主なものに絞ってご説明申し上げます。

まず、第２款総務費でございますが、９９ページ中ほどをごらんください。

地区コミュニティセンター充実事業は、関文化交流センターの改修工事費及び神辺地区コミュニティセンターの改築工事設計業務委託などに要した経費６，１０８万９１２円などが主なものとなっております。

次に、第３款民生費でございます。１３５ページ中ほどをごらんください。

民間保育所整備事業は、社会福祉法人に保育所の新設工事等施設整備に対する補助金１億４，０００万円を、同ページ下段の小中学生医療費無料化事業で６，３１４万９，５７１円が主なものでございます。

続きまして、第４款衛生費でございます。１６７ページ上段をごらんください。

施設長寿命化事業の総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事等で３億８，６６８万３，５００円が主なものでございます。

次に、第６款農林水産業費でございます。１８５ページ上段をごらんください。

森林環境創造事業は、仙ヶ嶽地区ほか森林整備委託に要した経費１，９８４万３，１５５円が主なものでございます。

次に、第７款商工費でございます。１８７ページ上段をごらんください。

地域生活交通再編事業は、さわやか号などの運行等に要した経費１億９８３万８，５６４円などが主なものでございます。

次に、第８款土木費でございます。２０１ページ上段をごらんください。

合併特例事業は、和賀白川線整備事業で８億１，５７３万６，３９６円、野村布気線整備事業で繰越明許分を含め、１億５，７８０万２，５１０円などが主なものでございます。

次に、第９款消防費でございます。２２３ページ中ほどをごらんください。

緊急防災事業は、消防救急無線デジタル化整備事業で１，３５４万５，０００円が主なものでございます。

次に、第１０款教育費でございます。２３１ページをごらんください。

学校整備事業は、井田川小学校教室増設事業で、繰越明許費を含め２億８２８万７，５９５円、２５１ページ中ほどの歴史的環境形成事業の亀山城周辺保存整備事業で、繰越明許費を含め４，５４７万２，６７０円などが主なものでございます。

次に、第１１款災害復旧費でございます。２８１ページ中ほどをごらんください。

単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業で、繰越明許費を含め９，７９８万５，２３７円が主なものでございます。

次に、第１２款公債費でございます。２８３ページ中ほどをごらんください。

元金償還金が２４億７，５３３万８，６７８円、利子償還金が２億６，６６３万２，８２４円になっております。

次に、第１３款諸支出金でございます。

財政調整基金ほか７基金への積立金で１億７８９万３，３８９円になっております。

２８４、２８５ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額２２０億４，２５６万３，０５３円に対しまして、支出済額は２０４億５，５９３万２，１２６円、継続費逓次繰越は５００円、繰越明許費は９億２２７万５，２００円、事故繰越は４，８７１万１，２４１円、不用額は６億３，５６４万３，９８６円となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、２８８、２８９ページをごらんください。

第１款国民健康保険税の収入済額は９億７，４２８万３，４７５円、不納欠損額は１，５９５万１４２円、収入未済額は５億８，３４６万２，５９０円で、調定額に対します収納率は６１．９％となっております。

２９０、２９１ページ中ほどの第３款国庫支出金の収入済額は８億１，０２４万６，７２１円、次に２９２、２９３ページ中ほどの第６款前期高齢者交付金の収入済額は１２億９，９１０万１，９８９円、第７款共同事業交付金の収入済額は３億８，３１５万４，７１０円で、第８款繰入金は、一般会計繰入金で２億１，５１１万７，７３８円でございます。

２９６、２９７ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額４４億８，１９０万６，０００円に対しまして、調定額は５０億６，６０５万３，１３１円、収入済額は４４億６，６６４万３９９円、不納欠損額は１，５９５万１４２円、収入未済額は５億８，３４６万２，５９０円となっております。

一方、歳出でございますが、３００、３０１ページ中ほどをごらんください。

本特別会計の支出の大半を占めます第２款保険給付費の支出済額は２９億２，６３６万４，６７２円、次に、３０４ページ上段の後期高齢者支援金等の支出済額は５億４，２４０万８，９４９円、３０６ページ上段の共同事業拠出金の支出済額は４億４９３万９，６４５円となっております。

３１０、３１１ページ下段の歳出合計は、予算現額４４億８，１９０万６，０００円に対しまして、支出済額は４２億６，１０６万２，７５５円、不用額は２億２，０８４万３，２４５円となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。３１４、３１５ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第１款後期高齢者医療保険料は、収入済額３億３３４万４，９０７円、不納欠損額３２万６６６円、収入未済額は４８９万１，３９８円で、調定額に対します収納率は９８．３％となっております。

第３款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は４億５，２７１万４，０００円でございます。

これらを含めました歳入合計額は、下段でございますが、予算現額７億６，３４３万４，０００円に対しまして、調定額は７億６，５９６万５，２５４円、収入済額は７億６，０７５万３，１９０円、不納欠損額は３２万６６６円、収入未済額は４８９万１，３９８円でございます。

一方、歳出でございますが、３１６、３１７ページ下段をごらんください。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は７億４，１１４万７，８２１円でございます。

歳出の合計は、３１８、３１９ページ下段にございますとおり、予算現額７億６，３４３万４，０００円に対しまして、支出済額７億５，５５０万４，１２９円、不用額は７９２万９，８７１円とな

っております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。３２２、３２３ページをごらんください。

歳入でございますが、第２款使用料及び手数料は、施設使用料などで、収入済額は８，９３８万８，７６０円、不納欠損額は５，２４０円、収入未済額は１０５万７，６８０円で、調定額に対します収納率は９８．８％となっております。

第３款県支出金の収入済額は２億２，２３５万５，０００円で、収入未済額は繰越明許に伴う未収入特定財源１億４，０３９万５，０００円となっております。

第５款の繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は２億９，０７２万５，０００円でございます。

これらを含めました歳入合計は、３２４、３２５ページ下段でございますが、予算現額１１億９，６９５万３，８５０円に対しまして、調定額１０億６，４７１万９，１１６円、収入済額は９億２，２７３万６，１９６円、不納欠損額は５，２４０円、収入未済額は１億４，１９７万７，６８０円でございます。

一方、歳出でございますが、第１款事業費では、３２７ページ下段の処理施設維持管理費に要した経費１億７，６６６万９，５０８円、３２９ページ下段の昼生地区整備事業に要した経費４億９，４１９万８，４１２円が主なものでございます。

これらを含めました歳出合計は、３３０、３３１ページ下段にございますとおり、予算現額１１億９，６９５万３，８５０円に対しまして、支出済額は９億３８０万２，８１６円、繰越明許費は２億８，３０９万円、不用額は１，００６万１，０３４円でございます。

最後に、公共下水道事業特別会計でございます。

３３４、３３５ページをごらんください。

歳入でございますが、第１款分担金及び負担金は、収入済額３，９０８万６，４４０円、不納欠損額１８０万１，２６１円、収入未済額は１，６４９万８，６９５円で、調定額に対します収納率は６８．１％となっております。

第２款使用料及び手数料は、収入済額３億３，７１７万２，４２６円、不納欠損額は１９万８，８００円、収入未済額は１，２０６万９１１円で、調定額に対します収納率は９６．５％となっております。

第３款国庫支出金の収入済額は３億３，７８５万円、収入未済額は繰越明許に伴う未収入特定財源７，２５０万円で、これらを含めました歳入合計は、３３６、３３７ページ下段にございますとおり、予算現額１７億３，９８１万４，８４４円に対しまして、調定額１６億８，４７５万９，８６８円、収入済額１５億８，１７０万２０１円、不納欠損額２００万６１円、収入未済頼は１億１０５万９，６０６円でございます。

一方、歳出でございますが、第１款事業費は、３４１ページ下段の施設整備事業は、小野北部及び井田川・能褒野処理分区下水道管渠布設工事等に要した経費５億７７２万４，７４３円が主なものでございます。

３４２、３４３ページ下段の歳出合計は、予算現額１７億３，９８１万４，８４４円に対しまして、支出済額１５億５，０６６万７，６５５円、繰越明許費が１億５，９５４万３，０００円、不用額は２，９６０万４，１８９円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成２４年度亀山市一般会計及び各特別会計決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

なお、３４６ページからの実質収支に関する調書以降及び本決算の附属書類として、決算資料を提出させていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後１時まで休憩といたします。

（午後　０時０４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局長に平成２４年度亀山市水道事業会計決算について、並びに平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算についての補足説明を求めます。

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

議案第６８号平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成２４年度亀山市水道事業会計決算書の１ページ、２ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入における第１款水道事業収益の決算額は１１億４，８７９万１，７３４円となっております。

第１項営業収益の決算額は１１億４，６７７万４，８３９円で、その大半が給水収益となっております。

第２項営業外収益の決算額は２０１万６，８９５円で、主なものは水道事業の施設を工業用水道事業が一部利用することに対する使用料などとなっております。

一方、支出につきましては、第１款水道事業費用の決算額１１億２，８３８万７，６９９円となっております。

第１項営業費用の決算額は１０億２，８４６万９，３７７円で、主なもとして県企業庁への受水費や水道施設の維持管理などに要した費用でございます。

第２項営業外費用の決算額は９，９６６万１，５２６円で、主に企業債利息及び消費税でございます。

第３項特別損失の決算額２５万６，７９６円で、主なものとして、去る３月議会で報告いたしました放棄した私債権と過年度の水道料金還付金でございます。

次に、３ページ、４ページの資本的収入及び支出でございますが、第１款資本的収入の決算額は９，６５９万３，７００円となっております。

第２項工事負担金の決算額は８，８０１万９，４００円で、主なものは公共下水道事業や農業集落排水事業に伴う配水管移設工事及び舗装の工事負担金でございます。

第３項の負担金の決算額８５７万４，３００円は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第１款資本的支出の決算額は５億７，９９６万８，１４１円で、第１項建設改良費の決算額４億９５２万６，０４０円で、主なものは関第３水源地２号・３号送水ポンプの取りかえ工事、みどり町地内配水管改良工事、農業集落排水事業及び公共下水道事業に伴う配水管改良工事であります。

第２項企業債償還金の決算額は１億７，０４４万２，１０１円となっております。

以上、資本的収入が資本的支出額に不足する額４億８，３３７万４，４４１円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，３００万５，４６０円と当年度分損益勘定留保資金４億５３７万１４９円及び建設改良積立金６，４９９万８，８３２円で補填いたしております。

次に６ページの平成２４年度亀山市水道事業損益計算書につきましては、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの期間における状況を示しているもので、この経理期間における純利益は、下から３行目、記載してありますが７０２万９，００５円となっております。

次に、７ページの平成２４年度亀山市水道事業剰余金計算書でございますが、自己資本金については、前年度末残高１２億４，９２３万９，９９０円に建設改良積立金から６，４９９万８，８３２円を組み入れまして、１３億１，４２３万８，８２２円となっております。

次に借入資本金でございますが、２６億５，１８２万６，５３９円から企業債の償還金１億７，０４４万２，１０１円を差し引きまして、２４億８，１３８万４，４３８円となっております。

剰余金のうち、資本剰余金の工事負担金につきましては５５億４，２８５万１，５４２円に工事負担金の受入金として８，３７５万５，８３０円を加えまして、５６億２，６６０万７，３７２円となっております。

その他資本剰余金は、３億３，９９５万７，２６８円に他会計からの負担金８１６万７，５６２円を加えまして３億４，８１２万４，８３０円となり、資本剰余金合計といたしまして７０億１，５５０万２，５５８円となっております。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金につきましては、前年度末残高１億２，７９７万６，３１１円に積立金５００万円を行い、１億３，２９７万６，３１１円に、建設改良積立金は２億６，３１９万９，９６９円に３，０００万円を積み立てて２億９，３１９万９，９６９円となり、そこから自己資本金へ６，４９９万８，８３２円を組み入れましたので、当年度末残高は２億２，８２０万１，１３７円となっております。

当年度未処分利益剰余金は、前年度末残高７，５０２万８，００３円から減債積立金５００万円と建設改良積立金３，０００万円を積み立てておりますことから、処分後の残高は４，００２万８，００３円に、それに本年度の純利益７０２万９，００５円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は４，７０５万７，００８円となり、利益剰余金合計は４億８２３万４，４５６円となりまして、資本金合計として１１２億１，９３６万２７４円となっております。

次に、９ページの平成２４年度亀山市水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部でございますが、１の固定資産のうち、有形固定資産合計額は１０４億６，３１５万３，８０６円となっております。また、無形固定資産は８８万１，３００円で、固定資産額合計は１０４億６，４０３万５，１０６円となっております。これらの明細につきましては、決算書２５、２６ページに記載いたしております。

２の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で、合計額は１１億１３２万８，５８１円でござ

います。

３の繰延勘定は５０５万７，２００円で、以上、資産の部を合計いたしますと１１５億７，０４２万８８７円となっております。

一方、１０ページの負債の部につきましては、４の固定負債、修繕引当金及び退職給与引当金につきましては取り崩していませんので、昨年度と同額の３，８０２万７，７８２円で、５の流動負債は、未払金、前受金及びその他流動負債で、合計額は３億１，３０３万２，８３１円であり、負債合計額といたしまして３億５，１０６万６１３円となっております。

次に、資本の部における自己資本金と借入資本金合計額は３７億９，５６２万３，２６０円でございます。なお、企業債の明細書につきましては、決算書の２７ページから３２ページに記載いたしております。

また、剰余金合計額は、資本剰余金と利益剰余金とを合わせまして７４億２，３７３万７，０１４円でありますので、資本合計といたしまして１１２億１，９３６万２７４円となります。

以上、負債と資本の合計額は１１５億７，０４２万８８７円となり、９ページの資産合計額と一致いたしております。

以上、議案第６８号平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第６９号平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成２４年度亀山市工業用水道事業会計決算書の１、２ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第１款工業用水道事業収益の決算額は７，０８７万６４０円となっております。

次に、収益的支出につきましては、第１款の工業用水道事業費用の決算額は６，１３８万１，２２６円となっております。

第１項の営業費用の決算額は５，１４７万５，７４８円で、これは工業用水道施設の維持管理などに要した経費でございます。

第２項営業外費用の決算額は９９０万５，４７８円で、その内訳は企業債利息及び借入金利息でございます。

次に、３ページ、４ページの資本的支出でございますが、決算額は６，００８万４，４０２円で、その内訳は、第１項建設改良費の決算額７０７万２，８００円で、第５水源系テレメーター更新工事を実施いたしました。第２項企業債償還金の決算額は５，３０１万１，６０２円といたしております。

その結果、資本的収入額ゼロに対して、資本的支出額に不足する額６，００８万４，４０２円は、過年度分損益勘定留保資金５，９７４万７，６０２円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３３万６，８００円で補填いたしております。

次に、６ページの平成２４年度亀山市工業用水道事業損益計算書につきましては、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの期間における損益の状況を示しており、この経理期間における純利益が下から３行目に記載してございますが、９１５万２，６１４円となっております。これにより、これまでの利益剰余金に加えた当年度未処分利益剰余金は２，６２８万８，２２９円とな

っております。

次に、７ページの平成２４年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書でございますが、借入資本金でございますが、前年度末残高５億５，２２９万２，８９７円から企業債の償還金５，３０１万１，６０２円を差し引きまして、４億９，９２８万１，２９５円となっております。

８ページの剰余金のうち利益剰余金でございますが、減債積立金につきましては、前年度末残高１，４００万円に積立金２００万円を行い１，６００万円に、建設改良積立金は４，０００万円に１，０００万円を積み立てて５，０００万円となっております。

当年度未処分利益剰余金は、前年度末残高２，９１３万５，６１５円から減債積立金２００万円と建設改良積立金１，０００万円を積み立てておりますことから、処分後の残高は１，７１３万５，６１５円に、それに当年度の純利益９１５万２，６１４円を加えまして、当年度末残高は２，６２８万８，２２９円となり、利益剰余金合計は９，２２８万８，２２９円となりまして、資本金合計として８億３，９８１万７，４７２円となっております。

次に下の表でございますが、平成２４年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第３２条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金２，６２８万８，２２９円のうち減債積立金に５００万円を、建設改良積立金に１，０００万円それぞれ積み立てを行い、今後の施設更新時に運用してまいりたいと提案するもので、こうしたことから、翌年度繰越利益剰余金は１，１２８万８，２２９円といたしております。

次に、９ページの平成２４年度亀山市工業用水道事業貸借対照表についてご説明を申し上げます。

まず、資産の部、１．固定資産についてですが、有形固定資産の合計額は６億７，９６０万９，０５２円となっております。固定資産の明細につきましては、決算書の２１、２２ページに記載いたしております。

２の流動資産につきましては、現金預金及び未収金などの合計金額で１億７，２１８万４，９４５円でございます。

以上、資産合計といたしまして８億５，１７９万３，９９７円となっております。

一方、１０ページの負債の部につきましては、３の固定負債は、退職給与引当金が１５５万円で、４の流動負債は未払金及びその他流動負債の合計額は１，０４２万６，５２５円となり、負債額合計といたしまして１，１９７万６，５２５円となっております。

次に、５の資本金合計は４億９，９２８万１，２９５円でございます。借入資本金の企業債など明細につきましては、決算書２１、２２ページに記載いたしております。

６の剰余金は、資本剰余金の合計２億４，８２４万７，９４８円と利益剰余金の合計９，２２８万８，２２９円で、剰余金合計といたしまして３億４，０５３万６，１７７円となり、資本合計は８億３，９８１万７，４７２円といたしまして、以上、負債と資本の合計額は８億５，１７９万３，９９７円となり、資産合計と一致いたしております。

以上、議案第６９号平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

上下水道局長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に平成２４年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

それでは、議案第７０号平成２４年度亀山市病院事業会計決算につきまして補足説明を申し上げます。

平成２４年度亀山市病院事業会計決算書の１、２ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第１款病院事業収益決算額が１５億９，４９９万２，９２７円で、その内訳は、第１項の入院・外来等の医業収益決算額１３億６４９万６，４４５円と、第２項の他会計負担金や補助金等の医業外収益決算額の２億８，８４９万６，４８２円でございます。

次いで、支出につきましては、第１款病院事業費用決算額が１７億４，０２８万９，８９７円で、その内訳は、第１項医業費用として、給与、材料、施設維持管理費、管理経費等の決算額が１６億８，４９７万４，０３３円と、第２項医業外費用として、企業債支払利息等の決算額が５，０４４万５３３円、第３項の特別損失は過年度損益修正損で、決算額が４８７万５，３３１円となっております。

次に、３、４ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、第１款資本的収入決算額が３，４７７万８，８７６円で、その内訳は、第１項出資金の企業債償還金に対する他会計出資金３，２９６万４，８７６円と、第２項補助金の家庭医育成拠点整備事業に対する県補助金１８１万４，０００円でございます。

次いで、支出につきましては、第１款資本的支出決算額が３億４，５８７万７，２１１円で、第１項建設改良費は、医療センター改修工事やＣＴスキャナーなどの診療用機器の更新で２億９，４２６万９，８９６円となっております。

第２項企業債償還金は４，９４４万７，３１５円で、第３項の投資の決算額２１６万円は、看護師の修学資金貸付金でございます。

収支いたしますと３億１，１０９万８，３３５円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、５ページの平成２４年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。ここからは、法定書式により、消費税抜きで記載いたしております。

１の医業収益は１３億４３２万９，７６５円で、これに対し、２の医業費用が１６億６，７１５万３８円となり、差し引きいたしました医業収支は３億６，２８２万２７３円の医業損失となります。

一方、３の医業外収益は２億８，８２５万６，６７７円で、４の医業外費用が６，５３７万８，７４３円でありますので、医業外収支におきましては２億２，２８７万７，９３４円の利益となっております。

したがいまして、医業外利益と医業損失を差し引きいたしました１億３，９９４万２，３３９円が経常損失となり、そこに特別損失４８７万５，３３１円を算入いたしますと、平成２４年度の純損失は１億４，４８１万７，６７０円となります。これに前年度繰越欠損金の８，８４３万９，４５０円を合わせますと、当年度未処理欠損金は２億３，３２５万７，１２０円となっております。

続きまして、６ページの平成２４年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は、政府債償還金元金の３分の２を補填いただく他会計出資金３，２９６万４，８７６円を加えますと、３３億８，２３８万６５８円となります。

借入資本金は政府債の残高で、当年度４，９４４万７，３１５円を償還したことにより、４億３，５７１万７，９０９円となっております。

次の、資本剰余金につきましては、当年度に家庭医育成拠点整備事業に係る県補助金１８１万４，０００円を計上いたしております。

利益剰余金につきましては、当年度に１億４，４８１万７，６７０円の純損失を計上し、利益剰余金の当年度末残高がマイナス２億３，３２５万７，１２０円となり、資本合計は３６億１，０５０万８９２円となっております。

次に、下段の平成２４年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

最後に、７、８ページの平成２４年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部では、１の固定資産は、土地、建物、構築物、器械備品等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産及び長期貸付金と投資有価証券の投資で、合わせまして２９億８７５万２，８９０円となっております。

２の流動資産は、現金預金、未収金、有価証券、薬品、診療材料の貯蔵品等で、合計９億５，８７９万４，９０８円となっております。

３の繰延勘定は、４条予算の建設改良費に係る控除対象外消費税額２，００２万１，５４９円でございます。

以上、資産合計は３８億８，７５６万９，３４７円となっております。

次に、８ページの負債の部につきましては、４の固定負債の引当金については、残高はございません。

５の流動負債は、未払金及びその他流動負債と合わせて２億７，７０６万８，４５５円となっております。

次に、資本の部につきましては、６の資本金が自己資本金と企業債による借入資本金を合わせた３８億１，８０９万８，５６７円となっております。

７の剰余金は、資本剰余金２，５６５万９，４４５円と欠損金が２億３，３２５万７，１２０円で、合計がマイナス２億７５９万７，６７５円となり、資本の合計は３６億１，０５０万８９２円となりました。

負債資本の合計は３８億８，７５６万９，３４７円となり、資産の合計額と合致いたしております。

以上、議案第７０号平成２４年度亀山市病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

なお、９ページ以降の附属書類もあわせて、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

次に、関支所長に平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算についての補足説明を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

それでは、議案第７１号平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算につきまして補足説明を申し上げます。

平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算書の２ページ、３ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第１款宿舎事業収益決算額１億３，０１０万９，５４８円となっております。その内訳といたしましては、第１項営業収益１億２，６４７万３，２６４円で、その主なものは、関ロッジ宿泊料、食事料等の利用収益、道の駅の営業収益等でございます。

また、第２項営業外収益は３６３万６，２８４円で、その主なものは、道の駅における賃貸料などの雑収入でございます。

続きまして、支出でございますが、第１款宿舎事業費用決算額１億５，３５６万８，２９３円となっております。その内訳といたしましては、第１項営業費用が１億５，０９５万４，４９３円で、関ロッジ並びに道の駅の経営に要した費用でございまして、第２項営業外費用決算額２６１万３，８００円につきましては、消費税でございます。

次に、４ページ、５ページの資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

まず、資本的収入につきましては、平成２４年度の収入はございませんでした。

次に、資本的支出につきましては、第１款資本的支出が１，２１７万５５０円で、第１項建設改良費の関ロッジ耐震補強及び改修実施設計業務委託ほか資産購入等によるものでございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額１，２１７万５５０円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５７万９，５５０円、並びに過年度分損益勘定留保資金１，１５９万１，０００円で補填しております。

次に、６ページをお開きください。

平成２４年度亀山市国民宿舎事業損益計算書につきましては、宿舎事業と道の駅事業を合わせた損益を記載してございます。

それぞれの事業損益計算書は、２２ページ、２３ページに記載してありますことから、ごらんいただきたいと存じます。なお、６ページの損益計算書から９ページの貸借対照表までは、消費税抜きの記載となっております。

それでは、６ページの平成２４年度亀山市国民宿舎事業損益計算書をご説明申し上げます。

１の営業収益につきましては、関ロッジ利用に伴う宿泊料、食事料などの利用収益及び道の駅営業収益等の合計１億２，０４５万１，９７５円となっております。これに対しまして、２の営業費用は、宿舎経営費、減価償却費、道の駅経営費等の合計１億４，７９５万４，４０２円となっております。これにより、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支は２，７５０万２，４２７円の営業損失となっております。

次に、３．営業外収益は、関ロッジ及び道の駅雑収益の３４６万４，１３２円となり、これにより当年度純損失は２，４０３万８，２９５円となり、前年度繰越欠損金４，１５４万５，７７６円を合わせた当年度未処理欠損金は６，５５８万４，０７１円となりました。

次に、７ページの平成２４年度亀山市国民宿舎事業剰余金計算書につきましてご説明申し上げます。

表中の最下段の当年度末残高におきまして、まず自己資本金としては２億１，９４７万２，４５７

円となっております。

次に、剰余金では、資本剰余金合計が１億１，８３１万５，１７０円、利益剰余金としては、建設改良積立金８，００２万４，７３６円と、当年度未処理欠損金６，５５８万４，０７１円により、利益剰余金合計が１，４４４万６６５円で、資本金合計が３億５，２２２万８，２９２円となっております。

次に同じく７ページの下の表、平成２４年度亀山市国民宿舎事業欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金６，５５８万４，０７１円を次年度へ繰り越すことから、繰越欠損金として同額を処理するものでございます。

次に、８ページをごらんください。

平成２４年度亀山市国民宿舎事業貸借対照表でございますが、まず資産の部、１の固定資産でございますが、有形・無形固定資産及び投資の固定資産合計といたしまして２億４，６９４万２，５５５円となっております。

次に、２の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品の合計１億２，９１７万７，０５１円となっており、以上のことから、資産合計といたしましては３億７，６１１万９，６０６円となっております。

次に、９ページの負債の部でございます。

３の固定負債としては、退職給与引当金が８５７万４，０００円、４の流動負債としては、未払金などの合計１，５３１万７，３１４円であり、これら負債合計は２，３８９万１，３１４円となっております。

次に、資本の部でございますが、５の資本金としては、自己資本金は２億１，９４７万２，４５７円、６の剰余金につきましては、資本剰余金、利益剰余金合わせて１億３，２７５万５，８３５円となっております。

したがいまして、資本合計３億５，２２２万８，２９２円となっており、以上、負債と資本の合計といたしまして３億７，６１１万９，６０６円となり、８ページの資産合計と合致いたしております。

以上、議案第７１号平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

関支所長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

次にお諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

明３０日から９月８日までの１０日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明３０日から９月８日までの１０日間は休会することに決しました。

次の会議は９月９日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後　１時３８分　散会）

●議事日程（第２号）

平成２５年９月９日（月）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　上程各案に対する質疑

議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６４号　平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６６号　平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６７号　平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７１号　平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第７２号　工事請負契約の締結について

議案第７３号　和解及び損害賠償の額の決定について

議案第７４号　市道路線の認定について

議案第７５号　市道路線の認定について

報告第１６号　決算に関する附属書類の提出について

報告第１７号　健全化判断比率の報告について

報告第１８号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１９号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第２０号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第２１号　亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について

報告第２２号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第２３号　亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第２４号　専決処分の報告について
報告第２５号　専決処分の報告について
報告第２６号　専決処分の報告について
報告第２７号　専決処分の報告について
報告第２８号　専決処分の報告について
報告第２９号　寄附受納について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君		

●欠席議員（1名）

２２番　櫻井清蔵君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君

関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部　満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○副議長（前田　稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、議長の都合により、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めます。

日程第１、諸報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書２件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第２、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて質疑することがないようにご注意をお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

４番　尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

皆さん、おはようございます。

緊張しまして、昨夜から余り寝られない夜を送りまして、非常に緊張しておりますので、お聞き苦しいところがあればお許しいただきたいと思います。

それでは、４番、緑風会の尾崎です。

通告に従いまして、平成２４年度決算に対しまして、緑風会を代表して議案質疑をさせていただきます。

まず、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、これについて大

きく２点に分けて質問させていただきます。

市長は、昨年の３月議会において、平成２４年度当初予算について、液晶関連産業の集積等による税収の増加に支えられ、平成１７年度から普通交付税不交付団体として財政運営も堅調に推移してきましたが、固定資産税の落ち込みなどから７年ぶりに普通交付税交付団体に転じるなど、行政運営の大きな転換点を迎えたと話されております。

今後の財政見通しについて、市税の減少傾向、また地方交付税につきましても、合併算定がえ分が平成２６年度以降段階的に減額となることから、歳入増は期待できず、厳しい財政状況になるとのことは予測される中で、２４年度の予算編成につきましては、低迷する経済情勢や税収動向等を踏まえながらも、後期基本計画の初年度に当たり、第１次実施計画に基づくさまざまなハード・ソフト事業を展開していくため、積極的な予算編成をしたと申されて２４年度はスタートいたしました。

１年たった今、２４年度決算を見られてどのように評価されているのか、まずお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

４番　尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁をお願いします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成２４年度決算の市長の評価はいかがというお尋ねでございました。

平成２４年度は後期基本計画の初年度として、また私の市長就任４年目としてマニフェストに掲げた政策項目を仕上げることに意を用いながらも、今日までのまちづくりに対する市民の盛り上がりやこれまでの取り組み成果を生かし、つなげ、一層安心・安全に軸足を置いて、将来都市像「豊かな自然」「悠久の歴史」「光ときめく亀山」の実現に向け、全力で取り組んだところでございます。

その結果、溶融処理施設長寿命化事業や井田川小学校教室増設事業などのハード事業、ソフト事業におきましては、福祉医療費助成や三重大学亀山地域医療学講座支援など、第１次実施計画に位置づけた各種事業は、おおむね計画どおりの進捗を図ることができたというふうに考えております。

また、歳入の根幹をなす市税収入につきましては、前年比で約１４億１，０００万円という大幅な減少となる中で、経常経費の削減や基金の活用もさせていただき、効率的な財政運営に努めたことなどから、一般会計の実質収支は約１０億円の黒字となったところでございます。

このほか、基金総額は約９８億７，０００万円と減少をいたしまして、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスでございますけれども、これが６年連続の黒字から約９億９，０００万円の赤字に初めて転じたという状況でございました。しかし、市債の残高は約１８１億２，０００万円と４年連続で着実に減少させることができましたことから、本市財政の健全化は、一定程度確保できているものと考えておるものでございます。

しかしながら、平成２４年度決算の財政構造指標を見ますと、経常収支比率、公債費負担比率などの指数から、財政構造の硬直化が確実に進んでおりまして、行財政改革大綱に掲げました歳出構造の刷新、歳入改革の推進による行財政体質の革新を図って、効率的で持続可能な行財政運営を構

築してまいりたいと、このように考えるものでございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど決算の総括をしていただいたわけですけど、成果報告書を読みますと、これに沿って評価していただいております。

受験とか勉強にしましても、弱いところを強くして伸びる方法もあれば、強いところを伸ばすといういろんな手法があると思います。先ほどは全体の中でこういうような取り組みをやられたというお話をいただきましたけど、昨年度１年間、多岐にわたっていろんな施策を実施されてきたと思いますけれども、２４年度１年間を振り返りまして、一番市長としてやりたかったことができたのか、成果を上げたものは何だと思われるのか、それとも成果が思うように上がらなかったというものがもしあれば、先ほどの総括の中ではそういうことはお聞きできなかったので、もう少し細かい点についてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もう少し詳細について触れてほしいということでございました。

平成２４年度につきましては、後期基本計画の初年度に当たりまして、各種施策の推進に向けて第１次実施計画に掲げた主要事業を中心にさまざまな事業に取り組んでまいったところでございます。とりわけ後期基本計画におきまして、重点的かつ政策横断的に取り組む４つの戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みでもあります地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、２つのモデル地区での取り組みが、本年度早々の地域まちづくり協議会の設立につながるなど、着実な成果が上がっているものと考えておるものでございます。

こうした地域への支援を継続していくことで後期基本計画の推進力が高まって、市民力で地域力を高めるまちづくりにつながると。そういう意味では、この分野におけるさまざま取り組み、地域の自主的な取り組みも含めて、一定の成果の土台ができたんではないかなというふうに思っております。

一方で、行財政改革につきましては、大綱の見直しや実施計画が１０月に改定されたという背景もございまして、その事業の一部について進捗が進まなかったところがございました。今後、市税の減収を乗り越え、生活の質の向上を両立するために、さらに徹底した行財政改革が必要であると、こういう認識を持たせていただいておりますが、その意味から、本年度早々、私自身本部長といたします行財政改革推進本部を立ち上げまして、全庁を挙げて行財政改革に取り組むこととして、引き続き持続可能な自治体経営を目指すことといたしております。この点につきましては、課題として捉えておるところであります。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど期待どおりの成果があったものと、そうでなかったということをお聞きしました。

その中で、２４年度決算概要に関する外部評価というのをされたのか、結果が出ております。その中に、行政評価システムの活用は重要であり、適切なシステム運用により、効果的な財政運営につなげられたいというような記述があります。この中で、行政評価システムというのは簡単にどういうことなのかというのと、２４年度も当然にこの行政評価システムを活用されたと思いますが、その辺について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

おはようございます。

行政評価につきましては、行政の進める施策や事業などのさまざまな行政活動を、一定の手法により客観的に評価をして、その結果を後の行政運営へ反映させていくということと考えてございます。

本市におきましては、総合計画の計画的・総合的かつ効率的な推進を図るために、平成１９年度の第１次総合計画のスタートにあわせまして、前期基本計画期間につきましては、主要事業のみを対象といたしました事務事業評価を実施してまいりましたが、後期基本計画の開始にあわせまして施策評価を導入いたしたところでございます。

この施策評価につきましては、事務事業評価の対象をこれまでの主要事業から一般会計の主要事業以外の標準事業まで拡大をし、これらの事務事業評価結果や分野別計画の成果などを評価要素といたしました総合評価として実施したものでございます。

なお、評価に当たりましては、行政の透明性とアカウンタビリティーの確保、職員の意識改革、行政活動の改善と施策の推進に主眼を置いて実施をいたしておりまして、これまで以上に総合計画の効率的・効果的な推進につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

２４年度への活用といったことでございますけれども、１９年度からは事務事業評価といった形で行政評価システムを動かしてございますので、当然２４年度の予算編成に際しても活用させていただいてございます。今後も予算編成はもとより、事業実施手法まで評価をもとに反映をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、人件費のことについてお聞きしたいと思います。

義務的経費の中の人件費についてなんですけれども、正規職員の人件費は、２２年度では３６億９，６００万円、２３年度は３７億１，８００万、２４年では３９億５，２００万と年々金額ベースでは伸びてきています。若干、歳出における比率が下がったときもありましたけれども、人件費というのは、今さら申し上げるわけもありませんが、義務的経費の中の一つなんですけれども、支出が義務づけられており、任意に削減できないという硬直性の高い経費であります。そのため、人件費の占めるウエートが大きければ大きいほど、投資的経費と任意に支出し得る財源の余裕が乏しいということで、財政の弾力性もなくなるということです。

そこで、まずお聞かせ願いたいのですが、正規職員の人件費、人件費には退職金も含まれており

ますので、退職金は人数によって大きく左右しますから、人件費総額の中から退職金を除いた金額が幾らになるのか、また非正規職員に係る人件費、これは、ここで言う義務的経費の中の人件費の中には非正規職員の人件費は含まれていないということで、この非正規職員に係る人件費もお聞かせ願い、非正規職員と正規職員を合わせた総人件費の総額を、過去３年間、２２年度から２４年度までお聞かせください。これが伸びているようであれば、人件費が伸びた理由等についてもお聞かせください。また、その総人件費、両方合わせた額の伸び率と、一般財源の伸び率との比較はどうなっているのかについてもお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

まず、退職手当を除きます正規職員の人件費でございます。少し数字が細かくなりますけど、ご理解いただきたいと思いますけれども、平成２２年度におきましては３３億４，９６６万円、２３年度は３４億３，４７０万円、２４年度は３４億７，６８６万円となってございます。

続きまして、非常勤職員の賃金でございますけれども、平成２２年度におきましては７億４，３７５万円、２３年度は７億６，２９３万円、２４年度は７億９，９３６万円となってございます。正規職員の人件費と非常勤職員の賃金を合計いたしますと、２２年度におきましては４０億９，３４１万円、２３度は４１億９，７６３万円、２４年度は４２億７，６２２万円となってございます。

次に、人件費の伸び率と一般財源の伸び率についての比較でございますが、人件費の平成２２年度から２３年度の伸び率につきましては、プラス２．５％伸びております。２３から２４の伸び率はプラス１．９％、したがいまして、過去３年間、２２から２４ですけれども、プラス４．４％の増というふうになってございます。

一方で、市税や地方交付税などの経常一般財源につきましては、平成２２度から２３年度の伸び率はプラス０．２％、２３から２４の伸び率につきましては、マイナスの１１．１％となっておりまして、過去３年間の一般財源の伸び率はマイナス１０．９％となったところでございます。

人件費が年々増加をしておるといった理由でございますけれども、まずこれにつきましては、決算に係ります消防職員数の増加というのも一つございますし、議員共済制度の変更に伴います共済費、それから共済負担金の率の改定、また選挙の執行に伴います時間外勤務手当の増加といったものも、詳しく調べていきますとそういった要因でございます。

一方、非常勤職員の賃金につきましても、個の学び支援事業に伴います学習生活相談員や介助員の増加、保育所における障がい児配置による保育士の増加も上げられるところでございます。こうしたことが、人件費や賃金の増加につながっているものと認識をいたしてございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

正規職員につきましては、２２年度が３３億４，９６６万と細かい数字は別にしまして、２４年度と比較しますと１億３，０００万ぐらいですか、ふえていることになっております。非正規につきましては約５，０００万ぐらいですか、数字は伸びてきております。これは単純に消防職員の増加とか、保育士の増加とか、いろんな要素があると思うんですけれども、一般財源の伸び率を見て

みますと、やっぱりこの２２年度から２４年度まででマイナス１０．９ということは、理由はともあれ、一般財源に占める人件費の割合というのは確実にふえてきております。

ということで、また職員数は仮にふえなくても、一般企業では大体４月なんですけれども、当然定期昇給等があり、やっぱりそういうことによって、人数は翌年度も同じになっても、定期昇給がある限り、人数がふえなくてもふえてくるという中で、財源が減っていくということはますます一般財源のほうにも影響が出てくるということは考えられると思いますが、そこで次の質問なんですけれども、人件費の適正化に関する考えをお持ちなのか、その辺についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

人件費が年々増加をいたしまして、一般財源は減少傾向にあるといった中で、人件費の抑制は大変重要であるというふうに認識はいたしております。

そのような中で、正規職員の定員管理につきましては、１７年度に策定いたしました第１期定員適正化計画に基づきまして、５年間で５％に当たります２３人の職員削減を達成したところでございます。

一方、平成２２年度に策定いたしました第２期の定員適正化計画では、平成２６年度までの５年間、一定率での職員削減は行わずに、消防職及び医療職を除きます現状の職員数４２４人を基本といたしております。現在、この計画に基づきまして、適正な定員管理を行っているところでございます。

また、正規職員の時間外勤務につきましては、平成２２年度に策定いたしました特定事業主行動計画に基づきまして、年間４万６，０００時間以内の目標達成に向け、部長マネジメントのもと鋭意取り組んでいるところでございます。

さらに非常勤職員につきましても、予算要求の際に各部・室から十分なヒアリングを行いまして、業務内容を十分精査の上、適正な人員配置に努めているところでございます。今後におきましても、適正な定員管理、業務量に応じた人員配置といったこと、また市の財政状況、これらも十分に勘案して人件費の抑制に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

時間も差し迫っているんですけど、やっぱり定員管理だけでは、先ほどちょっと申し上げましたように、人数はふえなくても人数を減らさない限りは、定期昇給とかそういうのがある限り、定数でもふえてくるということは考えられます。そういったことで、ぜひ定員も大事なんですけれども、やっぱりそういうような総額を、一般財源に占めるような割合とか、そういったことまでやっていただきたいなあというふうに思います。

次に、不用額についてなんですけど、２２年度から２３年度、２４年度と不用額がふえてきております。そこで不用額に対する考え方と、その対策についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうで不用額に対する考え方と対策についてご答弁させていただきます。

まず歳出におきましては、事業完了後の不用額につきましては、速やかな予算の減額補正に努めることといたしております。

平成２４年度の一般会計の不用額につきましては、総額で６億３，５６４万円となっておりまして、この中で執行率が９０％以下かつ１００万円以上のものにつきましては、不用額に関する説明書にお示しをしたとおり２億６，３５７円でございます。

主なものといたしましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金の不用額５，５３２万円、繰越明許費の野村布気線整備事業の用地補償の不用額５，２６５万円でございます。また、この不用額に関する説明書に記載したもの以外の不用額につきましては、総額で約３億７，０００万円となっており、その主なものについては、需用費、委託料、工事請負費、扶助費、予備費などでございます。

不用額につきましては、従来から数％は発生するということを申し上げておりましたけれども、予算現額に対する不用額の率から見ますと、２４年度につきましては２．９％と、２３年度の３．１％から０．２ポイント減少いたしましたが、特に扶助費の国民健康保険事業特別会計への繰出金など、歳出の決算額が見込みにくい経費につきましては、どうしても不用額として残るということになるものと理解をしているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、次の質問に入りたいと思います。

先ほどまで、２４年度の総括及び細かい点についてちょっとお聞きしたんですけれども、今後の財政運営についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政運営の考え方でございますけれども、中期財政見通しでお示しをいたしておりますように、今後の財政運営が厳しさを増すということを、私以下、職員全員が共通の認識のもとに進めていく必要があるというふうに考えております。

また、先ほども触れさせていただきましたが、平成２４年度決算におけます財政構造指標を見ますと、経常収支比率、公債費負担比率などの指数から、議員も少しお触れいただきましたが、財政構造の硬直化が確実に進んでございます。

そのような中で、後期基本計画の具現化に向けた取り組みや、社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民生活に密着した行政サービスを安定的に提供できるよう、将来を見越し、計画的かつ持続可能な財政運営を行っていくということが必須条件であろうと思っております。

こういったことを踏まえて、行財政改革大綱に掲げました歳入に見合った歳出、事業の選択と集中を基本方針とする歳出構造の刷新、歳入改革の推進の１０の取り組み項目の具体化を図りまして、限られた財源の有効活用など財政健全化に向けた取り組みを強力に進め、健全財政を確立してまいりたいと、このように考えるものでございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、行財政改革大綱に掲げた歳入に見合った歳出、事業の選択と集中というようなことをさらに図っていってもらえるということなんですけれども、本年度から市長を本部長とする行財政改革推進本部というのを新たに設置しております。その中では、全庁を挙げた行財政改革を徹底して行っていくと。これまでに行った行財政改革推進会議の中では、一体、今後の財政運用について、どのようなことを議題にどのような議論がなされたか、お教えいただきたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今年度から市長を本部長とした亀山市行財政改革推進本部を設置し、行財政改革の全庁的な推進を図っておるところでございます。

計画推進のための本部会議におきましては、当初計画では年４回の開催としておりましたが、既に５月、７月、８月、９月とおよそ月１回のペースでこれまでに４回の議論を重ね、次回は１０月に開催することといたしております。

本部会議でのこれまでの具体的な議論の内容でございますが、全市的な視野、視点で行財政改革に当たるため、最初に市の財政状況の現状及び平成２４年度における各部の実施計画の取り組みの状況について、情報共有を行ったところでございます。

現在は、歳入改革の推進の受益者負担の適正化及び歳出構造の刷新の補助金の適正化の２点について、重点的な議論を重ねているところでございまして、具体的な方向が定まりましたら、議会にもお示しをさせていただきたいと考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、時間もあと２０分になりましたので、続きまして、通告の内容としまして、次に議案第７０号平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について、大きく２点、質疑をさせていただきます。

まず最初に、決算の評価についてなんですけれども、平成２４年度の予算編成に当たり、医療センターについては、亀山市立医療センター改革プラン及び亀山市地域医療再構築プランの年次計画に基づく具体的な取り組みを進め、医師の確保や経営改善に向けて徐々に成果を上げてきたということで、２４年度も引き続き取り組みを継続してまいりますということで２４年度はスタートしたわけなんですが、２４年度決算を見ますと、当年度の医業損失は３億６，２８２万円で、一般会計

から１億７，５０８万円の補填を受けているものの、なおかつ１億４，４８２万円の当期純損失となっております。このような結果を踏まえまして、２４年度決算の総括をお願いします。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

おはようございます。病院事業会計の決算につきましてご答弁申し上げます。

平成２４年度につきましては、三重大学との地域医療学講座も２年目を迎え、総合医療科医師と整形外科医師の常勤を維持し、多様な疾患を持つ患者を幅広く診察できる体制と、救急患者の受け入れにつきましても積極的な対応に努めてまいりました。

しかしながら、看護職員の離職・入職が多く、病棟運営体制を絞らざるを得なかったことで、病床利用率につきましては５１．７％と、前年度に比べ７ポイント減少し、年延べ入院患者数につきましては１万８，８７９人と、前年度に比べ２，６２５人減少し、これに伴い入院収益は約３，０００万円の減収となっております。

また、外来につきましては、前年度と比較し、患者数は横ばいですが、専門医の常勤配置がなくなり、透析を新たに始める患者さんの受け入れなどが困難になったことや、お亡くなりになられた患者さんもあり、透析患者数が減少し、外来収益も約３，０００万円の減収となっております。

これに対しまして、医業費用におきまして、定年退職者２名等に係る退職給与金の支出が増加いたしましたことなどから、前年度と比べ約５，０００万円の増加となっております。この結果、平成２３年度の医業損失２億５，１４５万円、純損失３，２３０万円に対し、平成２４年度は約１億１，０００万円の損失増となり、平成２４年度の医業損失３億６，２８２万円、純損失が１億４，４８２万円を計上することとなりました。

なお、この決算の損失につきましては、こうした退職給与金などの一時的な要素も含まれているものと認識をしております。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

私が、たしか３年前に議員になりまして、亀山市の病院事業会計を見ると大体３年間同じ要素というのを聞いてきております。看護職員の不足とか、医師不足ですね。今回も同じようなことがやっぱり原因になった。こればかりではないんですけれども、ほかにもいろいろあると思いますけれども、これが大体大きな問題になってくるんですけれども、そこでお伺いしたいのは、現状のそういった体制について評価していただくのと、問題点について、どういうところに問題があるのかという点についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

現状の体制ということですが、現在の診療体制につきましては、内科医師５名、外科医師２名、寄附講座による総合診療科医師１名、整形外科医師１名の合計、常勤医師９名の体制でございます。

看護師の状況としましては、平成２４年度は離職・入職が多く、現在常勤看護師５２名により１病棟での運営体制といたしております。

評価といいますか、これにつきましては、現在看護職員の確保、定着化を最重要課題とし、風通しのよい職場づくりや時間外勤務の削減、有給休暇の計画的取得等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところでございまして、平成２５年度につきましては、離職者は現在のところ１名と少なく落ちついてきている状況でございます。

一方、新卒看護職員の人材確保につきましては、県内の看護学校や高等学校を訪問するなど連携を図り、修学資金貸与制度の案内や、看護学校の地域推薦入試制度の活用を図り、安定的な確保に努めている状況でございます。

また、透析専門医の常勤配置につきましては、引き続き三重大学への働きかけを行ってまいりたいと存じます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

いろいろ対策を打つのには、まずＱＣとか、ああいうところでは現状の把握をやるわけですね。それにはいろんな問題点があるかと思いますけれども、その中で一番大きな問題点、それを潰すのが一番効果があるということを聞いております。そういう点では医師不足と看護師不足というのは一番の問題点であると思いますけれども、わかっていながら何でそんなに手が打てないのかという気も私はいたします。そこを改善しないと、恐らく医療センターについては、民間だったらもうとっくに潰れているんじゃないかなと思いますので、今後、体制についてよく踏まえていただいて、健全な財政をやっていただきたいと思いますけれども、そういうことで、今後の財政運営についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

今後の財政運営ということで、現在、亀山市地域医療再構築プラン及び亀山市立医療センター改革プランの取り組みの最終年度となりますが、これらのプランに基づき経営健全化や医療職員の人材確保など、それぞれの取り組み項目、数値目標の達成に向けて取り組んでいるところでございます。

平成２６年度以降につきましては、現在、現プランの実績成果を踏まえた新たなプランを策定中でございまして、その年次計画に従い、職員一同で取り組み、収入確保、経費節減によりまして経営健全化につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

次で、ちょっと時間を余すことになりましたけれども、最後の質問に入りたいと思います。

２４年度の病院事業会計の決算の総括の中で、退職金の支出が決算に大きく影響するようなお話がありましたけど、民間企業では、毎年大体退職引当金というのをつくって、その歳出といいます

か、民間は歳出とは言わないんですけど、そういういろんな歳出予算に影響を及ぼさないようにということで引当金をやっているんですけれども、そういったことは、こういう病院会計とか、一般会計は質問が済んでいますので、病院会計の中でそういうことはできないのかどうか、その点につきましてお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

退職引当金につきましては、平成２４年２月から施行されました地方公営企業会計基準の見直しにより、平成２６年度予算及び決算より計上を義務化されることとなっておりまして、現在、その準備を進めているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○副議長（前田　稔君）

４番　尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４４分　休憩）

（午前１０時５５分　再開）

○副議長（前田　稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２１番　大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

おはようございます。

今議会、質問の機会をいただきました新和会の大井でございます。今回は３点質問をさせていただきます。

まず、第６３号一般会計歳入歳出決算の認定について及び第５９号の農業集落排水事業特別会計補正予算について、最後に、議案第７２号の工事請負契約の締結についてということでございます。

本定例会、実質的には決算審議議会で、本会議での質疑は総括的論議と共通する課題の議論の場であると認識をしております。審査しようとする平成２４年度の決算は、既に過ぎ去ったものでありますが、その継続が２５年度へ、さらに将来の財政運用に引き継がれていく、こういう意味ではないかと思っております。決算の評価と反省が、今後の予算検討やその執行に生かされなければならないと思っております。

また、平成２４年度櫻井市政１期目の集大成の年、後期基本計画の初年度の年でもありました。さらに本年２５年度からは厳しい財政を余儀なくされて、来年から国の予算設定にも厳しいものがあると見越しての決算審査であると考えております。このような思いを含めて、新和会を代表して質問をいたします。実行力のある明快なご答弁をいただきたいと思います。

まず、大きく１点目、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。今回、特別会計、企業会計が提出されておりますけれども、ここのところはまた予算決算委員会でも質問をさせていただきたいというふうに考えております。平成２４年度決算が提出されておりますが、一般会計においては、歳入は対前年度比で４．７％増の約２１５億４，１００万円、一方、歳出は前年度比７．６％増の２０４億５，５００万円となっており、リーマンショック前の平成２０年度、２１年度、２２年度に続く２００億円を超える歳出規模となっております。これについては市税が１４億円減収するという厳しい財政状況の中においても、基金などのこれまでの財政基盤を有効に活用し、実施計画に掲げるさまざまな事業に取り組まれて、市民サービス向上に努められた結果だというふうに考えております。

また、決算収支については、実質収支がこれまでで最小となる約１０億円、単年度収支が４億６，０００万円の赤字、実質単年度収支に至っては１７億９，０００万円の赤字と、合併後最大の赤字幅となっており、市税収入の減収を基金に依存した財政運営となっております。さらに経営収支比率においては、市税収入の大幅な減収、また歳出においては、義務的経費の増加などによって４．９ポイント上昇し、これまでの最高となる９３．５％まで上昇しており、財政の硬直化は深刻であります。本市の財政は依然として厳しい状況にあります。

そこでお尋ねをいたします。

２４年度一般会計決算をどのように受けとめ、総括をされてみえるか。さきの尾崎議員と一部重複する点、かぶる点がございますけれども、よろしくご答弁をお願い申し上げたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

２１番　大井捷夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

平成２４年度決算の総括でございますが、先ほども尾崎議員にお答えをさせていただいて、基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、再度申し上げたいと思います。

この総括につきましては、厳しく先行き不透明な財政状況の中で、平成２４年度は第１次総合計画、後期基本計画期間の初年度として、本市の将来都市像である、「豊かな自然」「悠久の歴史」「光ときめく亀山」の実現に向け、第１次実施計画に基づく各種事業に全力で取り組み、溶融処理施設長寿命化事業や井田川小学校教室増設事業などのハード事業、ソフト事業では福祉医療費助成や三重大学地域医療学講座支援など、おおむね計画どおりの進捗を図ることができたと考えております。

この取り組みに当たりましては、歳入の根幹をなす市税収入が前年比で約１４億１，０００万円という大幅な減少という状況の中で、財政調整基金や減債基金など基金の活用をさせていただいて、効率的な財政運営に努めたところでございます。

また、２４年度は、議員の皆様、ご記憶に新しいと思いますが、９月の集中豪雨や台風１７号の被災によります災害復旧事業、木造住宅耐震補強事業の補助金の増額、国の政権交代に伴う第１次補正予算による事業費の追加など、特殊事情に対しましては補正予算で対応をさせていただいたところでございます。

これらのことから、基金総額は約９８億７，０００万円と前年度から約１０億５，０００万円減少いたし、実質単年度収支も、議員ご指摘をいただきましたが１７億９，０００万円の赤字となったことは、市税収入の減少を基金に大きく依存した決算であるということを明確に示しているところでございます。

また、平成２４年度決算の財政構造指標では、市税収入の減収等を要因として経常収支比率が４．９ポイント上昇した９３．５％になるなど、財政構造の硬直化が確実に進んでおり、厳しい決算になったとの認識をいたしておるところでございます。

一方で、市債の残高につきましては、約１８１億２，０００万円と４年連続で着実に減少させることができましたことから、本市財政の健全化につきましては、一定程度の確保はできているものと、このように認識をいたしておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

平成２４年度決算は、生産設備の償却による固定資産税の減収によって市税収入も低迷し、引き続き普通交付税の交付団体となった。そのような中にあっても、冒頭でも申し上げましたが、平成２４年度は後期基本計画の初年度として、実施計画に掲げる事業の積極的な推進に取り組んでこられた、それは私は評価をしております。一般会計決算を総合的に見ますと、厳しい財政状況のもと、限られた予算の中で創意と工夫を凝らして市民福祉の向上に努める、さまざまな行政需要に対応したものであると理解をしております。引き続きさらなる効率的な効果的な運営、推進を望むものであります。

先ほどの尾崎議員の質問に対しまして、事務評価、事業評価をどのようにしたか。いわゆる積み残し、やり残しはなかったのかという質問に対しまして、主要事業を中心に取り組んできたという市民力で地域力の推進をするという言葉をいただきました。この中で、外部評価を受けて行政評価システム、財政運営に反映をしていくというような取り組みをされておりますけれども、１点、事務事業の評価を具体的にこれからどのように進められるのかを、一つ確認をしておきたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

行政評価システムにつきましては、先ほど尾崎議員にもご答弁をさせていただいたところでございます。

これまで１９年度、第１次総合計画のスタートにあわせまして、前期の５カ年間につきましては事務事業評価といったもので行政評価を進めてまいりました。２４年度から後期計画が始まりまして、新たに施策評価を取り入れて行政評価システムを構築したといったところでございます。

今後につきましても、こういった施策評価の反映をさせるといったことでございまして、今後も２６年度の予算編成、またそれぞれの事業の実施手法などにも、この評価をもとに反映をさせてま

いりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

小さく２点目でございます。

財政構造指標等を見てみますと、財政力指数については、３カ年平均でも初めて１を切るとともに、単年度では２年連続で交付団体となっております。また、経常収支比率は、先ほども申し上げましたが、これまでの最高となる９３．５％まで上昇をしております。後期基本計画の目標値の８５％以下の達成が厳しい状況と考えます。

このほか、基金残高については約１０億円の減少、プライマリーバランスでは初めて赤字を計上するなど、これまでの決算では見られないような財政状況の厳しさをあらわす指数が目立つ決算となっております。こういった中にあっても、今後も後期基本計画の具現化を図るために、実施計画に掲げるさまざまな事業を進める必要があり、財政需要の増大は避けられない状況にあります。

そこで今後、本市が持続可能な健全財政を進めていくためには、施策事業の厳しい選択、見直しを進めるとともに、行政活動全般にわたる一層の効率化等に取り組まなければならないと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

こういった厳しさを増す財政時において、今後の財政運営をどのように進められるのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政運営について、どのように考えるかということでございます。これも先ほど尾崎議員にお答えをさせていただいたところでございますけれども、この今後の考え方につきましては、平成２４年度決算における財政構造指標を見ますと、財政構造の硬直化が確実に進んでございます。

２４年度決算というのは、非常に自主財源の根幹である市税収入が、前年度に比べて１４億余り落ち込んだという影響が大変大きい年でございましたけれども、そのような中で、後期基本計画の具現化に向けた取り組み、さらには社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民生活に密着した行政サービスを安定的に提供できるよう、将来を見越し、計画的かつ持続可能な財政運営を行っていく必要がございます。今後、２６年、２７年度、特に２７年度以降、特例措置である合併算定がえの減額が始まってまいりますし、社会経済情勢というのは、まだまだ実体経済に反映されるという状況にはございませんので、しっかり見きわめていく必要があるというふうに考えております。

こういったことを踏まえまして、行財政改革大綱に掲げた歳入に見合った歳出、事業の選択と集中を基本方針とする歳出構造の刷新、歳入改革の推進の１０の取り組みの具現化を図りまして、健全財政をしっかりと確立してまいりたいと考えておるものであります。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今後、交付税の合併算定がえの段階的な縮小、市財政も厳しさを増してくることは確実でございます。市民サービスの質を守って効率的かつ効果的な行政運営を図るとともに、事業や助成金、補助金の見直し、受益者負担金の適正化など、残された課題も山積をしております。我々会派も提言をさせていただいております。前向き、外向きの行財政改革の推進であろうかなあというふうに感じます。

先ほど尾崎議員からの質問に対しましての答弁、いわゆる推進本部会議を新設して取り組むという市長の強い決意に対して、今、どのような議論がされたのかという点で財務部長からも答弁がありましたけれども、これをさらなる各実施計画の実施状況とか適正化等については、議論を月１回、４回されたということでございます。これに対しまして、トップリーダーとしての、市長としての思いをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行財政改革推進本部の推進についてのリーダーとしての意思を示せということでございました。

先ほど申し上げました財政状況の中で、私自身が先頭に立ちまして、全庁的に全市的な行財政改革を着実に展開してまいりたいというふうに強く考えておるものでございます。

先ほど部長のほうで答弁をさせていただきましたように、今日に至りますさまざまな集中的な、あるいは重点的な議論・協議をさせていただいておる今真っただ中でございまして、これにつきましては、一定の方向が定まりましたら、議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただいて、そして行財政改革はまさに情報を共有しながら、その中で皆さんのご理解をいただいて、その中で着実に展開をする必要があるというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今日までも行財政改革をしっかりと展開してまいっておるところでございますが、この推進本部は、先ほど申し上げました状況、これから今後の見通しをしっかり見きわめて、多面的ないろんな取り組みがございますけれども、確実にそこに掲げました項目につきまして実践をしていくということに尽きようかと思いますので、一層この推進本部会議での議論、中身の精度、これを高めていきたい。その上で、その方向や具体策につきまして確定をして前へ進めてまいりたいと、こういう決意をいたしておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

市長みずからのリーダーシップ、トップリーダーとしての推進をお願いしておきたいと思います。

３点目で最後です。私債権の管理に関する条例との関連についてであります。

未収金が年々増加する中で、債権情報の一元化、強制執行等の手続などを明確にして徴収を強化するため、昨年の３月に私債権の管理に関する条例が公布、施行をされました。平成２４年度決算

は、債権の回収に関してこの条例が適用されます初めての決算となります。

そこでお尋ねをいたします。

当該条例が施行されることによって、債権が適切に管理されたと思いますが、どのような取り組み、どのような成果があったのか、お尋ねをします。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

私債権の管理に関する条例制定後の取り組みとその成果でございますが、亀山市における私債権には、水道料金、市営住宅使用料、医療センター使用料・手数料などがございます。これらを所管する担当室で構成する私債権対策会議を開催し、庁内連携のもと取り組みを行いました。７月には条例に沿った債権の管理、回収を行うための私債権管理マニュアルを作成したところであります。

次に、マニュアルに沿って、各担当室において債権の発生日や債務者との折衝状況等を記載した台帳を整備したところであります。整理を行った債権のうち、強制執行等が必要な債権につきましては、支払い督促などの準備を進め、放棄せざるを得ない状況にある債権につきましては、条例に基づき放棄をいたしたところでございます。

特に新しい取り組みといたしましては、医療センターにおいて債権回収を弁護士に委託し、平成２４年度については３８万９，２４４円の委託費用で２００件、１５０万４，６９２円を回収いたしたところでございます。

また、市営住宅使用料では、悪質な滞納者の連帯保証人に対し、納付状況を通知し、２件３５万６，４００円を回収いたしたところであります。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

１点、確認をさせていただきたいと思います。

私債権以外の市の債権に対する取り組みと成果についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

私債権以外の税や保育所保育料、下水道負担金などの公債権につきましても、私債権同様に適切な管理を行っております。各担当室での取り組みはもちろんのこと、庁内連携としまして、滞納の重複事案の確認、対策検討を行う対策整理機動班の会議を年に３回、また滞納処分や三重地方税管理回収機構への移管等の検討、方針決定を行う滞納処分等判定委員会を毎月開催し、滞納市税等の回収に努めているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

現在の社会情勢、特に滞納の増加などの対応に非常に難しいという現状の中で、さらなる収納率向上を目指して頑張っていただきたいというふうに思います。

この項の質問は終わらせていただきまして、次に、大きく２点目でございます。

議第５９号農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてのうちの３９２万円が今回補正で提案をされております。この中で報償費３２万円も含まれておりますが、お聞きしたいと思います。

これは農業集落排水の世帯員調査が４月に実施されたこと。私も田村地区で農集を供用している一人でございますので、この調査に参加をいたしました。今回の世帯人数調査は、田村地区の農集が供用されてから１７年を経過いたします。今回初めての調査であると思います。今回の補正もこの調査に関連しての補正だと思いますが、その経過・経緯についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

おはようございます。

今回の議会に提案しております３９２万円の補正につきましては、亀山市下水道使用料等検討委員会の委員１５名の報償費３２万円、通信運搬費８０万円、過年度使用料還付金２８０万円を計上しております。

報償費でございますが、農業集落排水施設条例１１条では施設の使用料が定められております。基本料金２，１００円と世帯人数に応じた料金、１人当たり５２５円を徴収するように定められております。世帯人数は４月と１０月の住民基本台帳を基本として、世帯人数に変更が生じましたら、本人に確認の上、使用料金の変更や本人の申し出により世帯人数を変更しております。

本年４月に農業集落排水施設をご利用の１，７５５世帯の方に世帯員調査を実施しましたところ、全体の約２割に相当する世帯において使用料金の変更が生じたところでございます。また、今回の調査では、田村町、長明寺町、井尻町のアパートにおきましても、使用開始届が提出されていないということもございまして、徴収漏れ等もございました。

世帯人数に応じた使用料の徴収は、毎月本人からの申し出により使用料の変更事務や、それに伴います還付、追加徴収など事務量が多大であることから、今回使用料の算定方法の見直しに向け、亀山市下水道使用料等検討委員会を開催いたしたく計上したものでございます。

なお、同委員会に新たに公共下水道事業認可区域の拡大に伴います公共下水道受益者負担金についてもお諮りをいたしたいと考えておるところでございます。

なお、通信運搬費はこの調査に伴う郵送代が主なもので、過年度使用料還付金につきましては、この調査に伴います世帯人数が減少していたための還付金でございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

一般質問めいたものになるかもわかりませんけれども、料金体系につきましては改めて質問をさせていただきますけれども、２点だけお聞かせください。

世帯人数での使用料徴収は事務量が多大になることや、調査月以外にも世帯人数の変更が生じるなど、正確さに欠けるといった答弁でありましたけれども、私も世帯人数は日々変化していることと考えますと、料金徴収は業務量が大変であると考えます。また、私どもの地区の農集も老朽化が進んでおります。公共用下水への、農集の配管の下を、田村の産業道路の下をくぐっているというような設備になっておりますけれども、そういう料金体系につきましては、また改めて質問をさせていただきますけれども、そこで１点目として、県内で公共下水道と農業集落排水の使用料が同じ市はどれだけあるのか。

それと２点目ですけれども、重要なことは、公共下水道と料金体系を合わせた場合に、全体の収益がどうなるのかを、現在の使用料金より多くなるのか、少なくなるのか、またどういう方にデメリットが生じるのかをお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

１点目の県内の状況でございますが、県内の市におきまして、公共下水道事業と農業集落排水事業の２つの事業を実施しております市は本市も含め１１市でございます。そのうち使用料金が同じ市は５市ございます。

２点目の公共下水道と農業集落排水の料金体系を公共下水に合わせた場合どうなるのかといったところでございますが、平成２４年度の水道料から試算いたしますと、年間で約１８０万円減収するものと考えております。

また、現在の料金体系ですと、おおむね水道使用量が３２立米と農集の４人の世帯人数の料金がほぼ同額となっております。特にひとり住まいの方ですと、農業集落排水の使用料は基本料金を合わせますと２，６２５円に、公共下水道ですと水道使用量が１０立米以下、基本以下で９４５円となります。

一方、世帯人数が５名ですと農業集落排水では４，７２５円に、公共下水道料金は水道の使用量において変わりますが、おおむね１人８立米使用したという場合は、４０立米で試算しますと５，７００円になります。このように水道の使用量が多いご家庭に影響が大きいと考えられますが、家庭での節水等を取り組んでいただくなどすれば、その分、使用料金は安く済むものと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

わかりやすく説明していただきました。

次に、大きく３点目でございます。今後の予定はどのようになるのか、この委員会をどういうふうに進めていくのかということでございます。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

今後の予定ですが、補正をお認めいただきましたら、亀山市下水道使用料等検討委員会の委員の人選を進めてまいります。年度内に３回程度検討委員会を開催し、ご意見がまとまりましたら常任委員会へご報告するとともに、農業集落排水施設をご利用の２７自治会へ、来年度になりますが料金等の説明会を開催し、ご意見を伺う予定でございます。

また、農集地区の方に井戸水をご利用されておる家庭もございまして、そういった世帯には使用料金にも影響がありますことから、井戸水を使われているかどうかの調査も含めて実施してまいりたいと。平成２７年度から新たな料金体系に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

大分時間も迫ってきました。

最後に、この委員会のメンバー構成はどのように考えてみえるのか。また、会議の進め方について、どのように進められるのかをご答弁願いたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

亀山市下水道使用料検討委員会の要綱の第３条では、委員は公共的団体等及び市職員のうちから市長が委嘱し、または任命することとされておりますことから、自治会連合会等の公共的団体並びに公募によりお集まりいただいた市民の方が中心になるものと考えております。

委員会の進め方につきましては、農業集落排水の使用料徴収における課題を整理するとともに、料金算定方法を変更するに当たっての問題点や課題等のご意見を伺うことが中心になるものと考えております。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

この項の質問を終わりますけれども、最後に下水道事業について、少し私の思いを一言述べさせていただきたいと思っています。

公共下水道も平成２８年度の人口普及率の目標は５０％、また農業集落排水事業の昼生地区も平成２６年度末に完成と計画をされております。１４地区全てが完了すると伺っております。今後は建設の時代から管理の時代に移行しつつあり、巨額の投資をかけて市民とともに自然環境向上のための整備ということでございます。

下水道については、やはり持続可能な下水道経営にしていく必要がございます。また、公共下水道事業は、平成２７年度から企業会計に移行する方針であると聞いております。現在の特別会計より下水道経営の状況がより一層市民の方にわかりやすくなると考えております。今後もさらなる経

費の削減など、職員一人一人が創意工夫を凝らして持続可能な下水道としていただくことをお願い申し上げて、この項は質問を終わらせていただきます。

最後に、議案第７２号工事請負契約の締結についてでございます。

まず１点目は、消防救急無線をデジタル化にする経緯、経過についてお聞かせください。すなわち現在の指令システムはいつ導入され、またこれまでに改修等は行った実績はあるのか、この点についてお尋ねをします。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防救急無線のデジタル化の経緯についてお尋ねでございます。

消防救急無線は、従前からアナログ通信方式による音声中心の運用がされてきましたが、電波資源の有効活用のため、多様なデータ通信ができるデジタル化通信方式の導入が求められているところでございます。

現在のアナログ通信方式の無線は、電波法の改正により平成２８年５月３１日を過ぎると使用できなくなります。総務省の周波数の割り当て施策に伴い、新しい周波数帯への移行が必要となっているものでございます。

続きまして、現在の指令システムはいつ導入されたのか。また、これまでの改修等はというご質問でございます。

現在の指令システムは、平成９年４月亀山消防庁舎竣工にあわせて導入したものでございます。その後、１０年以上経過し、コンピューターソフト等が耐用年数を超えたことから、平成２１年度にソフトウエア等の一部改修を図り、施設の機能を維持するとともに、各種電話からの１１９番通報による位置情報システムを新規に導入し、各種災害に的確に対応するための通信体制を整備したところであります。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

平成２１年度に部分改修を行い、４年しかたっていないということです。今回のシステム更新の必要性についてお尋ねをいたします。

○副議長（前田　稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

更新の必要性につきましては、電波法の改正により、先ほどご答弁をさせていただきました平成２８年５月３１日までに消防救急無線のデジタル化を完了する必要がありますことから、三重県では消防指令センターとデジタル無線を一体整備することで、費用の削減を行う計画が策定されました。しかし、その結論がまとまらず、延命措置として最低限の改修を平成２１年度に行ったところであります。

その後、平成２３年７月開催の三重県消防長会において、県域での指令センター共同運用は困難であるとの結論に至り、各消防本部独自に指令センターを整備することとなりました。これに伴い、平成２１年度の部分改修の残工事を基本として、既存の指令施設機能を生かしたまま、高機能化更新をするものであります。新たな機能を追加することで、各種災害により迅速、的確に対応することを目的としているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に、大きく２点目でございます。

今回の請負契約を随契とした理由、すなわち一般競争入札にはできなかったのかをお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

１１９番通報を受信する指令システムは、瞬間的な機能停止も許されるものではありません。現在の指令システムを運用したまま新システムを設置するには、基本的に別の場所を確保し工事を行わなければなりません。しかし、現消防庁舎内で使用可能なスペースが確保できないため、建物の改修が必要となります。ただし、株式会社富士通ゼネラルに関しては、平成２１年度に部分改修していることもあり、同一場所にて現在のシステムを運用しつつ、新システムに移行することが可能となります。

また、全面的なリニューアルを実施する場合は、平成２１年度の一部改修費用約７，２００万円を初め、１６年間の保守点検等を含めたランニングコストが水泡に帰すると言っても過言ではありません。

このように施工業者につきましては、亀山市消防本部の特殊事業として、建物の改修や仮指令施設の追加費用等が必要となるなど、技術の特殊性及び経済的合理性等について総合的に判断した結果、随意契約が最も適切であると判断したところであります。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

話に聞きますと、津に同じような施設がある。それが津は一般競争でやらせているというような情報も入っていますけど、今ご説明のように、設備的に別の部屋を設け、どうのというような状況があるということは理解ができました。

この契約に関しまして、積算根拠、あるいはこれに関する技術力の確認等の検証はどのようにされたのかをお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

本工事に係る積算照査につきましては、公共工事積算業務等が適切に処理できる技術者を的確に確保でき、また法令遵守及び秘密保持ができる体制を有する公益財団法人三重県建設技術センターに業務委託しました。その報告書によると大差はなく、妥当であると評価されたところであります。

また、施工業者の技術的評価について、契約先の株式会社富士通ゼネラルは数少ない指令台製造メーカーの一つとして、事業規模も含め、技術的、社会的信頼度も高く、当指令システムの製造メーカーであり、システム導入以来１６年間維持管理を請け負っており、技術的に最適であると判断したところであります。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

今、技術センターへ検証を委託されたということでございます。この委託契約につきましては、どれぐらいの費用がかかったのかを教えてください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

照査に伴う委託費用ということで１５２万２，５００円でございます。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

次に３点目、契約内容に特別な仕様があるのかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

新しく導入する機能は、車両運用管理装置と駆け込み通報用電話であります。

車両運用管理装置は、消防車両内に設置した液晶画面に災害現場付近の情報を地図上に表示し、現場到着を迅速に行い、また走行中に他の消防車両と連携し、最適な活動体制を構築するものであります。

また、駆け込み通報用電話は、消防署が出動等により無人となったときに通報者が駆け込んできても、玄関付近に設置された電話機で１１９番通報ができるものであります。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

最後に今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

この消防につきましては、広域化というのが総務省、国・県を通じて何回も検討されてきました。今、非常に広域化については遅々として進んでいないという実態がありますけれども、今後の取り組みについてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

将来の見通しにつきましては、亀山市消防力充実強化プランの施策でお示ししているように、通信体制の整備を計画的に推進することとしていますが、消防防災を取り巻く環境は、消防の広域化を初めとする諸課題も山積しており、今後も大きく変化していくことが十分に予想されます。したがって、亀山消防が自治体消防として市民の安心・安全を確保し、消防の責務を全うしていくためには、常備、非常備とも、引き続き地域の実情に応じた通信体制の整備に取り組む必要があるものと考えています。

○副議長（前田　稔君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

平成２３年７月開催の三重県消防長会においての県域での指令センター共同運用は困難だというふうな位置づけといいますか、報告をされております。一部桑名、四日市とは共同でされているというようなことも聞きます。この件につきましては、特に南海トラフ３連動地震の到来が危惧されている中で、やはり隣の鈴鹿、四日市、津との連携というのが非常に大事になってくるんじゃないのかなと。いざとなったときにこういうシステムも共用できるような方向性をつけていくべきじゃないのかなあという気がしております。

最後にこの問題について、市長の見解、これからの取り組みについてご所見をお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

市長にということでありますけれども、消防の統括する立場で、私のほうから大井議員が今ご提起の課題について、見通しといったものをご説明させていただきたいと思います。

まず消防の広域化の現状についてでありますけれども、これはさきの本会議でも、私、この場でお話をさせていただきました。国の方針に基づいて県が示した広域化計画について、８ブロックの計画を打ち出したわけでありますけれども、これについては現在全く進んでおりません。当亀山消防本部に係る鈴鹿消防との広域化については、既にご説明申し上げましたように、実現は不可ということであります。

なおかつ広域化の進め方、道筋についてでありますけれども、これについては、将来、この２５年度以降、実質的には２６年度以降になると思いますけれども、北勢地域、いわゆる県が言う４ブロック化、これは北勢ブロック、亀山以北の消防本部で広域化に向けた議論をしようと、研究をしようと、そういう場が設定された段階においては、積極的に、もちろん法の趣旨にのっとって亀山消防として議論に参画をしていく、そしてその方向を見出していくという考え方でございます。

そしてもう１つ、議員が指令台の共同運用についてご提起があったわけでありますけれども、これは既に平成２３年、私が着任させていただいた翌年からでありますけれども、中勢部で共同運用について研究をいたしました。これは三重県が中心となって鈴鹿、亀山、津、そして松阪、ここで共同運用について研究をしたわけでありますけれども、結論的に費用、場所、そして人員、指揮命

令系統の責任、こういった問題で課題がまだ残るということで実を結ばなかった。その後において、北勢部においてもその共同運用について研究をなされたわけであります。もちろん亀山市はその議論に参画をさせていただきました。

ただ、鈴鹿市消防本部についてはいろんな事情があったんでしょう、参画をなされなかった。桑名、四日市、菰野、亀山で議論に参画をさせていただいた。しかし、先ほど中勢ブロックのところで申し上げましたようにいろんな課題があるわけであります。ですから、さきにおいてデジタル化の移行とともに北勢の四日市、菰野、桑名で共同運用は実現される方向で今動いておると、このように承知をしておりますけれども、この北勢の共同運用については、亀山消防本部としては参画をしないと、こういう結論に至った次第でございます。

将来的には、先ほど次長のほうが申し上げましたようにいろいろ課題はありますけれども、消防を取り巻く環境というのは、これから南海トラフを中心とする大地震ももちろんでありますけれども、あらゆる災害というのを想定したら、いろんな議論が展開されるわけであります。ですから、そういたものをしっかり見きわめながら、国、総務省、消防庁の法改正等も念頭に置きながら、しっかり見据えて議論をしていきたいと考えておりますので、何とぞ今回の指令台随契については、私は絶対的に必要不可欠だと、このような思いでおります。どうぞ議員にはご理解賜りますようにお願いをしたいと思います。

○２１番（大井捷夫君登壇）

終わります。

○副議長（前田　稔君）

２１番　大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○副議長（前田　稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、平成２４年度決算に対します市民クラブを代表して議案質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

まず最初に、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、４点質疑をさせていただきます。

最初に、中期財政見通しとの整合についてお尋ねをします。

中期財政見通しも２４年１０月に一部改定をされて、その結果、２４年度の決算では余り差異の少ない決算になったというふうな気がします。２５年度の予算編成では、予算編成の基本方針で中期財政見通しとの整合ということが掲げられました。そういう意味では中期財政見通しというものが、ある意味、財政運営の一つの基本・基準となったものと考えます。そういう財政運営の基準という趣旨からこの中期財政見通しと、２４年度の決算数値との整合についてどのように評価をされ

ているのか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

２０番　竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度における決算額と中期財政見通しとの整合についてでございますが、中期財政見通しは、あくまでも当初予算をもとにしていることに対しまして、決算額は、前年度からの繰越事業費や不用額などを加除した額といったことで、歳入歳出において、基本的に差が生じることをまずはご理解をいただきたいと存じます。

そのような中で、平成２４年度決算におきましては、若干の変動はございますが、年度末の財政調整基金残高を見てみますと、約３９億６，０００万円とほぼ同額となっておりますことから、財政運営上の基本資料として作成した中期財政見通しに沿った決算であるとの評価をいたしておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

中期財政見通しと決算とは若干差異が出る、当然差異が出るんだということはわかって聞いていますけど、繰り越しについては、この後も少し質問を予定しておりますので、そちらのほうでもう一度聞かせていただきます。どちらにしても確かに大きな差異がなかったというふうには感じております。

次に、歳入歳出差引額というのを見ますと、中期財政見通しでは１３億２，６００万、これが足りないということですね。決算を見ますと２億５，０００万程度になりましたので、１０億７，０００万ぐらい逆に圧縮をされたような格好になりました。中期財政見通しの見方としては、歳入歳出差引額、要するに中期財政見通しの１３億、今回決算の２億５，０００万、これが不足分として財政調整基金から繰り入れをするというふうな理解をしておりました。

この考え方を前提にしますと、決算における歳入歳出差引額の２億５，０００万、これが財調繰入金というふうにして計上されるものというふうに思いますが、現実には中期財政見通しとほぼ同額の１３億円が繰り入れられていると。要するに１０億円ぐらい財調が余分に入っていると。歳入歳出差引額は２億５，０００万、この辺がなぜ財政調整基金については同額になるのか、理由を確認したいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度決算におきまして、財政調整基金からの繰り入れを行わなかった場合の歳入歳出差引による不足額約２億５，０００万円に対しまして、財政調整基金から繰り入れた額約１３億３，７００万円との差額は何かとのご質問だと理解をいたしますが、その差額約１０億８，５００万円は、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額になるものでございまして、そこから翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は約９億９，０００万円となり、財政調整基金への余剰金

積立及び平成２５年度への繰越金となるものでございます。

なお、議員ご指摘の２億５，０００万円の不足につきましては、決算の結果として不用額が生じたことなどにより不足額が算出されたものと理解をしておりまして、財政調整基金の繰入額約１３億３，７００万円は、財政運用上、取り崩す必要のあった額と考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

これも翌年度繰越額との関係だと思うんですよね、１０億円近く変わってきたというのは。これもまた先ほどの１回目の答弁と同じことになりますので、この後でやらせていただきます。何にしても、これだけの財源が必要だったというふうな理解をさせていただきます。

次に、２点目に歳入の評価ということでお尋ねをいたします。

昨年からちょっと歳入歳出の評価というようなことでタイトルを上げております。中期財政見通しの歳入を比較いたしますと、決算では３億５，０００万円の増額となりました。特に、その項目がいろいろあるんですけど、その他という項目が歳入額で７億７，０００万ぐらいの増に結果的にはなっております。少しどういうふうなものが増額になったのか、中期財政見通しと比べての増額の内容について確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度決算と中期財政見通しの比較の中で、歳入における項目のその他の差額約７億７，０００万円につきましては、中期財政見通しで５，０００万円と見込んでおります繰越金が、決算では７億９，９００万円となりましたことが主な内容でございます。

そのほか財産収入の土地売払収入２，０００万円、また諸収入の資源物売払代金１，１００万円などの増によるものがございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

繰越金が５，０００万しか計上してなかったんで７億９，０００万円を入れたからということです。繰越金の取り扱いは、ちょっとこれは議論しませんけど、大体いつも当初予算で５，０００万しか積んでなくて、１２月ぐらいですか、結局、最終的には差し引き足りないところへ入ってくると。全額わかるのが１２月だと思いますけれども、そういうことを今お聞きして、２回目なんですが、中期財政見通しが２年ぐらい前に出て、特にそれと比較というものを去年の決算でもやらせてもらいました。ことしの予算でも指針とするということだったんで確認をさせてもらったと。特に去年の１０月以前のやつと、ことしとは若干つくり直しがされて、最初のやつは４億円の不足を埋めるような計画、ことしはそれが一切なくなったわけですね、今のやつは。

そうなると、この議論をしようとすると比較する資料が要るわけですね。私たちは、私がと言うのがいいのか、議会としてチェックしようとすると、いただいた資料から探し出すわけです。中期財政見通しに書いてある項目をどこから入れてあるのかというのを探し出そうとして、一生懸命探

した結果、こういう話をするわけですけれども、なかなかその差異を検証することが、今の資料から見つけてこいと言われても非常に難しいというふうな気がします。それで、昨年の決算質疑でも中期財政見通しと決算との差異ですね、そういうものの内容をわかるような資料をつくってほしいというふうな提案というか、質疑をさせていただきました。

そのときの答弁では、検討してみたいというふうなご答弁をいただきましたが、結果的には今回も出ていなかったと。特に歳入項目、歳出項目、結構まとめてありますので、それが現実の決算項目のどれを足し算すればいいのかというのが非常にわかりづらいんですね。私も一生懸命やっても、大体ここかなというふうなことはわかりましたけれども、そんな作業をさせなくても、せっかく中期財政見通しは一つの指針というふうに市長もおっしゃっているわけだし、２５年以降はこの指針をもとに議論をされておるわけです。だから、決算もこの指針をもって決算をするとすれば、やはり中期財政見通しと、極端には予算も含むかもしれませんが、細目の差異の資料を提出していただかないと聞かなければわからないと、こうやって。やっぱり聞かずに知った上で質疑をしたい。余分な時間ですよね、これ、その分だけ。そう思いますけれども、こういう資料、特に中期見通しが一つの指針というふうに２５年度予算からなっておりますので、考え方、差異についての細かいものは要りませんけど、今おっしゃったような差異について報告するような考えがあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しと予算の関係につきましては、平成２５年度当初予算におきまして、中期財政見通しと２５年度予算について報告をさせていただいたところでございます。

先ほど私が申し上げましたように、決算との関係がなかなかわかりづらいという形の中で、もっとわかりやすいものをつくってくれてはどうなんだというようなご質問だというふうに思いますけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、中期財政見通しは当初予算に対して出しているものでございまして、先ほど議員が申されたように繰越金とか、いろんなものが決算では変わってまいりまして、そこら辺が少しわかりやすくつくれるのかどうかということをもう少し検討させていただきたいなあというふうに思っています。一番いいのが、当初予算で比較をしていくと、当初の状態ではよくわかるんだろうというふうに思いますが、決算ですと繰越金とかいうのが変わってきますので、少し検討させていただきたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今の答弁というのは、ある意味初めて聞くというか、中期財政見通しは予算とだけの関連だとおっしゃると、決算の審査は何をもって決算の審査をするのかという議論になってくると思うんですよね。ちょっとこの後また触れますけど、去年もたしか委員会で言ったと思いますけど、予算があって、補正予算があって、予算現額があるんです。突然決算になると予算現額なるものが生じてくるわけですよね。これだったら予算自体もずれていますよ、そういう話になると。ですから、ちょっと歳出でもう一度そこを確認させていただこうと思います。

次に、大きな３点目で歳出の評価について、歳入と一緒ですけれども、歳出の比較をさせていただくと決算額は７億２，０００万の減額になりました。要するに規模が小さくなったということですね。特に投資的経費が６億３，０００万ぐらい大きく減額となっていますが、これの差異について確認したいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度における中期財政見通しと歳出決算との比較の中で、各項目において変動はございますものの、義務的経費で６，９００万円、投資的経費で６億３，５００万円、その他経費で１，８００万円のそれぞれ減となったところでございます。

その中で、特に投資的経費につきましては、和賀白川線整備事業２億１，６２６万円、野村布気線整備事業４億８，４９６万円の進捗状況により投資的経費の歳出減が大きくなったところが要因をしているものと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

投資的経費は、特に野村布気線の、これは繰越明許費で繰り越しておりますけれども、多分そこが一番大きかったんだろうなと思います。

それで、こういうことを含めて執行率と不用額について確認をしたいと思います。これも去年も質問させてもらいましたが、執行率だけを見ると、ちょっとまるめますと２４年度は９３％、２３年度は９５％、２２年度がもう９７％ぐらいというふうに年々執行率としては落ちてきていると。不用額を見ますと、たしか答弁では６億３，０００万と言われましたが、６億３，０００万で、これは予算現額から割り込みますと３％ですね。大体３％ぐらいは不用額が出るというふうなことを言われていますので、まあまあ予定どおりの不用額なのかなというふうに思います。

ただ、翌年度繰越額、これも先ほどいろいろお話しされておりますが、２３年度は３億９，５００万、約４億だったものが、２４年度は９億５，０００万と、５億円近く増加をしているわけです。そうなると、午前中の答弁でもありましたが、不用額が出ると速やかな予算補正をして適正な額にするんだというふうなことをされながら、やっぱり執行率等だけを見れば非常に低いわけですね。低くなってきているというか、特に低いような気がしますが、執行率が低い背景について確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

２４年度決算における執行率につきましては、先ほど議員が申されたとおり９２．８％で、昨年度の９４．９％に比して２．１ポイントの減となっております。

執行率が減となった主な要因でございますが、不用額と次年度への事業の繰り越しがかかわってくるものでございます。不用額につきましては、先ほど申しましたとおり６億３，５６４万円で、予算現額の２．９％となっており、昨年とほぼ同額となったものでございます。

一方、次年度への事業繰り越しにつきましては９億５，０９９万円、４．３％となっており、昨年度の３億９，８３６万円、２％に比べ５億５，２６２万円、２．３％の増となったところでございます。この繰越事業の主なものといたしましては、野村布気線整備事業６億１，０９４万円、国の第１次補正予算により追加された事業１億５，５９０万円、昨年の秋の台風及び集中豪雨による災害復旧事業、これが１億３，７５１万円などであり、この事業が執行率の減少の要因となったところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

執行率は今、年々落ちてきていると言いましたけれども、執行率の計算は歳出の支出済額を予算現額で割るわけですね。そうすると、翌年度の繰越額はそこには含んでおりませんので、当然それが大きくなれば自動的に低くなってしまうという。そうすると、今おっしゃいましたように、翌年度の繰越額は、特に２４年度の額では土木費４事業で７億円ぐらい繰り越しているわけです。特に野村布気線が多いわけですけれども、これが２５年度にも当然引き継がれて、２５年の６月定例会で繰越明許費の計算書として報告がされてくると。そうすると、最初から部長がおっしゃっているとおり、中期財政見通しは当初予算ベースだと。決算になるとさまざまな要因がある。この繰り越しというのも、これは決算の相当大きな要因を、翌年度繰越額については大きな要因を持っているなあと思うんです。

ここの部分だけちょっと議論をさせていただきますと、この２５年６月にたしか９億２，０００万、明細もつけて報告をしていただきました。これはことしから細かなものもつけて出していただきますので、内容もよくわかってくるようになりました。ただ、歳入で繰り越されるのは、実質調書にある８，０００万ぐらいなんですよね。だから、歳出ベースとして繰り越しているわけですよね。お金つきじゃない。お金を繰り越しているのは、既決予算は８，７００万円、既決としては入ってくると。２５年度に９億繰り越して、それは決算化の上で予算現額として市債であったり、合併特例債であったりというさまざまなお金をつけて９億という事業を別に立てておるわけですよね、極端に言えば。２５年の当初予算とは別に９億というお金を立てて実行しているわけです、並行して。決算になったときに、初めてそれをオンして予算現額という言葉で使うわけです。ですから、この額が大きくなれば大きくなるほど開きが出るんですよね。

例えば９月の補正で２１１億なんですけど、これに実際は９億を足すんですよ、予算現額は。２２０億ベースなんですよ、決算から見ると。だから、去年も言いましたけど、予算と決算が整合がとれていないんじゃないかと、ある意味では。だから、予算は予算の議論だけさせておいて、補正は補正で議論して、決算になると全く違う予算現額なるものをもって執行率だの、何だのという議論になってくる、不用額だのって。そうすると、それがあって繰越計算書も丁寧なものを出してほしいということで、今度の６月にきっちり明細もつけて出していただきましたんで、中身も全部わかるようになりました、どこからどういう財源が使われるというのが。今までは計算書だけですので、アバウトなものしか出なかったんで、内容的にも。

だから、繰越額が小さいときにはいいと思うんですよ。これだけ１０億近いお金を繰り越してしまうと、決算自体が予算と全く違うものになってしまうと。そういう意味からいくと、私は予算と

決算を整合させると。どうも予算と決算が違うものに見えてしようがないんですよね。でも、現実には予算を立てて実行しておるわけですので、繰り越しも入れて予算を立てているのに補正には載りませんので、例えば２５年は来年の９月にしかわからない、極端に言えば決算というのは。

だから、そう思うとちょっと決算の議論からずれるかもしれませんが、翌年度繰越額というものはもっと丁寧に説明をすべきではないかと。そのことが例えば２４年度、今の９億というお金が実際には２５年度で措置をされて、事業を起こされて、２５年度の決算の中で消化されてくるんです。これは歳出を繰り越しただけであって、実際やるのは２５年なんですよね、これ、事業は。財源も８，７００万しか繰り越さないんですよ、既決としてはね。そういう意味からいくと、繰り越しのところはもっと丁寧に私は議論すべきというふうに考えるんですけれども、その辺のお考えをまずちょっと。

決算の観点からずれるかもしれませんが、でも、決算の結果が翌年度へ回りますので、やはり連続性ということからいけば、その繰り越しの説明というものは、通り一遍に書類を出しておけばいいと。説明がありませんのでね、今何も、補正で進められるだけで、数字も何も載ってないわけですから、補正に。特に１０億近い繰り越しを出したときには、私は丁寧な説明があってしかるべきと考えますが、確認をしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘の繰り越し事業に関する財源でございますが、おっしゃられましたように一般財源分につきましては、２４年度から２５年度へ８，７８７万円を繰り越したところでございます。この８，７８７万円に対する国庫支出金などの他の特定財源も、２４年度に予算計上したものを財源として２５年度に繰り越して充当しているものでございます。

今のお話で予算と決算の整合がわかりづらいとのご指摘でございますが、決算では繰越事業費が加味されますことから、その年度のみの出し入れを分析するだけでは整合がつかないところでございます。そのために、本年の６月定例会から、おっしゃられましたように、地方自治法施行規則で定められた繰越計算書に加えまして、資料として繰越予算内訳表を作成し、提出をさせていただいたところでございます。

また、繰越事業の報告を行う６月定例会での説明をもっと丁寧にというご指摘だろうというふうに思いますが、繰越事業の内容については、議案として提出いたします補正予算の中でご審議いただきますことから、その時点において、わかりやすい資料の提出を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

去年からこの議論をしているんですけど、予算があり、補正予算があり、予算現額があり、さらに決算なんですよね。だから、全く切れてしまう。でも、それは今おっしゃいましたように、去年の財源を入れて２５年度の決算書を見るんです。２４年と２５年はつながっているんですね、繰り越しの場合は。だから、そういうものも含めて丁寧に議会に対して説明をしないと、決算だけの議

論をすればいいということじゃないと思うんですよ。やっぱり予算と決算がつながった議論というものを、私はぜひお願いしたいと思っていて、次に入らせていただきます。

大きな４点目に税別滞納額調書の作成についてお尋ねをします。

これも昨年の決算審査の委員長報告で過去からの経営を示す資料を求めて、今回、市税の決算状況と国民健康保険税の決算状況を提出していただきました。大変細かく表記をされて、担当室の努力は評価させていただきます。特に自主財源であります市税の状況を分析するのは非常に重要なことですし、やはり分析の資料によって滞納の状況を調べた上で歳入にも寄与するというふうな期待も持つわけですが、今回、議会からの要請があって決算の資料をつくっていただきましたが、決算状況の資料を作成したことについて、どのような今ご見解をお持ちなのか、確認をしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の資料作成は、市税の動きをつかむための資料として、初めて平成２４年度の市税の決算状況を作成したところであります。この資料は平成２０年度から平成２４年度までの５カ年の税別の収入状況と、滞納処分や不納欠損の状況を取りまとめたものでございます。

今回の資料作成により、各税別の経年変化がわかるとともに、税別の特徴や動きをつかめることができました。また、歳入面における今後の動きにも活用できるものと考えております。このことから、資料作成ができたことは一定の評価を行っておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

これも一昨年ぐらいから、以前出ていたものが出ていないということでお話をして、今回きっちりつくっていただいたことは大変評価をしたいと思います。

せっかくつくっていただきましたので、マネジメントサイクルという視点から考えれば、つくった資料をどう今後活用していくのか。ご答弁が若干ありましたけれども、ただつくっただけでは提出資料で終わってしまいますので、どんな活用をされていくのかということとあわせて、決算状況を見せていただきますと、市税のほうで２０年度７億４，０００万から２４年度９億、１．２３倍になり、滞納件数も２０年の１万２，３００件から２４年の１万６，０００件、１．３倍、二、三十％年々ふえてきていると。そうなると、私はやっぱりこの資料を見せていただいて少し足りないのが、分析ではないかなあと。要するに、なぜそうなっているのかという分析が少しないような気がしておりまして、昨年の、当時市民部長の答弁では、外国人の場合のいろんなトラブルというか、未収の場合の状況が多いんだというようなことは答弁ではいただきました。

ただ、今回の資料を見ると、滞納状況は増加傾向にあるということと、市外在住者が何十％といるんだという程度で終わっていると。もう少し丁寧な分析をして、やはり私たちも今の亀山市の状況を知るというんですかね、そのことによって次のことを考える。そういう意味では、今後の活用ともう少し丁寧な分析というものが必要だと考えますが、ちょっと確認をしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この作成した資料をどのように今後活用していくのかというご質問でございますが、まずはこの資料を職員間とか市民と共有をしたいと考えておるところでございます。亀山市の歳入構造を情報共有することが、行財政改革の基本と考えておるところであります。

次に、具体的な活用でございますが、滞納額において個人市民税や固定資産税の占める割合が多いことから、悪質な滞納者に対し、差し押さえなどの滞納整理を強化していきたいと考えております。また、外国人の滞納者も多いことから、納税室に通訳をこの４月から配置したところでもございます。今後におきましても、目標を定めて滞納繰越額を減少させるために現年収納率の向上に取り組んでいく必要を感じておるところでございます。

また、今回、資料作成におきまして、初めてということもございまして、不足する情報とか分析に少し足らないところもあったかというふうに存じておりますが、皆様方のご意見を参考に、より役に立つような効果的な資料にして、我々もそれを生かしがてら使っていきたいというふうに考えていますので、今後ともよりよい資料にしていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ぜひ、せっかくいい資料をつくっていただいていますので、ますます我々自身も活用ができるようにご努力をお願いしたいと思います。

次に、その滞納ということで、先ほど大井議員からも私債権のご質問がございました。私はその部分で適正管理を聞くつもりでしたが、内容はお伺いをしましたので、それはちょっと理解をさせていただきまして、もう１点、今回２４年度に私債権の放棄が水道と市営住宅と病院がありました。ただ、決算の書類を見ておりますと、特に未収状況については何も記載がされていないというふうに思います。やはり適正管理、台帳を整備して回収を進めているというのであれば、今回つくっていただきましたような調書のようなものを、やはり私は歴年変化を出すべきじゃないのかと。債権放棄という手続を今回初めてとられて、そのときも質問をしましたけれども、その手続に至る過程が全く見えなくて、突然これだけ期間が過ぎたって実際時効は関係ありませんので、やる気になったらいつでも市は条例上できるわけですので、やはりそういう部分の細かな資料提供を、私は私債権であっても出すべきだと。出ていないことについての確認をしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度から、条例に基づき私債権の管理に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のように、水道事業や病院事業、市営住宅の状況についても、今後担当部署と協議の上、報告できるよう検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ぜひ私債権についてもお願いをしたいというふうに思います。

それから次に、報告第１６号決算に関する附属書類の提出についてお伺いいたします。

２４年度主要施策の成果報告書についてお尋ねをしたいと思います。

まず１点目に、決算の概要についてお尋ねをしたいと思います。２１年度の決算から総括を記載していただくようになりました。２２年度からは外部評価も記載をされて、大変充実をしてきたように思います。総括では、交付団体へ移行し、市税収入が減少する中で予算編成をし、厳しい決算になったというふうな報告がされておりますけれども、全体を見てこの決算をどういうふうに評価をされているのか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度につきましては、後期基本計画期間の初年度として、第１次実施計画に基づく各種事業は、おおむね市長が申し上げたとおり、計画どおりの進捗を図ることができたと思っています。例えば溶融処理施設の長寿命化や井田川小学校の教室増設などハード事業や、福祉医療費助成や三重大学への地域医療学講座支援など、ソフト事業にも着実に実施することができたと思っています。

一方で、財政構造指標である経常収支比率は、前年度比で市税の約１４億１，０００万円という大幅な減収などを要因として、４．９ポイント上昇した９３．５％となるなど、財政構造の硬直化が進んでいます。また、単年度収支、実質単年度収支、基礎的財政収支、プライマリーバランスがいずれも赤字となり、大変厳しい決算になったと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

全体には、市税が相当落ち込んで非常に厳しい中の決算であったと、これは理解をさせていただきます。

それで、決算はこれも午前中に議論がありましたが、単年度収支、実質単年度収支、それからプライマリーバランス、全てが赤だし、額も多くなっていると。ただ、外部評価を今やっていただいておりまして、これを見ると健全な財政運営に努められたというふうな評価にされているんですね。赤字がこれだけできて、それから今おっしゃいました経常収支比率も九十何％と硬直化している、こういうシビアな財政運営の中で、何をもって健全な財政運営というふうに評価をされたのか、それについての見解を確認したいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

基礎的財政収支、プライマリーバランスが９億９，０００万円の赤字となっておりますが、平成１７年度決算以来の赤字でございます。

基礎的財政収支が赤字となった要因でございますが、歳入において市税収入の前年比１４億１，０００万円の減収と財政調整基金などの取り崩し額が９億７，０００万円増になったこと、第１次実施計画などにより、地方債発行額が前年比で１２億８，０００万円増になったことが主な要因と

考えているところでございます。

基礎的財政収支は地方債発行額のほか、財政調整基金からの繰り入れなど、その年度の事業規模により変動もあり得るものと認識しておりますが、今後十分注視した上で財政運営を行ってまいりたいと考えております。

また、平成２４年度決算概要に関する外部評価結果でございますが、一層の厳しさを見せる財政状況を認識した上で、後期基本計画、第１次実施計画の推進を図るとともに、行財政改革大綱に基づく取り組みを進めつつ、臨時財政対策債の発行を抑制するなど、健全な財政運営に努められているとの評価をいただいております。

この外部評価につきましては、基礎的財政収支、プライマリーバランスの赤字も認識された上での総合的な評価として、健全な財政運営に努められているとの評価をいただいたものと認識をいたしているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

何のための外部評価というふうな気もするんですよね。やはりどこかが厳しく発言をして、そのことを受けて考え直すというか、そのための私は外部評価かなと。だから、こうやって持ち上げるような、厳しいけど一生懸命頑張っていただきました。だから健全でしたよと。本当に健全なのか。全て赤字になっている中をどういう意味で健全とおっしゃるのか。

例えば厳しい財政運営で大変だったと。今後健全な財政に向けて頑張ってほしいというのならまだわかるけれども、これは一般議論になりますので言いませんけど、少し外部評価のありようというものが、こんなのでいいのかということを感じるので質問をさせていただきました。また、それ以上の議論になりますと一般質問になりますので、そういう評価をされたということで確認をさせていただきます。

ちょっと時間が過ぎてきましたので、次に主要施策の成果について入らせていただきます。

これも午前中の各議員の方の答弁でお話をされておりますが、事業評価から施策評価が改めて２４年に提出をされました。さらに事業評価については、主要事業だけだったのが標準事業も今回追加をしていただきました。ですから、相当事業評価の幅も施策と事業、さらには一般的な事業も入る。幅が広くなったということで大きく私は評価をしたいと考えておりますが、今回の施策評価を実施することで、どのような行政運営への効果を期待されていらっしゃるのか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

施策評価の行政運営への効果でございますけれども、これまでの個々の事務事業の評価を行うだけでは、総合計画に掲げる各施策の推進を図りづらい部分もありますことから、事業の上位目的となる施策そのものの評価の必要性が出てまいりました。

こうしたことから、今回提出いたしました主要施策の成果につきましては、昨年度までの事務事業評価シートから、新たに導入いたしました施策評価シートを３５の基本施策単位に取りまとめた

ものに改めさせていただいたところでございます。

こうした施策評価の導入による効果につきましては、行政評価システムが総合計画の体系との関連を深めておりますことから、より一層総合計画の推進につなげられるものと考えております。

また、これまで単体の事業での評価実施でありましたが、事務事業評価結果を施策評価の基礎資料といたしておりますことから、個々の事業の評価についても、これまで以上に上位の施策を意識したものになるというふうに考えております。これによりまして、職員の総合計画推進への意識の高まりなどにも効果が期待できるものと考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

議会のほうでも基本条例の重要な政策というものには、施策というのが一つの対象というふうに入れておりますので、そういう意味では今年度からこれを入れていただきましたので、十分私たち自身も中身を見ながら議論をさせていただこうと思います。

次に、今回事業評価シートに標準事業を入れていただきました。これも前から私も少し話をしておったんですが、入れていただきました。標準事業の選定基準ですね。どんなところを基準に選ばれたのか。それから事業全体でどれぐらいの割合のものがここに今回提出をされたのか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

標準事業につきましては、財政行革室で担当させていただいていますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

標準事業の事務事業評価につきましては、平成２４年度一般会計予算における室単位での中事業４２９事業のうち、市に裁量のない事務事業、行政組織及び施設設備の維持に係る事務事業、災害復旧に係る事務事業、その他議会とか審議会に係る経費、繰出金、公債費及び予備費などを除いた１５１事業を対象として選定をいたしまして、全体での割合は約３５％となっております。

当初計画時は、この１５１事業を３年間かけて評価する予定といたしておりましたが、今年度スタートするに当たり、行財政改革の視点から評価のスピードを求め、まず１５１事業全て評価することといたしたところでございます。

なお、標準事業の事務事業評価につきましては、今年度からの実施でございますので、今後対象事業の選定基準を含め、十分な検証を行い、効果の出る事務事業評価をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今の維持の部分は抜くというふうなお話があっても１５１事業、約３割、４割近いものが今回上げております。

私もこれまで出してほしいというふうに随分言ってきました。特に私が言ってきたのは、特にと

いうことで言えば溶融処理施設管理費、確かにこれは維持の事業ではありますけれども、額が施設管理で６億あるんです。こういうところを見直す。見直しして下げるという意味じゃなくて、こういうところは年間を通じてどのような動きをされて、どのような仕事をされているのか。評価として上がってくるんで、そういう意味からいくと額では、ほかの質問もあるんで長くはまずいですが、ある程度額の大きいものは、維持管理費であっても入れて、それはみんなで評価をしていくというふうなことにすべきと。そういう評価シートじゃないと、何か都合のいいものだけを引っ張り出してもだめだと考えますが、この辺の議論はされてなかったのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申しましたとおり、溶融処理施設管理の施設管理費は６億２，８００万円の支出を伴っておりますが、施設設備の維持に係る事務事業で今回は除外をさせていただいたということで、先ほど申しましたとおり、選定基準も含め十分な検証を行い、効果の出る事務事業評価をつくり上げていきたいというふうに考えていますので、その点も検証していきたいというふうに思っています。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ぜひ検討してほしいと思います。

最後に、議案第７０号平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について、３点お尋ねをしたいと思います。

最初に、純損失の計上についてお尋ねをしたいと思います。

これも午前中、尾崎議員からもご質問がございましたが、２４年の予算質疑をしたときに、２４年度は三重大学の寄附講座の効果を最大限活用し、純損失を計上しない予算としているとの答弁がございました。ただ、結果、２４年度は１億４，０００万を計上して、２３年度も３，０００万ベースでございましたので、４倍近い過去最高の純損失を計上しました。当初も剰余金で相殺したものもございますので、純損失の累計、それを相殺しないとすると、純損失はもう３億円ぐらい出ているというふうな状況でございますが、前年度に比べて大幅な純損失を計上した背景をまず確認したいと思います。

○副議長（前田　稔君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

平成２４年度につきましては、三重大学との地域医療学講座、開設２年目を迎えまして、総合診療科医師と整形外科医師の常勤を維持し、多様な疾患を持つ患者を幅広く診察できる体制と、救急患者の受け入れにつきましても、積極的な対応に努めてまいりました。

しかしながら、収益におきましては、看護職員の離職・入職が多く、病棟運営体制を絞らざるを得ず、入院患者数が減少したことによる入院収益の減少、また専門医の常勤配置がなくなり、透析患者数が減少したことによる外来収益の減少に対しまして、支出におきましては、定年退職者２名

の退職給与金等、支出の増加となりまして、その結果、今回の純損失の計上となったところでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

先ほどの答弁と当然同じになるわけですが、事業報告書に総括事項というのが一番後ろのほうに載っております。これを読むと純損失計上の背景は、当然今おっしゃったようなことが書いてある。看護師の離職とか採用が多かったのと、いろいろあったことと、透析医師の退職による影響なんだというふうに書いてある。ただ、最後にどうやって締めてあるかというと、人材確保に努め、診療体制の充実を図るというふうに締められています。

ただ、私は一応これは企業ですので、純損失を過去最高１億４，０００万も計上したことへの経営責任というか、責任があるということは言えませんが、事業を動かす側としての経営責任の重大さというものが余り感じられない。ただ、通り一遍に今おっしゃったようなことを並べ立てて、結果赤字だったんだと、こうおっしゃっている。

赤字補填も、これは改革プランで２億円以内ということで決めてあります。決してこれゼロじゃないんですよね。赤字補填としては２４年度も１億７，０００万。ですから、足し算をすると３億近い赤字を今回は計上したことになってくるわけです。

そうなると、最初言いましたが、２４年度は寄附講座の効果が最大に発揮をして、純損失を計上しないというふうなことからいけば、この予算の立て方に問題がなかったのかどうか、再度確認をしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

平成２４年度当初予算におきましては、平成２３年度の経営状況を考慮しまして、入院につきましては、２病棟体制の平均利用率６５％で、外来、特に透析患者数につきましては７９人で計上したものでございます。

しかしながら、これは繰り返しになりますが、看護職員の離職により同年７月から１病棟体制をせざるを得なかったこと。また、透析患者数が減少したことにより、当初予算を下回る結果となったものでございます。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

そういうふうに報告をすれば１億４，０００万あってもしようがないというふうなことなのかどうか。じゃあ２４年度の予算の審議のときになぜそういうことをおっしゃったんだということなんですよね。多分、その段階では看護師の不足という問題も、その前の年でしたか質問をしていまして、なかなか確保が難しいという話があった。これはもう多分事実のことだと思うんです。透析医については、いつ退職をされる意思を出されたのかわからないですが、少なくとも３月段階でわかっていたというふうな記憶をしております。

それからいくと、相当強気の経営計画を立てられた結果、赤字にならざるを得なかったという、何かそういう反省という言葉を言うと叱られるかもしれませんが、余り経営的にそのようなお言葉を使われないものか、何か非常によくわからないという気がします。

それを受けて、７０床体制がうまくいかなかった。それは看護師不足なんだということだと思います。それを受けて次の２点目に入らせていただきます。

寄附講座の医業収益の評価についてお尋ねをしたいと思います。

先ほども言いましたが、２４年度の予算は寄附講座の効果を最大限活用するんだというふうになりました。事業報告を見せていただきましても、再構築プランの実績報告を見ていただきましても、総合医や整形外科医が配置され、診療体制の充実が図れたというふうに書いてあるんですね。そうすると、当然充実が図れましたので、寄附講座の医業収支への改善というのは、どのように２４年度評価をされたのか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

三重大学との寄附講座による亀山地域医療学講座につきましては、前年度に引き続き医療センターに総合診療科医師及び整形外科医師の常勤配置による診療支援を受けているところでございます。この寄附講座の収支への効果でございますが、平成２４年度におきましては、医業収益が平成２３年度より減少となっておりますが、その大きな要因は、看護職員の離職と透析患者の減少と捉えております。

寄附講座を開設した平成２３年度から医業収益は増加しておりまして、平成２２年度の医業収益１２億１００万円と比べ、平成２３年度は１３億６，９００万円、平成２４年度は１３億６００万円と、いずれの年度も増加をしておりますことから、寄附講座による診療体制の充実により、一定の効果があったものと考えております。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

寄附講座のお金だけの議論を一度させてもらったことがあります。３，１２０万円福祉から出ているんですよね、寄附講座として。さらにちょっと数字は、私よくわかりませんが、医療センターからも何がしか出ているはずなんです。それは経費ですよね。そのことと収益が相まって、例えば３，５００万出していれば、その分３，５００万は利益が上がらないと、これはツーペイにならないんですよ。出どころが別だとおっしゃるかもしれませんが、税金から投入しているので一緒ですので、そうなると今みたいな報告では、寄与したと言うなら、じゃあどれだけ寄与したのか聞きたくなるわけです。ちょっと時間がないので、ほかの質問もあるので、またこれは改めて聞かせてもらいますが、やはりもうちょっとシビアに、来ていただくことは評価をしておりますし、当然お医者さんがいなければ営業できませんので、大変すばらしいというふうに考えます。

ただ、私が今回、ちょっと聞いて思うのは、６名でしたか一気にやめられて、４億近い赤字を入れた時期がありました。それから公的プランにかわって２億円以内で営業して６０床体制で何とかうまくいっていた。ところが、どうもここに来ると、今のご答弁をずうっと聞いていますと、やっ

ぱり看護師不足というのが非常にピックアップされてきた。これは一、二年前からそういう話になっておりますけれども、だから、それを一つの題材に営業がうまくいかなんだというのは、何か私は答弁としては非常に理解しがたいというふうな気がしますが、ちょっとほかの質問もあります。またこれは改めて委員会でもう一度、この辺についての対応や取り組みについては確認をさせてほしいと思います。

最後に、経営資金不足の危険性はないのかについて確認をさせていただきます。

留保資金を見ますと、２１年度の１５億円から毎年投資がずうっとされておりまして、その分の当然補填財源となりますのでずうっと補填をして、２４年度は６億８，９００万、約７億になりました。その前に３億円有価証券を投資しておりますので、これを現金化と考えれば１０億円ベースと。ただ、２５年度の予算を見ましても３億３，０００万ぐらい、今改修工事をしておりますので、それに補填をしてあって、実質残高が３億円を除きますともう４億８，０００万まで下がってきたと。そうすると、２１年度の１５億円に対しても４０％の水準まで減額をしてきて、留保資金が随分減ってまいりましたが、病院経営上でどの程度の運転資金が必要というふうにお考えなのか、確認をさせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

病院経営上の運営資金としましては、毎月経常的に必要となる運転資金と、４条予算であります資本的収支の補填金額等を考慮し、見きわめておく必要があると考えております。

通常の運転資金のほか、将来の建設改良事業等への対応を考えますと、留保資金としましては、議員が申されますとおり、多額の損失が出ますと減価償却分が損失分で相殺され、増額されない危険もありますので、毎年度の純損失は減価償却費より少なく抑え、増額していく必要があります。

損益勘定留保資金の具体的な基準はございませんが、今後緊急を要する施設改良費等に備え、約３億円の投資を含めまして、少なくとも５億から６億円程度の損益勘定留保資金を維持していく必要があると考えております。

○副議長（前田　稔君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

５億円から６億円ということになりますと、今２５年度決算では７億ぐらいになってしまう。これも２３年の１２月の定例会で質問させてもらいましたが、１０億円まで留保資金は減額をしますと、相当投資をしましたので。ただ、その後は償却費の積み上げで回復をするというふうに答弁をされております。確かに私もこれまでは減価償却費が１億二、三千万ありますので、その分は毎年積み上がってくるだろうというふうな期待感を持っておりましたが、ことしの１億４，０００万近い赤字が出ると、全く減価償却費を食ってしまうんですね。ためるものを赤字で食ってしまうと。そうなると、７億円ベースぐらいのものから積み上がらなくなってしまうんですけど、その辺について、今後留保資金の確保をどのような見解をこの決算をもってお持ちなのか、最後に確認をしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

留保資金につきましては、建設改良費等の資本的収支の補填財源としておりますが、この確保、増額につきましては、原資は減価償却費等でありますので、毎年度の純損失を減価償却費等の金額以内にとどめ、できる限り積み上げていく必要があると認識しております。

○副議長（前田　稔君）

２０番　竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５６分　休憩）

（午後　２時０６分　再開）

○副議長（前田　稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

それでは、ぽぷらを代表いたしまして１番　西川憲行、議案質疑をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まず、歳入における自主財源と依存財源というのがあるのですが、この歳入における自主財源と依存財源のバランスについてお伺いしたいと思います。

まず現在の状況ですと、自主財源が２４年度の場合、２３年度に比べてパーセンテージとして減っております。依存財源がふえていると。依存財源というのは交付税とか、国や県からもらっているお金というふうに考えておりますが、このバランスが、依存財源がふえていくということについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

１番　西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

自主財源と依存財源の関係でございますが、歳入のうち、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体がみずからの権限で調達できる財源を自主財源と呼び、地方交付税や地方譲与税、国・県支出金などのように国や県の意思決定に基づき収入される財源を依存財源と呼んでおるところでございます。

本市におきましては、平成２１年度以降、自主財源の中心である市税収入の落ち込みに伴い、歳入決算額に占める自主財源の割合が年々減少しているところであります。

平成２４年度決算におきましては、歳入決算額２１５億４，０００万円のうち、自主財源は１４０億４，０００万円、依存財源は７５億円となり、市税収入の減少に加えて依存財源である市債発行額が増加したことから、自主財源の比率は、２３年度から４．８ポイント減少して６５．２％とな

っているところでございます。

地方財政の自主性を高めるには、財源の調達においても、その使途決定においても自主的に行うことができる自主財源の額が、行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度になるものでありますので、市税収入の確保はもとより、行財政改革を進めることで自主財源の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

自主財源と依存財源の違い、またそれの考え方についてご説明をいただきました。

市税のほうは、確かに年々減少をしていっているわけです。それに地方交付税がふえていると。そのことによって地方公共団体としての自主性が失われないように今後努力していくと。この市税が減少しているというお答えが先ほどありましたけれども、この市税の減少について増加をしていく、あるいは市税の減少をとめていくということについての対策、今後どのようにしていくのかということについてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市税の確保をしていくということをどのようにしていくのかということでございますが、平成２０年度、市税は１４６億ありましたが、平成２４年度決算では１０３億ということで、約４３億減少しています。この中身を見てみますと、法人市民税と償却資産の減少額が主な要因となっておるところでございます。

１つは、企業の誘致なんかに力を入れています。大きな意味合いで申しますと、行財政改革の歳入確保の項になるだろうというふうに思いますが、歳入に対して確保の方策を自分のところでできるところ、使用料、手数料の見直しとか、またはいろんな料金の値上げとか、そういうことで歳入確保をやっていくと。企業誘致にも力を入れていくということが、一つの方策だろうというふうに考えています。そういう意味で歳入の改革を取り組んでいく必要を痛感しているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。

行財政改革の中において、料金の設定の見方とか、また法人を誘致するとかということについては、市の計画の中にも盛り込まれているところでありますけれども、実際に、では、現在シャープの誘致以降どれだけの法人が誘致されたのか。あるいは現在料金の設定を考えてみえると言われますが、その料金設定によってどれだけの財政収入、市税がふえると見込まれておるのかというところは計算されているのでしょうか。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今、具体的にどんなことが見込まれるのかというふうな形で、どれをしたらというのは、今具体的に検討している最中でございますので、そこまで見積もっておるところではございません。

○副議長（前田　稔君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

企業誘致の数字につきましては、今手持ちにございませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今のところ、この財政見通しを見ていると、歳入においては財政調整基金に依存するところが多くて、今後平成２８年度には財政調整基金が枯渇してマイナスになってしまうと。その中で、今の現状の歳入を維持していく、あるいは歳出を維持していく上で、どうしても市の歳入が４３億円から減っているというところを見直していくべきであろうと考えます。

その分については、先ほど来、午前中も答弁されていますけれども、行財政改革という言葉が使われて、それで企業誘致をしていく、行財政改革の中で料金を見直していく。でも具体的に、じゃあそこからどれだけの金額を賄っていくかということが計算されていない、出ていないということについては、この答弁において、具体性と実効性が少ないのではないかと考えて、今質問をさせていただきましたけれども、実際に危機感を持って厳しい決算を見てということでございますので、やはりこれからの先行きを見ていくと、どこをどのようにしていくことで財政の健全化を図っていくのかというところは示していただきたいなあと考えています。

それでは、続いて、現在、財政力指数という言葉が出てまいりますけれども、この財政力指数において、この重要性、そして財政力指数をどのように捉えて、今後１という数字を維持していくのか、あるいはまた交付税の影響というものについてご答弁をお願いします。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去３年間の平均値であり、地方交付税の交付基準となるものでございます。

本市におきましては、市税収入の減少などにより、平成２３年度以降は単年度の財政力指数が１未満となり、普通交付税の交付団体となっております。

財政力指数はあくまで地方交付税の算定基準であって、実際の財源不足、富裕を意味する数字ではございませんが、本市の財政状況を示す指標のうちの一つであると認識をいたしているところでございます。このことから、経常収支比率や公債費負担比率などの財政の健全性を示す指標と同様に注視しながら、行財政改革大綱に掲げた取り組みを着実に進め、財政の硬直化を抑止していくこ

とが今後の財政運営においては重要であると考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

財政力指数というのは、この健全性を見ていく上では大変重要な指数ではないかなあと考えております。地方交付税の算定基準になるということで、地方交付税がふえるも減るもこの数字がどうしても影響してくるのは事実です。

その中で、それとあわせて大事な数字だと思われるのが、私は経常収支比率だと思います。この経常収支比率が増減することによって、行政の自主性等が判断基準になってくるわけですけれども、先ほど言われた財政力指数とあわせて、この経常収支比率が今回９３％に悪化しているということについて、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常収支比率の上昇の件でございますが、市税収入の１４億１，０００万円の減少により、経常的に収入された一般財源が１４億５，０００万円減少したことが、比率の大きな要因と考えております。

また、加えて後年度の公債費の増加を抑制するため、財源余裕分については、臨時財政対策債の借り入れを約１億円抑制いたしたことが、この比率の上昇につながったと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

午前中の質疑でもありましたけれども、１４億円市税が減ったことが、まず最大の要因であると。それから公債費の抑制だと言われております。これによって財政の硬直化が進んでいると思われますけれども、ただ、市政の施策を行っていく上では、どうしても国庫支出金や地方交付税によって賄える部分もあると。その中で、硬直化が進んでいる中において、国庫支出金等である程度施策が決まった中で使い道の決まっているお金をいただいていますよね。ただ、それが１００％国庫支出金で使えるお金であれば、亀山市は国からもらったお金をそのまま支出するだけになりますけれども、１００％でなかった場合は、国庫支出金にプラス亀山市の自主財源の中から施策費用を出して、施策の事業を進めていくということだと思うんですけれども、そのときに９３．５％という数字が、実際の金額ベースでいけば硬直し過ぎているというわけではないと思うんです。ある意味は国の施策と亀山市の施策が一致すれば、国の国庫支出金なりである程度賄えるというふうに考えていいと思うんですが、それについて、この硬直化というのが本当に硬直化なのか、あるいはまだまだ見直しができるのかという点についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

確かに硬直化は進んできているように思いますが、１つ大事なことは、市で考える必要があるのは、一般財源をどれだけそこに投入するかということがとても大切なんだろうというふうに思っています。事業が社会資本交付金なんかですと５５％ぐらい国からおりてきますが、その１００あって５５を国からいただいたと。残りの部分の起債をどれだけ借りるのか。その残りのどれだけそこに一般財源を入れていくのか。それによって事業規模が変わってくるんだろうと。１０分の１０の補助金ですと何も市の単費は要りませんから、事業費がふえるだけで一般財源を持っていくのは関係ございませんが、それによりどの事業をやっていくのか。一番影響が多いのが単費の財源、市の財源だけでやっておる事業が一番影響をしてくるんであろうと。しかし、その事業そのものが市の独自性を示す事業でもあるという状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、ご答弁いただきました。ちょっとよくわからなかったんですけれども、市単独でやっている事業は市の自由度をあらわすと。市の独自の財政力がやはりそれを左右していくということで、決算から見ると、やはり現在厳しい数字であるということははっきりと出ているということだと思います。

それで、今この中で、今後市の財政見通し、そして行政改革の方向性についてというところであるんですけれども、中期財政見通しにおいては、先ほど言いましたけれども、２８年度に財政調整基金が枯渇すると。ことしの２４年度の場合は１４億の不足分に対して財政調整基金から１３億円ほど出ていると。それとほかの基金も合わせると２０億円ぐらいがたしか出ていると思うんですけれども、今後このまま財政調整基金を取り崩して、今のまま中期財政見通しのまま進んでいくのか。それとも枯渇すると言われているのに対しての対策というものはどのように考えておられるのか。

そして地方交付税も合併算定がえが一本化され、減少していく中で、どんどん歳入は減っていくんじゃないのかというふうに危惧するところですけれども、それに対しての対応は、先ほど言われた法人の企業誘致であるとか、料金設定で行財政改革をしていく、そういう以前に全体として、バランスとして対策はどのようにされているのか、お聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まずは今後どうしていくのかという話でございますが、それは平成２４年、昨年の秋つくらせていただいた行財政改革大綱に基づいて、５５の事業をきちっとやっていくということが１つだろうというふうに思っています。

今後どうなっていくのかといいますと、平成２５年度は少し法人市民税や償却資産がアップしてまいりました。これは一時的だというふうには理解していますけれども、そんな中で、まずは行財政改革をきちんとやっていく。その中で歳入改革と歳出改革をやって、きちっとしたものをしてい

くことが一番重要だというふうに考えています。

交付税は１０年たった平成２７年から５カ年でずうっと減らされると。その額は今のところで１年間で約８億円下がってくるんだろうと、交付税が減額されるというふうに思っていますので、その分も今まで以上に前の負の要因になってくるというふうに考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、ご答弁の中で８億円の減額という話がありました。しばらくの間、亀山市は不交付団体と言われて地方交付税をいただいていないと言われていましたけれども、でも、実際のところは関町との合併によって、関町分の約６億円ぐらいは常に交付税をもらっていたわけですよね。そんな中でこれからまた８億円減額をされていくという将来が見えていると。今現在、その中において、今言われました５５の行財政改革の施策を実行していくと。言われるのはわかるんですけれども、じゃあその５５の施策、具体的に本当にそれをすればできるというのがなかなか見えてこない部分があって質問させていただいたんですけれども、でも、その中で亀山市の将来は、その５５の施策をすれば一体どんなような亀山市の財政規模になるのかというのは見えているのかいないのかというところになると思うんですよ。

実際に今あるのは、いろいろな計画があって、計画を実行すればいい、あるいは計画を実行するためにはお金がかかっていくというのが行政のあり方であるように思います。歳入については、確実に歳入は減っていますし、今後も減ることが予想されているわけです。それで、市長はご答弁の中で、きょうもありましたけれども、身の丈に合ったといいますか、その財政の収入規模をまた見直すべき時期もあるんだろうと。それから、歳入に合った歳出をしていくべきだというなお考えであります。

結局、今後の方向性として、歳入をふやす努力をより一層していくのか、あるいは歳出を抑える努力をしていくのか。端的にわかりやすく、いろんな施策がどうのではなく、亀山の大きな方向性としては歳入をふやすのか、歳出を減らすのか、これについてご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

今後の本市の財政状況、それから市政運営、見通しにつきましては、午前中も少し申し上げましたが、行財政改革大綱をしっかりと展開をしていくということなんです。

この中に盛り込みました３つの政策、それから１５の取り組み方針。とりわけ財政改革につきましては、歳入改革の推進と歳出構造の刷新と、この２点を同時並行的に進めていくと。今議員が申されました全体としてのバランス、このことが大変重要でございまして、したがいまして、歳入をふやしていく努力をするのか、あるいは歳出を下げていく努力をするのか、ＡかＢかというご質問でございましたけれども、歳入をふやす努力をしつつ、歳出の削減といいますか、適正化を同時に図っていくという考え方が大事であろうかというふうに思っております。歳入歳出両面からの行財

政改革の徹底をしていくと、こういう基本方針で、今日までもそうでございますが、なお一層その精度を高めていかなくてはならないと、こういう考え方を持たせていただいております。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

当然歳入をふやして歳出を減らす、両面からのアプローチをしていくことで市の財政運営を健全化に導いていく。そして、現在悪い財政状況を改善していくことであります。

私としては、この決算書を見る限りは、厳しいのは厳しいですけれども、確かに健全という言い方が適正なのかどうかは別としても、今ある現状の歳入の中で精いっぱいの施策方針をされているだろうなあと、そんな考えは持っております。ただ、歳入また歳出については、市民の目線から見たときに、何がどうなっているのかというのがなかなかわかりにくい部分があると思います。実際に財政が悪い、財政が悪い、厳しいんだと言われても、じゃあ何がどう悪くてどういいんだということはなかなか市民の目に見えてこない。そしてその中で、今言われたように、行財政を改革していく上で、歳入をふやしながら歳出を減らしていくということに関しても、なかなか市民の皆さんにご理解をいただける部分が少ないのかなあと。

でも、これをしっかり理解していただかないと、今言われたように料金設定の見直しであったり、市民サービスの低下を招かない程度に歳出を抑えていくということに関して、市民理解を得ていくのは難しいのではないかと考えておりますので、できる限り歳入歳出についてはご説明をしていただきながら、また今後の亀山市の見えるところを言っていただきたいなあと思います。

それについては、やはり抽象的な言葉ではなく、具体的に数字を上げていただくことが僕は大事だろうと思いますので、できれば今後は、結果としての数字はよく出ているんですけれども、また目標値として数字も出されています。市長といいますか、今までの答弁を見ますと経常収支比率なんかも８５％ぐらいを目指していくんだとか、財調も２０億円を残すんだというような言葉もされていますので、やはりそこに向かっていくためには、何を削っていけば、あるいは何をふやしていけばその数字に近づいていくんだ。経常収支比率も９３％を８５％に戻していくためには、どの数字をどのように改善していくのかなあというのが、その計画の中でもしっかりと出していただく。またこういう場でもご答弁していただければありがたいのかなあと、そんなふうに考えておりますし、また歳入に見合った歳出と言われるのであれば、その見合った歳出とはどのようなものなのか、また出していただければありがたい、また教えていただきたいなあと思っております。

その中で、今現在実際に行財政改革をされていて、今後の目標をこれから決めていかれるという答弁も先ほどありましたので、次の行政評価システムの質問に移らせていただいて、その質問としては、重要性と予算への反映についてという質問なんでございますけれども、今までに行われていないのが、この２４年度で行われたということについて、私は非常によいと思っております。そして全体の評価が出てくることで、今何が行われているのか非常にわかりやすい、そんなふうに感じております。

ただ、この施策評価シートや事業評価シートを見てみますと、Ａ、Ｂ、Ｃとそれぞれに判定がされております。これの判定をするに当たって、判定をされた方が何をもとに判定をしているかという点について、まず各部、各室担当で判定をされたと聞いておりますが、そのときに全体の評価基

準といいますか、統一の物差しといいますか、そういうものについてはどのようにあるのかをお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

今回、後期基本計画のスタートにあわせまして、新たに施策評価の導入及び事務事業評価対象の拡大をいたしたところでございます。このうち施策評価について、決算認定資料として主要施策の成果報告書として市議会へ提出をいたしたところでございます。

施策評価及び事務事業評価の実施につきましては、行政の透明性とアカウンタビリティーの確保、職員の意識改革、行政活動の改善と施策の推進、この３点に主眼を置いて実施することといたしております。

評価シートの総合判定欄につきましては、それぞれ施策及び事業の進捗状況を評価担当者、これは部長でございますけれども、部長の自己評価といったことによりまして判定として表示をさせていただいております。これについては３つの主眼のうち、特に行政の透明性とアカウンタビリティーの確保の観点から、市民の方に施策や事業の進捗状況をわかりやすく見ていただけるようつけたものでございます。

各部長の評価につきましては、それぞれ事務事業評価、それから関連計画を総合的に勘案してＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、「順調に進んでいる」からＤの「進んでいない」といったものを各部長の自己評価によりつけさせていただいたといったところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

各部長の自己評価によってＡ、Ｂ、Ｃとランクづけされているということでございます。

この自己評価という点が非常に問題な点であって、言うたら同じ事業を見ても、部長によってはＡとつける、あるいはＢとつける可能性が出てくるわけですよね、人事が異動していればですけれども。その点について、全庁的にこういう問題についてはＡだ、Ｂだという判断基準があったのかないのかというところなんですけれども、このＡ判定、Ｂ判定というのはあくまで部長評価ですので、市長のほうからこの事業はＡとついておるけど、そんな評価でいいのという話も、また見方によっては変わってくるのかなあという危惧をします。

これが先ほども答弁にありましたけれども、今後の政策、予算設定に大きく反映してくるというお話をされていました。では、Ａの判定とＣの判定がついていた場合、どのように予算設定、あるいは次の年度に対しての事業施策の変更に反映されていくのかという基準があるのかないのかということですね。その基準があるということをわかっていないと、部長も判定を出したときに、Ａとつけることによって来年度はこんなふうに変わるんだ、Ｃとつけるとこんなふうに変わるんだということが示されているのかいないのかという点についてお聞かせください。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

総合判定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、施策及び事業のわかりやすく見ていただけることを主につけているものでございまして、例えばA評価だからこの事業の予算を増額するといったことや、例えばCだから事業を中止、廃止するといったこと、一定の仕組みにより運用をするものとはいたしておりません。本市の行政評価システムにつきましては、導入段階から総合計画の推進を目的としておるところでございまして、有識者の方からも一定の評価は得ているところでございます。

しかしながら、こうした評価結果を一切予算編成等へ反映させないという考え方ではなく、評価として示した成果、課題などをこの中のシートに書いてございますので、こういったことを踏まえまして、より適切な施策の推進や事業の実施につなげていくといったところでございます。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

評価システムが非常に有効に機能して、やはりそれが行財政の改革につながる、あるいは市民サービスへの変化につながっていくということが大事だと思いますし、また市民に透明性を訴えるという面においては、これを見ることによって今どんな事業がなされていて、どんな進捗状況なんだと。市民生活によりしっかりとかかわってくるんだということがわかることが大事なのかなあという気もいたします。全体といたしまして、一連の流れの中で今後の行財政の改革というものが行われている一環の中にあるんだろうなと、そんなふうに考えております。

ただ、行政評価システム、評価をされる以上、その評価に対しての見解とか、あるいは今後の方向性などが打ち出され、市民からもこの評価で甘いんじゃないのとか、もっとこういうのをやってほしいとかという意見が出てくるようなことを願っておりますが、今後亀山市が財政的にも、それから行財政改革において市政が市民サービスを低下させないように、市長がよく言われる持続的に継続できるような事業、あるいは市民サービスがより充実できるようになっていくのが大事だと思っておりますが、市長はその点について、行政評価システムの重要性をどのようにお考えでしょうか。

○副議長（前田　稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回といいますか、昨年度、この後期基本計画をスタートさせるに当たりまして、議会の皆様方にも議決をいただいて、さまざまな各般にわたる施策を展開していくということを明確にさせていただいたところでございます。

それにつきまして、個々の従来の事務事業から単体の事業だけではなくて３５の基本施策を明確にしましたが、その３５の基本施策の中に、体系的にその施策の推進のための事業が連なっておるわけでございますけれども、この施策自体を追っかける必要がある。評価してそれを次へつなげる必要があると、こういう考え方の中で施策評価を今回導入させていただきました。

これは、この導入もそうなんですが、行財政改革大綱にも明記をさせていただいておるものでご

ざいまして、この行財政改革大綱の３つの方針の１つ目、財政改革の話を前段させていただきましたが、やっぱり２つ目の効果的・効率的な行政システムの構築、これにつきましては、従来の行政のマネジメントのシステムの再構築として今回の施策評価も位置づけさせていただいておるところでございます。

こういうことも踏まえまして、今後も新たな施策評価の導入と事務事業評価対象の拡大を図りながら、それぞれの施策の推進に努めていく、またその行政のシステムとして、より効率的な行政システムを構築していくと、こういうところに期していきたいというふうに考えております。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

結局、行きつくところは効果的な行政システムの構築なんだというところだと思います。

最初のほうの質問に戻るようで恐縮ですけれども、経常収支比率が悪化すれば、新規事業がやりにくくなるというのが一般的な、硬直化しているのでということなんですけれども、今現在２４年度の決算では、硬直化して経常収支比率が悪くなっていますというところで、今の行政評価システムにおいて出てきた問題と、その経常収支比率によって硬直化が進む中で、現在の事業を精査していく、あるいは新事業を行っていく上で、この行政評価システムと経常収支比率の関連というものが当然出てくると私は思うんですけれども、その中で新事業を立ち上げていく、市長がやりたいことをするためにはそれだけの予算配分が必要で、その予算配分の余白が経常収支比率の悪化ということでは、余白がなくなっていくんだというところに行きつくのかなあと。それらは連動しているのかなあというふうに考えるんですが、その点について、当然財政力を健全化して余白をつくっていくことで新事業をする、行政サービスを充足させていく。今現在出ている行政評価システムの中で、その見直しを図りながら、今やっている事業を削ることで余白をつくっていくという方法もあると思うんですけれども、市長はその中で、経常収支比率と行政評価システムの連動の中で、事業の見直しというものはどのようにお考えになっておられるのか。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

経常収支比率と評価システムの連動ということをお問いかけでございまして、少し正確に理解をさせてもらっていないかもわかりませんけれども、評価システムは評価システムとしてしっかり事業を精査していく、今本当に効果的な事業が一体何なのか、事業のやり方について、惰性だけではなくて、やり方について工夫をして見直していくということは大変重要なことでございます。

それと直接的に経常収支比率に直結するということではないんですが、先ほど国費が、交付税であったり、国庫支出金が入ってまいります。それから県費も入ってきます。市税収入としても入ってきます。非常に複雑な中で行政の公会計は動いておりますので、それを本当に的確に、それこそバランスやさまざまな要素を考慮して推進していかなくてはならないという考え方でございます。

ただ、行政需要がふえております中で、経常収支として、例えば扶助費でありますとか、公債費、人件費もそうなんですが、ある一定の膨らみを持っておりますので、これにつきましては、国・県

の状況も本当にしっかり見きわめながら、亀山市としてできること、あるいはできないこともあろうかと思いますけれども、引き続いてしっかりと効率的な展開を努力していくと。行財政改革はその一環でございまして、その中で経常収支比率の８５％は何とか維持していくことが、さまざまな行政需要に応える一つの目安ではないのかなあと思っておりますので、２４年度につきましては、少しいろんな要素の中でこういう状況になりましたけれども、今後につきましても、中期的な視点を踏まえて的確な対応をさせていただきたいと、このように考えております。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、市長のほうからは８５％という経常収支比率の目標数値が示されました。そしていろいろな事業は予算についても、国からのお金、県からのお金とか、いろいろ絡み合った中で適正なところを見つけていくんだというお答えであったのかなあというふうに感じております。

国や県から、どうしても事務事業の移管というものも今行われている中でございますので、そのように国や県からもらっているお金、それを有効に活用することも、また一つの財政改革になるんだろうと、そんなふうに捉えております。問題としては、今現在の財政規模が妥当なのかどうなのかというところが、多分市長が言われる身の丈に合った財政というふうなことなんだろうと捉えております。

この数字的なものは、午前中もいっぱい質問が出ておりましたので、私のほうからも数字的な分の質問についてはしておりませんけれども、やはり市長の考える身の丈に合った財政、そして現在の５万人の人口としての財政規模がどのようなものなのか。そして年々増加する予算規模、歳入規模も歳出規模もふえていますけれども、市長はかつての答弁で１７０億、１８０億というような答弁もされていましたけれども、ただ、僕は市長の答弁にありましたように、亀山市の財政が規模がどうこうではなくて、国からの予算措置で子ども総合支援の法案ができたときに、その財源が来ると１２億ぐらい増幅するので、当然市の財政がどうのこうのじゃなくて必然的にふえる場合もあると言われておりました。

ただ、そういったものを抜いた中でも、今現在の亀山市の財政規模というものをどのように捉え、そして今後の目標とする、数値ではないです。財政規模というものを考えておられると思うんですけれども、国や県からいただくお金ではなくて、亀山市の市税収入に合った財政規模というものはどのようにお考えかということを質問させていただきたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご案内のように社会保障と税の一体改革等々、さまざまな制度議論も国のほうでは動いているところでございます。地方交付税制度、交付金のあり方につきましても、これも非常に今後中長期に見たら大変不透明な中にございます。

したがいまして、この動向もしっかり見きわめていかなくてはならんというふうに思っておるところでございまして、いずれにいたしましても、中期財政見通しでお示ししておるのは、どうしても単年度会計の部分を少し長期の見通しの中でしっかり予算、それから執行に反映させていこうと

いうことで、２１年度に中期財政見通しをお示しさせていただきました。市民の皆さん、議会の皆さんと共有をさせていただく。この変化につきましても柔軟に対応していきたいと、こういう考え方でございます。

少し将来のことにつきましては、読み込めないところもたくさんありますので、この場でどれが適正だということは少し控えさせていただきますけれども、この変化に対応していくことが大変重要であるというふうに思っておりますし、市民の皆さん、議会の皆さんとこの情報を共有していくことが重要であると、こういう認識を持たせていただいております。

○副議長（前田　稔君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

市長の今後の対応については状況を見きわめてというところでございますけれども、やっぱり先ほども言いましたけれども、国や県からのお金も含んで財政は当然できておりますので、その中で市独自の運営に必要なお金等も別に出ているわけですけれども、その中で市の本当の必要な財源、それから市が今後やっていく上で必要なお金、施策に必要なお金、経常的に必要なお金というものをしっかりと見きわめて、今後も今言われたように情報を共有していきながら、何が一番亀山市にとっていいのかということを私どもも勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで質問を終わらせていただきます。

○副議長（前田　稔君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

大変遅くなって申しわけございません。

シャープ以降の立地企業でございますけれども、シャープ立地以降、私ども市と立地協定を締結した新規立地企業数としては４社がございます。

○副議長（前田　稔君）

１番　西川憲行議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５３分　休憩）

（午後　３時０３分　再開）

○副議長（前田　稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第６４号平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成２４年度決算を見ると、約２億円の黒字であります。２３年度も１億５，０００万円ほどの黒字でした。しかも、これは２１年度、２２年度に行った一般会計からのいわゆる法定外の繰り入

れをすることなく黒字となりました。

そこで、まず２３年度、２４年度と連続して黒字決算となった要因が何なのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

１８番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

黒字の要因ということで、まず平成２３年度の決算における黒字額は１億５，２９１万１８０円となっており、その要因は平成２３年度中に交付見込みがないとされておりました国からの療養給付費負担金が約１億２，４００万円、財政調整交付金１，９００万円、県からの財政調整交付金３，８００万円が追加交付されたことによるものでございます。

平成２４年度の決算における黒字額は、２億５５７万７，６４４円でございますが、その主な要因は、歳出の約７０％を占める保険給付費が、予算では３１億２，６５８万７，０００円で、医療費が前年度対比で２．１７％減少となり、決算額は２９億２，６３６万４，６７２円、その差が約２億円となったところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

たしか２３年度は３月議会で補正で対応しなきゃならんということで、１億３，０００万ほど補正をした後に、追加交付金でお金が入ったということで、結果として１億５，０００万の黒字になったということを記憶しています。

２４年度は、この１億５，０００万がいわゆる前年度の繰入金として入れられたということで、それから先ほど言われた医療費が見込みより少なかったと、この２つが相まって、２億円の黒字になったんではないかなと思っています。

だから、２４年度は確かに医療費も減りましたけれども、やっぱり前年度の黒字を次年度に繰入金として使えたというのが大きかったんではないかなというように思います。

そこで、この２４年度に生じた２億円ですけれども、この黒字の今後の使い方、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

この黒字額をどのように使うのかということでございます。この黒字になった約２億円でございますが、本年度に国庫支出金等の過年度の精算がございますので、精算後、平成２５年度へ繰越金として予算計上する予定といたしております。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

精算が終わって確定をしたら、次年度の繰越金として使うということですけれども、私はやっぱ

りこれは国民健康保険給付費支払準備基金に積むべきではないかというふうに思います。

当然、これは基金に積んでおきますと、２５年度の予算は９，３００万円ほど一般会計から法定外の繰り入れをしていますけれども、今後特に大きな医療費の増がなければこのままで行くんだろうと思いますけれども、もし３月時点でまた補正をしなきゃならんというときに、この基金から一部取り崩して充てるということが可能になりますので、やっぱり私は黒字については基金に積むということが、いわゆるよくあなた方が言われる財政規律ということから言うなら、やっぱりそちらのほうが筋ではなかろうかということを思います。

それから、２４年度の決算の歳入歳出の中で、特に決算額に占める割合とか金額の大きなものについて、ちょっと確認の意味で質問しておきたいんですけれども、まず歳入の中では国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金というのが、前年度と比べると増減が大きかったというふうな結果が出ております。この要因について、まずお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

歳入のうち、３点ほどご質疑でございます。

歳入の決算状況につきまして、昨年度と比較をして申し上げますと、まず平成２４年度国民健康保険税は９億７，４２８万３，４７５円、前年度より約１，４００万円の増となっており、現年分収納率９０．１％、前年度より１．５２ポイント増、滞納分収納率１１．９５％、前年度より１．６９ポイント増加をいたしております。

次に、国庫支出金ですが、特に療養給付費等負担金につきましては、医療費等の費用額に対して、国から交付されるもので合計で８億１，０２４万６，７２１円、前年度より約７，９１８万円の減少となっております。この分については、県の支出金のほうで補填をされております。

次に、前期高齢者交付金は、６５歳から７４歳の前期高齢者の医療費に対し、国保事業への負担を緩和するため、健康保険組合等各保険者からの負担金を医療費の状況により社会保険診療報酬支払基金から配分される交付金ですが、２４年度は１２億９，９１０万１，９８９円、前年度より約７，７４０万円増加となっておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ちょっと要因までお聞きしたかったんですけど、例えば国民健康保険税も１，４００万ふえているということなんですけれども、これがなぜふえたのかということが説明がありませんでしたし、例えば前期高齢者交付金なんかも、医療費が例えばふえれば、当然そういうところから補填をするような意味でふえるんでしょうけれども、それは例えば２３年度の決算で医療費がふえたという場合に、こういう前期高齢者交付金がふえるというふうになるのか、２４年度の決算で見て、医療費がふえたからということになるのか、この辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

後期につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、医療費の状況ということで、前年度によってある程度試算をして、今年度の状況を見て配分というようなことでございます。

国保税につきましては、窓口で生活状況を十分聞いたり、それからあと今年度２４年度からコールセンター業務がスタートして、それの影響であったり、それから滞納処分についても、所得がありながら納付していない方については法どおり実施をさせていただいたということで、現年については特に収納率が上がったというようなことでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

全体として２億の黒字が出ているんで、これは部分として、それは国民健康保険税がふえるというのは、これはよくわかりますけれども、もう１つ、歳出についてお聞きしたいと思うんですけれども、これも特に大きなものとして保険給付費、これは医療費の関係ですけれども、それから後期高齢者支援金等というのがありますね。それから、共同事業拠出金という、これもやっぱり前年度と比較すると増減が大きかったように思うんですけれども、これについても要因をお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

歳出のうち、こちらも３点ほどご質疑がございます。

歳出の決算状況につきまして、前年度と比較して、先ほどと同じように申し上げますと、まず保険給付費ですが、療養給付費、療養費、高額療養費等、医療費に伴う保険者負担でございまして、平成２４年度は２９億２，６３６万４，６７２円、前年度より約６，４００万円、率で２．１７％減少となっております。

この主な要因として、入院の件数及び費用額が前年度より１０％程度減少となったことによるものでございます。

それと、後期高齢者支援金ですが、７５歳以上の後期高齢者の方の医療費等について、公費負担、加入者負担とは別に各保険者から支援するもので、平成２４年度は５億４，２３６万９，１０８円、前年度より約４，７００万円の増加をしております。これについても、先ほど来、２３年度の状況、それから２４年度の状況により算出をされておると。

次に、共同事業拠出金でございますが、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費の高額療養費共同事業とレセプト１件当たり３０万円を超える医療費の保険財政安定化事業を、県内の市町村国保からの拠出金により共同事業を実施するもので、平成２４年度は合計で４億４９３万９，６４５円、前年度より約３，１５６万円増加をいたしております。これについては、高額の方が昨年よりふえたというような要因でございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

時間が随分押してきましたんで、次に収納率の問題です。

現年度分で１．５％、滞納分で１．６％アップしたということですけれども、合計すると前年度より０．１％下がって、長く続いている収納率の低下傾向は歯どめがかかっていないということであります。

そこで、引き続き収納努力を続けることで収納率を上げることができるというふうにお考えなのか、見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほども収入の部分でご説明をさせていただいて、答弁させていただいたように、滞納部分については、窓口相談であったりとか、コールセンターとか、いろいろ努力をして続けております。

その中で、この歳入を議員はおっしゃいますけれども、歳出の抑制もあわせてやる必要があるかなと思っておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

答えになっていないわけですわ。私はやっぱり収納努力というのは、これはしなきゃならんというふうに思うんですよ。

問題は、それで本当に、その努力さえしっかりやれば収納率が上げられていくのかということなんです。ところが、これはやっぱり根本的には、なぜ払えないかという原因を考えた場合に、根本の原因に、いわゆる収納努力が足りないということやないんで、これはやっぱり限界があるんじゃないかなというふうに思います。

これはいつも言いますけれども、やっぱり一番の問題は国が国庫負担を減らしてきたこと。このことによって、もう国保税が年々上がっているということが明らかなわけであります。

特に、これは全国の数字ですけれども、国保の総収入に占める国庫支出の割合というのが、１９８０年の時点では５７．５％、収入の半分以上が国庫支出金であったわけです。それが、１９９０年になると３８％、２０００年には３５％、２０１０年にはついに２５．６％まで国庫支出金が減らされるわけですね。だから、もう２０１２年の決算で見ても８億円、全体の１８％しか国保財政の歳入の中に占める割合がないということですね。

だから、こういう形で結局国庫負担が減る分、どこへじゃあ求めるのかということになると、国保税の値上げということに求めていった結果、どんどん国保税が上がってきたという経過があるわけです。

だから、こういう経過があって上がってきた国保税を、収納努力さえすれば何とかなるということには私はならないんだろうというふうに思います。

例えば、２０００年並みの３５％、国が国庫負担金を出してもらっておれば、２４年度の決算でも国庫支出金が、実際は８億ですけれども、これが１５億６，０００万になるんですよ。倍になるんですよ。そうすると、国保税が随分この時点でも低く抑えることができるんですね。こういうふうな問題があるんで、やっぱり根本的には国庫支出金の問題があるだろうと思います。

ちょっときょうはグラフを用意してきたんですけれども、これは全国の数字なんですけれども、国保世帯の平均所得と負担率、これは要するに所得に対してどれだけの保険税を負担しておるかという割合なんです。この棒グラフのほうは、１９９１年から２０１１年まで２０年間、大体、ちょっと抜けておる年度がありますけれども、あります。これで見ますと、国保世帯の平均所得は９１年、２０年前は２７０万ぐらいあるんですね。それが、どんどんどんどん下がってきて、今はもうこの段階、１５０万。ここまでもう所得が落ち込んでいる。

だから、これだけ所得が落ち込んでいるがために、例えば保険税が一緒だとしても、その負担の割合はどんどんふえていくと。９１年の時点は６％ぐらいですね、大体。それがどんどんこれが上がってきて、今やもう１０％を超える段階まで来ている。所得の１０％を超える額を保険税として負担しているという実態があるわけです。

これはほかの保険と比べてみるとよくわかるんですけれども、例えば健保組合という大手の企業なんかの組合がありますけれども、それから共済組合、皆さん方が入っている共済組合、大体これは５％ぐらいなんですよ、負担率が。だから、国保の方は、この健保組合とか共済組合の方の２倍の保険料を負担しているという、こういう実態があるわけですね。

そこでお聞きしたいんですけれども、収納率を上げようと思ったら、こういう国保財政の改善をするための国が国庫負担を下げた分は、市が補わなければ、これはもう上がるしかないということなんですよね。

だから、やっぱりそこを何とかしようと思えば、負担率を下げるということも考えようと思ったら、どうしても国が引き下げた分だけ市が一般会計からの繰り入れをしなければならないというふうに思うんですけれども、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

国保事業におきましては、議員申されるように年齢構成が高く、医療費率も高い、また所得水準も低いというような構造的な問題を抱える中、収納対策は引き続き努力はいたしておりますが、個々があらゆるさまざまな事情があることから、そういったことも認識はいたしておるところでございます。

そのような状況の中、持続可能な事業運営をしていくためには、歳入と歳出のバランスも大切であり、収納対策とあわせて医療費の抑制にも努めてまいりたいと思っております。

法定外繰り入れにつきましては、本来国保事業は公費と加入者の負担により事業運営をすべきだと考えているところでございます。

国におきましては、社会保障と税の一体改革の中で、国保事業へ公費投入し、低所得者対策と財源基盤の強化を打ち出しておりますので、この状況を注視してまいりたいと思っておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

部長、その答弁やったら、いつまででも上がり続けますよ、これ。

だから、今公費と加入者の保険税でもって賄うと言われました。その公費の中には、国と自治体があるんですよね。国が本来出すべきお金を減らしてきたら、これは肩がわりせざるを得んじゃないですか。それをしなかったら、どんどんどんどん保険税にかぶっていくわけですよ。際限なく保険税は上がっていきますよ、これ。だから言っているわけですよ。公の部分で持たなきゃ、もうこれ以上の負担は無理ですよ、１０％を超えると。

あなた方、ちょっと想像してみてください。自分が今払っている倍の額を払うんですよ。そういう想像力を働かせてくださいよ。大変な負担になると思うんですよ、これ。

これは時間がありませんので、再度また予算決算委員会でも、それからあさっての一般質問でもやりますので、ちょっとこれでとどめておきたいと思います。

次に、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、こちらのほうに移りたいと思います。

まず、２４年度中期財政見通しとの兼ね合いでどうなのかということを聞く予定にしておったんですけれども、特に竹井議員の質問に対する答弁でほとんど差がないという答弁でしたので、これは省かせてもらいます。

そんな中で、亀山市の行財政改革大綱という視点から２４年度決算を見るということで質疑をしたいと思います。

行財政改革大綱の中の財政改革の基本方針に２つ上げられておるんですね。１つは、歳入に見合った歳出ということですね。つまり、歳入をまずはかっておいて、それに応じた歳出を組むと、こういうことだと思うんですけれども、ところがここでひっかかるのは、歳入って一体何やということですね。

例えば、起債をどんどんやれば、歳入はどんどん大きくなる、予算も大きくなる。それから、財政調整基金もどんどん繰り入れれば、これも大きくなる。だから、歳入に見合ったというのが、一体、歳入というのは、そういう起債やとか財調の崩したものも含むのかどうなのか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

歳入に見合った歳出における歳入の基本的な考え方でございますが、中期財政見通しでお示しをする各年度の歳入額と考えております。項目で申し上げますと、市税、地方交付税、地方譲与税などのその他から成る一般財源、国・県支出金、市債、その他でありまして、財政調整基金繰入金は含まないものでございます。

平成２４年度においては１９８億５，３００万円と考えてございまして、市債も歳入に含めた考え方でございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

そうなると、起債をやれば歳入は膨らむんですよね。財調は別やと言われましたけれども、そう

すると、歳入に見合った歳出というのは、要するに起債を大きくとれば、歳出でも大きくとれるんですよ。これ一見、聞くと、何か効率化するというようにもとれるんですけれども、こういう市債、起債も全部含めて歳入に見合ったということになれば、別に財政規模が減らないということもあり得るわけですよ。違いますか。だから、起債を否定するという考え方はありませんけれども、やっぱりそういうふうに考えていくと、歳入に見合った歳出という言い方で、果たしてどうなのかなという疑問を私は持ちました。

例えば、２４年度、これを組むときに、歳入に見合った歳出という考え方で組まれたのか、それともまず歳出、つまり２４年度は第１次実施計画の初年度だから、これとこれをやらなならんという事業をだあっと組んで、歳出をはかって歳入を決めたのか、どちらですか。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

２４年度当初予算は、おっしゃられるように歳出に見合って歳入を見たという形でございます。

歳入に見合った歳出の行革大綱がつくられたのが２４年の１０月で見直しを行いましたので、そういうことが起こっているんだと考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

いや、そうはならないですよ。２５年、２６年も実施計画はもう組んであるんですよ。そうしたら、それはそれであなた方は実施していくわけですよ。まず歳出を組むんですよ。それに見合う歳入をどう確保するかと考えるわけですよ。その中に、借金もあり、財調の崩すのもありということですよ。

だから、これをやっていったら、ここで言う歳入に見合った歳出って、いかにも財政改革と言葉はいいですけれども、改革になっていないですよ。初めからもう出ていく金は決まっているんですよ。削るんですか、それとも。

聞きたいのは、もし歳入に見合った歳出を本当にやるんなら、見直しをしなさいよ、第１次実施計画の。そうしない限り、これはできませんよ。歳出をまず積み上げる。それに何とかその財源を確保する。そのために起債を持ってくる。財調を取り崩す。こういうことをやっている限り、歳入に見合った歳出にはならないですよ。理念、わかりますか。そういう意味ですやろ、歳入に見合った歳出というのは。あなた方がやっているのは、歳出に見合った歳入を確保しているんですよ。だから、これが本当にできるのかどうか。やるんなら、当然実施計画の見直しをしなきゃならん。そういう覚悟があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今おっしゃられたように、歳入に見合った歳出と、それを改革して選択と集中を図っていく気持ちは持っておりますので、それを入れて、歳入に見合った歳出構造の改革を行っていきたいという

ふうに考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

だから、それをやろうと思ったら、第１次実施計画の見直しをしないと、今のままで行ったら、今と大体同じ規模の予算規模で財政を動かしていくことになるんですよ。それは中期財政見通しにも書かれているように、不足するから財調から補っていくんですよ。それで、ようやく予算が組めるんですよ。それを続けていくのかということですよ。それやったら、歳入に見合った歳出なんて掲げる必要ないですよ。そこを聞いているんですよ。

○副議長（前田　稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第１次実施計画は、２６年まで、２４、２５、２６の３カ年が組まれております。２７年度以降はまだお示しをしておりませんので、２７年度以降には、その選択・集中を入れて見直しを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

結局、部長が言うのは、２６年度が済むまでは歳入に見合った歳出はできませんということですよ。だから、こういう財政改革と書いてあるけれども、実質できないということですよね。

もう１つは、事業の選択と集中というのももう１つの方針として書いてあります。これは、あれもこれもと取り組むのではなく、優先すべきものを決めて取り組むと、こういうことですね。

ところが、２４年度の決算を見ると、そうはなっていませんね。財政が厳しいとか、いろんなことを言われますけれども、じゃあ優先すべきものをずうっと予算執行したのかということになるんですよ。

例えば、私から見て、今優先すべきものとして、リニアの積立金をさらに５，０００万積み増す、それから庁舎に５，０００万積み増す、こういうことは優先順位としてあるのかどうかということですよ。やっぱりこれも、あれもこれもですよ。今まで続けてきた支出で、それはそれでちゃんと予算を積んでいるわけですよ。そういうやり方をしている。あれもこれもやってみえるんですよ。だから予算規模が減らないし、選択と集中という言葉だけで、結局中身が伴わないんですよ。

やっぱり、ここで聞きたいのは、今現時点でリニア中央新幹線の駅誘致基金をさらに５，０００万積む、それから庁舎建設基金へさらに５，０００万積む、このことが今優先すべきもの、こういうふうに言えるのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在のところで、リニア基金及び庁舎基金については、将来も見据えて必要なものだと理解した上で積み立てを行っているところでございます。それが、今できておる選択と集中の一つであろう

かというふうに理解をいたしております。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私が言っているのは、私自身はリニアの建設そのものにも反対ですわ。それから、積むこと自体にも反対です。それは置いておいても、今この財政が厳しいと言われる中で、選択と集中と言われたときに、例えばこの１年度は積めませんでしたということだってあるんやないですかということを言っているわけですよ。優先順位をつけたら、もっとほかにしなきゃならんことがあるんじゃないですかと。

だから、それをやらずに積んだということは、私から見れば、あれもこれも。今までどおりやってきたことに同じように予算をつけた。だから、いつまでたっても予算規模は変わらない。歳入に見合った歳出なんてできない。

だから、そこのところを聞いておるわけですよ。この２４年度に何としても積まなきゃならん、庁舎もリニアも。こういうことが優先としてあるのかどうか、ここを聞いているんですよ。もう一遍聞きます。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

２４年度決算の中の話ですけれども、リニア基金については当初で５，０００万積ませていただきました。庁舎基金については、補正の中で基金として積ませていただいた。それは、いろんな判断をした上での２４年度の結果だろうというふうに考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

２つの点で聞きましたけど、やっぱり歳入に見合った歳出も、それからここで言う選択と集中も、これは財政改革の基本と書いていますけれども、できませんよ、あなた方のその姿勢では。今までの考え方を脱却して、本当に財政が厳しい、本当にそういう立場に立つなら、ここからメスを入れてやらなきゃ、やっぱり財政は変わりませんよ。そのことを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

１８番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

質疑をさせていただきますが、私は決算以外の提案されております条例等につきまして、若干お聞きをさせていただきたいと思います。

議案第５５号、市税条例、それから議案第５６号、国保税の条例の一部改正について、関連がありますので一括して質問します。

上位法令の改正に伴う所要の改定とあるが、改正内容の、今なぜ必要なのか、その意義について。

特に今回は、どうしてもこの９月議会で改正しなければならない理由、本来の税の改正は１２月議会ないし３月議会に通常は改正されるのが、なぜこの時期にやらなければならないのかと。

その中に、次の年金所得者に対する納税の便宜を図り、市の税務業務の効率化を図るという改正理由がついておりますが、納税の便宜とはいかなるもので、また納税業務の効率化を図るとあるが、いかに効率化が図れるのか、まずお伺いします。

○副議長（前田　稔君）

１９番　小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が６月１２日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに、市における税務業務の効率化を図るため、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を見直すもので、２点の改正を行うものでございます。

１点目は、現行制度では亀山市から転出された方については、特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえているところですが、今後は一定の要件に基づき普通徴収に切りかえることなく特別徴収が継続できるようにするものでございます。

２点目が、現行制度では前年度の税額に対して、当該年度の税額に増減があり、仮徴収税額４月、６月、８月と本徴収税額１０月、１２月、２月の金額に差が生じると、次年度以降もその不均衡が続く仕組みになっておりますが、今回の仮徴収税額を前年度の年税額の２分の１にすることにより、そのような不均衡を生じたとしても徐々に平準化できるよう制度の見直しを図るものでございます。

税務業務の効率化とは何ぞやという話でございますが、このたびの制度の見直しにより、亀山市から他の市町村へ転出した方につきましても特別徴収を継続できることになりました。このことから、普通徴収へ切りかえたことによる納め忘れをなくすことになり、事務手続においても普通徴収への切りかえ手続、年金保険者に対して行う特別徴収中止手続などの件数が減少することから、業務の効率につながるものと考えております。

次に、何でこの９月に上げるんやという話でございますが、この特別徴収制度の改正につきましては２８年１０月１日と、かなり先の施行日となっておりますが、税条例の改正は毎年行われるため、当該年度の改正につきましては速やかに改正していかなければ、次年度以降の改正において、国からの準則との整合性を図ることができなくなるため、従来からできる限り直近の議会に提案させていただいておるところでございます。

今回の地方税の改正におきましても、６月に一部改正をさせていただいて、今回２度目の改正になりますが、そういう思いで今回改正を提案させていただいたところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

言わんとすることはわかるんですけど、あくまでも上位法令なんですけど、実際は今の公的年金

者の移動に伴う徴収の、普通徴収から特別徴収の、これはいいことを今言われていますけど、結果は特別徴収が取りやすい。普通徴収よりは、特別徴収のほうが自動的に税収の確保をするのが確率が高い。納税者の便宜やなしに、市の税務の便宜になるというほかはないと思うんですよ。

それと、年間特別徴収の平準化を図ると言われましたんですけど、これはあくまでも医療費控除を受けられた方のみに適用されるのであって、本来この平準化というのは、確かに平準化されるということにはあるんですけど、あくまでも公的年金を受けられている方の医療費控除を受けた場合の翌年度の仮徴収に影響するというだけであって、余りそんな大きく影響するものではない。

それであれば、この税改正によって今どのような納税者、年金受給者の中で、どれぐらいの対象者にこれは適用されるのか。それも２８年の１０月１日、かなり先です。

それから、もう１点後で申し上げますが、２９年の１月１日、４年先に適用されるこの条例を今なぜやらなければならんのかということをお伺いします。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

年金所得者のうち、課税をされている人が毎年約３，３００人ほどお見えになります。そのうちの特別徴収、要するに６５歳以上で、ある一定額以上の年金をもらっている人で転出される人は１１名、昨年はお見えになりました。

そんな中で、これは国へいろんな団体から、この税制改正は要望をされておったということもあって、国が改正をしたと。今までできなかったのは、保険年金機構のシステムがそんなふうになっていなかったので、特別徴収ができなかった。国のほうで年金機構のシステム改修を行うということがございますので、少し施行日が遅くなったというのが１点であります。

それと、何で亀山市も今改正するのやと、もっと先の話を何で今するんやという話だろうというふうに思いますが、毎年税制改正はございまして、国の法律の準則を適用してやっておるんですけれども、うちだけ少し延ばしておいたとすれば、国との条例の第何条というのが変わってまいります。うちの地方税の亀山市税条例との参照する条例の番号が変わってまいりますので、間違いを少しでも少なくするためには、同じ時期に改正をしたいと。これはどこの自治体も今年度やっておりますので、若干９月になるのか１２月になるのかの違いはございますが、そんな中で亀山市も今回改正の提案をさせていただいたということでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

ただ国の言いなりで、実態は３，３００人おる特徴の中で１１名が対象と。これは、ごく本当に限られた方やと思うんです。けれども、市税条例は年金所得課税につきましては、平成２８年の１０月１日、３年先ですね。金融所得課税は２９年の１月１日。国保税のやつは震災関連、これは２６年１月１日だから、これは１２月でもいい、９月にやらなくても、これは１月１日です。金融所得課税は、これも同じく２９年１月１日。４年先なんですよ。であれば、大体普通、税の改正は１２月の末の国会に照らすか、３月議会に照らして、施行日が４月１日か１月１日というものにあわ

せて通常はやられるんですけど。

対象者も、年金受給者だってかなり困惑すると思いますよ。４年先の件と、それから２８年１月１日の件と。年金受給者が移動しようと思ったときに、たちまちこの税制が通ったら、自分は対象になるもんだと、ただ施行日が違うんだということで、かなり困惑すると思うんです。そこらについての周知徹底、納税義務者に対する周知徹底はどのようにされておるのか。

決して私はあかんとは言わないんですけど、余りにも先のことを今このように４年先の改正を今、この時点で、９月議会でやらんならんということなら、１２月でもよかったんやないかと。年金受給者に対する、また特徴の方、普徴の方に対するやっぱり周知徹底をどのようにされるのか、お伺いします。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今までも、特別徴収から普通徴収になるときは、うちの税務のほうから一人一人に文書をつけて、こうこうのことですから、普通徴収に変わりますので、この納付書で納めてくださいみたいなお知らせを一人一人送っているところでございます。

今回も、この条例を通していただきましたら、全体としての話も行いますけど、個々にも、人数が少ないということもありますので、説明をすると。

金融課税については、確定申告のときに説明をさせていただくのが一番かなあというふうに思っていますので、周知にはきちんと啓発はやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

余りにもこの条例の制定については期間が４年先となれば、今適用される人が、今から４年間本当に元気に生きておってもらったらよろしいんですけど、大変不透明な公的年金の方々に周知徹底するについては、非常に不合理なところがあろうかと思うんで、その辺の取り扱いについても十分注意をしていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、議案の第５７号についてを質問します。

亀山市営住宅条例の一部改正でございますが、これも上位法令の改正が公布されたことに伴う改正ということでありますが、この改正の中で、この条例で定める特に居住の安定を図る必要がある者となりますと、この条例改正によって変わることがあるという、このように変わるとあるが、それはどういう意味を言われておるのか、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今回改正を行おうとしております亀山市営住宅条例第６条は、市営住宅の入居者資格を規定している条文でございますが、この入居者資格につきましては、基本的には同居親族がある者というふうに規定をいたしております。

しかしながら、高齢者や障がいのある方、あるいは生活保護を受けられている方や配偶者からの暴力の被害者などにつきましては、同居親族がある者という要件を外しまして、特に居住の安定を図る必要がある者として定めまして、単身でも入居できるよう規定をしておるところでございます。

今回、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴いまして、配偶者からの暴力の被害者に加えまして、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者につきましても特に居住の安定を図る必要がある者として位置づけ、単身入居が可能となるよう改正するものでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

ようわからんのやけど、この条例によって、今の市営住宅の中に適用されて市が介入した案件があるのかなかったのか。

それとあわせて、市営住宅のその次の用途廃止についてなんですけど、今回の用途廃止戸数は３住宅で５戸となっておりますが、あと２住宅の１０戸の方が、まだ家に入ってみえる。今後のその方への対応はどのように考えてみえるのか。また、亀田落崎住宅の取り壊しについては、その跡地利用をどうされるのか。そしてまた、これ以上に老朽化した著しい市営住宅と言われる住宅がまだほとんど手つかずにあるわけですけど、地震等、火災等が起こった場合に、耐用年数もない危険な住宅に今既に住まわれている方が、災害・天災等で事故を負った場合の市の道義的責任はどのように考えるのかをお伺いします。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず、先ほどの案件はあるのかというので、今のところ案件はないというふうに考えています。

それから、用途廃止の１０戸につきましては、今現在このような住宅というのは、和田住宅と亀田住宅、野村住宅、また城山住宅、若草住宅、新所住宅の６団地ございまして、管理戸数は１０１戸ありまして、現在入居戸数としましては、全部で４８戸ございます。入居者が退去をされまして、解体が可能となりましたら用途廃止をしていくというふうに考えております。

この耐震の強度とか、老朽化している住宅につきましては、入居者の方に対しまして文書で耐震性の低い住宅であるというような説明も行い、引っ越しの費用の一部に充ててもらうための移転補償費を支給するほか、６年間で段階的に家賃がすりつくような傾斜家賃を適用するなど、ご案内をしながら住みかえを促しているところでございます。

しかしながら、住みかえると将来的に家賃が上がるというようなことへの生活不安、住みなれたところを離れたくないという、今のままでよいというような環境の変化への対応の不安というさまざまなご意見がございますので、今のところご理解いただけない状況でもございます。

これに関しましては、今後につきましても安全確保の面から引き続き移転のお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、あいた跡地につきましては、いろいろ土地利用があるかと思いますが、住宅とかそう

いうこともいろいろ考えながら、まだ今検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

老朽化した住宅に入ってみえる方への市の責任ということにつきましては、今後も安全な住宅をいろいろ確保しまして、その入居者の方に移転していただくというような理解を得て、その移転を促すということによりまして、市の責務を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

どうも曖昧で、その危険なところに住んでおる方については移転を促すというだけですけど、これは天災等で、あくまでも耐震の軟弱な住宅が実際壊れた場合には、道義的責任はあると思うんですよ。その辺は、今のは明快な回答になっておらんと思うし、跡地利用についても何も考えていませんでは、出ていったところは取り壊して、出ていってもらうということは、後の利用を考えた上で、やっぱり公営住宅の取り壊しと今後のあり方をもう少し明確にしておいていただきたいなあと。また、これは改めて産建の委員会のほうで質問させていただきたいと思います。

次に、議案第５８号平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）についてでございますが、歳入について、個人市民税１億４００万、法人市民税１億２，８００万の増収、固定資産税の２，６００万円の減収と。これは、所得割においては５％、法人税割においては２０％の増額ということになっておりますが、前年度の所得の確定申告によるもの、個人、また法人の決算等によるものと思われますが、市民所得の向上なり、産業活動が向上になったのかとも思われますが、その要因について、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２５年度個人市民税の所得割につきましては、平成２４年度決算見込み額に対して、約５％減少で推移するものとして見込み、対前年度当初予算に対し、約４．４％減少の２２億２，９５０万円を計上したところでございます。

しかしながら、当初課税が済んだ現時点では、個人所得は約１．３％、３，１００万円の減少となったこと、納税義務者数が１３６人ふえたことなどにより、１億４００万円の増額補正となったところでございます。

また、法人市民税の法人税割の当初予算につきましては、昨年１２月に主要事業所５０社に対して行った決算見込み調査、会社四季報や各企業の決算短信などから、平成２４年度当初予算に対し、約２９．２％減額の５億８４０万円を計上したところでございます。

しかしながら、企業の本年３月期決算の確定申告に伴い、主要な事業所の決算額が確定したことなどにより、１億２，８００万円の増額補正となったところでございます。

一方、固定資産税の土地につきましては、税負担の均衡化を図るための負担調整措置及び地価下落に伴う修正を行い、この負担調整により評価額が上昇する割合は平成２４年度並みとして、やや増加すると見込んでおりましたが、平成２５年度における上昇割合は２４年度と比較して少なかったことによる減少分などにより、２，６００万円の減額補正となったところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今の説明を聞いて、確かに増収したことについては、それは課税が非常に甘かったと言えると思うし、特に固定資産税は、やっぱり１月１日現在で課税客体はもうつかみ切っておるはずなんですわ。負担調整率がかかるとはいうものの、３年間の初年度だとはいえ、本年度の１月１日で課税客体はきちっと組まれているはずで、ここで固定資産税の償却とか、家屋は移動があるにしても、土地はほとんど変わりがないというのが普通の固定資産税の土地なんですけど、なぜここで２，６００万ものこうした誤差が出るというのは、通常これは課税誤りやと、計算誤りやったとしか言いようがない。そんないいわけにはならんというふうに思います。

特に市民税の増収については、市の今言われるような自主財源の大きなかなめであるということから、地方交付税の基準財政需要額に、これは大きく左右する。要するに、市税の７５％は基準財政需要額としてカウントされるわけです。地方交付税の７月算定が終わって、今年度、算定が終わったと思うんですけど、この影響は、税収がこれだけ２億３００万もふえると、かなり地方交付税に影響する。本年度算定は、前年度所得なり、それに対する７５％を算入されたと思うんですけど、しかし来年にはこれだけの増収になれば、来年の地方交付税算定には、少なくとも２億３００万の７５％は基準財政収入額として大きく影響すると思う。

だから、本年度の交付税の算定は７月に済んで、一体その予算とどれぐらいふえたのか、この税収がどのように影響したのか、しなかったのか、来年の交付税にどういう影響を及ぼすのか。多分、本年度のこの増収は、来年の交付税の基本財政需要額の錯誤にやられると思うんですよ。少なくとも、こういう自主財源の税収がこのように大きく１割以上、法人で２割と言われる大きな移動をすれば、当然来年の交付税には影響するということであると思うので、その辺についての交付税への影響についてお伺いをいたします。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、市民税の法人税割につきましては、普通交付税の算定において、算定の翌年度以降３カ年にわたって、算定前年度収入額との差額相当分を基準税額に算入し、精算される仕組みとなっておりますので、年度間の収入枠の増減幅が大きいほど、各年度の普通交付税の算定に大きく影響するものと考えております。

そういうことですから、今回、法人市民税が増額された分は、来年度以降に影響してくるというふうに思っています。また、平素から普通交付税の算定及び予算計上につきましては、精査に努めているところではありますが、さらに今後も安定した財政運営を進めるために、地方財政対策や国・県の動向を注視し、的確な判断により算定を行う適切な予算の編成をしてまいりたいと存じておるところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

法人市民税については、それは３カ年の所得によって平準化されるんですけど、いずれにしても

来年の交付税の錯誤として、多分減額されるだろうというふうに思うんで、やはり法人市民税、それから個人市民税については、やはりもう少し慎重な計算、計上をすることによって、交付税に影響するので、本年度の７月算定で交付税、聞くところによると、２億円ばかり増というふうにも聞いております。これが２億円、ことし増になっても、来年度に錯誤でやられたんでは何の意味もなさんので、やっぱりもう少し市税の確保については慎重かつ交付税にどのような影響を及ぼすかということを十分精査していただきたいなあというふうに思っております。

次に、同じく繰越金についてなんですけど、今回５，２８９万円を補正し、１億５３１万６，０００円となっておりますが、平成２４年度決算から利益剰余金として１０億円程度が計上されております。地財法では、規定によれば剰余金の２分の１以上を財政調整基金に積み上げようとしておりますが、今回の繰越金の財源としておりますが、その補正以外は内部留保金として取り扱っておるのか、どのように運用されておるのか、お伺いをいたします。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

繰越金につきましては、前年度からの余剰金が生じた場合、当該年度の財源として繰り越すものでございまして、当初予算においては、例年５，０００万円を計上いたしております。

議員おっしゃられるように、前年度繰越金は、毎年補正財源として見込んでいるものでございまして、今言われた２分の１については財政調整基金へ組み入れると、残りは毎年補正財源として利用をしているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

それが適当なのか適当でないかというのは、考え方の相違だと思うんですけど、毎年繰越金を当初予算で５，０００万を積んでおるんですけど、実際は去年は１４億、ことしは１０億と。やっぱり現実の、総計予算の単年度予算では、あまりにも乖離し過ぎておる。で、不足分の財調へ調整をするということで、毎年度適当に単年度実質収支として剰余金の取り扱いの精度を高める必要があるとは思うんですけど、今補正もその分を結局繰り越しがあるから財政調整基金へ、また税収がふえたから財政調整基金と。財政調整基金へ当初から、副市長の予算説明ですと、財源に余裕が出たから財政調整基金へ積み立てると。これは余裕ではないですよ。余裕が出たから財政調整基金へという。ただゲーム、遊びですよ。繰越金は、毎年１０億から１４億あるわけですよ。２分の１積み立てても５億円以上あるわけですよ。当初から組んでおれば、もう少し何も財調基金をもてあそばんでも、今の歳計現金の範囲内、今の歳入と歳出に見合う予算を組めばいいのであって、ずうっとやっているからというんやなしに、やっぱり単年度予算主義をとっておる地方公共団体にとっては、それは不合理ですよ。余りにも乖離し過ぎておる。それであるならば、予想できるよう一遍精査する必要があると。余りにも財政調整基金を数字ゲームで遊んでおるというふうに思うんです。

今回も財政調整基金へ繰越金があるからと、それから税収がふえたからということで、財政、財源に余裕が出たから積み立てたというんですが、別に余裕が出たわけじゃないと思うんですよ、私は。数字ゲームをしたから、そういう表現になっておると思うんですよ。

その辺、剰余金のほうを内部留保として取り扱うことについてはいささか問題があると思うんですけど、この当初予算にしても、この繰越金をもう少し明確にして、年々減っているとはいえ、もう少し当初予算で５，０００万だけというんやなしに、もう少し考えて、実情に合わせた単年度予算主義の中で、その財政調整基金を使わなくても、今でいう歳入に見合った予算を組むためには、余りにも繰越金をもてあそんでおる。数字のゲームでもてあそんでおる、財政の数字ゲームをしておるように思うんで、もう少しその辺については、考える必要があると思うんですが、その辺についてのお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘の予算当初に最終的に見込める繰越金を計上し、その分を財政調整基金からの出し入れを少なくするといったことも財政運営手法の一つと考えますが、前年度繰越金を補正財源として見込んでいることや、当初予算編成時において、どれくらいの余剰金が出るかを推定することは困難でありますことから、当初予算における繰越金の額を最低限見込むことができる５，０００万円といたしておるところでございます。

各市の状況も見てみましたけれども、およそ平均で２，５００万ぐらい。多いところは１０億ぐらい積んでおる１市がございましたが、３００万とか１，０００万とか、そのようなところが多かったように思っています。ということですので、なかなか予測をすることが、今の段階では難しいというところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

よその市町村はどうでもいいんですけど、要するに亀山市として、先ほどもやっぱり収入に見合った予算を組むということであれば、やはり一線を引いて、一遍収入に見合った単年度主義をとっておる地方自治体の今の予算は、やっぱり余りにも現実と、ここ数年離れ切っておる。繰越金がいつも１０億以上あるのに５，０００万というのでは、余りにも乖離し過ぎておる。それを補正財源として使うんやというのは、それはわかるんですよ、やっぱり。財源が足らないときは、やっぱり財政調整基金。そのために財政調整基金があるんですから。繰越金は繰越金なんですよ、やっぱり。それが一般財源なんですよ。

だから、その辺について、余りにも現実と乖離しておる数字を一旦切って調整する必要があるのではないかということで、今後また当初予算のときにご質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、歳出についてなんですけど、時間も来ましたんで、総務費、一般管理費の行政改革推進費１２万１，０００円について、当初３０万１，０００円が計上されておりましたんですが、この補正について簡単にご説明願いたいと思います。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この行政改革推進費の経費は、指定管理者を公募するとき、外部委員４名を公募を行う委員として加えることにいたしましたので、その専門分野の人を入れることにいたしましたのが、この今回の補正の要因でございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

これは、改めて指定管理者をするためにわざわざする必要があるのかですね。その前に、当初予算に行政改革推進委員会というのが既にあって、推進委員は１０名おる。こういう形で、行政改革に関する組織団体は既にあらゆる方面にあると思うんですけど、改めてまたすることによって、検討部会とか、推進委員会にかけてやって、かえって混乱をするようでは、行政改革推進委員というのは、既に１０名指定されておるのやったら、そこらの方のご意見を聞いたらいいのであって、改めてその指定管理のために経費をかけてまでやる必要はないというふうに思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○副議長（前田　稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度から指定管理者を公募しておりますので、指定管理者選定委員会を設ける必要がございます。そのために、外部委員３名、副市長を含め庁内から３名の委員構成より、多角的な視点で審査をするために、今回外部の人、もう１名入れて指定管理者選定委員会を諮ろうとしているところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

行政改革を進めておる中に、増員増員では行政改革につながらない。やっぱり、今ある組織をいかに有効活用して物事を決めていくかというのが、これも一つの大きな行政改革であって、人数をふやせばいいというものやなしに、精度の高い行政改革委員会をつくるべきであろうというふうに思っております。

その他の歳出についてですけれども、農林についてはまた所管事項でございますので、省略をさせていただきます。

あと１つ、商工費の商工振興費の団体支援事業２９０万円についてでございますが、中小企業団体共同事業等補助金についての支出であろうかと思いますが、この団体はいかなる団体で、どういう根拠で、中小企業団体の組織に関する法律の規定のほかとありますが、どのように指定されて、市長が定める団体というのはいかようであって、今回の事業は国から５００万とそれに伴う３分の１、全体が二千何百万のうちの地元負担の３分の１、２９０万を出すというのやけど。これが実際、活動が、商工業の発展、経済効果は実際どのように思われるのか、何を期待しておるのか、それがよくわからないんですけれど。

この要綱は、中小団体の経営の合理化、販売の促進、新規特産品の生産等に寄与する事業をというふうに掲げられておるんですけど、ここで期待する事業にこれは当てはまるのか。その辺につい

てお伺いします。

○副議長（前田　稔君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

商工業の補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

議員ご所見の補助要綱につきましては、今おっしゃってみえたとおり、合理化とか、販売の促進、また共同事業として中小企業の高度化の促進、商工業の発展を目的とした共同事業者が展開する組織化された中小企業団体を対象として行うこととした要綱でございますので、今回のアーケードの改装につきましても、このものに当てはまるものとして、今回の補正をさせていただくものでございます。

それと、経済的な効果というふうなことでございますけれども、やはり市の中心的なにぎわいのあるゾーンとして、市唯一の商店街としてある東町商店街において、そのシンボル化したアーケード、市民に親しまれてきたものでございます。その辺も含めて、維持管理を確立して、商店街の活性化に資するものであるという考えで、今回対応させていただくものとします。

具体的には、安心して買い物ができるような環境づくり、また他の商工業振興に係る取り組みにも連携させた中で刷新される商業の空間づくり、販売促進やイベントの展開、エコー方向へつなぐ回遊性の維持、商業者の経営の意欲の向上等を期待するところでございます。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今の説明は、余りにも現実と乖離し過ぎておる。そんなにぎわいのあるところとは思えませんし、何をするのかについても、これは事業主体が地元であるということで、市がどこまで関与するのか。そのようなことをこの補正でやるのは、本来は当初予算で十分審議する中で進めていくということであって、事業主体が地元であるということに市がどのように関与するのかと。ＬＥＤの照明とか、ペンキの塗りかえということですけど、それは今私の言いました本来の補助要綱に合う活性化なり、経営の刷新には、私は今の説明では不十分だろうと思う。もう少し検証すべきだろうというふうに思います。

時間がありませんので、これはまた委員会のほうで進めさせていただきます。

議案第５９号農業集落排水事業特別会計補正予算のうち、業務管理費につきましては、大井議員から、るる説明がございました。そういうことで、使用料等につきましての検討部会をつくられるということなんですけれど、市がそういう調査をした結果、非常に不合理があるということで、市はその方針を立てたんなら、検討部会へ先に市の方針を出して、了解をとったら、議会は事後承諾かという、明らかにきょうの今の説明では、要するに市の方針は決まったんやと。この方針を今から検討部会へ立てるんだと。だから、今の農集については公共下水とある程度合わせた形の方向に行きたいというようなことを聞いておる。それの検討部会やというんやけど、検討部会にかけて、そこで決まったら議会へは事後承諾するつもりなんか。産業建設委員会や議会に対して、このことについて何ら一遍も説明がない。

であるならば、やっぱりこのような方向で、今こういう不合理があるから、こういうような形で

執行部がやりたいというのであれば、まず議会で報告をして、このような方向で行きたいんやという意見を聞いた上、いろんな議論はあるけど、その上にまた検討部会というのであればいいけど、今きょうこの議案が初めて出た段階で、だから整合を図るために検討部会をしていくんだと。それで、検討部会で決まったら、１２月までにまとめたら、２７年度からありきの話ですよ。それで、決まったら議会で事後承諾というのは、これは手順が違うと思うんです。やっぱり、それならそれなりの今日までの経過、私は悪いとは言わないですよ。手順の問題ですよ。議会に何の報告もなしに、議会はだしで、何でもそうなんですよ、こういうこと多いんですけど。

こういうことで、市がその方向で行きたいということを検討部会にかけるんやったら、それ以前に市議会に中身について報告するべきやと思う。相談あってしかるべしやけど、何にもなしに検討部会を掲げてやりますと、その経費ですよと。中身はそういうことですと大井議員に言われたけれど、そうしたら議会に上げたときは事後承諾せよと。それでは、本来の審議にならん。大きな問題ですよ、これは。これは合併の条件にも合っておる。だから、その徴収の仕方についても、関の場合と亀山の場合とで扱いも違う、公共も違う。これもやっぱり一本化しようということであれば、やっぱり合併協議のときの話にさかのぼって、やっぱり調整することやと思うんですよ。下水道部局が検討部会で相談して、できたことを議会で事後承諾せよという問題ではないと思う。もっとやっぱり丁寧な説明を議会に報告すべきやというふうに思うが、それについての考え方を聞きたいのと、時間がないんで、議案７２号随意契約についてなんですけど、これにつきましても大井議員がるるいろいろ説明して、私は随意契約は何もやむを得んだろうというふうに思うんですけど、せっかくこの２５年３月に亀山市随意契約のガイドラインをつくったんですよ。これに基づいてやるならば、そのように、随意契約にはいろいろ２通りあると思うんですけど、見積もりをもって２社以上の見積もりでするのと、それからもう１つ、特命随意契約というのがあると思います。これは施行令の１６７条の２第１項第２号で規定されておる。だから、この内容の特殊なことについては、やっぱり当初予算なり事業計画の中で、これは特命随意契約だと、これ以外にこれは方法がないと思うんですよ、やっぱり今の契約の中では。

であるならば、せっかくこうやってガイドラインをつくって、こういう随意契約についてはいろいろ問題があろうかと思うんです。しかし、やむを得んというのは、施行令の１６７条の２第１項第２号に適用するよと、特命随意契約だということさえ言っておいてもらえば、別に今までの随意契約が不十分であったから、随意契約についてのいろんな質疑があったんですよ。だから、特命随意契約ですよということになれば、それはもう執行部の判断で、これはやむを得んもんやということは我々にわかるんですよ、消防から説明を聞かんでも。非常に不合理で難しいということはよくわかっておるわけで、やっぱりその辺については当初予算なりで提案されるときに、これは特命随意でやりたいんやということさえそのときに議論しておけば、こんな質問は出てこないし、不審な問題もないやろうと思うんです。

だから、こういうことをなぜ、せっかく随意契約ガイドラインをつくったんならば、ここに書かれておる特命随意契約でいきますということを事前に予算説明なり、総務委員会等で議会へ報告があれば、何ら問題は起こってこないと思うので、そこで十分説明すればいいと思うんですけど、今後の随意契約について、このガイドラインをせっかくつくったなら生かすべきやと思うんですが、それについての契約調達の見解を求めます。

○副議長（前田　稔君）

答弁を求めます。

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

今回提案させていただいております亀山市使用料等検討委員会でございますが、議会に対しまして細かい事前の説明がないといったところでございますが、私どもも６月の産業建設委員会で当案件につきましてはご説明はさせていただきました。ただ、その段階で今回９月といったことは申してございませんでしたので、その点については深くおわび申し上げます。

なお、今回農業集落排水使用料の算定に当たりましては、亀山市下水道使用料等検討委員会要綱にもございますように、広く市民の方の声を参考にするため、自治会連合会等の公共団体から選出、あるいは公募によりお集まりいただいて、市民の方で構成される本委員会において多様なご意見をいただく場でございますので、各段階におきまして、また委員会等にもご説明を申し上げます。

○副議長（前田　稔君）

神山財務部参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

予算決定時に契約方法も含め決定したほうがよいのではないかというご質問でございますが、随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、地方自治法第２３４条第２項及び同法施行令第１６７条の２で認められた場合のみ契約できるものであり、個別の契約案件がこれに該当するか否かは、地方公共団体が個別に判断することになるとされております。

当市ではそれを踏まえ、議員ご指摘のとおり、平成２５年３月に亀山市随意契約ガイドラインを制定し、運用を実施したところであります。予算決定時に契約方法も含め決定してはとのご意見であったと思いますが、予算執行時においては適正な契約を行うため、その都度契約案件の内容を確認し、適切な契約方法を選定してまいりたいと考えております。

○副議長（前田　稔君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

では、また委員会で十分議論いたします。

○副議長（前田　稔君）

１９番　小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、本日の予定しておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（前田　稔君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１０日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と午後からは市政に関

する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　４時２４分　散会）

●議事日程（第３号）

平成２５年９月１０日（火）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６４号　平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６５号　平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６６号　平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６７号　平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７１号　平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第７２号　工事請負契約の締結について

議案第７３号　和解及び損害賠償の額の決定について

議案第７４号　市道路線の認定について

議案第７５号　市道路線の認定について

報告第１６号　決算に関する附属書類の提出について

報告第１７号　健全化判断比率の報告について

報告第１８号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１９号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第２０号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第２１号　亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について

報告第２２号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第２３号　亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第２４号　専決処分の報告について
報告第２５号　専決処分の報告について
報告第２６号　専決処分の報告について
報告第２７号　専決処分の報告について
報告第２８号　専決処分の報告について
報告第２９号　寄附受納について

第　２　請願第　３号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
第　３　請願第　４号　「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
第　４　請願第　５号　防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
第　５　請願第　６号　保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
第　６　市政に対する一般質問

●本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君

建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第３号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１５番　片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

皆さん、おはようございます。

私の質疑は、一部、次の質問への伏線から補正予算の内容を確認するため、歳入で２件、歳出で３件を確認させていただきます。

一番初めに、第１款市税、第２項固定資産税、第１目固定資産税の土地で２，６００万円減額されております。当初予算は６６億１，３５０万円であります。固定資産税の課税標準価格の１．４％とされており、課税標準価格が下がったと副市長の説明でありました。私は亀山は下がってほしくないと思っておったんですが、下がりましたということでございます。

３年に１度の見直しで変わってない場所もあると思っております。私のところは去年も変わっておりません。その中で確認しますけれども、路線価格が変更になって固定資産税が減額された地域が特定されているのなら、その地域をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

１５番　片岡武男議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

固定資産税の土地の２，６００万円の減額につきましては、きのう小坂議員にもご答弁申し上げましたけれども、固定資産税の税負担の均衡化を図るための負担調整措置及び地価下落に伴う修正を行い、この負担調整により評価額が上昇する割合は平成２４年度並みとしてやや増加すると見込んでおりましたが、２５年度における上昇割合が２４年度と比較して少なかったことによる減少分により、２，６００万円の減額補正を計上したところでございまして、その地域がどこか特定できるのかというご質問だったというふうに思いますけど、特定はできないところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

特定できませんと。それで、ばらばらで金額が減ったところがあるということだそうです。

それでしたら２回目として、今回、減額対象となった方は何人になるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回、路線価格の変更により税額が減少した納税義務者の人数でございますが、昨年度より４，５００人の税額が減少したこととなっておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

４，５００人で２，６００万。そんなんやったら、４，５００人の中で最大でどんだけ減額になったのか教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほど４，５００人と言いましたけど、納税義務者は約２万９００人のうち４，５００人でございますので、少しつけ加えさせていただきたいと思います。

それで、納税義務者の最高額は、法人につきましては約３５０万円ほど減額になりました。個人につきましても最大で約１１万円の影響がございました。少ない方は、ほんの少し、１００円ほど減少になった方もお見えになりますけれども、そういうことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

個人で１１万円の減なんて、僕らのところの税金より高いみたいやな。ようけ引いてもらうのやね。

４回目として、４つ目で聞こうと思ったら１００円と言うてしもたやないの、最低でどんだけやと聞こうと思って通告してあるのに。もう１００円と言うてしもうたんで、もうこれを聞いてもしようがないんで、次に移ります。

次、第２款市税、第７項都市計画税、第１目都市計画税の土地でも３００万円減額されておりますが、同じ土地でも、固定資産税と都市計画税の比較では、課税標準価格が倍額以上で通知されております。固定資産税と都市計画税でも、建物は同一の標準価格が、土地の標準価格は高くされておりますが、不思議な課税対象であると私は思っております。

課税標準価格の０．３％の課税は他市より高い都市計画税とも聞いておりますが、都市計画税を課税されない地域も亀山市にあると聞いておりますので、固定資産税が減額された地区はもうお伺いしましたけれども、都市計画税が課税されない地域がどこなのか教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市内におきまして都市計画税が課税されていない地域は、白川地区の一部、野登地区全域、関町北部地区の一部、関町南部地区の一部、坂下地区の全地域、加太地区全地域でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

わかりました。これはまた次の機会に確認させていただきます。

３つ目として、第２款総務費、第７項総務管理費、第１５目諸費、防犯灯管理費補助金の増額２３万４，０００円についてであります。

私の認識不足なのか確認いたしますが、防犯灯は新設のときに１灯当たりはこれだけと補助されておりますのは知っております。それで、蛍光灯が悪くなったんでＬＥＤにかえるということがある場合は地元で負担を現在はしておりますけれども、防犯灯の電気代は登録すれば今は行政で負担していただいております。それは確かに自治会は助かっております。

それで、この管理費とは、防犯灯の設置が多くなって電気代として増額されたのか、それとも悪くなったんで修理費として補助されるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

お尋ねの防犯灯管理費補助金でございます。今回補正をさせていただくのは２３万４，０００円の増額補正でございますが、防犯灯の電気料金の部分でございます。基本料金の補正が、燃料費の高騰や円安に伴う燃料費調整単価等の上昇によりまして、電気料金の値上げにより、今回、不足分を補正計上させていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

電気代が値上がりしたんで補正させていただくと。また電気代が上がったら補正するというよう

に認識させていただきます。

４つ目として、第８款土木費、第２項道路橋梁費、第６目橋梁維持修繕費は、当初予算７，９００万円を今回の補正で２，１００万円も減額して、５，８００万円で完璧な修理ができるのかであります。副市長の説明では、金瀬橋との説明でありました。金瀬橋は地元同様でありますので、私が確認させていただきます。

この金瀬橋は、昭和４９年の集中豪雨でも、下流の白鳥橋は渡ったら橋が落ちましたと、家の前で停車され怖かったという話を聞きましたが、あの大雨でも残った橋でありますが、かけかえは計画されておりました。白鳥橋が流され、子供たちはこの金瀬橋を渡って川崎小学校へ通学しておりました。その後の計画で、新しくかけかえると。拡幅予定で、能褒野側の能褒野西線からは道路の有効幅員を最低でも８メートルに拡幅するために、崖のところも整備されているのは皆様も承知されていると思います。それで、金瀬橋までは８メーターでちゃんとできております。

ところが、金瀬橋では有効幅員は３メーターしかございません。今回一般質問する神辺大橋には荷重制限がありますが、この金瀬橋にはなく、２０トン車が通行できる設計なのですか。当初計画されたかけかえから大きく後退したのはなぜですか。過去の投資した費用対効果の計画投資は何だったのですか。これだけの修繕費を減額しても安全対策と安全確保ができて、長寿命化をする必要があるのですか。投資された過去の計画から大きく後退しております。現場を見てもらったらわかると思いますけれども、欄干に設置されています横骨鉄パイプは腐食して、コンクリートが割れております。

お伺いするのは、当初計画はこの方法であったが、２，１００万円を減額しても修理内容はこのようになりますと、修理計画変容の根拠内容を詳細に説明してください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

橋梁維持修繕費の工事請負費２，１００万円の減額につきましては、金瀬橋の長寿命化に伴う社会資本整備総合交付金の交付額の決定により、減額をするものでございます。

議員ご質問の金瀬橋は、御幣川にかかる橋長約８０メーターで、６径間の橋梁でございます。長寿命化の補修工事につきましては河川内での施工となりますことから、河川管理者より、非出水期、１１月から４月まででございますが、これでの施工工期の制約条件が示されており、２カ年での施工を計画しております。本年度の施工箇所といたしましては、右岸側から橋台を１基、橋脚を３基、そして３径間分の上部工の補修を計画しております。施工の概要につきましては、主桁や床板などのコンクリートの剥落、ひび割れ、鉄筋露出などの断面修復、支承の取りかえ、欄干の補修などとなります。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いていますと、修理するだけと。確かに予算的には修理だけかしらんけれども、私は、過去にそういう計画があったんなら、なぜそういうことがしてもらえやんのかと思っておりま

す。

それで、国の予算、いわゆる国からの金が減ったというのは、予算査定で減額されたと。それで１年計画だったのを渇水期の２年間でやるというように理解させていただいてもよろしいですか。その辺、再度お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

議員の申されるとおりでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

議長、この案件は産業建設委員会で審議をされます。それで、今からの発言を許可願いたいと思います。

今議会の提案の市道認定で、能褒野４７号線と４８号線が提案をされています。私は排水問題を取り上げていますが、この開発で、開発業者は調整池の設置を提案されましたが、近隣住民の反対で頓挫いたしました。地元要望では排水工事をしてくれという話の中で、開発業者は材料支給していただければさせていただきますと言われましたけれども、何にも進展しておりません。今回、その市道認定で現地確認に行かれる場所から金瀬橋は北へ６００メーターのところにありますので、なぜ能褒野のところからは８メーターに擁壁も積んできちんとできておるのに、それだけ投資してあったのに３メーターの狭い橋をそのまま使うと言われるのか。皆さんも認識していただくために、産業建設委員長にお願いしまして、確認して認識を深めていただきたいと、これだけお願いしておきます。

次、通告最後の質問、第１０款教育費、第６項保健体育費、第３目学校給食費、地場農畜産物利用推進事業消耗品の２万５，０００円の増額についてであります。

平成２４年度予算は３５万８，０００円が、決算では３２万５，０００円であります。平成２５年度予算の総額では３１万５，０００円と前年より少ない予算で、消耗品の予算は２５万円となっております。この予算の２５万円がなくなったのです。給食用の資材が高騰しての増額ではなく、消耗品の増額でありますが、私も過去に決算委員会で予算の流用も確認しましたが、今回は消耗品として補正で増額をされています。

そこで、今から４つ確認します。

今回は補正予算ではなく予算流用ができなかったのか、まず確認をいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

学校給食費、消耗品費２万５，０００円の増額について、今回の補正予算は予算流用ができないのかというご質問でございますが、これにつきましては、公益財団法人三重県学校給食協会の補助を受けて実施いたします平成２５年度学校給食充実・食育支援事業が決定されたことに伴うもので

ございます。この事業を利用いたしまして、冬季学校給食研修会におきまして県内産の食材を活用した調理実習を行うための消耗品費の補正計上を行ったところでございます。県学校給食協会の新たな事業決定により、歳入歳出同額を補正計上いたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

県の事業というのはちょっと聞いていましたけれども、僕はそんなことやなしに、２万５，０００円くらいが予算流用できなかったという観点で確認しました。

２つ目として、昨年実績より本年度予算を減額したのは教育委員会としてはなぜなんですか。これは県の方針ですか、確認します。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

昨年度決算より本年度予算を減額した理由はというご質問でございます。平成２５年度当初予算でございますが、今回決定を受けました学校給食充実・食育支援事業については見込んでおりませんでしたが、今議会の補正計上によりまして、昨年度決算額を上回る予算額となります。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

いや、そんなんやったら３つ目として、今回補正で要望しましたと。それやったら、当初予算の教育委員会の要望はどんだけの金額で、減額されたのは査定で減額されたんですか。その辺、財務と教育委員会の見解をお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

予算を財務の査定で減額されたのか、また幾らで要求をしたのかということでございますが、要求額は３１万８，０００円を要求させていただいたところでございまして、予算査定により減額されたわけではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の教育次長の答弁ですと、３１万８，０００円要求したんやろう。そうやけども３１万５，０００円しか予算はついてませんやんか。その３，０００円の違いは、どっちがどうなのか教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

３１万８，０００円と私は申し上げましたが、私、当初予算を確認いたしまして、査定額を確認

しましたのが３１万８，０００円という認識をしてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

そうしたら、教育委員会は３１万８，０００円を要求したんやと。３，０００円は財政部門が減額してますやんか。要は３１万５，０００円しか予算が上がってませんのやで。その根拠を教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

予算につきましては、補助基本額に合わせて査定をさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の財務部長の答弁ですと、やっぱり減額したと。査定で減額したと、そのようにとらせていただきます。また４つ目が終わってから決算委員会でやります。

消耗品とはどのような消耗品であるのでしょうかということですけれども、先ほどもちょっと言われましたけれども、私は紙とかそういうものやと思っておった。そういうものが単なる消耗品やと。今の話を聞いていますと、地場・地産のものを使って食育推進のために何かと言われていますけれども、どういうものを消耗品として上げられて使われているのか、それを確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

消耗品費の内訳でございますが、学校給食の新メニューの調理実習に係る材料費でございます。県内産の食材を取り入れた新メニューは１２品程度を予定してございまして、現在、各校の調理員等からメニューの募集を行っているところでございます。

なお、主な内訳といたしましては、食材、調味料、ラップホイル、アルミホイル、キッチンペーパー、アルコール消毒液などでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

大体わかりましたけれども、食材まで入っておるのは本当に消耗品かなと思いますけれども、これもちょっと違う角度で決算委員会で確認させていただきます。

以上、ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１５番　片岡武男議員の質疑は終わりました。

次に、７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

よろしくお願いします。日本共産党の福沢美由紀です。

通告に従いまして順次質疑をさせていただきます。

議案第５５号亀山市税条例の一部改正についてお伺いします。

まず１点目ですが、他の市町村に転出した場合の公的年金からの特別徴収について改正があるということなんですが、これについて現在の状況、収納率も含めましてまずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

７番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の改正についてご説明を申し上げます。

この今回の改正の公的年金からの特別徴収制度は、６５歳以上の年金を受給されている方で、前年中の年金所得に対し住民税が課税され、かつ介護保険料が公的年金から特別徴収されているなど、一定の条件に合う方を対象として、平成２１年１０月から開始されたものでございます。

なお、昨日、小坂議員にもご答弁させていただきましたが、公的年金からの特別徴収対象年金所得者は毎年３，３００人程度で、本年度につきましては３，３７５人でございます。

今回のこの改正は、現行制度では亀山市から他市町村へ転出された方については、特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえているところですが、今後は一定の要件に基づき、普通徴収に切りかえることなく、特別徴収が継続できるようにするものでございます。昨日も申し上げましたが、約１１人ほどその対象者がお見えになると。６５歳以上の人のうち公的年金でされている人が３，３００人、そのうちの他の市町村へ移られる方が約１１人という形の中で、この制度に対象者は少ないというふうに考えおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

現状をお願いしましたところ、改正の内容についてもご説明いただきました。

特別徴収そのものについては、私たちも、たった１８万の年金で強制的に徴収されるということで、以前、反対した記憶もあるんですけれども、今回のこの条例については、他市へ６５歳以上になってから引っ越しするであるとか、息子さんのところに身を寄せるであるとか、施設などへ移るというようなことは確かにあるんだろうと思いますし、それがこれからふえてくるのかどうかということも私もよくわかりませんけれども、内容についてはわかる気もします。これについては理解しました。

ただ、特別徴収が中止になる例が、今回のように他市へ向かうときだけじゃなくて、ほかにもあると伺ったんですが、それについてはどうなんでしょうか。どういう場合があって、これが対象になるかならないかだけ確認のほどお願いしたいんですけれども、いろんな場合に特別徴収であったのが、それがやめになって普通徴収になるということがあると思うんですけれども、この条例の場合は他市に移ったときだけの対象ですか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の改正は、他市へ移った方だけでございます。これは全国一律に改正をされるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

じゃあ、税金が下がったときとか、いろんな場合に特別徴収がとまるときがあるんだけれども、この条例の改正は他市に行くときだけのものであるということを確認いたしました。

次の項目に移りたいと思います。

年間の特別徴収の税額を平準化するということなんですけれども、この改正についても、ちょっと私もこの資料の意味がぱっと見たときによくわからなかったのでご説明を願いたいんですが、まず年間の特別徴収の税額を平準化しなければならない現状、どういう問題があるのか。そして、それに対して市民からの声があるのか。あるとしたら、どれぐらいあるのかということをお伺いできたらと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず現行制度をお話しいたしたいというふうに思います。現行では、前年度の税額に対して当該年度の税額に増減があり、どんな場合かというと医療費控除をされたとか、いろんな所得が入ってきたとか、こう変わった場合に仮徴収税額、これは４月・６月・８月の仮徴収税額といいますが、それと本徴収税額、１０月・１２月・２月の金額に差が生じると、次年度以降もその不均衡が続く仕組みになっています。要するに、仮徴収税額の４月・６月・８月は前年度の本徴収税額を適用するということになっていますので、仮に医療費控除で税額が安くなった場合、それを本徴収でした場合、その安くなった本徴収額を翌年にも適用するということになります。

今回、仮徴収税額を前年度の年税額の２分の１に改正することにより、その不均衡を生じたとしても、徐々に平準化ができるよう制度の見直しを図るものでございます。今は仮に２万円税額がかかっておった人が２，０００円の場合があったときに、今までは、４月・６月・８月は２万円引かれて、本税額は２，０００円しか引かれやんと。毎月の納めるのに大きな差が出ておったと。年金所得者とか、その人たちにとってはその差が大きな影響を及ぼしておった。これを何とかならんのやろうかと。それとか、翌年も本徴収税額を適用しますので、翌年の４月・６月・８月も２，０００円になると。そしてまた上がるということで、大きな不均衡が生じておりましたので、それに対しては何とか平準化ができないかという要望がされておりました。これは市だけの問題ではなくて、国全体の中で少し議論をしてほしいという要望が上がっていました。何人おったかというのはわかりませんけれども、そんな要望がうちにも寄せられてきておったと。そんな中で、今回これを少し差を縮めるために、国のほうが前年度の全体の２分の１にしましょうということで平準化を図る手法が取り入れられたというものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

今、改正についてもご説明をいただいたんですが、私がちょっとよくわからなかったという資料なんですけれども、差が生じているというか、例えばこの年度のときに全体が税額が１２万であって、６回払うから２万ずつ払っていたのが、あるとき医療費控除などがあって税額が下がったと。今回の例ですと６万６，０００円に下がったと。そうすると、今までだったら前年度の本徴収の２月分の額面を次の年度の仮徴収でやっていたということなんですね。１回こうやって下がったり上がったりすることによって、前が２万円だったから２万円で、下がった分を、残りは少ししかないので、あと２，０００円ずつ払ったと。それで次が、今度は２月の分とするから、次の年度は２，０００円ずつ仮徴収で払って、本徴収では１２万円に戻るから、減っているのがこの年だけやから、今度は３万８，０００円も払わなくちゃいけないということで苦情があったこともあるということなんですけれども、これが、この改正をすることによって差が、そうですね、大分差がありますね。今までこの例ですと、２年目にこの差が１万８，０００円だったのが３年目で３万６，０００円になって、次の年にまた、ずうっとこれが永遠に続いていくということなんですね。これが新しい制度では１万８，０００円の差が１回出るだけで、あとはまた戻っていくという制度なんだそうですけれども、非常に、私はまだ年金ということもないのでわかりにくかったんで、ぜひわかりやすく皆さんに説明をしていただきたいなと感じたのが１つです。

それから、医療費控除を今回例に挙げてもらってありますけれども、例えばよく皆さんにあるのは障害者控除であるとか、割とこれはたくさんの方がかかってくるのかなと思うんですが、例えば対象は、どれぐらいの方がかかってくるとか、そういうことはわかるんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

確定申告をされた中で、それが障害者控除の人とか、今言われたほかの控除とか、後で出てきますけれども、株式の譲渡の損益の確定申告なのかということがなかなかつかめない状況でありますので、人数はわからないというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

こういうでこぼこになっている方の人数もわからない、今こうやって困っていらっしゃる方の人数もわからないということなんですね。わかりました。

でも、これについては確かに市民のためにいい改正なのかなと思うんですけれども、やっていただくのが２８年の１０月１日ということなんですけれども、今は２５年ですけれども、全国この年度しかできないということは、どういうことが理由でこんなにたくさんの日にちがかかるのかということをご説明願います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほどわからないと言いましたけど、確定申告で仮徴収税額と本徴収税額の変わっておる人の人数は、すごい開きがありますが、やっぱり８００人ぐらいはお見えになるだろうというふうに推計はいたしているところでございます。

次に、何でこうかかるんやと、先まで施行日がかかるんだというご質問だというふうに思いますけれども、今回、仮徴収税額やそれをするためにシステム改修をしなければなりません。先ほどの１つ目のことでも、特別徴収をするには、年金機構へその情報を送って、年金機構が各市町村からそういう情報を受けてシステム改修をしなければなりません。それと、うちの亀山市としてもそういうことができるようなシステム改修もしなければならない。そういうことがあって、これは国が定めたことですけれども、施行日を遅くしたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

システム改修をするのに３年ほどかかるということなんですね。

私は、生活保護が下がるとか、いろんなことが変わりますけど、割とそういう厳しい改正のときにはすぐにしていただくような気がしているんですが、こういう皆さんのお役に立つような改正は３年ほどかかるんやなということで、ちょっと疑問やなと思ったのでお聞きしました。

次の金融所得の課税についてということで、これがまたもう一つわかりにくかったんですけれども、損益通算の範囲が拡大するであるとか、公社債に対する課税制度が見直されるということなんですけれども、これについてもちょっと、私も自分が株取引ということをしたこともありませんし、非常にわかりづらかったんですが、お聞きしてみると確定申告される方はそう少ないわけではなく、意外といらっしゃるということですので、市民の方の中にも。この改正について、まず現状と改正内容について、難しい言葉もありますんで、言葉の説明も加えながらご説明を願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

できるだけわかりやすく説明いたしたいと思いますけれども、なかなか難しい言葉がありますので、その点はご容赦を願いたいというふうに思います。

今回の金融所得課税に係る改正についてでございますが、損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税とも見直されます。これに伴い、個人住民税においても平成２８年１月１日以後の所得について所得割の課税対象として分離課税になることから、必要な条文整備を行うものでございます。

具体的には、現行制度においては、上場株式の譲渡損益とその配当、また上場株式の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益において損益通算が可能となっているところですが、国税において金融所得課税の一体化の推進が図られた中で、公社債等に対する課税方式が見直され、上場株式の譲渡損益及びその配当と、特定公社債の譲渡損益及びその利子において損益通算が可能となります。簡単に言いますと、今は、株を売って損をした人とその配当をもらっておる中では、損をしてもそこで通算して何とかできるようになっておったんですが、今度は、国債とか公社債を売った損益についても通算できるようになると。簡単に言いますと、そんなことが可能になります。

これらの新制度については所得税法、地方税法等に直接規定されておりますので、本条例においては、この新制度に伴う規定の整備を、国の法にのっとって改正をいたしたいというものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

今のご説明を聞いてどれぐらいの方がおわかりになったのかなと思うんですけれども、まずちょっともう一度説明いただく前に、この改正の目的は何なんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この目的というのは、これは国が行っておることでございますが、金融所得課税の改正によるものが、現在１０％である税率が平成２６年度から２０％の本則税率が適用されることに伴い、個人投資家の投資意欲の低下が懸念されている中、今回の金融所得課税の一体化の促進により、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境をつくりたいという狙いがあるんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

この本則が国全体ですと２０％税金がかかってくるところが、今、延長、延長で半分にまけてもらっておる、１０％であるということですね。それがことしで終わってしまうのでということだったんですが、今回の改正についてもう一度お伺いしたいんですが、ちょっとパネルを印刷してもらったんですけれども、これは財務省が出している資料なんですが、今回の改正全てが盛り込まれているわけではなくて、割とその中の一部がというか、一番大きなところだけが書かれているようなんですが、先ほど言ってもらったように、本則が２０％のところが１０％に今のところまけてもらっておるのが、ことしでまた本則に上がると。

今回、これは今回の説明にはなかったんですけれども、公社債などの譲渡益、今まで非課税やったのが今回の改正で２０％に上がってくるということなんですね。それで、上場株式の譲渡益というのと上場株式の配当というので損益通算が今まではできておった。これだけやったのが、こっち側の公社債、国債とかも、ここら辺、いろんなところで損した分が全部それで損益通算ができますよというような、大きく漠と言うとそういうことらしいんですが、先ほどの目的をお聞きしましても、この端っこにもう１つあるんですが、この端っこにあるのが預貯金の利子なんですね。庶民が普通貯金しているときの利子は２０％のままであります。今回の改正をすることによって、株取引をする方にはうれしい改正にはなってくるんだろうと思います。

ただ、私もちょっと調べましたら、こういうことをしている国がほかにあるのかなと思って、きょうお聞きしようと思いましたが、ちょっと言ってませんでしたので調べたんですが、例えばイギリスやアメリカや、フランスやドイツでは、譲渡所得が通算できる範囲というのが譲渡所得の範囲

内だけが原則で、株式の譲渡の損を配当も利子も制限なく相殺できるというのは日本だけなんだそうです。

やはり私たち、ずうっと今までも市で改正やら延長やら言われるたびに反対を申し上げてきましたけれども、この株式譲渡所得というのが富裕層の税負担を著しく引き下げることになるんだということが先ほどの説明でよくわかりました。一方で普通の貯金の利子は上がらないままであると。これを優遇していくということは、格差拡大を促進していくことになるんであろうなということはわかりました。また、１０％が２０％に上がるということですけれども、２０％に上がったとしても、今言ったほかの国々の税率よりも２０％でもずっと低い状況であるということで、そういう内容の改正であるということが理解できました。

次に、最後の質疑に移りたいと思います。

議案第７２号工事請負契約の締結について、これについては何人か質疑をされた後ですが、随意契約した理由について、地方自治法などでもこういう場合には随意契約できますということが言われていますけれども、この理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

おはようございます。

随意契約の理由についてというお尋ねでございます。

現在のシステムは、平成９年４月、亀山消防庁舎の開所に合わせて導入したもので、その後、老朽化に伴い、平成２１年度には位置情報通知システムの導入と同時に一部改修を行うなど、通信指令の機能強化を図ってまいりました。三重県は、電波法の改正に伴って、平成２８年５月３１日までに消防救急無線のデジタル化に向けて、県域での指令センター体制の確立等について検討を重ねてきましたが、平成２３年７月には県域整備が困難であると決定され、実施するには至っておりません。

そうした経緯を踏まえて、亀山市としてはデジタル化への対応のほか、一部機能を追加し、消防指令センターの高機能化工事を実施することといたしました。指令台の全面リニューアルを想定する場合には、本来であれば別の場所に設置し、工事完了後、切りかえで運用を開始すべきところですが、現庁舎内に設置できるような許容スペースがないため、平成２１年度工事の残工事を前提とし、現指令施設をそのまま活用し、各装置の更新を図ることが、技術の特殊性に加え、経済的、合理性等からも最も適切であると総合的に判断したところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

全体に新しい機械を入れようとすると、新しい部屋が今はないのでつくってせんならんようなことが起こってくるということなんですけれども、部品をかえるにしても、ほかのメーカー、いろんなメーカーが多分あると思うんですけれども、そういうことは可能ではないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

今回の更新にかかわりまして一部分の部品を他のメーカーでというご質問だと思いますが、国内には富士通ゼネラルを初めとして４社の指令システムを扱うメーカーがございますが、それぞれに独自のシステムでございます。よって、今回、私どもの指令センターの一部分を他のメーカーにということは、機器の互換性の関係からそのような工事はできない現状にございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

場所もないし、部品だけをほかのメーカーで一般入札ということもできないんだということをお聞きしました。

そうしますと、この随契ということなんですが、三重県内の他市、同じような問題が出ていると思うんですが、他市の状況はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

近隣において今年度中に更新事業に取り組む消防本部としましては津市消防本部がありますが、同本部は既に、庁舎内に別室を設けることが可能であるとして、消防救急無線デジタル化工事とあわせて一般競争入札を行っております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

津の例だけをお伺いしましたが、三重県内の傾向を伺うについて、要するにそれは一般競争入札をするところもあり、うちのように随契でするところもありということだと思うんですが、傾向としてはどうなんですか。どういうところが多いわけですか。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

先ほど津市の例をご答弁させていただいたところでございますが、今年度、指令台改修工事、またデジタル化工事を行う本部としましては、津市の消防本部と当亀山市消防本部でございます。よって、津市消防本部の例をご答弁させていただいたところでございますが、他の本部につきましては、私どもの事情と同じでございますが、庁舎内に別の場所を確保できる、移設する場所を確保できる本部につきましては、移設をして工事に入れるものと察しているところでございます。また、場所がない本部については、私どもと同じように、今の指令施設を改修するという方向で進められるものと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

それはよくわかっているんですけど、傾向としてはどっちが多いですか、亀山みたいなのが多いですかと聞きたかったんですが、また後でわかれば教えてください。

そして、随契をすることによって公正性をどうやって担保するのかと。この金額は妥当なのかというところについては、どうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

金額の妥当性についてのご質問でございます。

随意契約を行うに当たり、設計費用等の適正を確保するため、公益財団三重県建設技術センターに委託し、積算照査を実施いたしました。また、施工業者の技術的評価について、契約先の株式会社富士通ゼネラルは数少ない指令台製造メーカーの一つとして、事業規模も含め、技術的・社会的信頼も高く、当指令システムの製造メーカーであり、システム導入以来１６年間維持管理を請け負っており、技術的に最適であると判断したところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

そのセンターに見てもらうことによって、例えば値段が下がったとか、こういうもっとやり方をしたほうがいいとか、成果はあったわけですか。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

照査の結果については、公益財団法人三重県建設技術センターから提出された見積もり照査報告書により、富士通ゼネラルの見積書は三重県積算基準適用設計書と大差なく、妥当であると評価されました。なお、他の工事と同様、お尋ねの設計額等につきましては答弁は控えさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

妥当であるということで理解はいたしました。

また先ほどの、こういうやり方をするところとか、部屋をつくるところがあるとか、余りはっきりとおっしゃらないんですけれども、今回するところは亀山と津だけかもしれませんけど、日本国中こういうことはどの市町もやっているんですから、傾向としてはあると思うんですね。そこら辺はきちんと調べていただきたいということは申し上げていましたので、ご答弁いただきたいなと思いました。

私はこれで質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

７番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を

終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第５５号から議案第７５号までの２１件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に審査の付託をいたします。

なお、報告第１６号から報告第２９号までの１４件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について
議案第７２号　工事請負契約の締結について
議案第７３号　和解及び損害賠償の額の決定について

教育民生委員会

議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

産業建設委員会

議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第７４号　市道路線の認定について
議案第７５号　市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６０号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６１号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第６２号　平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第６４号　平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６５号　平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６６号　平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６７号　平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６８号　平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について
議案第７１号　平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

○議長（櫻井清蔵君）

次に日程第２、請願第３号から日程第５、請願第６号までの４件を一括議題といたします。

請願第３号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願第４号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第５号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書、請願第６号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託いたします。

請願文書表

受　理　番　号	請　　３
受　理　年　月　日	平成２５年８月２９日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　太田淳子　他２名
要　　旨	義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
付託委員会	教育民生委員会

受　理　番　号	請　　４
受　理　年　月　日	平成２５年８月２９日
件　　名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 　亀山市ＰＴＡ連合会 　　会長　太田淳子　他２名
要　　旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請　　５
受理年月日	平成２５年８月２９日
件　　名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 　亀山市ＰＴＡ連合会 　　会長　太田淳子　他２名
要　　旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請　　６
受理年月日	平成２５年８月２９日

件　　名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 　亀山市ＰＴＡ連合会 　　会長　太田淳子　他２名
要　　旨	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
付　託　委　員　会	教育民生委員会

○議長（櫻井清蔵君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、午後１時まで休憩といたします。

（午前１１時００分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第６、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

３番　新　秀隆議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。３番、公明党、新でございます。

きのう、けさと質疑のほうで皆さんの各意見を聞かせていただきまして、その中で、やはり２８年度に迎えております財政調整基金の枯渇問題、この辺についても多々触れられている議員の方もおりました。そういうときに、質疑でしたので皆さんはちょっと触れなかったのかもわかりませんが、一般質問の１番ということで恐縮でございますが、何せ２０２０年に東京でオリンピックとパラリンピックが開催されるということにつきまして、東京の招致委員会が試算した中では３兆円規模の経済波及効果があると。また、企業の見立てによると１５０兆から２００兆ぐらいという、この振れはちょっといかがなものかと思いますが、それが亀山市にどう影響してくるかというのが非常に楽しみでございまして、このオリンピックが亀山にどのような影響が来るかというのも、またいろんな分野で、今もメディアでも言っておりますが、スポーツ用品から何から何まで、そして株価も上昇しているという昨今でございます。

さて、そういう中で、現在、亀山市におきまして、今回私が一般質問させていただきますのは、まず初めに公用車の管理についてでございますが、公用車の管理につきましては、亀山市の保有している公用車、普通の乗用車からトラック、そしてまた特殊車両、パッカー車とか消防車、救急車も含めてですが、そういうものの管理について今回は話を進めていきたいと思います。

まず車両の購入の状況ということで、先ほども申しました特殊車両を除く公用車の購入の状況についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

３番　新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公用車のご質問ですので、まず市役所にどれぐらい公用車があるのかという話も先にさせていただきたいと思いますけれども、亀山市の公用車総台数は１８７台でございまして、先ほど議員が申されたとおり、ごみ収集車とか消防車、マイクロバスなどの特殊車両が６８台、一般の車が１１９台ございます。そのうち１０台が指定管理者などに貸与している車両となっているところでございます。

一般車両の購入方法でございますが、市内業者による指名競争入札により購入をいたしているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

かなり多いんですね。１８７台というふうなことで今ご報告いただきました。その中で特殊車両を除くと実質的には１１９台、そのうち１０台が指定管理者に貸与ということでございました。

購入につきましては入札というふうな制度でやられておると思いますが、そこで、ある程度車というのは消耗品というにはちょっと大きなものでございますが、その車につきましてやはり台がえというのも必要になってくると思いますが、その辺の基準といいますか、そこら辺をお伺いできますか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

車の買いかえでございますが、一般車両の場合、地球温暖化防止対策の取り組みの一つとして取り組んでおりまして、まず１０年以上を経過する公用車を抽出いたしまして、走行距離や車の状態等を勘案し、買いかえを決定しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

大体１車両１０年ぐらい。確かに今の車は性能もよくなって、耐久性もよくなって、かなりしっかりしたメンテナンスさえして、そしてまた使う方が使用を丁寧に扱うという、どんな機器についてもそうですけど、大事に扱うというのが大切なことで、それがひいては市の財産をしっかりと保

有できるんじゃないかなと思います。また、温暖化に向けてということでもございますが、また昨今では電気自動車とかいうのもありますので、そういうのが台がえの選考基準というふうなことに承らせていただきます。

先ほど言いました、やはり車を丁寧に扱うということにつきましては、維持管理ということにつきましてお伺いしたいと思います。その中で修理、メンテナンス、ほっておけばいいという問題でなく、オイルもかえないかんし、タイヤもかえないかんと。そういうふうなこともあると思いますが、こちらについての修理とかメンテナンスについては、数千円で済むこともあれば、数万円かかる、数十万かかることも発生してくると思います。そういう面について、どのような基準をもって対応されているのか、そこにまた金額によっての選定基準みたいなものがあるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

修理の維持管理をどのようにやっているのかというご質問でございますが、まず車検でございますが、車検期限前に、該当車両１台につき、輪番により市内業者の２社が車両の調査を行った上で、見積もりを提出していただき、安価であった業者に車検を発注いたしているところでございます。また、法定点検につきましては、契約管財室が年度開始前に該当車両を抽出し、１２カ月点検、６カ月点検ごとに市内業者から見積書の提出を求め、最も安価であった業者と１台当たりの単価を年間契約し、担当室において法定点検を発注いたしているところでございます。

それ以外に、板金修理とか故障はどうしているのかというご質問だというふうに思いますけれども、公用車の修繕につきましては、亀山市契約規則第１５条の規定により、予定金額が５万円以上の修繕につきましては、２社以上の業者から見積書の提出をいただきまして、安価であった業者に修繕を発注いたしているところでございます。５万円未満の修繕につきましては、同規則第１６条の規定により見積書を省略することができますから、随時、担当室において発注をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

先ほど、１５条、１６条で５万を基準としてメンテナンスの選定をしていくというふうなご報告をいただきました。

さて、このような車検、法定点検、車検というのはつきものでございます。これは免れることはございません。そういうふうな一つ一つの管理、こちらについても大変労力がかかっているんではないかと思いますが、そこで、先ほどちょっと冒頭に申しおくれましたが、順番のところで公用車の管理についての２番と３番をちょっとひっくり返させていただきましたが、続いてリースの導入についてということで、公用車のカーリース、こちらについての亀山市としてリースについてのお考え、以前にも総務の提出資料の中にも比較表のような形でいただいたものもあるんですが、その辺も含めて亀山市としてのカーリースの導入に向けてのお考えを伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公用車のリースにつきましては、平成１９年度に軽貨物車、小型乗用車について、７年間の使用を条件として買い取りとの比較検討を行ってきました。その結果、いずれの車種においてもリースのほうが高額であるとの結果でございました。また、平成２３年１２月１９日の総務委員会に、リース車両と買い取り車両のコスト比較検討として、クラウンハイブリッド車について比較検討しており、このときにおいてもリース車のほうが高額となっていました。これらのことから、現在は公用車はリースではなく、買い取りにより調達を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

今現在のことはお伺いしましたが、今後のところもお伺いしたかったんですけど、それは今のお言葉から察するに、リースのほうが高いということで、検討段階にはないというふうにとらせていただきますが、そういうことですかと言って今回は引き下がるわけにもいきませんので、私がちょっと調査させていただいた中によりますと、先ほど部長がおっしゃられた１９年、２３年の試算でもございましたけど、昨今でおきますと、１つ、インターネットでも出ておるんですけど、例といたしまして、現在のさいたま市の状況でございますが、メンテナンスの場合、こちらの市におきましてはリースを導入されていると。

その背景につきましては、まず結論から言うと、１台当たりで５年リースで試算すると、５万円から６万円ぐらいリースのほうが安いと。ただし、リースといっても、本当に車だけ借りるパターンと、メンテナンスつきのリースと、いろいろ契約によって変わってくるわけなんですけど、さいたま市がなぜリースを選ばれたかというところなんですけど、その辺につきましては、やはり１番には、リースというのは購入と違って一括でお金が出ていかないということで、予算執行額が平準化できるというところ。ほかにメリットといたしましては、メンテナンスリースの場合の車両の事務量が軽減されると。これは市職員の労力が削減されていくということでございますね。車検、法定点検等の管理や手配が不要、そして車検整備、法定点検整備、一般整備の支払いの業務も不要になると。これはリース会社が全て管理していくということですね。車検時の自賠責保険の加入手続、また支払い事務が不要。重量税の納付事務が不要、これは印紙代とかその辺ですね、これが不要と。最終的に車の処分時のときに発生する廃車時の業務、こちらが不要になってくると。適切なリース期間の設定により、経年による安全性や故障の懸念がいろいろ軽減されてくるというふうな、そういうことでこれらの問題が回避されるのではなかったかと。それが理由によってリースを選ばれたと。

そして、やはりそれについてくるデメリット、こちらのほうについても考えていかないけないということを思います。これは、リースというのは途中解約ができない。絶対できないことはないんですけど、違約金というか、残リースというか、その辺を支払わなくてはいけないとか、そういう問題はあります。

ですから、特に特殊車両とかそういうものにつきましては十分な検討が必要ではなかったかなと。購入に比較して、費用対効果を十分に検討する。メンテナンスリースの場合とか、こういう付加価

値をしっかりつけていくと。それによって、やはり一番大きなメリットは予算の執行の問題と、そして市職員の、そこのところに時間を割かれる職員の時間の削減、この辺が大きなメリットではなかったかなと思いますが、そういうところにつきまして、さいたま市の話ではございますが、近隣のところでもいろいろ出てきておりますが、その辺につきまして市として他市の状況を踏まえられたことがございますでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

昨今の情勢を見てみますと、県内でも市によってリースの契約を入れている自治体も出てまいっています。そんなこともありまして、先ほど私は今後のことを申しませんでしたけれども、公用車の調達については、行財政改革における経費の削減の観点、それと地域経済の担い手である市内業者育成の観点、この両面がございますし、また市の職員の業務の中での問題も出てまいってくるというふうに思っていますので、このように最近のカーリースの状況や、カーリースをするんであればどんなことが起こるのかも少し調べるとか、また他市のリースの導入状況も考えて、調査・検討は行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

検討いただくということで、近隣のところもちょっとお調べさせていただきましたのでこの際お伝えさせてもらいますと、四日市市とか松阪市は１０年ほど前からリースの車を導入されております。先月、８月にも鈴鹿市におきましても、まずトライアル的に、軽四の貨物車でございますが、これを２台、軽四の自動車３台、計５台を既にリースの契約という形でトライアルをして、その状況によって、よければ今後、全車種に展開していきたいというお話も伺っております。

今回は車両、公用車に関するカーリースについてお話しさせてもらいましたが、今後は、リースというのはいろんなもの、もちろん事務機もそうでございますが、特に後からつけているエアコンとか、そういうものもリースでできると。そういうところに観点を置くことによって、今後の予算執行の平準化、そして厳しい財政が続いているという状況でございますので、その辺を加味した上で、こういうリースということを頭に置きまして進めていっていただきたいと。今、部長のほうから調査・研究ということで前向きな回答をいただきましたので、それにしっかり期待するものでございます。

こちらの最終のところでございますが、第４点目の運転資格者についてということでございますが、亀山市の運転者への交通安全指導の要綱とか、その件につきましてどのようなご指導をされているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

交通安全対策といたしましては、毎年度、事故を起こした者及び新規採用者を対象として、外部講師による安全運転講習会を開催しており、さらに本年度におきましては新たに非常勤職員も対象

といたしたところでございます。この講習は、座学形式の講習ではなく、実際に公用車を運転して滑りやすい路面でのブレーキ体験、正しい運転姿勢、ハンドル操作などを取り入れた体験参加型の講習でございます。

また、業務上の事故につきましては年々増加傾向にあることから、平成２５年度からは、再発防止や自戒の念を込めて、事故を起こした者に対して管理者立ち会いのもと注意書を手渡すとか、注意喚起をいたしたところでもあります。また、経営会議におきましても、交通事故件数を報告し、職員に対して交通安全を徹底するよう幹部職員に要請も行っているところでございます。

さらに、職員全体に対する交通安全意識の向上を図るため、市の各部署におきましては、３名１チームで１２３日間の無事故・無違反の達成を目指す「無事故・無違反チャレンジ１２３」の取り組みを行っているところでございます。なお、本年度の参加チームは８７チームであり、昨年度の５３チームと比較して１．６倍増の参加となったところでございます。

今後におきましても、道路交通法や関係法令を遵守することはもとより、交通安全に対する強い自覚や安全運転に対する教育を通じて、職員の交通事故が減少するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

安全指導、こちらについてはしっかりやっておるということでございますが、私たち企業では、お世話になった企業の方のお話、また自分が体験してきた中によりますと、やっぱり会社の車を乗るということにつきましては、当然、車の運転免許証というのが必要なのは当たり前なんですけど、会社としてどのようにその人間に車を扱わすかという初期段階での、試験というものではないんですけど、今から３０年ほど前には私らも適性検査のような、手でチェックを入れたりとか、その採点によって、とてつもないことがない限りは大体は免許というものはその会社の免許証みたいな感じで発行されているわけなんですけど、昨今につきましては、やっぱり時代の流れでも紙の媒体自体はもう余り使わないで、その項目を選択してＩＤ・パスワードを入れれば試験内容みたいなものが出てきて、クリックすることによって問題の正解・不正解とかいうのも出てきまして、それを自動集計によりまして、その人の適性の問題点とか、そういうものも上司を含めてしっかりと個別に指導して、そして安全運転に心がけるというふうなことを企業では心がけておるわけなんですけど、先ほど部長のお話でも、実際に口頭だけで気をつけろ、頑張るんだぞとか、目には見えないような形でやっているというのが、やはり何かに残るという、また上司としてもきちんと指導をしたという来歴的な、そういうものが今現在ではないと伺っておりますので、そういう点につきましても、今後の個別的な個人の資格制度といいますか、そういうふうなことを最後にお伺いしていきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、運転者への適性検査は実施をいたしておりません。しかし、年々交通事故が増加していることからも、例えば庁内において事故防止対策シートなんかをつくって定期的に職員が自己採点す

る方策など、何らか考えていきたいというふうに今検討を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

先ほどご答弁いただきましたように、これも一つ車を大事に扱うという、人間が何せ扱うもんですから、幾らリースでお金を浮かせていっても、そして今現在の、ざくっとアバウトではございますが、１００台ぐらいを１台当たりで５万から６万浮いてきたとしても、やっぱり５００万浮いても１回の何か損傷するような事故を招くようなことであっては何にもならないということがありますので、やはりそれを扱う人間の指導、この辺を職員の方に、先ほど私が適性検査と申しましたけど、これは大変なものです。パソコンで１００問近いところを、１日ではでき切らないということもありますので、２日に分けたりとか３日に分けたりとか、そういうこともあって日ごろ激務に追われている職員の方にそこまで要請は厳しいかもわかりませんが、今後、亀山市職員として、自分の運転に自信が持てるような形で市全体で見守っていってあげたいなと思っております。

以上で、この公用車の管理につきましては終わらせていただきます。

続きまして、市民の安心・安全対策についてでございますが、まず初めに、亀山市の市内パトロール状況でございます。

２年前の９月にも私は１度、青パトということで質問させていただきました件がございますんですけど、その件につきまして、今回、２年前からいろいろ、昨今でも亀山市の広報とかも出ておりますし、もちろんウエブの中でも出てはおりますんですけど、今現在の実情といいますか、亀山市の青パトのパトロールの状況をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

青色回転灯搭載車、いわゆる青パトの状況でございます。

パトロールの現状でございますが、青少年総合支援センターの青色回転灯車２台で、月曜から土曜までの昼夜間、午前１１時３０分から午後９時までのパトロールを行っております。また、学校の下校時間帯を重点的にパトロールをいたしまして、下校途中の児童に対する不審者等からの被害防止に努めております。補導員は現在８名で、午前１１時３０分から午後５時３０分、午後３時から午後９時の２班体制で、センターに１名待機の体制を組んでおります。通常は、通学路を中心に基本コースを設けて、ほぼ１日で市内を１巡できるようにしておりますが、不審者等、事案発生時には当該箇所を重点的に見回るなど、臨機応変に対応しております。

また、パトロールは巡回するだけでなく、車からおりて子供たちに声をかけたり、通行の誘導をしたり、学校や地区コミュニティセンターなどに立ち寄り情報交換を行うなど、声を交わすことによる人とのつながりを大切にしているところでございます。パトロールを通じて得た情報は、内容に応じまして適宜、学校や警察等、関係機関と情報を共有し、連携を図っており、例えば公園のトイレの電灯が切れているのを発見したら都市計画室へ通報したり、また駅前の待合室のごみの散乱や壁の破損等がございましたら、警察へ巡回を依頼したこともございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

しっかりと次長のほうから、この辺につきましては広報等でもしっかりと書かれております。こういう中で亀山の市民の方が安心して暮らせる社会をつくっていっていただいていると確信しておるものでございますが、やはり、ただ単に回っているだけじゃなくて、自分の車から離れて、そして自分の足で、また自分の目で現場の状況、先ほどおっしゃられたトイレの電球とか、そういうところまで気にかけていただき、また本当に補導員さんのように、ショッピングセンターやゲームセンターとか、そういうところに出入りする子供についても気をかけていっていただいておるという現状も先ほどお伺いいたしましたし、状況によりましては各部署、また警察との連携を密にとっておられるというような報告をいただきました。

そして今現在、亀山市内の地域による青パト運営がされておりますが、こちらにつきましても少し、以前の状況と変わりがあったのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

市内の地域の皆さんによる青パト運営ということでございますが、地域による防犯活動につきましては、自主防犯パトロール隊として、現在、和田町、南部地区、井尻町の３地区におきまして、防犯、補導、パトロールを時間帯やコース等、地域の実情に応じて自主的に取り組んでいただいております。実績報告におきましては、パトロールの時間帯に加えまして、道路の横断の仕方や危険な行動に対してその場で直接子供に注意したことや学校へ連絡したことなど、パトロール中に気づいたことの報告を毎月末に受けております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございます。市内でも３カ所の方にお世話いただいて、そして道路を渡る、そういうところまでしっかり、見守り隊の方等もお世話いただいておりますが、実際にそういう移動してのパトロールも今現在やっていただいております。

今、次長のほうからしっかりと報告いただきましたので、今後の青パトの運営と役割と期待値についてというところだったんですけれども、ほとんどもうお話しいただきましたので、その辺は理解させていただきます。

次に、亀山市で防犯カメラの運用の状況というところをお伺いしたいなと思います。

現在、市内の防犯カメラの運用の状況、どこにどれだけというのは聞いてはいけないのかもしれませんが、答弁できる範疇でご回答いただければいいかなと思います。お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

市内の防犯カメラにつきましては、平成２１年度に教育委員会が児童・生徒の安全を守ることを目的として設置いたしております。その後、危機管理局を経て、本年度より市民文化部が所管して

いるところでございます。

防犯カメラは、市内の無人駅及び人家から離れた名阪インターチェンジに５カ所、計９基設置をしており、２４時間録画をいたしております。録画情報は庁内サーバー室にて７日間保存をいたしまして、亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱に基づき、運用を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

全部で９カ所の防犯カメラの設置ということでございました。これが亀山市にとって多いのか少ないのかというと、なかなか９カ所で亀山全体を見るというのは厳しいものだと思いますし、また実際に伺ったところでは、これだけでも数百万、数千万というほどのお金がかかってまいるというのも存じ上げております。単純にこの９基を９００にしましょうとか幾つにしましょうとは、なかなかこの場で言うことも厳しいものだとは把握させていただいております。

しかし、昨今におきましては厳しい状況が我々の周りを取り囲んでおります。こういう中で、防犯カメラの運用の今までの実績といいますか、効果といいますか、そちらのほうにつきましてありましたらご報告と、それにつきまして今後の考え方といいますか、防犯カメラ運用の役割と期待値とか、その辺についてあわせてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

運用の効果、実績についてというお尋ねでございます。

防犯カメラの運用の効果といたしましては、主に、犯罪を未然に防ぐ抑止効果と、犯罪発生時に捜査資料として録画情報を提供することが考えられます。運用実績といたしましては、防犯カメラ設置付近におきまして、平成２１年度以降、児童・生徒が巻き込まれた大きな犯罪は起こってはおりません。また、犯罪捜査に伴う録画情報の提供についても、昨年度及び今年度は行っていない状況でございます。設置以降、数回行ったということは聞いております。

それと、期待度でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたように、防犯カメラの役割としては、カメラの設置を公に周知することによる犯罪の発生の抑止効果、それと先ほども言いましたように、捜査資料としての録画提供の活用といったものでございます。当初、児童・生徒の安全を目的としてカメラが設置されましたが、今後は広く市民の安心・安全に主眼を置いて運用し、あらゆる犯罪防止の抑止につながることを期待いたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

部長のほうから先ほど報告がありましたように、近年では亀山市においては、カメラを分析するとか、実際に大変なことが起こったという実態がないということは、幸いにしてそれは結構なことだと思いますが、今後の役割の期待値としましては、やはり抑止力というのは、カメラがここにあるんだというだけで、よろしくない犯罪に巻き込まれることなく子供たちの安全を守っていけると。

よくあるんですけど、私はどんなもんかわかりませんが、家庭用の玄関にダミーのカメラみたいなのがよくあるのも見かけるんですけど、そういうふうなのもまたちょっと考えてもいかがかなとは思っております。

次に移りまして、先ほどの抑止力ではございませんが、イベント等、お祭りとか納涼会、花火大会とか昨今でもございました。こちらにつきまして子供たちの見守り体制ということで、私も中学校のＰＴＡで、先生方と一緒にそういう会場をいろいろ回って、子供たちが安全に楽しく過ごしているかなというところを歩いて回ったこともございます。そちらにつきましては、昨今、三重県内で非常に悲しい出来事が起こりまして、これもやはりなかなか目の届かないところで、時間帯も確かに１０時、１１時という遅い時間帯ではございましたが、今、報道でも毎日のようにありますが、本当に許せないような事態が起こっております。

こちらにつきまして、亀山市、学校での指導といいますか、小さいお子様から、そして中学、高校とか、いろいろな学生がお見えです。ＰＴＡとの協力とか、そういうのも含めて、亀山市の教育の現場からどのようにご指導されているのか。

また、ちょっと時間も押してまいりましたので一緒に、イベント会場への見守りの状況、先生方だけでなく、地域の方も一緒になっておられると思いますが、その辺の現在の実態をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

見守り体制でございますが、イベント時の子供の見守り体制につきましては、まずパトロール体制でございますが、祭りや納涼会、花火大会、大市等、各イベントの開催時間帯に合わせて、通常のパトロールとは別に、特別なパトロール体制を組んでおります。自治会やコミュニティを初め、ＰＴＡや生徒指導協議会の教員など、多くの団体や委員で構成されております青少年育成市民会議の非行防止部会の部員の皆様や、各地区の補導委員の方々にも協力をいただきまして、合同でパトロールを行っております。

一方、子供たちに対する指導につきましては、通常はイベント直前に学級指導の中で触れてはおりますが、夏休み、長期の休業につきましては、亀山市小・中学校生徒指導協議会より「夏休みの暮らしについて」という便りを発行しております。例えば非行防止に関する項目では、外出するときは、行き先、帰宅時間、一緒に行く人などについて保護者に告げまして了解を得るなど、約束事を設けております。各学校におきましては、これらの配布物も活用しながら、終業式や学級活動の場において児童・生徒に事前指導を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

例年、亀山市の納涼大会会場におきまして、地域防犯活動を担っていただいております防犯委員の皆様方によりまして、会場内をくまなくパトロールを行っていただいております。また、関宿の花火大会の開催時におきましても、鈴鹿川河川敷の会場に市民の方々がたくさんお集まりでございますので、留守宅、町内の中で留守宅がふえることが考えられますので、関の町並みの防犯パトロ

ールを自主的に行っていただいておるというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。

今、まちぐるみで子供たちをしっかり見守っていくという、自治会で青少年育成市民会議、そしてやはり会場とちょっと離れたところは人けがなくなる、そういうところを見守っていただいている市民の方には本当にありがたい思いでございます。そういう中で、たった一人でもこういうふうな、こういうふうなという言い方は恐縮でございますが、悲しい事件に巻き込まれることのないよう、先ほど１つ前で言いました防犯カメラによる抑止とか、こういうのも含めて、考えられることを全て手を打っていきたいなと思っております。その辺については私自身ももう少し研究して、また提言に結びつけていきたいなと思っております。

では、最後のイベント時の出店者への安全指導ということで、先日、８月１５日に福知山で起こりました花火会場での火災事故、本当にとうとい命が亡くなられてしまったという実態がございます。これらも、やはり人為的な注意力の欠落から、このような悲惨なことを招いていったんではないかと思います。

事件が起こってから関の河川での花火大会もございまして、本当に私も、露天商がたくさん並んでいる中で、事件後でございましたので、どうかなときょろきょろしていて、露天商の方にも怪しまれるようなことでもいけませんので気にはなっておりましたんですけど、それぞれしっかりと、店から離れたりとか、ある程度の距離を置いてお店を運営されておったなと感じておるところでございましたが、それまでにやはり今回の事件を機に亀山市の消防としてのいろいろな指導、そして主催者も非常にいろんな配慮をされていたと思いますが、亀山市の消防として、開催責任者、また出店者へどのような指導をされてきたのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防としての安全指導につきましては、去る８月１５日、京都府福知山市の花火大会の会場で多数の死傷者を出す火災が発生したことを受け、同様な事故を防止するため、関宿納涼花火大会及び三本松地蔵祭において、露天業者等に対し、火気の取り扱い、危険物の貯蔵・取り扱い、消火器具の確保等について事前の防火指導を徹底したところでございます。さらに、イベント開催中におきましては、消防団の協力を得て所要の警戒活動を強化し、有事に万全を期したところでございます。

なお、関宿納涼花火大会関係者が集まる反省会が１０月に行われることから、直接的に危険物や火気を取り扱う露天業者はもとより、主催する側も消火・避難・通報の体制を確立するなど、各自が責任を明確にして火災予防等に取り組むよう指導を徹底し、危機管理意識の醸成に努めてまいります。今後とも、東海道関宿街道まつり、亀山大市など、市民等が多数参加する行事で露天業者等が出店をするイベントには、防火指導の徹底とともに警戒活動を強化するなど、市民の安心・安全に軸足を置いた消防活動を推進してまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。最後に、今後のイベント全てとは申しませんが、不可能だと思いますが、その点についての対応、心構えを一緒にお話しいただきましたので、本当にありがとうございました。もう時間もございませんので、ただ、花火のときには、みんなが上を向いておるのに消防の方とかは下を向いて、すごく気配りがされて、なかなか気の休まる時間ではなかったかなと思いました。本当にご苦労さまでございました。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

３番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩といたします。

（午後　１時４９分　休憩）

（午後　２時０１分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

４番、緑風会の尾崎です。きのうに引き続きまして、一般質問を今回はやらせていただきます。

それでは通告に従いまして、防災・減災についてというのを、水害と土砂災害、市道の安全対策について順にやらせていただきます。

まず水害についてなんですけれども、堤防決壊等による河川災害についてです。

ことしも各地で集中豪雨などの雨が降り、いろんなところでいろんな形によって水害が各地で起きております。９月１日以降でも、九州南部や山口県や鳥取県においても大雨による災害が起き、亀山市におきましても４日には大雨洪水警報、また土砂災害警報が発令されましたが、当市では幸いにして大きな災害もなかったというふうに思います。これから台風シーズンになりますが、最近では時間当たりの雨量１００ミリ前後というのは当たり前のようになってきており、少し前のように「想定外の降雨」とは言えないようになってきていると思います。

そこでまずお尋ねしたいのですが、過去５年間で降雨によって堤防が決壊したような事例があれば、その箇所とそのときの被害状況、これについてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

４番　尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

最近の５カ年で河川堤防が決壊した事例でございますが、昨年９月３０日の台風１７号によります鈴鹿川、木下地区で河川堤防が約８０メーターにわたりまして決壊し、流域の田畑が浸水をいたしました。また、河川堤防からの越水による被害につきましては、同じく昨年の台風１７号によりまして、椋川流域の新椿世地区において床下浸水１１件、床上浸水９件の被害が出たものでござい

ます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

昨年９月と、昨年のこれは時期は９月かどうかわかりませんが、１７号によって被害があったというふうにお聞きしました。

私は今現在、本町に住んでおりますが、本町に近いところで南鹿島町とか椿世、先ほどありましたけど、椿世、川合町などではよく避難勧告等が出ます。当然雨量が多いということから来ていると思うんですけれども、よくこのところで避難勧告が出て避難されているわけなんですけれども、現状での問題点とその対策、対策を打たれているのであれば、どのような対策を打っているのか。また、まだ対策について打たれていないようであれば、どのように考えているかについてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市内の重要な水防箇所としましては、水害の発生や避難勧告の状況から、鈴鹿川沿いの南鹿島地区や木下地区、また椋川沿いでは新椿世地区とか川合地区が上げられるわけでございます。

この対策としまして、鈴鹿川につきましては、出水期前に、河川管理者である国土交通省三重河川国道事務所と三重県、亀山市などの関係機関で、毎年、重要水防箇所の合同巡視を行っております。今年度は７月１９日に実施をいたしました。今回は、特に重要水防箇所である南鹿島地区と木下地区を重点的に現地確認を行うとともに、新たに設置された勧進橋などの量水標の再確認を行いました。また、昨年９月３０日の台風１７号の被災箇所である木下地区の堤防の復旧工事は、ことしの６月１３日に完成をしました。一方、南鹿島地区におきましては、左岸側の堤防の一部かさ上げを今年度実施の予定と伺っております。また、下流より逐次、鈴鹿川の河道の掘削や河川内の樹木の伐採などを行っていただいております。

椋川につきましては、抜本的な対応として、三重県におきまして椋川の河川改修事業を実施いただいております。進捗としましては、椋川下流より着手をいただきまして、平和橋から下椋川橋まで約２，２００メーターの護岸整備を完了しており、現在、下椋川橋から椿世橋まで約２，１００メーターの護岸整備に着手をいただいております。今年度は下椋川橋から国道３０６号までの間の用地買収などを進めていただいており、昨年度から一部工事に着手をいただいております。また、緊急的な対応として、椋川下流部の堆積土砂の撤去も着手をいただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

ただいま建設部長のほうから主にハード的な問題点と対策をお話しさせていただきましたので、私のほうからは主にソフト的なお話をさせていただきます。

まず避難勧告についての問題点ということでございますが、課題といいますか、まずは、より市民の安全な避難をいかに確保するかということであるというふうに思っております。その対策とい

たしましては、早期の避難準備情報や避難勧告の発令を行うために、気象予報情報等を早目に、かつ複数から入手することが大切であるというふうに考えておりまして、そのように努めております。

次に、やはり避難に関しましては市民自助・共助によることが肝要かというふうに考えておりますので、そのためには自主防災組織等を通じた訓練とか講座とか、そういうもので避難勧告等の判断基準、あるいはそのようなものをお知らせして、いざ避難というときの心がけ等を啓発することが必要であるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

対策につきましては、鈴鹿川は国土交通省及び県とか亀山市で合同で巡視を行ったと。この巡視を行ったというのは、現状を見ただけなのか、それとも対策等をやっぱり考えながら、まあ、ただ単に見て回ったということはないと思いますけれども、巡視の状況についてちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの巡視の状況でございますが、関係機関の方が一堂に会しまして、先ほども申し上げましたけど、河川のところに水位計などを取りつけたものを確認したりとか、それから、こういうところが危険であるというところもお互い認識をしながら、また完成した部分の堤防とかも全部確認をするという形で、当然、共通で関係機関が危険箇所とかそういう部分を全部認識するということで、皆さんの心を合わせたというような形になっております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

その前の話では、南鹿島については左岸ですか、それと木下地区についても対応はとられたと。椋川については河川の改修等を行ってきたと。今後は椋川については３０６号までのやり残した部分を改修するという話なんですけれども、これをやれば、従前のように大雨が降ると避難とか、そういうようなことをやってきたんですけれども、今回のこういった改修によってそういうことがなくなる可能性は高いのか、それとも従来どおりと同じようなのか、見通しについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

椋川につきましても、改修が全て完了すれば、当然水害、今の状況は大きく改善をされていくと。見通しとしては、ほぼ心配ないようになるというような考え方もございます。また、鈴鹿川につきましても、全部の改修はなかなか時間がかかると思いますが、これも全部改修が終われば、当然必要な余力ができるということで安全になるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

以前、南鹿島のことについて２年ほど前にも、１年だったかな、それぐらいに一度質問させていただいたことがあるんですけれども、南鹿島地区は鈴鹿川の河川の部分があるから、国土交通省が河川の堤防とかそういう改修をやるにしても海側のほうからしかできないというように聞いて、そのときの話で、亀山市のほうを早くやってもらうことはできないのかということに対してそういう答えだったんですけれども、現状このまま待っていて、いつごろまでそういう事態が続くのかどうかということが、もしわかればその辺のところをお聞かせ願いたいのと、避難勧告については、安全確保のため、できる限り早くそういうような避難をやって命の安全を保障する、守るというようなことでお聞かせ願ったんですけれども、オオカミ少年ではないんですけれども、毎回毎回そういうことをやると、実際に被害がそれで起きなくて済んでしまうと、どうしても、出ても「またか」と、「もう今回はやめよう」とかいうようなことになりはしないかということがあるんですけれども、ですから、そういうためにも、ぜひ早くそういうような手を打っていただきたいと思うんですけれども、その辺の事情についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの鈴鹿川の河川改修の完了はいつかというのは、大変まだ時間がかかるものでございまして、これがいつごろというのは、ちょっと私どものほうで申し上げられるだけの情報もございませんし、とてもその期間がかなりかかるというふうにしか申し上げられないと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

そうなると避難勧告が出るたびに避難ということになってくるわけですけど、国とか県、あれはたしか亀山市のほうに入るまでは、川は国のものであり、道路が一部県のもので、そのこちら側に南鹿島町があるというふうにお聞きしたんですけれども、そういうふうに毎度というか、大雨が降るたびに避難するのを防ぐために亀山市として今何ができるかということもお聞きしておかないと、いつになるかわからないのを待つというのは、これはまたしんどい話やと思うんですけれども、亀山市が今できる対策というのはどういうものがあるのかというのをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市の取り組みとしましては、河川管理者である国や県に対しまして引き続き早期の河川改修などを要望してまいります。具体的には、鈴鹿川に関しては、流域の鈴鹿市や四日市市とともに鈴鹿川改修促進期成同盟会などを通じまして、また椋川につきましては、流域自治会の皆様とともに椋川改修促進期成同盟会を通じて、一刻も早い河川改修や対応を要望してまいるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

主にハード的なお尋ねですので少し質問から外れるかもわかりませんが、先ほどソフト的な話をさせていただきました。本市としてさらにできる対策を申し上げますと、以前もお答えしておりますが、今年度、ハザードマップを加えた防災マップの市内全戸配布を計画しております。そのようなことから、先ほど申し上げました避難勧告の判断基準とか、いざ避難というときの心がけ等を掲載していきたいというふうに思っております。

それと、これは風水害だけではないんですが、やっぱり避難ということになれば共助の観点が非常に重要だというふうに思っています。その観点から、地域における支え合い体制の構築について、これはちょっと時間がかかるかもわかりませんが、今後、地域とともに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

共助ということも非常に大切ということは聞いておりますけれども、できる限り避難勧告を出さなくてもいいような状況をまずつくるということが第一だと思いますので、そちらのほうをあわせて国や県のほうに働きかけていただいて、大雨が降るごとに避難というのをぜひなくすようにやっていただきたいと思います。

同じように、次の質問に移りますけれども、道路の冠水についてということですけれども、冠水箇所と浸水家屋についてということで分けて質問する予定でしたが、内容が重なってくるようなので、２つあわせて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

冒頭で触れましたけれども、本当に最近の雨の降り方は尋常ではなく、少し前のように「想定外の降雨量」では片づけられなくなってきております。今ではこれを「想定内の降雨量」としての対応が必要不可欠なものと感じております。

そこで質問させていただきますが、この亀山市で時間当たり１００ミリ前後の雨が降ったとしたら、市内の道路でどれぐらいの箇所が冠水するのか、お聞かせください。また、道路の冠水によってどれぐらいの家屋が浸水する可能性があるのか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市道の道路冠水箇所につきましては、朝明山のＪＲ高架下のボックス、それから亀山警察署裏のＪＲ高架下のボックス、それから鈴鹿川左岸のＪＲ紀勢線高架下の３カ所が冠水をいたします。また、近年の集中豪雨において断面の阻害により、あいあい前の道路、布気町地内、田村町の市道など、道路が冠水をしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

時間１００ミリの雨が降った場合の想定浸水家屋数ということでございますが、想定は非常に難

しいものというふうに考えておりますことから、最近の実際の、これぐらいの雨量があった場合、どれぐらい浸水家屋があったかというのをちょっと報告させていただきます。

まず昨年９月８日の集中豪雨でございますけれども、このときは市東部の局地的な豪雨であったわけです。雨量は、市東部には観測点が少ないことから、隣接の鈴鹿市の観測所から考えますと、大体時間６０から７０ミリぐらいの雨が降ったというふうに考えております。そのときの浸水家屋は床下浸水が２棟、これは能褒野町と田村町でございました。

それから、何度か話に出ておりますが、昨年９月３０日の台風１７号、このときは市内の観測所の中で、野村町で時間８４ミリという最大雨量を観測しております。そのときの浸水家屋は、先ほど建設部長が申し上げましたが、床上浸水が９棟、床下浸水が１１棟、主に椿世町での被害でございました。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

時間当たりといえども、１時間で平均的に降るというわけではなく、短時間の間に降るんだと思いますけど、先ほどの話によりますと、昨年度は、これは亀山市の東部でははかれないということだったんですけど、６０から７０ミリぐらいというようなところで床下浸水も２カ所、野村のほうではかったのが、８４ミリぐらいのが昨年出たというところでは床上までが９棟出たということなんですけど、そういう道路については、その後、何か対策を打っているのかどうか。対策を打ってないようなら、これぐらいの雨が毎回降るたびに床下とか床上浸水があるということになりかねないんですけれども、とりあえず、こういう災害があった後、対策をどのように打たれておるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

道路の冠水の対策といたしましては、先ほど申し上げた、朝明山につきましてはポンプを２台設置して排水対応を講じているところでございます。また、亀山警察署裏、紀勢線下冠水箇所につきましては、注意喚起看板を設置して周知に努めているところでございます。

なお、昨年の集中豪雨の後、あいあいの前の側溝整備を昨年とことしにかけて改善を行っているところでございます。また、枯れ葉などで側溝の断面の阻害もあり、側溝清掃など行い、道路の管理に努めてもおります。今後も改善に努めていきたいと考えており、安心・安全な道路維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

浸水家屋に対する対策でございますが、まず床上浸水の多くあった椿世町の関係では、建設部を中心といたしまして多くの職員が、常設の排水ポンプがあるわけですが、その作動の再確認、それから臨時的な可搬ポンプを据える計画もございますので、その設置位置の再確認等を行いました。また、大雨時の職員の巡視、それから早期の張りつけの基準を明確にいたしました。議員もおっし

ゃいましたけれども、先週水曜日の９月４日には大雨洪水警報が発令されたわけですが、その際には、その基準に基づきまして職員の巡視、張りつけ等を行ったところでございます。

また、これは昨年の９月、集中豪雨、それから台風１７号で能褒野地区でもいろいろ冠水をしておりますので、上下水道局のほうで能褒野地区については全体的な排水計画の検討を行っていただいておるというふうに伺っております。また、その他の地区につきましても、巡視体制の強化につきまして消防団とともに図っているといったところでございます。

それから、これも以前申し上げましたけれども、６月１０日に建設業協会亀山支部の協力を得まして土のう１，２００袋をつくりました。市内３カ所の防災拠点に配備しておるところでございますが、そのうち３５０袋につきましては、先ほど申し上げた浸水家屋を含む４カ所に事前配備をさせていただいておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

根本的な対策というのは非常に難しいのかもしれませんけれども、こうやって聞いてみると、まともにというか、朝明山はポンプ２台ということは、冠水してきた水をポンプでくみ出すというだけで対処療法的なものだし、そのほかの部分については注意を喚起する看板をお立てになられたということですけれども、これも対処療法にはなっているのかもわかりませんけど、これも根本的な原因ではないし、あいあいの前ですね、これは私も以前、冠水しているところを見たんですけれども、これについては側溝の整備をやられるということで、この辺についてはその結果を見てみないと何とも言えないんですけど、職員の巡視、張りつけだけではやっぱり、災害は対処療法でなくて、やっぱりそういう災害が起きないような対策というのが一番必要になると思いますので、現時点でそういうような具体的な対策が出てないということは、同じ亀山市内に住みながら、たまたまそこに住んだ人たちはいい迷惑するようになりますんで、これはまた１年ほどたったときにどのようになったかを質問させていただきたいと思いますけど、ぜひ根本的な対策を打っていただきたいと思います。

この件につきまして最後の質問なんですけれども、以前、あいあいの前の冠水したところを見たんですけれども、素人考えなんですけど、あのときは道路にいっぱい水が流れていたわけなんですけど、グレーチングとかああいうようなものも余り見当たらなかったんですけど、グレーチングを多くすると土砂等が排水路に入ってしまうということが考えられるんですけど、そういったグレーチングの使い方とか、排水管をもう少し径を太くして雨水の排水ができるようにするとか、そういうような対策も必要ではないかなと思うんですけれども、それと、今後新しい道をつくる場合、以前の規格どおりにつくるんでなくて、やっぱり新しい基準に基づいて、今後こういうような雨量があったとしてもある程度対応できるような排水管の布設とか、そういったことについて考えていってほしいと思うんですけれども、その辺のところについて最後にご意見をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず道路側溝のふたのグレーチングをふやせないかというご質問でございますが、道路側溝のふ

たにつきましては、道路の幅員が確保されているところは、昔はふたの設置はなされておりませんでした。安全性の確保の観点からふたの設置が行われておりまして、集落内においては５メーターに１カ所、その他は１０メーターに１カ所のグレーチングを設置しまして、雨水の排除を行っているところでございます。

また、側溝の大きさとか管渠を太くというようなお話でございますが、この決定の根拠につきましては、道路土工排水工指針に基づいて大きさを決定しておるところでございます。１時間に降る量は、近年の集中豪雨はまた昔に比べて多いということで、平成２１年よりおおむね１００ミリが降る量を想定して側溝などの大きさを決めておるところでございます。したがいまして、新設時、修繕などで側溝を敷設するときには、この排水工指針に基づき大きさを決定し、特に豪雨の際に土砂などによる通水断面の縮小を考慮して、８割の水深としまして、２割の余裕を考えた大きさで決定をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

私の家の近所も、年々というか、道路を補修するたびに道路の高さが上へ行って、普通の雨というか、多少の大雨になると家に浸水するというような箇所もあります。ぜひいろんなことを考えていただいて、ぜひ災害のないようにやっていただきたいと思います。

次に、土砂災害についてお聞きします。

崖崩れ等によって民家に危険が及ぶ箇所についてお聞きします。今回の質問は、崖崩れ等により民家に危険が及ぶ箇所についてという、限定的なことについての質問とさせていただきます。

市内を見渡しますと、丘陵地が非常に亀山は多いです。そのせいか道路もアップダウンが多く、崖崩れが起きたら道路だけでなく家屋にもその影響が出るというか、災害を受けるような場所があるというふうに感じております。

現在、亀山市で崖崩れ等が起きた場合、民家に危険が及ぶおそれのある箇所は何カ所ぐらいあるのか。また、その危険箇所に対しては具体的にどのような対策が打たれているのかについてお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

民家に限定ということではございませんのですが、平成１３年から１４年度にかけまして県のほうで、航空写真と簡易な現地調査によりまして、傾斜角度が３０度以上、高低差が５メーター以上の条件を満たしている区域を急傾斜地崩壊区域として、また沢地形をなしている箇所を土石流区域として危険箇所調査を行っていただいております。その結果といたしましては、市内で５７０カ所が危険箇所として確認をされております。その中で、急傾斜地崩壊危険区域として法的に指定をされ、整備がされている箇所は亀山市内で６１カ所でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

急傾斜地区というんですか、６１カ所おありになるということで、これはもう全て対策は打たれているわけなんでしょうか。その辺、ちょっと具体的にお聞きできなかったと思うんで、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど申し上げました６１カ所、これは急傾斜地崩壊危険区域としてその対策がなされているという、要するに擁壁とかいろいろな措置がなされている部分でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

実際に対策を打たれた時期がどれぐらいの時期かわかりませんが、対策は打たれても、年々雨量が変わってきているように、基準もどんどん上がってくると思うんですけれども、やっぱり時間が経過すれば、以前の対策がよかったとは言えなくて、軽微な整備だったというふうに見られるときがあると思うんです。６１カ所について以前対策を打ったから安心だということは決して言えないと思いますので、その辺、６１カ所だけではないにしても、その辺についてどのように考えてみえるか。基準が変わってきて、本当は６１カ所のうちの何カ所が危険箇所になる可能性もあるかもわからないという視点で答えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

施設の経年劣化のご質問だと思います。これにつきましては、県のほうで今年度の６月から８月にかけまして施設の総点検を実施していただきました。現在その成果について取りまとめをいただいておりますので、今回の調査結果をもとに、施設修繕必要箇所があれば修繕の検討をしていただけると伺っております。また、今回作成した点検のカルテによりまして、引き続き施設の維持管理にも努めていただけるものだというふうに伺っておるところでございます。

それから少し補足ですけれど、先ほど急傾斜地崩壊危険箇所、６１カ所は対策済みでございますが、急傾斜地崩壊危険箇所だけとりますと４２１カ所でございます。そのうちの６１カ所が対策済みということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

時間が押し迫ってきたんですけれども、急傾斜場所というんですか、４２１カ所あって、まだ実際には６１カ所しか打たれていないということなんで、とりあえず人命を第一に考えていただいて、土砂災害が起きても決して家屋とか人命にかかわるようなことがないように、早急に手を打つようにやっていただきたいと思います。

次に、市道の安全対策についてなんですけれども、現在の日本も同じように、亀山市も高齢化社会を迎えております。私も還暦を過ぎ、高齢者の仲間入りをしてきております。

まず交通というか、こういう運転のことに関しまして私の唯一の自慢は、１８歳で車の免許を取り、１８歳のときからバイクや車を運転してきており、そのときから現在まで一度も免許証を汚したことも、また当然なことながら一度も罰金を払ったことがないということです。そんな私ですけれども、最近になって同級生や同じような年齢の方と車の運転について話すと、必ず出てくる話が、昔はバックで車庫入れしても真っすぐにとめることができたのに、最近ではナビの画面を見ながらバックしてもなかなか真っすぐにとまってないという状況がよくあります。それと、視力が落ちてきたせいか、夜間の走行や雨降りの中での走行に非常に不安を持った方が大勢おられます。

そういうことで、交通安全の基本は本人の注意が一番であるというふうに感じておりますが、それに加えてやっぱり安全な道路、走行しやすい道路であるということも非常に大切ではないかと思います。

そこで質問させていただきたいんですけれども、市内にある道路は国道、県道、市道に区別されておりますが、それぞれに国道は国、県道は県、市道は市で管理していると思うんですけれども、現在、市内を走る道路の割合がどのような状況になっているのかをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市内の道路延長でございますけれども、国道が５４キロ、県道が８１キロ、市道につきましては延長が５５０キロでございます。延長での割合としますと、国と県で約２割、市が残りの８割でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

なぜこのようなことを聞いたかと申し上げますと、夜間の雨降りの中で車を運転していますと、カーブに差しかかったときとか、対向車が来た場合に、どうしてもライトとか、そのカーブのところでは道路がどのようになっているかというのが非常に見づらいときがあります。そこで、夜間の走行とか対向車が来たとき、また雨降りのときなんかに役立つのが、道路が右折しているとか左へ曲がっていっているとかいうのが見やすくなるのはガードレールとか反射板とかカーブミラー、これが左側にあると対向車のライトとかも気にならず走りやすいというふうに感じております。また私の友人も、やっぱりそういったところがカーブだけでも敷設されていれば非常に走りやすいというようなことを申しておる者もおります。

そこで、現在、市が管理している市道に関しては、そういうような例えばカーブミラーとかガードレールだとか反射板など、こういったものがどれぐらい敷設されているのか、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。国道や県道は管轄が違いますけど、おわかりになるようなら、ぜひその辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

国道とか県道については、当然その関係部署のほうから必要な安全対策はもうなされているとい

うふうに伺っております。

市道につきましては、主要な道路に対しまして、現場状況により工法は異なりますけれども、危険箇所にガードレール、それからカーブミラー、視線誘導標、これはデリネーターというふうに俗称で言いますが、それらを設置することによる安全対策をいたしております。しかしながら、集落内におきましては、自治会などから毎年、交通安全施設の要望をいただきまして、カーブミラーなどの施設の設置を行っているところでございます。設置数とかその辺については、ちょっと申し上げられるほど把握はできておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

一度道路を走っていただいて、全部５５０キロを一朝一夕に走るわけにはいかないですけれども、最低限見て回っていただいて、まずカーブ、そういったところの危険箇所、当然つくるときに設置はされていると思いますけれども、周りの状況によってもやっぱり道路というのは見方が変わってきますので、時間がたてば当然周りの状況も変わって、以前は見やすい走りやすい道路がそうでなくなる場合もあり得ますので、ぜひそういう点についてやっていただきたいと、いい方法で管理していただきたいと思います。

今後の対策については、一度に全部やってしまうとか、毎年ある程度の、少ない予算でも毎年やっていくことによって今よりも向上することであれば、１年に何カ所かでもいいんですけれども、そういうやり方をぜひやっていただいて、市民の皆さんが安全に走れるような道路にしていただきたいと思います。最後にその辺、先ほど言いましたように、一度が無理なら年に数カ所でもという考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市道に関しましては、道路整備された主要な道路を除きますと、ほとんどが狭隘な道路で、路肩が整備されていないということで、先ほど申し上げました視線誘導標、デリネーターですね、それも設置できないようなところもございます。そういう場合は、カーブの注意などの路面標示を活用するなど、その現場に合った安全対策を講じていかなければならないというふうに考えております。また、自治会から提出される交通安全施設設置要望は、優先順位や投資効果などを考慮した上で、自治会の理解を得ながら安全な道路環境を整えていきたいというふうに存じております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

済みません、先ほど最後と言いましたけど、もう１件ありましたのでちょっと聞かせていただきたいんですけれども、ガードレールとか反射板やカーブミラー、これにかかる費用をちょっと最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

安全施設の設置費用ということでございます。設置費用の例としまして、カーブの区間の長さを３０メーターのものということで、一応それで検討をさせていただきますと、ガードレールを設置するには、１メーター当たりの単価が１万５００円ですので、施工費は３１万５，０００円になります。デリネーターは、通常５メーターから１０メーター間隔に１本設置をしていますので、今回は５メーター間隔で設置したとしますと、１本当たりの単価が８，５００円ですので、７本を設置するとして施工費は５万９，５００円になります。それからカーブミラーは１基設置する単価が１３万８，５００円ですので、１基設置するとして施工費は１３万８，５００円というふうになってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

カーブミラーが一番高いようですけれども、できればこういったことを、これぐらいの費用で、反射板については５万９，５００円で約３０メーターぐらいのところができるということですので、毎年、危険箇所を洗い直していただいて、ぜひ設置していただきますようお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

４番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５０分　休憩）

（午後　３時０１分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、５番　中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

新和会の中﨑でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

政府の地震調査委員会において、南海トラフ全域でマグニチュード８以上の巨大地震が発生する、３０年以内に起きる確率は６０％から７０％とする新たな予測が正式に公表されました。従来の発生確率は、東南海が７０から８０％、南海は６０％程度、東海地震におきましては、これは参考値ではありますけれども、８８％とされていましたが、東日本大震災が想定外の広域な巨大地震だったことから、予測方法を見直したということであります。調査委員長はこのような談話を発表しております。確率が下がったように見えるが、新たな予測も非常に高い数字で、地震への切迫度はむしろ高まっているというようなことでございます。そしてまた、マグニチュード９の巨大地震が南海トラフで起こりますと、亀山市の震度は６強というふうな予測もされているところでございます。

きょうは、この予測を受けて、改めまして公共施設の耐震化の進捗状況と今後の取り組みについてお聞きをしたいというふうに思います。

それでは質問に入らせていただきます。

最初に、公共建築物のうち、小・中学校であります。

防災教育の強化と並ぶ学校現場の喫緊の課題、これは施設の耐震化だというふうに思います。東日本大震災を契機に、特に学校施設については地域の防災拠点として注目をされており、文部科学省は２０１５年度中の耐震化完了を目指すとしております。公立小・中学校の耐震化率につきましては、本年４月１日現在、全国平均で８８．９％、三重県においては９７．５％ということであります。

本市におきましては、災害発生時の避難所については、防災マップに示されていますように、一時避難所、指定避難所、そして代表避難所があります。代表避難所は１５カ所指定されておりまして、そのうち１２カ所は小・中学校であり、残り３カ所については、西野・東野公園の体育館、そしてＢ＆Ｇ海洋センターの体育館が代表避難所として指定されておるわけでございます。そしてまた指定避難所につきましても、地域のコミュニティセンターや文化会館も指定されているところでございます。

そこでお聞きいたします。小・中学校の耐震化の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

５番　中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

市内小・中学校の耐震化の状況でございますが、市内小・中学校１４校におきます耐震化対策につきましては、これまで耐震診断及び耐震調査を行いまして、その結果をもとに、補強等の対策が必要と判断された建物につきまして耐震工事を行ってまいりました。耐震工事は、平成１６年度から平成１８年度までの３カ年において１０校２３棟を実施いたしたところでございます。また、耐震工事による耐震性の確保が不可能と判断されました亀山中学校第１棟及び関中学校の普通教室棟につきましては、平成２１年度から２２年度にかけまして改築工事を行ったところでございます。

この結果、現在は、屋内運動場を含めました建物１４校５８棟のうち、白川小学校木造校舎２棟を残しまして、全て耐震性を確保できております。なお、白川小学校につきましては、今年度６月に耐震工事に着工しておりまして、来年度に完成する予定でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、答弁をいただきました。そして、今聞こうと思ったんですが、１４校の小・中学校のうちで耐震化を実施して、白川小学校を除いて全て耐震化が終了しているということでございます。

次に、小・中学校以外の代表避難所、指定避難所の耐震化についてお聞きします。

公共建築物というのは、２４年３月議会のときに企画部から提示された資料によりますと、既に公共建築物については２４年１月１日現在で９７．１％終わっておるというような資料もいただいておるわけでございますけれども、ここでお聞きしたいのは、代表避難所とか指定避難所に指定されております東野・西野公園の体育館とかＢ＆Ｇ海洋センターの体育館、地域コミュニティセンターも指定避難所に指定されておるところがあるんですが、この辺の耐震化の状況というのはどうい

うふうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

避難所の関係でございますので、まとめて私のほうから答弁を申し上げます。

小・中学校以外の代表避難所は、先ほども議員がおっしゃいましたように、西野、東野、それから関Ｂ＆Ｇの体育館の３カ所でございまして、いずれも耐震性は確保されております。内容を申し上げますと、西野公園体育館につきましては、昭和５０年建築で、いわゆる昭和５６年以前の旧耐震基準によるものであったことから、平成１７年度に耐震診断を実施いたしまして、平成２０年度に耐震補強工事等を施行しております。また、関Ｂ＆Ｇ海洋センター及び東野公園体育館につきましては、平成４年ないし５年の新耐震基準による建築でございますので、いずれも耐震性は確保されております。

次に指定避難所でございますが、小・中学校体育館以外では、コミュニティセンター等が１１カ所、それから文化会館等の施設が４カ所、計１５カ所ございまして、いずれも耐震性は確保されております。内容を申し上げますと、旧耐震基準によるものが１カ所ございましたが、これは関文化交流センターでございますが、平成１９年度に耐震診断を実施いたしまして、２１年度に工事を施行しております。他の１４施設につきましては新耐震基準によるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

それでは改めて確認をさせていただきますが、本市における公共建築物の耐震化は、現時点で、小・中学校も全部含めてでございますけれども、白川小学校を除いて全てオーケーであるということでいいんですね。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

耐震化促進法によります公共建築物といたしましては、今議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

次に、今お伺いしましたのは構造、建物自体の耐震化であります。これは今もご答弁をいただいた１００％というふうなことでございますけれども、今回お聞きしますのは、この公共建築物の非構造部材の耐震対策でございます。

まず小・中学校についてでありますが、今の答弁でありました、建物自体の耐震化については工事中の白川小学校が完了すれば１００％であるというようなことでございますが、この非構造部材の対策でございますけれども、非構造部材、天井や照明器具などの非構造部材と言われるものですね、これの耐震点検及び耐震対策については、小・中学校では全国平均で点検実施率が８３．２％

であります。そして耐震化の実施率が６０．２％というふうな数字を聞いておりますが、三重県におきましては点検実施率が６６．７％、耐震化実施率が４８．１％という状況であります。

次に、小・中学校以外の建築物についてでありますけれども、きょうは代表避難所、指定避難所に指定されている西野、東野及びＢ＆Ｇ海洋センターの各施設及びコミュニティセンター、文化会館について、以下お聞きをしたいというふうに思います。

東日本大震災では、強い揺れで多くの体育館の天井が落下、けが人が出たり、避難所として使えなくなった事例が多くあったわけでございますけれども、この避難所、最初の地震が起きてすぐ避難をしたと。避難をしても、地震というのは余震というものがあるわけでございますから、例えば６強の地震が亀山で起こる、そういうときに余震があるわけです。この余震はいつ来るかわからないんですが、例えば４とか５なんですね。そうすると、避難をされて例えば非構造部材が、最初の地震でボルトとかいろんなものが緩んで、例えば天井が落ちたりとか照明器具が落ちたりすると大きな２次災害になるということでございます。

そこでお聞きします。本市には、天井ですね、特につり天井の体育館等の施設は存在するのかどうか、お聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

先ほど、代表避難所のＢ＆Ｇ、西野、東野、以下の状況ということでございましたけれども、学校施設におきましてつり天井の屋内運動場は、加太小学校の屋内運動場に１施設ございます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、つり天井でございますが、どういった天井かと申し上げますと、屋根を支えます鉄骨のはりとかトラスなどの構造耐力上必要な部分等から、こういった天井面を構成する天井材などをつるす材によりつり下げる構造の天井でございますが、一般的には多くの天井でつり天井が見受けられます。

小・中学校以外の体育館でということにつきましては、代表避難所であります西野公園の体育館、東野公園の体育館及び関Ｂ＆Ｇ海洋センターの３施設のうち、西野公園体育館は多目的に使用するということから、天井に吸音板を設置しておりますので、つり天井ということになります。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今お聞きしました、加太小学校と今の文化振興局長の体育館１カ所につり天井が存在するということでございますけれども、この非構造部材の耐震点検というものは全体的に亀山市でも実施しているのかどうか。今後の耐震点検の実施、その対策は今後どのように考えていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

非構造部材の点検の実施状況、今後の対策ということでございますが、学校施設におきます非構造部材の耐震対策につきましては、平成２２年に文部科学省から「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」というのが示されております。このマニュアルに基づきまして平成２４年度に各学校における簡易点検を行ったところでございますが、本年度におきましてさらに詳細な点検を実施する予定でございます。

また、先ほど申し上げました加太小学校の屋内運動場のつり天井につきましては、平成２１年度に内部改修工事の施工時におきまして、あわせて天井の耐震改修も行ったところでございます。この改修工事は当時の指針等に基づきまして実施しておりますが、今回、建築基準法施行令の改正に伴いまして、本年８月に文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」というのが示されましたので、現状の状況について速やかに調査・点検を実施したいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず非構造部材でございますが、例えばこの議場を例にしますと、天井材、照明、テレビ、放送機材とか、こういった内壁面がございます。このほか窓ガラス、外壁、書架などがございます。体育館におきまして、こういった非構造部材に特定した点検は現在のところ実施いたしておりませんが、指定管理者による施設の日常的な巡視や点検業務の中で行っているところでございます。それと西野公園体育館でございますが、平成２０年度に耐震補強工事及び大規模改修工事を行っており、その際に天井に設置されておりました吸音板を、耐震補強システムを使用し、全面張りかえを行っております。

しかしながら、先ほど教育次長が申し上げましたように、東日本大震災におきまして、多数の建築物において天井が脱落し、甚大な被害が生じたことを踏まえ、建築基準の検証・見直しにより、高さが６メートルを超え、面積が２００平方メートルを超えるつり天井を対象に天井脱落対策に係る基準が定められ、平成２６年４月から新築建築物への適合が義務づけられます。法改正は建築物を建築する際に当該基準への適合を義務づけるものでございますが、既存の体育館等につきましても、国からも今回、本年７月に国内で屋内プールのつり天井の脱落がございまして、これを受けて、今回の脱落について詳細な原因が判明した段階で必要に応じて情報提供を行うとしておりますので、今後につきましては、まずは情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、文化振興局長、教育次長からも答弁をいただいたわけでございますけれども、前段でも述べましたように、三重県下においても、小・中学校に限ってですけれども、対策の実施率というのは非常に低いわけですね、４８．１％。これをこのまま放置しておきますと、切迫度の高まっている南海トラフの巨大地震、いつ起こるかわからないということを言われておりまして、国の基準とかいろんなこともあろうかと思いますけれども、これはその基準が出る前に点検をすると。まず点検

をする、どこがどうなんだと。どこの施設がどうなんだということはきちんと把握しておいて、国から示された基準に基づいてこれを実施するという計画を立てるというふうなことが大事かなと。国の基準、国の指示、そういうものを待っていては、また対策が先延びしていくというようなことも考えられますので、その辺は重々に考えて対策を打っていっていただきたいというふうに思っております。

そして、今、教育次長からも話がありましたけど、８月に小・中学校については文科省が、非構造部材のつり天井、特につり天井ですね、対策の手引を公表しております。全国の自治体にもその対応を要請したということでございますけれども、小・中学校以外の、今も質問しましたけど、代表避難所というようなことだけで限定して質問させていただいておるわけでございますけれども、小・中学校以外の建築物も全体的にたくさんあるわけでございますから、早急に耐震の点検ですね、これは速やかに行っていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

これで非構造部材の質問を終わらせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、道路橋についてお聞きしたいというふうに思います。

災害時の緊急輸送路にかかる橋、また、損壊すると緊急輸送路に落下し、輸送路が遮断されるおそれのある橋など、２１橋を従来より耐震化工事を実施してきているというふうに聞いております。それら道路橋の耐震化の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市の耐震補強事業につきましては、平成１６年度から鉄道の高架橋梁、それから緊急輸送道路の高架橋梁の２１橋を対象に取り組み、平成２４年度末現在で１７橋の耐震が完了をしております。今年度につきましては、椿世橋、新竜川橋、極楽橋、上原北橋の４橋を行う予定でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、もう２１橋はどんどんどんどん進んで、２１橋については終息に近づいておるということでございますが、次に、今後の取り組みについてでありますけれども、損壊した際などに、今までの改修やかけかえをする従来の維持管理方法から予防的な保全に変える国の方針に基づいて、橋の寿命を延ばす長寿命化ということが言われております。これはもちろん言うまでもありませんが、かけかえに比べて経費が抑えられる、経費縮減につながるというようなことでございますけれども、長さが１５メーター以上の橋は全国で約１４万４，０００カ所あるそうでございます。自治体の点検や修繕計画に基づく補修状況を国交省が集計した結果、補修が必要な箇所が市区町村合わせますと３万６，９６０カ所あるということでございます。そして、そのうち９５％で補修が済んでいないというような調査結果も報告をされております。

そこで、本市の管理する３００を超える道路橋のうち橋長が１５メートル以上の橋は何カ所あり、そして、その橋を点検し、現状を把握しているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

本市が管理をしております１５メーター以上の橋梁は１１４橋でございます。点検と現状把握でございますが、平成２１年度に作成をいたしました亀山市橋梁点検要領に基づきましてパトロールの目視点検を行い、また５年に１回、定期点検で現状を把握し、維持管理に努めてまいっております。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今は長さが１５メーター以上ということでございますけれども、そうしたら橋長、橋の長さが１５メーター以下の道路についてはどのような現状か、考えを持っておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

１５メーター未満の橋梁につきましては全部で１９７橋ございます。それにつきましては、幹線道路、迂回路の有無、避難路、通学路、集落内の橋梁であるかなどを考慮しまして、６０橋を平成２４年度に橋梁点検を行いまして、今年度、長寿命化修繕計画策定業務を委託して進めておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、お聞きしました。

そして、この長寿命化計画の中で、損壊すると災害時に集落が孤立するとか、一時避難所にいる方が代表避難所へ行けない、そういうおそれのある道路橋については長寿命化とあわせて耐震化も当然必要と思いますが、長寿命化をするに当たり、これは絶対耐震化をしておかなければいけないんだというような道路橋の選定はしているのかどうか。しているとすれば、その橋というのは何橋ぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず、災害時に集落が孤立するような１５メーター以上の橋梁というのはございません。ただ、近傍に迂回路がないということで、それで耐震化されていない橋梁というのは４橋ございまして、原田川にかかる辺法寺橋とか、それから中ノ川にかかる三寺橋、椋川にかかる川合椋川橋、椋川にかかる砂子橋というのがございます。

それで、耐震と長寿命化をあわせてやらなければならない橋梁は、耐震化補強事業計画で選定しました７１橋でございます。１５メーター以上の橋梁につきましては耐震整備計画とも整合を図っておりまして、ライフサイクルコストの削減に努めた維持管理に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、建設部長の答弁がございましたけれども、今後この３年間ぐらいの各年度ごとの整備計画、何橋ぐらい整備する予定になっておるのか。そして、概算の事業費というのはどのぐらいになっておるのか。まあ３年ぐらいで結構なんですが、その辺がわかっておれば教えていただきたいというのと、その３年間でその対策工事、耐震化とか長寿命化の対策工事というのはいつから実施するのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今後の３年間の計画、これはあくまでも予定ではございますが、今後の３年間につきましては、光於堂橋、それから川合椋川橋、三寺橋を計画していきたいなというふうに考えております。事業費に関しましては、概算１橋当たり大体５，０００万ほどかかると思いますので、３橋が全て完了した場合は１億５，０００万程度かかるものではないかなというふうに考えられます。

それから、いつから工事にというようなお話でございますが、来年度は光於堂橋の耐震工事を行っていく予定で考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今も答弁をいただきましたが、この耐震化というのは本当にスピードアップを図っていただいて、財政も非常に厳しいのはわかりますけれども、これは本当に喫緊の課題だというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、質問は変わります。

市営住宅についてでありますが、これは昨日、小坂議員も議案質疑で触れられておりました。重なる部分もあると思いますが、質問をさせていただきたいというふうに思います。

現在、亀山地区には９団地、関地区に３団地、合わせて１２団地の市営住宅がありまして、そのうち耐震強度が不足している住宅が６団地あるというふうに聞いております。また、その大半が築後３０年から５０年以上の老朽化した住宅であります。平成２３年９月議会において質問をさせていただきました、その耐震強度の不足している６団地に、その当時は５５世帯の方が入居されているということでした。そして市の方針といたしましては、この５５世帯の方には他の市営住宅に住みかえをしていただいて、住みかえが終わった時点で順次用途廃止をしていくということで、その方針は今でも変わらないというふうに思っております。

そこで、平成２３年９月議会から丸２年たつわけでございますけれども、現時点での入居世帯数についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

耐震強度が不足している木造などの平家住宅の入居者の現在の状況でございますが、６団地で４８世帯となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今お聞きしましたけれども、２年間で５５世帯から４８世帯、７世帯の方が住みかえをしていただいておるというふうなことでございますけれども、この住みかえ、２年間で７世帯、単純に計算すれば１年間に３世帯ないし４世帯だと思うんですけれども、本当に住みかえをしていただくのが非常に遅いと私は思っておるんです。もっとスピードアップをしなければ大変なことになると私は思うんですけれども、住みかえ要請に行ったときに一体何がネックになっているのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

住みかえが進まない原因はということでございますが、入居者の方に対しましては、文書で耐震性の低い住宅であるというような説明も行いまして、引っ越し費用の一部に充てていただくために移転補償費を支給するほか、６年間で段階的に家賃がすりつくように傾斜家賃を適用するなど、ご案内をしながら住みかえを促しているところでございます。しかしながら、住みかえると将来的に家賃が上がることへの生活不安、住みなれたところを離れたくない、今のままでよいというような環境の変化への対応不安など、さまざまなご意見がございましてご理解がいただけないというような状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

家賃を段階的には上げていくんだとか、環境が変わるとか、いろんな今のネックになっておるというようなことを建設部長からお話をいただいたんですけど、もうこれ、今から４８世帯を完全に住みかえをしていただいたら、これは十二、三年、今のペースでいけばかかるわけです。こんな悠長なことを言っておったら本当に大変なことになると。私は本当に大きな問題だと思いますよ、４８世帯の方。関団地の若草住宅、それからもう１つ住宅、２つあるんですけれども、昭和２５年に建っている。住みかえをしていただくという要請に行って、「こういうことがネックになっておって、こういうことで住みかえがなかなか応じてもらえませんでした」で済む問題じゃないと私は思うんです。

市長にお伺いします。

従来より耐震対策として、木造住宅補強事業とか、今もお話がありました橋梁耐震化の補強事業、これは私は本当に積極的に推進していただいておると思っております。まち守りプロジェクトを言ってみえますけれども、これは本当に積極的に取り組んでいただいておるというふうに思っておるんですが、一方で、耐震強度が不足している６団地にいまだに４８世帯の方々が入居されておって、なかなか住みかえが進んでいない。これは、この６団地に継続して入居をしていただくということ

は余りにもリスクが大き過ぎる。特に今も申しましたように関地区の団地ですね、城山、若草住宅というのは、今も申しましたが、昭和２５年に建設されておるんです。もう６０年ですよ、これ。それが説得に行っても、リスクを今申されましたが、そんな悠長なことを言っている事態じゃないと私は思っておるんです。すぐにでも住みかえをしていただいて、きちんとした対応をとらないと大変なことになる。事が起きてからでは遅いんです。「住みかえ要請をお願いに行っておったんですけれども応じてもらえなかったんですわ」ということでは済まない、そう思うんですよ。

市長にお聞きします。この現状認識と今後の対応について市長にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

中﨑議員のご質問にお答えをいたします。

確かに今部長が申しましたような、この住みかえが進まない入居者の皆さんの理由というか、生活不安、将来への不安とか、さまざまな要素がございます。その一方で、今議員ご指摘の耐震のことを考えた場合の入居者の皆さんへの安全確保、方策についてはどうだということでございまして、今の現状をぜひ私どもは改善をしたいというふうに考えておるところでございます。そのためにも、空き家となった耐震性を有しておる市営住宅、今、本市で取り組んでおります既存の市営住宅、それと民間の借り上げによります市営住宅の確保をしっかり行わせていただいて、ぜひ住みかえを行っていただくようなまずは環境、そのパイをつくっていくということになろうかというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げましたような、さまざまな今後の環境変化への不安というのをお持ちでございますので、現状におきましても移転補償費の支給でありますとか傾斜家賃の適用、こういうことにつきまして今まで以上に丁寧に、そして力強く的確にその入居者の皆さんと折衝していくと。この中で安全確保を早急に図っていきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、市長の答弁をお聞きしたんですけれども、従来どおりの手法で住みかえをお願いしていくというふうに受け取らせていただいたんですけれども、この問題につきましては本当に、何遍でも言うようですけれども、悠長なことは言っておれない。本当に市長、これは抜本的な解決策を講じていただいて、速やかな住みかえをしていただくように、抜本的対策というものを立ててやっていっていただきたいというふうにお願いして、私の質問は終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

５番　中﨑孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩といたします。

（午後　３時４４分　休憩）

（午後　３時５４分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番　宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

早速、一般質問に入ります。

まず地域コミュニティについてと、大まかな題材なんですが、詳しく確認と検証に入りますので、本当に誠意のこもった、端的に明快な答弁をお願いしておきます。

昼生地区まちづくり協議会、４月からスタートしました。これは、旧昼生地区コミュニティに規約というものがありまして、それをベースに、なだらかに焦ることなくということで、地域自治から住民自治に生まれ変わったと。それで、ちょうど４月からスタートですから約６カ月経過したんですが、私も福沢議員も旧規約から役員というか、執行委員会のメンバーで相談役という、そんな役割分担を仰せつかって、毎月発足までは１７日、たしか夕方の７時半からだったと思います。日によってはそのテーマだけで遅々として進まないと、大変な議論がありました。それから委員は、公募でメンバーを募って入っていただいた方もあるということです。

あくまでもこれは行政主導じゃなくて地域主導で発足したと、私はそのように自負しておりますので、そこで、この６カ月間経過した中でどのように行政としては評価されているか、まず聞かせてもらいたい。

○議長（櫻井清蔵君）

１６番　宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

モデル地区の評価ということでお尋ねでございます。

昼生地区や川崎地区のモデル地区としての取り組みは、それぞれの地域におきまして今後のまちづくりを進める上で、地域住民の皆様が自主的に取り組むことができる仕組みをつくり上げていただいたものと考えております。具体的には、地域住民の誰もが参加・発言できる環境や、地区内での合意形成を図る仕組みなどでございます。例えば昼生地区では、執行委員会で議論し、その議事録が公開され、まちづくり協議会の活動が協議会だより、ホームページなどにより住民の方々に発信されていることなどでございます。これらは他地域のモデルとなり得る取り組みと評価をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

評価をしていただいたと、このように察しますが、そこで「昼生のまちづくり宣言」、これだけちょっと申し上げておきます。

かいつまんで申し上げます。まちづくりは、将来の地域のあるべき姿を計画し、それに向かって住民が行動することが本来の形と考えますと。それと、まちづくり協議会の試行モデル地区に指定されたことは千載一遇のチャンスと、このように宣言にうたってありますので、それと、住民総意でまちづくりを行うために、昼生コミュニティを発展的解消して、昼生地区まちづくり協議会を設置したと。こういう経緯がありますので、これからの質問にはこれが絡んできますので、その辺の

ところだけよろしくお願いします。

次に、市内には２５地区のコミュニティが存在するかと思うんですが、当地区と川崎地区さんが既に協議会発足したと。それで、残る２３地区の協議会への移行、これは総合計画の目標で２８年度末に全部移行という目標を掲げておられるので、その辺の進捗度合いというか、見通しというか、現況だけ簡単で結構ですので、追随されている地区があるのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

モデル地区以外の各地域の現在の状況ということでお答えをさせていただきます。

それぞれの地区におきましては、地域特性があり、これまで活動に取り組んでこられた歴史的な経過もございます。それぞれの地区に合った取り組みが進められると考えられますが、モデル地区での取り組みは大いに参考になり得るものと考えているところでございます。

現在、野村地区、城北地区におきましてまちづくり協議会設立準備委員会が立ち上げられ、また関南部地区におきましても、８月にまちづくり協議会設立準備委員会が立ち上げられたところでございます。その他の地区におきましても、各地域に出向き、なぜ今地区コミュニティの仕組みづくりが必要なのかの意見交換を行っており、引き続きモデル地区やまちづくり準備委員会の取り組みの情報発信を行いながら、地域担当職員とともに仕組みづくりへの取り組みを促していきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

３地区は一応進められておると。あと２０地区なんですかね、その辺のところは職員も説明とかいろんな形でのサポート役として担当職員を全て張りつけて頑張ってもらっていると思うんですが、その辺のところは、よく住民自治の必要性等を理解してもらわないといけないということだけ。だから、行政からの押しつけじゃなくて、本当にやっぱり地域が、そのとおりだと、まちづくり推進協議会移行へとやはり気持ちよくスムーズに入っていけるような、そういうサポートだけお願いしておきたい。

次に、モデル地区、市長も挨拶の中でモデル地区の話はされます。地元ではやっぱりモデル地区、先ほどの宣言の中にも千載一遇という言葉を使いましたが、モデルにしてもらったからという責任と同時に、やはり住民自治からの要望については、私自身は、その辺の要望とか取り組みとかいろんな形があるんですけど、いたく重みを感じておりますので、そこで、モデル地区に指定されたこの６カ月間、評価はされたんですが、具体的に、知的な応援でもいいんですが、こんな事業の活用という提案をされているかどうか。その辺、あればちょっと答弁願いたいなと思いますが。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

まちづくり協議会には、住民の方々の参加の機会の確保や、取り組み過程の透明性が重要であり、

その仕組みが整えられたことにおきましては、まちづくりを進める上ですばらしいことであると考えているところでございます。また、地域のビジョン達成に向けて新たな取り組みが始められており、地域活性化につながっているところでございます。

モデル地区に直接的なインセンティブがあるわけではございませんが、地域の活性化に向けて、みずから取り組む事業において側面的な支援を行っているところでございます。例えば県事業であります三重県地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、川崎地区では、多目的広場を活用した地域の高齢者等の生き生きとした生活支え合い支援事業、昼生地区では、健康づくり指導員を活用した高齢者支え合い健康づくり事業など３事業を実施することにつきまして支援をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

先ほどの答弁で、これは県の事業だと思うんですが、地域支え合い体制づくり事業という形で、詳しくは高齢者支え合い拠点とか、あるいは高齢者の元気・張り合いづくりのための高齢者交流事業とか、健康づくり指導員を活用した高齢者の支え合い健康づくり、大変こういった形で応援していただいているということは喜ばしい限りですので、今後も積極的に、昼生に限らず、いろんな形の情報発信をしていただければと思います。

そこで、この昼生地区まちづくりコミュニティには専門部が設置してあります。その専門部の重立った機構ですね、組織的な機構、もし知ってみえれば述べてください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

昼生地区まちづくり協議会の組織・機構につきましては、設立準備委員会から設立まで担当室が会議等に出席させていただいており、その内容につきましては、組織・機構として、代議員制を採用し、執行委員会が提案した議案について各構成団体から選出された代議員で採決を行うこと。組織の運営については、協議会会長である執行委員長を初めとし、毎月１７日に執行委員会で決定をしていることなどでございます。協議会には議員がおっしゃられるように各部会が構成され、特にハード面を含める地域の課題に関しては、自治会部でその解決に向けご議論をいただいており、その会議の場に地域担当職員も出席をさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

認識というのか、ご承知願っておってまことにありがたいんですが、先ほど答弁のあったように、トップは協議会の会長が執行委員長と。執行委員会での話ですね、執行委員長と。それで、その横というんですか、ライン上からは福沢議員と私が相談役という形でオープン参加させていただいておるのが現実であって、組織の特色は、副執行委員長というのが２名おりまして、１名は現在の副会長、もう１名が昼生地区の自治会連合会の昼生地区支部長が副委員長に就任していると。ここが大事なんですね。それで、その下部の組織としていろんな委員、小学校の校長さんもそうなんです

が、５つの部会がありまして、ここで自治会部というのがあるのは、私は当初からこれが必要だということで、それで仕事の役割分担からいきますと、コミュニティというとソフトな部分という形容をされるんですが、事自治会部に限ってはハードを中心に、だからハード専門だと言っても過言ではないと、そんな認識のもとで組織構成をしております。

そこで、議論をお互いに発信し合っている中で、昼生地区の地域課題である、ここに深谷新道と下庄駅整備について自治会部で議論していると。議論はしています、現実。そこで下庄駅に限ってちょっと中身を質問させていただきたいと思うんですが、この下庄駅西整備については私も今回の質問で７回目を数えます。一番最初の質問は１４年６月です。合併前ですよ。だから当地域にとっては古くて新しい課題なんですよ。ここをよく踏まえて、答弁を市長に後々求めるんですが、まずどんな質問をしたかと。

ちょっと申し上げますと、１４年６月は、県道亀山安濃線バイパス関連に伴って下庄駅西整備事業の推進を私は質問しました。当時の市長の答弁では、第４次総合計画、都市空間形成構想で開発計画として位置づけていると。詳しい答弁は課長にさせると。これが当時の建設課長の答弁です。駅前広場は必要である。バイパス整備に関係し、駅の乗降口の変更も含めた駅舎の改修の協議をＪＲと進めていくことが必要不可欠、地元とＪＲと市の３者で協議して進めていきます。これが１４年６月、１回目の答弁です。

次に１５年９月、開通まで、まだ開通してませんからね、亀山安濃線が。開通まで２年であるが、整備事業の展開と取り組みを質問しました。前市長の答弁。ＪＲと、もう既に交渉されておったわけですね、ＪＲと交渉の結果、駅舎の改修は難しい。費用負担の面で、さらなる進め方は利用客の多い津市と連携することが必要である。この津市というのは、今までの質問で申し上げたように、豊里ネオポリスです。あくまでも難しいと言ったのは改修で難しいということで、津市と連携を、自治体の境界にも位置するわけですから、乗降客、そういう面で１市だけでは難しいですよという答弁だった。

次に３回目の質問は１８年９月、亀山安濃線のバイパス、歩道つきの２車線で立派な県道ができるが、開通と同時に下庄駅の利用を西側からと質問しました。前市長の答弁。県会議員当時の３０年前に交渉に着手、今やっと完成する。西口の設置は必要である。これが１８年９月の答弁です。

それで私は１８年１２月、３カ月後に、再確認のために、最初に質問して４年経過していますが、確認だけをさせていただきました。

次に２３年９月、既に下庄駅の西側、ＪＲとバイパスの間に土地開発公社が２１年１月に契約し、土地７００坪を購入されました。市内５つの駅の中で下庄駅前の環境整備が一番貧弱である。同僚議員からも井田川の次は下庄ですねと、よく激励していただいたもんです。櫻井市長の答弁です。ＪＲとの交渉、土地の制約で問題があって、ハードルが高くてクリアする必要がある。

２４年９月、昼生地区で開催した、たしか２４年８月、去年の８月だったと思います。開催したキラリまちづくりトークでの要望に対してどう対応するのかと。キラリまちづくりトークは、言わずと知れた行政側から地域に出向いて互いの情報交換と地元の要望を聞く場であると。間違いないですね。そこで、この要望の出た事案に対して櫻井市長の答弁です。鉄道事業者へしっかり伝えていき、今後に生かすと。ここで一応質問と答弁の経緯は終わって、きょうに入っておるわけですね。

そこで、具体的に質問に入ります。７つほど項目別にちょっと質問しますので、明快なご答弁を

お願いしたいと思います。

まず、要望に対して現地へ一度でも足を運んだことがありますか。場所は、おのずと知れた現況の駐輪の光景と、公社が購入をされた用地ですね、位置がどの辺でどんなものなのかなと。答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮村議員のご質問にお答えいたします。

現地に足を運んだことがあるか否かということでございますが、何度も運ばせていただいているところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

現地へ足を運んだということなんですが、じゃあ、今まで質問してきた経緯と現地へ足を運んでいただいた感じは、これからの施策をどうされようと感じましたか。答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

このＪＲ下庄駅の整備については、今議員も触れていただきましたように、合併以前も含めて１０年以上にわたってこの市議会でもさまざまなご提案もいただいておりますし、議論を重ねてきていただいたと承知をしておりますし、私の市長就任以来も、議員並びに地域の皆様からのご要望をいただいて、さまざまな検討やＪＲへの要望、協議を重ねさせていただいてきたものでございます。

実は、つい最近も現地へも直近では寄せていただきました。やっぱり下庄駅自体の特徴といいますか、１日に大体三百数十名の乗客数がございますけれども、非常に、学生さんが大半であると。通学の時間帯、この駅周辺の動きということも自分なりに把握をさせていただいておるところでございまして、そういう中で、今後につきまして、従来でも議員もいろいろ御提案いただいておりますが、ＪＲ自身の考え方、さらには土地の制約でありましたり、利用の実態など、このさまざまな課題を解決する必要があるというふうに認識をしておりまして、その実現に向けては多方面からの条件整備が不可欠であろうと。これは議員もご案内のとおりであろうと思っておるところであります。今後につきましても、これらの条件整備に向けて今後も粘り強く取り組んでいく必要があると、このように感じさせていただいておるものでございます。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

今申し上げましたように、どう感じたかということですが、確かに駅周辺の今の状況は、当時はやっぱりバイパスの県道亀山安濃線の西側の民間開発等々さまざまな動きもあったかというふうに思っておりまして、その中でさまざまな議論も重ねてきていただいたと思っております。現時点で昼生の駅周辺の状況というのは、人の利用実態等々につきましては非常に学生さんのご利用が多いということ、従来の駅前のロータリーというか、東側につきまして非常に課題として整備が必要な

ものがあろうという認識をさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

質問したことに端的に答えてもらわないと、質問の時間がだんだんなくなっていくから、その辺はひとつ議長、采配をよろしくお願いします。

市長、どう感じたかということですから、じゃあ具体的に、ことしの３月の定例会、福沢議員が現況の駐輪光景を質問しましたね。答弁はどういう答弁だったかというと、環境産業部長は、補修から格上げして舗装工事に向かって、市とＪＲとで実施方法、費用負担で調整の場を進めていると。これは３月。きょうまで半年たって、ＪＲとの交渉はどうなっているのかなと。これが物すごく疑問ですね。

それから、稲垣環境産業部長にちょっと真ん中に入ってもらって、雰囲気を変えるためにちょっと答弁してもらうけど、あなたの所管でいきますが、この公共交通機関の利便性向上と利用促進の施策って、もう知ってみえると思うんですが、どういうことが書いてあるかをちょっと答弁してください。それと、先ほどの事業がおくれておる理由。それと、隣の豊里ネオポリスの団地、もう私のほうから言いますが、団地の規模ですね、世帯数が１，７００軒ぐらい、人口が７，０００人近いと思う。そこに住んでおられるあなたが、自宅から毎日このバイパスを通って、バイパスのすぐそばが公社が購入した用地、目をつむっておったら見えないけれども、黙っておっても視野に入ると。

だから、今の施策の中身と、おくれている駐輪場の件、それと、あなたが毎日通っておって、担当部長として毎日どう感じているのか、感性で答えてください。よろしく頼みます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

議員から３点ほどご質問をいただきました。

まず公共交通としての下庄駅の取り扱いというか、今後のことも含めて少しお話をさせていただきたいと思います。

公共交通につきましては、本年４月に亀山市地域公共交通計画を策定してまいりましたので、その具現化に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。特に昼生地区につきましては、デマンド型交通を導入する計画であり、その中で目的の一つである下庄駅への乗り入れを行うことにつきましては、当駅の乗り入れ方法、具体的な計画、運行計画などにつきまして、今後、地域のご意見も踏まえながら取りまとめていきたいというふうに考えております。

それと、今の東側の駐輪場を含めた駅前の整備のことについてでございますけれども、従来から申し上げています舗装の件でございますけれども、昨年も７月からＪＲとの協議を重ねているところでございますが、その協議の中で課題もまだ多くございます。適切な実施方法についてはさらなる検討が必要というところでもございますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。

それと、私が毎日、朝、通らせていただいておるその現況を含めてどういうことかというふうな問いでございますけれども、私も毎日、朝、通らせていただいています。それで、当然、西側の駅

前広場の候補地として土地開発公社が先行買収して用地を確保してあるというふうなことで、先般も議員のほうから公社の看板が転倒しておるというふうなご注意もいただきまして、また再確認をさせていただいたものでございます。ただ、何分にもさまざまな課題が多い部分でもございます。そういうふうなことで、今、遅々として進まない部分もあるというふうなことも感じておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

駐輪場の舗装工事の件、ちょっと時間の関係上、しっかりと答弁をやってもらわんと。答弁してもろたんかわからないけども、あくまでも議員に対して本会議で答弁するのは答弁じゃないと思う。やっぱり地域要望を代表して議員が本会議で質問している以上は、おくれた場合は、世の中、速やかに現況報告を担当地域に報告するのは部長としての責務、それだけ申し上げておきます。それと、いろんな問題があるって、そんな必要外のことをここで言っていただく必要はない。どう感じたかということ。何も感じてないんやな、そういうことでいけば。理屈は要らない。

市長に、ちょっと雰囲気を変えましたもんで、次に市長、この土地開発公社が土地を買った事業名を答えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

暫時休憩します。

（午後　４時２７分　休憩）

（午後　４時２７分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩を閉じ会議を開きます。

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

土地開発公社の理事長として、現在、詳しい事業名は私は把握しておりませんので、後日ご報告を申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

もう私のほうから言います。やっぱり関心ないね。これは通告には入れてませんよ。だけど、下庄駅西整備に関して質問するといったら、過去の実績ぐらいはやっぱり頭に入れておいてもらわんと大変困りますよ。だから、熱意があるのかさっぱりです、今の現時点での答弁では。

事業名はＪＲ下庄駅西駐車場整備事業用地として７００坪、これの購入ですよ。このときの土地開発公社のメンバー、副市長を理事長、トップに、経営幹部の部長級が、理事者側、よく聞いてくださいよ、そうそうたるメンバーが入ってこの事業用地を購入されたという重みと責任をやっぱり感じてもらわんといかんですよ。申しわけないけど、この下庄駅西の質問は私と福沢議員だけの質

問と違いますね。過去においては、元市議会議員の松上さん、今は残念ながらお亡くなりになりましたけれども、地元の先輩である国分議員も質問されているんですよ。一議員の思いで質問しているんと違いますからね。だから、ちょっと残念ですね。多額の税金を投資して何とか下庄駅西ということで土地を買ってもらって、その名称すらすぐに答えられないと。ちょっと残念ですわ。

そうしたら、この土地の有効利用は当然されるんでしょうね。私も要望した一人として、税金を投入した土地が有効利用できないということでは大変責任も感じるし、まあ、そんなことはないと思うんですが、だから有効活用するのかどうか。

ちょっとまとめて３つ尋ねますわ。

それと市長、ＪＲ東海との交渉ですね、２４年の９月、ちょうど１年前ですわ、質問した、ＪＲ東海と交渉に当たられたかどうか。市長ですよ、市長みずからが。

それと、いろいろと課題とかハードルとか今までも答弁があったんですけど、課題とかハードルを越えていくのが行政の仕事と違うんですか。そのためには人脈も使わないと、一人の力では無理かと思いますよ。だから先ほどの、境界線やから津市との、鈴鹿市もそうやけど、首長同士の意見交換、情報交換の場があるのか。

もう１つ、霞が関へ、ついでじゃなくて地元要望、亀山全域、大きな要望があるかと思います。その要望に市長みずから霞が関へ行かれたかどうか。ＪＲ東海の本社へ行かれたのか、霞が関へ行かれたのか、これを簡単に答えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ＪＲとの関係、それから市長はその協議や先頭に立って対応してきたかというご趣旨であろうというふうに思います。

先ほど来も申し上げました、なかなか現実が動いてないということにつきましては大変遺憾に思っておりますけれども、しかし、私自身もそうでありますが、名古屋本社、それから三重支社、それから組織として、さまざまな協議や要望活動を展開して今日に至っておるということでご理解をいただきたいと思います。残念ながら、これはＪＲさんの立場もございますし、さまざまな課題もあるのでこれが動いておりませんが、しかし、粘り強く展開をしていくという立場でございまして、今少し触れていただきました東口のわだちの解消につきましても、三重支社としては、これはＪＲの管理地でございますので、全くノーというスタンスで長年展開をしてまいりました。これが本年少し動き始めてまいりましたが、今、形になっておりませんけれども、ぜひともこういうことにつきまして協議・検討を重ねて、実現を早期にしたいという思いで今進めさせていただいておるところでございまして、そこは全力を尽くして今後もまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

市長は今いみじくも答弁されましたけど、やはり物事を解決するには、課題とかいろんなものがあって必ず壁にぶち当たるわけですよ。だから、その課題を解決するのは、やはり亀山市の行政圏

にある、地域の顧客満足度というんですか、サービスというんですか、そんな甘いもんじゃありません。やっぱり地域の熱意に応えるためには、みずからがそういう糸口をつかむための行動を起こすからこそ、今の答弁が出たんじゃないんですか。

こういうことを言っていいかどうかわかりませんけれども、地元は決して、私と福沢議員だけが本会議で質問しておるけど、いろんな背景がありますよ。ちょっと名前は言いませんけど、某ある選出議員、衆議院の議員さんが議員さんの思いで、下庄駅とこの用地と、それから地元中の地元の３人の自治会長と３人ほどの、関心を持っておれらる事業に対して、一同にちょっと案内してくれと。下庄駅の構内で、雨の日でした、立ち話で。そのときに、あくまでも首長と、櫻井市長と連携をとって、いつでも地域の皆さんとＪＲ東海へ陳情に行きますよと。そこまでやっぱり動くのは、私は何も国会議員だからという意味じゃなくて、やはりみずからが切り口、突破口を切り開いてもらわんと物事は解決しません。先ほどの部長の、課題がようけあるという、尋ねもせんことを、余計なことを言うから話がおかしくなってしまう。課題があるからということは一切これから言わんといてくださいよ。課題解決するのがあなたたちの仕事と違うの。楽な仕事は誰でもできますよ。しっかりとこの辺は改めて認識をしたいと思います。

次に、市長は一生懸命取り組んでいきますと。だけど、取り組んでいきます、いきますでは、やっぱり日がたって仕方ないんですね。いつごろにどんな交渉を、近々ですよ、きょう言ってあしたとは言いません。せめてやっぱり３月ぐらい、物事は何でも、景気指数でもそうですけど、四半期ごとというのが最小単位ですよ。３月ぐらいに改めてＪＲ東海と霞が関へ一回行くような、そんな気持ちはありますか。答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この問題につきまして、おっしゃっておられるのは、西側の整備の話をしておられるのか、あるいは東口の課題解消について、霞が関というお話が出ておりますので、そこの部分は国会議員さんは国会議員さんでまた、これは本当に、ＪＲさんとのいろんな政策課題というのは、下庄駅の話もそうでございますが、それ以外にも多岐にわたっております。その都度、国のお力をおかりするもの、それから今回の例えば東口の課題解消につきましては……。

（「東口はよろしいよ」と１６番議員の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

東口はいいんですか。わかりました。

いずれにせよ、課題はもう言うなということでございましたが、幾つかの条件整備が必要な案件でございますので、その点につきましては粘り強く対応していく必要があるというふうに考えておるものであります。その点、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

やると言っておった事業を、そんなもん霞が関の話に持っていく必要はありません。私は、これからの事業展開に向けて、大概高いハードルもあるし、いろんな課題がありますと市長は答弁をさ

れたが、一人の力では物事は何も解決できない部分がこの世の中たくさんあります。だから、市長も県会議員当時のやっぱり人脈も使っていただくなり、まあ、私からそんな僭越なことは申し上げる必要はありませんが、ありとあらゆる人脈とか人を使って、何とか地域要望を達成するための行動をやっぱり起こしていただきたいと。それだけ要望しておきます。

それと、そもそも１０年前は、１０年前ですよ、現在とは違うんです。当時の施策は、安全・快適で、１０年前にいない人はよく聞いてくださいよ、理事者側を含めて。安全・快適で誇りを感じる郷土づくりの中の事業展開のスタートですよ。理事者側の大半は当時のことを知ってみえるけど、こんな思いの歴史的な背景もあります。

そこで市長、四半期ごとで３月ぐらいでお忙しいですけれども、ひとつ行動を起こしてください。まあ、私も静かに半年間ぐらいは市長の行動を見守っておりますが、これは私の個人的な考え方ですけど、やはり場合によっては地区で期成同盟会の発足も視野に入れながら、私はこの事業に関しては、地元の熱い思いがありますので、決して議員生活している間は忘れることは一切ありませんので、そのことを申し上げておきます。

それから最後に、大きなテーマの、地域まちづくりについてというテーマでしたので、最後の締めとして、現在の地域まちづくりは任意の組織であります。これを、いろんな形で地域へ出向いて、張りつけの職員さんも頑張ってみえるんですが、１つ、法的な整備、条例というんですか、そういうものを含めて、そういうふうに進んでいく考えなのか。その１点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

まちづくり協議会の法的な位置づけをどうするのかというような趣旨のご質問でございます。

現在の地区コミュニティ、また、まちづくり協議会は任意の組織であります。これまでも活動補助金の交付等を行ってきておりますが、行政とパートナーシップの関係にある地域組織として、組織の位置づけなど、学識経験者等のご意見もいただきながら今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

市長に１つだけちょっと提案をしておきます。

キラリまちづくりトーク昼生地区のことなんですが、１０月にどうも予定されているということを聞き及んでおります。その要望は、昨年度に引き続いて、私が今下庄駅西整備について質問と確認をさせていただいた、このことの要望だそうです。私も福沢議員も発言はいたしませんが、同席いたします。毎度のことですわ。ひとつ市長、私の本議会での質問以上に、地域住民に詳しく、納得のいく、わかりやすい、前回、工程表ということが出ましたけれども、市長は工程表というのは難しいというふうな回答を出されたそうなんですが、ひとつ誠意ある答弁だけはお願いをしておきます。

以上です。終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

１６番　宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　４時４３分　休憩）

（午後　４時５３分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、９番　鈴木達夫議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。きょう最後の一般質問ですので、おつき合いのほどよろしくお願いします。

私のきょうの質問のテーマは、亀山市地域防災計画についてというテーマでございますが、初めに、まち守りプロジェクトの進捗もありますので、亀山市地域防災計画という計画物でなくて、むしろ亀山市の地域防災計画という形、ちょっと大きく捉えた形で質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず１番目、まち守りプロジェクトの進捗についてという質問をさせていただきます。

平成２４年度からスタートしました第１次総合計画・後期基本計画の中で、戦略の視点から、重点的かつ横断的に取り組むべき計画として４つの戦略プロジェクトが立ち上がりました。まち磨き、みんな健康、子ども輝き、その中で今回の質問の地域防災に関し、まち守りプロジェクトがあると。この４つのプロジェクトの議論の内容や進捗について、余り報告を受けていないもんですから、ちょっと確認の意味で前段質問させていただきます。

質問です。後期基本計画の２年目を迎え、まち守りプロジェクトではどんな議論をされているのか、また進捗はどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

９番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

まち守りプロジェクトの議論の内容及び進捗でございますが、まず昨年度、平成２４年度におきましては、自主防災組織の組織力強化を課題といたしまして検討をいたしました。それをもとに、今年度以降、未結成地域の組織化であるとか、また結成地域におきましては、それぞれの地域の熟度に合った防災訓練等の実施に取り組んでいるところでございます。また、今年度と来年度は災害時要援護者支援の強化について検討を進めており、現在、課題の洗い出しを行い、その整理をする中で先進的な事例を収集するなど行っておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。２４年度が自主防災組織の組織化、熟度に合った防災訓練、講習等を行

ったと。それから２５年度、２６年度が要援護者支援の強化について検討を進めると。

今の答弁の中で、課題の洗い出しを行っているという答弁をいただいたと思います。現在のところこのプロジェクト推進に当たってどんな課題があると認識しているか、答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

課題の主なものを申し上げますと、まず１つ目は、災害時要援護者の範囲の問題がございます。災害時要援護者は、一般的には、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとる際に支援を要する人々をいいまして、一般的には高齢者、障がい者、あるいは要介護者、乳幼児、それから妊婦、そのほかには日本語による意思疎通が困難な外国人など、一般の避難所では生活しづらい方々とされています。現在、本市として位置づけておるのは高齢者、障がい者のみとなっておりますことから、対象者の範囲をどういうふうに考えるかというのがまず１つ目の問題でございます。

２つ目は、災害時要援護者対策の基本計画を策定するかどうかといった問題でございます。現在、一部防災計画にその記述がありますが、さらに詳細なものとして別途基本計画の策定を考えるべきかということでございます。

３つ目としまして、災害時要援護者の個人情報保護の問題がございます。要援護者情報につきましては、本来、地域や関係機関、例えば民生委員であるとか消防であるとかと情報共有を事前に行って要援護者対策を行うべきところでございますが、やはり個人情報保護の観点から、それが十分現在はできないといった問題がございます。

４つ目は、福祉避難所の問題でございます。災害時要援護者は、先ほども申し上げましたが、一般避難所での避難生活が難しいという面がございますから、福祉避難所を別途開設する必要がありますが、それをどうするかといった問題でございます。

５つ目として、共助の問題でございます。災害時要援護者の避難につきましては共助が大きな役割を果たすことから、地域による支え合い体制の構築ができないかといったことなどが主な課題として今考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

本年６月２１日の公布の中で、災害対策基本法の一部を改正する法律の中にもこの要援護者に対する対応もうたわれているかと思います。そんな意味で私もさまざまな課題があるという認識で質問を用意させていただいたんですけれども、かなり質問が減りました。今のご答弁で、対象者の範囲についても触れていただきました。高齢者、障がい者のみならず、乳幼児、妊婦、言葉の問題、そういう外国人への対応とかですね。それから、防災計画とは別途に要援護者の計画をする必要性にも触れていただきました。それからもう１つは、個人情報が難しいと。それからもう１つは、普通の避難所とは別途に福祉避難所も立ち上げるという、開設準備が必要だということも触れていただきました。

そこで、あと共助の問題なんかも答弁いただきましたけれども、ちょっと今の答弁と重複するかもしれませんけど、私は２つ確認させてください。

１つは、平成１９年あたりからだと思います、「民生委員・児童委員発　災害時一人も見逃さない運動」というキャッチフレーズで平素からの見守りを展開いただいています。そういう意味で、亀山市には要援護者台帳はあるものの、現場の状況を一番ごく身近に見られている民児協あたりとの意見交換を含めたプロジェクトと連携がとれているのかという問題が１つ、これが質問です。

それからもう１つは、後でも触れますけれども、防災ビジョンの中で示しているＧＩＳ（統合型地理情報システム）の活用、例えば今の要援護者の情報がこういう活用に至っているかと。もちろん今の答弁で非常に個人情報は難しいということをおっしゃいましたけれども、むしろ公開という意味でなく、ＧＩＳの機能面から何か活用できないかという質問をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

まず１点目の民児協との連携はということでございますが、これは先ほどの課題の３点目の要援護者の個人情報保護の問題に関係するものでございますけれども、要援護者情報は、現在、民生委員さんらの調査に基づくものをベースとして行政側の情報を加えて、先ほども議員がおっしゃいましたけれども、台帳化をしております。それを事前に全面的に提供することは、やはり個人情報保護上難しいという面があって、現在は必要な部分のみ、所要の手続にのっとって提供しておるというふうに聞いております。そのようなことで、民児協との連携につきましても、個人情報保護の問題の中でこのプロジェクトで検討していきたいというふうに考えております。

それから２点目の要援護者情報のＧＩＳの活用はということですが、先ほど主な５つの課題を申し上げましたけれども、その課題のほかに要援護者情報の電子システム化というのも課題として考えておりますので、その中でこのプロジェクトで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。改正基本法の中にも、本人の同意を得れば個人情報を利用できることとするという文言もうたってございます。要援護者に対する対応、実践的な準備、これも早急に丁寧に進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

今議会、危機管理局から２５年度版の亀山市地域防災計画が提出されました。今回の修正の狙いと概要を答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災計画につきましては、今年度、一部修正をさせていただきました。その主な内容と狙いはということでございますが、まず市部局の機構改革にあわせまして、災害対策部も１３部から７部としました。これによりまして本部会議体制等がスリム化いたしまして、災害対策の判断がさらに速

くなるものというふうに考えております。

また、昨年度の条例改正に伴いまして、亀山市防災会議の委員として新たに４名を委嘱させていただきました。それと各活動体制における配備人員、それから事務分掌等の見直しも図らせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

亀山市の地域防災計画の作成と修正といいますか、これを１７年の合併後から調べますと、その翌年の１８年、１９年、２２年、そして２４年、そしてこの分厚い２５年度版ができたわけです。計画の中でも、本年度に三重県のほうから災害の詳しい状況がまた出てくるから、それをもってまた計画をつくるんですね。そうしてみますと、この分厚い亀山の地域防災計画が毎年出てくるんです。そうしますと、国や県の計画変更とか変化についていくのがいっぱいで、膨大な事務量を危機管理局が僕は背負っていると思うんです。

逆に、本当に実効性のある計画に至っているかというと、今から質問の中でそういうのが出てくると思うんですけれども、その辺の現状について今からただしたいと思います。ただし、それが生産性のある議論としたいということで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。それだけこの地域防災計画が多岐にわたる膨大な計画、これを読み解くことは非常に難しいと思います。

そこで、この計画の目的と理念を実現していくために、亀山市が今後取り組みとして優先的に取り組まなければならない、図らなければいけないことは、どこに記載されているか、何をもって基本的な目標とするか、教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災計画中の優先的な取り組みはということでございますが、今議員もおっしゃいましたが、今回の修正の前、２４年度に修正をしております。その際に、防災計画の目標と理念を実現していくための防災ビジョンという基本的な８つの目標を定めさせていただきました。それが今議員がおっしゃったものに当たるというふうに考えております。これにつきましては、東日本大震災の被災実態の検証及び被災地から得られた教訓をもとに、防災体制を確立し、優先施策として取り組むべきものというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

優先施策、基本的な目標は、優先施策は防災ビジョンであるということで、私は次の項に防災ビジョンについてという質問を用意しましたので、ご答弁もよろしくお願いします。

ここに「防災ビジョン・８つの優先施策」ということでやります。簡単に読み上げますけれども、一部文法的におかしいんじゃないかというところもありますので、それも一緒に見ていただきたいと思います。１番目、自主防災組織・コミュニティ機能の強化、２番目、情報通信機能の重層化、３番目、防災中枢拠点・地域防災拠点における電源・燃料等の重要性、４番目、相互応援協定の締

結拡大と事業継続計画の確立、５番目、拠点病院施設の機能維持など医療体制の確立、６番目、被災者支援及びボランティア支援受け入れ体制の確立、７番、ＧＩＳの活用、８番、沿岸自治体に対する後方支援機能の想定でございます。

皆さんもおわかりかと思いますけれども、この３番目の、その前のものが「強化」「重層化」「確立」「確立」「確立」「活用」の中で、この３番目の電源・燃料等の「重要性」というのが文法的にどうなのかなということ。もう１つ言うならば、８番目の「想定」、これは許せる範囲だと思います。それはともかくとして、私はここの赤字で示した３番、４番、６番、８番について質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず優先施策の６番目の施策であります、ボランティア支援の確立、ボランティア受け入れ体制の確立と。ここに文章では点が入ってないんですけれども、これは点を入れるべきなのかということもまた吟味していただきたいということでございます。

それでは、ボランティアの語源については、英語のボランタリー、ボランティがもとになっていると聞いています。１９９５年１月１７日、阪神・淡路大震災において延べ１３０万人の方がご活躍され、初めて「災害ボランティア」という言葉が生まれたということも聞いております。東日本大震災では、岩手、宮城、福島、３県においてのみ、なおかつボランティアセンターを通じてのみの災害ボランティアの数はことしの２５年３月までにおよそ１１５万人を数え、むしろボランティアセンターでなくてＮＰＯとか、あるいは３県以外に行っていただいたことを考えれば、２００万人を超える数字になるということも聞いております。

それでは質問です。ボランティア支援の確立、ボランティア受け入れ体制の確立がうたってありますが、現状はどうか、どんな策を講じているか、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災計画上、災害時のボランティアの受け入れは、ボランティアセンターの開設を災害対策部のうちの一つでございます福祉医療対策部が社会福祉協議会に要請して、開設をしてボランティアセンターがボランティアを受け入れるという流れになってございます。

なお、社会福祉協議会では、平成２３年５月、一昨年５月から災害ボランティア支援センターというのを常設いたしまして、平常時のボランティアの募集・登録などを行っていただいておるというふうに聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

時間があれですので飛ばします。わかりました。

それでは質問をします。いろんな想定があるんですけれども、仮に一定規模の地震があり、ちょっと注意の足らない例を出して申しわけないかもしれないですけれども、仮に亀山の山間地において数カ所の山崩れにより道路が遮断されたり、あるいは民家に土砂が流入したりしてボランティアの応援が必要な場合を想定したとき、亀山は一体何人のボランティアの方の参集が予想できるか、ボランティアセンターへの登録数等を参考にお答えをしていただければありがたいかと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

実際の災害時にボランティアがどれだけ集まるかということでございますが、なかなか想定は難しいものでございまして、参考に申し上げますと、社会福祉協議会が、先ほども申し上げましたように、ボランティアの受け付けをやっていただいておるというふうに申し上げましたが、保険加入も同時に窓口となっております。そのボランティア保険天災プランＡ・Ｂというのが、いわゆる災害ボランティアの方々が加入する保険でございますが、その保険の加入状況から見ますと、現在加入されているのが２６名、そのうち７名が先ほど申し上げた２３年５月から常設をしております災害ボランティア支援センターに登録されておるというふうに伺っております。また団体では、義勇者という団体が災害支援活動を行うボランティア団体として登録されております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

実態として活動者が何人になるかは把握できないということ、天災保険プランに２６名登録されていて、その中で７名が災害ボランティアに登録されていると。団体としては１団体２名ですよということですけれども、あと社協の事業報告書あたりを見ますと、例えば亀山市のボランティアセンターへの登録数は３９団体あるんです。だけども、ほとんどが高齢者、あるいは障がい者の方々への対応をしていただいている福祉的な団体で、本当に災害を目途にした支援活動の団体は今ご紹介のとおり１団体２名なんですね。それから、本年２月、３月に実施したボランティア講座参加者というのは実人数として１９名だという報告書も拝見をさせていただきました。

質問の前に、亀山市地域防災計画の第２章、災害予防計画のうち、育成計画の中でボランティアに関する記述を紹介させていただきます。阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの重要性が唱えられ、東日本大震災においても目覚ましい活躍を見せ、欠かせない存在になっていると。そのため、本市においても、さらに災害ボランティアの育成を推進するとともにネットワーク化を図りたいということでございます。

それで今のご答弁で、非常に乖離しているなということなんですけれども、それでは、私のきょうの質問の地域防災計画の災害応急対応計画の中で、災害ボランティアに委ねるとか、お願いするとか、期待するとか、そういう活動がどの程度あるか、主なものを上げていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災計画上、ボランティアに委ねる部分は何があるかということでございますが、各災害対策部の所管事務のうち幾つか例示をさせていただきますと、例えば避難所の関係では、その開設・運営、それから避難者の収容に関すること。それから要援護者関係でございますれば、その援護対策。それから廃棄物の関係であれば、瓦れきの仕分けであるとか撤去であるとか、非常に多岐にわたるものというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

避難所の開設・運営、瓦れき処理、要援護者対策、いろいろ多岐にわたると。これはずうっと、ここだけの部分を取り上げても、例えば市民対策部の救援第２班・３班が所管する緊急輸送への協力、食糧の調達・配布、物資の搬送、応急給水への協力、生活必需品の調達・配布、あるいは意思疎通が困難な方、外国人への広報活動、避難所運営の補佐、パソコンを通じての被災者への情報提供とか、もっと例えば２次被害の防止のための水害、土砂災害の危険箇所の点検とか、あるいはもっと先の義援金の受け入れとか、義援物資の仕分け・配分と。

今読み上げたのはごく一部なんです。これは、亀山市の地域防災計画の地震災害対策計画のうち、第４章の災害応急対策計画の一部を取り上げただけなんです。言ってみれば、第１章の総則から始まって５章の災害復旧計画まで、この本の中にはボランティアということがふんだんに出てきている。それで実態が、先ほどの保険に加入している方が２６名で登録しているのが７名、１団体と。これは本当に災害ボランティア活動の推進、ネットワーク化への取り組みはどの程度進んでいるかということなんです。それを質問させてもらいたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

ボランティア活動の推進、ネットワーク化の取り組みがどれぐらい進んでおるかというところでございますが、先ほども申し上げましたけれども、社会福祉協議会では、まず災害ボランティア支援センターを一昨年の２３年５月から常設をしていただいております。また、昨年度からは災害ボランティア活動者育成のための講座を開催し、これは先ほど議員がおっしゃいましたけれども、全５回、実人数で１９名の方に参加をいただいております。今後も引き続き講座の開設のほか、ボランティア活動の推進のためにさまざまな取り組みをしていただきたいというふうに考えております。なお、これらの取り組みのための検討会には、危機管理局の職員も入って進めさせていただいておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

もう１つ質問します。例えば災害ボランティアの登録者数を何人にするとか、あるいはボランティア水準をここまで目指すべきだとかいう、そんな目標とか実行計画、あるいはそれに対する工程表というのがあるんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

社会福祉協議会にも確認をさせていただきましたが、現在のところ目標とか工程表とかいうものはございませんが、今後、担当対策部、あるいは社会福祉協議会とともにそれらも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

この項をまとめたいと思います。

今、私が「ボランティア」をキーワードに亀山市の地域防災計画を読み解いただけでも、その目標とする指標といいますか、あるいは実行計画、あるいは工程表も定まっていない状態なんです。してみると、私は、この分厚い計画書の中には、もっと重要で、喫緊に準備あるいは手当てをしなければならない作業が多く残されているという危機感を持っています。そこで、この地域防災計画が絵に描いた餅にならないよう実効性のある計画にするには、かなりの仕事量が残っているようにも私は思います。その意味で、今の危機管理局の少ないマンパワーの中、先ほどの計画の見直し、マニュアル化、教育、訓練、とてもやり切れるボリュームではないという視点で、この辺について市長に最後の項で質問をさせていただくということで、次の質問をさせていただきます。

ここで、社会福祉協議会の立ち位置みたいなものを質問させていただきます。

ボランティア活動を所管しているのは亀山市の社会福祉協議会というところでございます。この組織が、防災会議にしろ、災害対策本部の組織の中にもちろん入っていない。亀山市地域防災計画の中で社会福祉協議会の位置づけはどこにあるのかと。また、防災会議や災害対策本部の枠組みに入っていないのは、法的な制約ってあるんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

社会福祉協議会の災害対策本部上の位置づけや防災会議の問題でございますが、現在、災害対策本部に社会福祉協議会は入っていただいておりません。また、防災会議の委員につきましても、現在、委嘱はさせていただいていない状態でございます。その法的な位置づけということでございますが、災害対策本部につきましては、やはり市の直接の機関でないということから少し難しいのかなというふうに思いますが、防災会議につきましては、特に委嘱してない法的な理由はございません。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

東日本の大震災を受けて、全国各地で災害ボランティアを所管する社会福祉協議会の位置づけが変わってきている傾向にあると思います。市によっては、防災会議に社協が入っていただいたり、対策本部に社協の職員が派遣されたり、あるいは、実際にボランティアセンターを開設したけれども、現場的にはその場所が非常に狭隘であるためセンターの場所を変えたり、つまり震災という不幸な経験から実態に即したソフト・ハードの変更が見られるんです。今のご答弁ですと、社会福祉協議会は市の直接の機関でないから災害対策本部にも防災会議の委員にもならない、まあ、防災会議は変えればいいと思うんですけど、これは少し説得力がないなと思いますので、最後にこの項についても市長に質問させていただきたいと思います。

次に、この項の４番目です。相互応援協定の締結拡大及び事業継続計画の確立ということがありますけど、私はこの中の災害協定について質問をさせていただきます。

亀山市には、災害時の国・県・市町との応援協定や、あるいは支援協力についての協定、覚書がどの程度あるかと。代表的な協定と、亀山独自の協定があったら、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

災害時応援協定は、現在、行政間のものや民間とのものなど３３本ございます。まずその主なものを申し上げますと、行政間では、県下２８市町との相互応援協定、民間とは、電気、ガス、水道等のライフラインに関する組合や企業との協定などがございます。

亀山市独自なものということでございますが、例えば東海道五十三次市区町との協定、あるいは広域的な災害ネットワーク市町村との協定のほか、昨年締結いたしました岡山県高梁市や青森県五所川原市との協定がございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

先ほど紹介しました改正基本法の中にも、民間事業者との協力締結を促進しなさいというような文言も明記されております。今、亀山市では、ガス、水道、電気、建設業組合との車両とかレッカー、ゴルフ場の一部を避難所にするとか、いろんな協定はできていると思うんですけれども、あとスーパーとかですね。今の時点で、今後新たな協定が必要で、新たな協定締結の動きがあるのか、どこか予定があるのかを聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

現在検討中の今後の協定でございますが、まず１つは、大規模災害時に多数の死者が出た場合のご遺体の保管・移送に関し、葬祭業組合との協定を検討しております。それから次に、災害時の情報通信手段、防災ビジョンにもございますが、この重層化を目的としまして、アマチュア無線クラブとの協定を検討しておるといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

質問を用意しましたけれども、時間がなくなりますので、質問の趣旨だけを申し上げます。

民間業者との協定はあるものの、実際にいろんな組合と、例えば電気でしたら電気の供給体制、ガスでしたらガス、そういうマニュアルがあるのかという質問をしたいと思ったんですけれども、一部あるという答弁を多分いただきますけど、もっと充実させてくださいという提言だけさせてください。

それでは、ここの災害協定に対して最後の質問をさせていただきたいと思います。

平成２２年１２月１日に、中部電力、ＮＴＴ、東邦ガスとの協定の中で、災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定が締結されています。どんな内容かを教えていただきたいと思

います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

議員が今おっしゃいましたライフライン３社との協定は、地震等大規模災害時の復旧活動の用地に関して市有地を提供する内容となっております。具体的には、名阪亀山関工業団地の南側の市有地２万９，６００平米を工事用資機材の設置を含む災害復旧活動の用地として無償提供するもので、これによりまして電気、電話、ガスのライフラインの復旧活動に大きく寄与するものというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

それでは、その協定の内容は、電気、ガス、通信分野など、どの程度の我々のライフラインに対応できる容量、キャパを認識されているか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

ただいまの協定がその復旧に寄与する地域の範囲をおっしゃってみえると思うんですが、基本的には亀山市内を想定しているとのことでございますが、隣接市に同じような用地が確保できない場合は、隣接市のライフラインの復旧にも寄与するというふうに伺っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

答弁は、基本的には亀山市内を想定したライフラインの復旧を想定しているけれども、近隣市に対しても復旧に寄与できると。およそ何万人くらい、まあ、災害の程度の問題もあるでしょう。この程度の災害でしたらどれくらいのライフラインが復旧できるということがわかって協定を結ぶというのはごく自然だと思うんです。

実は私が持ち合わせている資料ですと、例えば中部電力、要員が２００名、特殊車両が５０台用意される。はしご車、工具車、材料車、発電機等の特殊な車両が５０台、そしてこれが１万平米ぐらいを要すると。ＮＴＴ西日本に関しては、要員７４０名、車両４００台ですよ。それから、この中に駐車スペースとか敷地面積が５，０００平米と。東邦ガスについては、要員に対しては自社ビルで対応するけれども、資材置き場とか特殊車両の駐車場スペースの確保とか、その他、ヘリコプターも用意できると。

これ、調べましたら阪神・淡路大震災の六甲基地を一つのベースとしてやったということで、例えば大きなまちの四日市市も確かに全部で６ヘクタールくらい確保しています。これは６ヘクタールを確保しながらも、例えばあそこの球場の横の空き地とか陸上競技場、６つか７つに分かれて集めたものが６ヘクタール。しかし、亀山市の場合は、これだけの計画の中で、ちょっと見づらいんですけれども、いわゆる関の工業団地の入り口のところに大きなまとまったフラットな整備を掲げ

ている。これはある程度、私の次の質問の後方支援機能の想定、これあたりもある程度もくろんだ形で協定をされているのかなという勝手な思い込みもありまして質問の中に加えたんですけれども、やはり協定を結ぶに当たっては、何万人くらいのライフラインをこの程度だったら確保できるということを私は知って、ごくそれが自然だなという思いだけ伝えて、次の項に移ります。

質問の最後の項、８番目です。沿岸自治体に対する後方支援の想定があります。

読み上げます。当市と隣接する沿岸自治体において、津波による大規模災害を想定し、後方支援の方法など、支援の体制等について県及び隣接自治体と検討を行いますというものです。

質問をします。県及び近隣自治体とどんな検討をしているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

前の質問で、中﨑議員のほうから南海トラフの巨大地震については亀山市内の最大震度は６強という話もございましたが、そういう巨大地震が発生した場合、本市も相当な被害が想定されるところでございます。

本市の被害がほとんどないことを前提として申し上げますと、まず県に対しては、本市が沿岸自治体の後方支援機能を果たす用意があるということを伝えてございます。県もそれを真摯に受けとめていただいておるというふうに考えております。具体的に申し上げますと、現在計画中でございますが、消防北東分署がございますが、これについても消防本部から議会のほうへ資料提供を以前させていただいておりますが、大規模災害時の緊急消防援助隊の受援基地として位置づけさせていただいたところでございまして、これに限らず、大規模災害時の後方支援機能につきましては、本市の被害状況を十分勘案した上で、可能な限り果たしてまいりたいというふうに考えております。

それから近隣自治体との関係でございますが、先ほど申し上げた協定の中で、既に県下２８市町とは災害時相互応援協定を結んでおります。また、これも紹介申し上げましたが、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定もございます。これらには近隣自治体も入っていただいておりまして、その内容は、食糧、飲料水、生活必需品の供給、避難所等の提供、傷病者の受け入れなど、相互の支援協定が盛り込まれております。そのようなことから、これらにつきまして今後もさらに近隣自治体と詰めていくといった作業を考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

大変私にとってはありがたい答弁をいただいたと思います。県に対してその後方支援機能を果たす用意があるということですね。それから一例として北東部にできる緊急防災援助の受援基地、これに限らず、大規模災害時には後方支援について一定の可能な限り、もちろん前提には当市が大きな災害を受けてないと、これが当然でございますが、これについても非常に大切ですから、最後にまとめて市長に丁寧に質問させていただきます。

それでは、まとめとして３つほど、４つ用意しましたけど、市長に質問をさせていただきます。

まず、この計画づくり、マニュアルづくりに民間のパワーを活用する考えはないかということでございます。

先ほども何度も言っているように、さまざまなシミュレーションを通して実行計画等、工程表を喫緊に整備しなければいけないと。今、危機管理局が持っている業務、この計画のこと、自主防災のこととか、あるいは訓練、それからプロジェクトにも上げている要援護者対応、最近では新型インフルエンザに対してもここは管理していかなければならない。決して危機管理局だけが忙しいということではありません。

それからもう１つの観点から言えば、三重県のボラパックで亀山市から２５年も含めると４０名の方が、バスの移動距離で１，０００キロ、時間で片道１８時間かけて東北に行かれているんです。ボラパック以外にも行かれた方を想像しますと、かなりの方が、例えばボランティアセンターの開設や活動に伴う経験から、その仕組みや改善点というのは自分の中に持っていると思う。建設的な意見や提案はいただけるんです。その意味で、ボランティア活動、いわゆるこの計画、あるいはマニュアルづくりに市民の方のマンパワーを活用するつもりはあるかないか、お答え願います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

民間ご出身の市民の方々が、その豊富な経験、それから高い使命感、こういうことを持たれて地域内外でご活躍をいただいておること、本当に大変力強く感じておるところでございます。

幾つかご指摘、ご提案がございましたが、民間のマンパワーを活用する考えということであろうかと思います。このような民間にはいろいろな知識や経験をお持ちの方がいらっしゃいますので、その知識、経験を本市の防災・減災の取り組みに活用させていただくことは大変意義深いというふうに考えておりまして、今後、危機管理局はもとより、各災害対策部も含めて協議・検討してまいりたい。その民間のマンパワーをぜひおかりしながら、災害に強いまちづくりを一層進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

２番目の質問は、社会福祉協議会の位置づけをしっかりと位置づけしてくださいという意味でございます。

先ほどの私の質問の中では、防災会議とか、あるいは災害対策本部の組織という位置づけをしましたけれども、それだけでなくて、計画の中での位置づけとか、あるいは災害ボランティアを育成するんだと、ネットワーク化していくということは、これは社協のやることであっても、市のしっかりとしたイニシアチブがあってやっていかないといけない。もちろん先ほど紹介した、少なくともボランティアセンターの開設を福祉医療部が社協に依頼をするというようなスタイルはいけませんよ。市長みずからが社協に直接依頼すると。こういう体制も含めて、社協の全ての計画時の位置づけ、組織としての位置づけ、そして災害ボランティアの育成、あるいはネットワーク化の、いわゆるその部分の社協の位置づけを変える、あるいは位置づけをしっかり考えるという意思があるのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このことにつきましても、先ほど局長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、これもまた大変重要なことであるというふうに考えておりますので、今後、社会福祉協議会とよく協議をさせていただいて環境の整備を図っていきたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

最後に、後方支援機能について、先ほどの答弁の中から質問をさせていただきます。

先ほどの答弁は、本市が災害時にほとんど被害がないという前提であるならば、県に対し、本市が沿岸自治体への後方支援機能を果たす用意があるということなんです。当然これは市長がおっしゃったと思うんです。部長、危機管理局長が言ったわけではない。できましたら、いつ市長が誰に、知事なのか、あるいは担当部長なのか、そしてどんな形で、いわゆる会議の中でやったのか、単純に電話なのか立ち話なのか、あるいは議事録があるところで申したのか、これをちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

この後方支援機能について県にどういうふうにいつ伝えたかということでございますけれども、ちょうど先月、お盆前であったかと思いますが、三重県の防災対策部長と１対１の懇談の機会がございました。部長が本市へお越しいただいて、今後の対策等について双方の考え方をお伝えする大変意義深い機会であったと思いますが、その場におきまして、今後の本市の防災・減災上の課題の話をさせていただきました。この防災ビジョン・８つの優先施策と、それから先ほどのライフライン３社の拠点が亀山にあるということ、あるいは国交省の応急組み立て橋の拠点が亀山にあるということも含めて申し上げました。その中で直接部長のほうにその準備がある旨を申し上げたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○９番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので、感想のみにします。

当市亀山は、津波の被害が少ないであろうという地形的な面、そして道路のアクセスの結節点という地理的な面、それも含めて一定の災害がほとんどないという形の中では、後方支援体制をしっかり今からやっていくんだという強い市長のお言葉と拝察しました。市として後方支援基地を整えようという市民の意識が本当に共有できたら、全市民がそういう気持ちになったら、これは亀山に住む市民にとって大きな宝になると思うんです。大きな財産だと思うんです。我々が３・１１以降、きずな、きずなと口々に叫んだことが、唯一我々がいろんな条件の中で可能になる。非常に私はこの市民意識の醸成のためにも市長に頑張っていただきたい。そして、そのことが市民として共有できるとしたら、まさしくこれは市民力で地域力を高める大きな原動力の一つになっていくと。そん

な思いを伝えまして、少し最後は足早になりましたけど、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

９番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１１日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

（午後　５時５０分　散会）

●議事日程（第４号）

平成２５年９月１１日（水）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部　満君

監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い、質問に入ります。

まずお断りしますけれども、順番を入れかえて、まず小・中学校の教育環境の整備についてお聞きしたいと思います。

ことしの夏は、本当に今までに経験したことのないほど異常な気候が続きました。きょう、パネルを用意しましたけれども、これ気象庁のほうのデータですけれども、亀山市の７月の日別の気温です。

これを見ますと、３０度以下という日はこの赤い線の下ということで、数えるとわずか７日しかない。３０度以上の真夏日というのが、もう大半を占めているというのがよくわかります。さらに驚くのは、７月は余りないんですけど、３５度を超えるという猛暑日が５日もあったと、こういうことなんですね。８月はさらに気温が上がって、３５度以上の日が半分近い１３日もあった。３０度を切った日というのはわずか４日しかなかったという、まさに記録的な猛暑であったわけであります。

この夏は、猛暑以外にも時間当たり１００ミリを超える局地的な豪雨が各地を襲ったり、さらに突風や竜巻というものが頻繁に起こるようになった、こういうことが起こりました。

私、子供のころと比較をしてみるために、５０年前の気象データをちょっと調べてみました。１９６１年から６５年ということで、９歳から１３歳のころの時期ですけれども、津市のデータしかなかったんで津市でいうんですけれども、７月から８月の気温ということで見ますと、３５度以上の日というのはほぼ月に１回ぐらいです。そんな感じで、やっぱり自分が感じていた実感と随分違うなと、今の気候はというのがデータで裏づけられたかなというふうに思っています。

テレビを見ていますと、ことしなんかは本当に、毎日、熱中症については危険ということが言わ

れて、室内にいても冷房を我慢せずに使いなさいよということが盛んに言われたということですね。

だから、学校現場でも熱中症対策はもちろんですけれども、やっぱり授業に集中できる環境としては、冷房は欠かせないということではないかなというふうに思います。

総合計画の後期基本計画第１次実施計画で、平成２４年度にまずは夏季学習などに対応した教室と特別支援教室への空調機整備を実施されました。

そこで、まず最初に聞きたいのは、小・中学校の普通教室での空調機の整備の現状、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

１８番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

小・中学校の空調機の現状でございますが、各小・中学校におけます普通教室への空調機の設置についてでございますが、平成２２年度から２４年度にかけまして、サマースクール対応教室及び特別支援教室への設置を行いまして、これら教室につきましては、全ての学校におきまして整備が完了したところでございます。

サマースクール対応教室は、通常は普通教室として使用していますので、この状況についてご答弁申し上げます。

まず小学校１１校についてでございますが、普通教室１１７教室のうち空調機設置教室は３０教室で、設置率は２５．６％になってございます。次に、中学校３校についてでございますが、普通教室４０教室のうち空調機設置教室は１７教室で、設置率は４２．５％となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

設置は小学校で２割から３割、中学校で４割を少し超えているという状況であります。

この第１次実施計画に書かれておるのは、平成２４年度のサマースクール対応ということで空調機の整備をしたと、このことについてこう書いていますね。特に、高温多湿な夏季においては、学習に対する集中力不足、また児童の健康への影響も懸念されるということで整備をしたということが書かれております。

そこで、この空調機を整備したことによって得られた教育上の効果というものは、どんなものがあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

サマースクール対応教室について、設置の効果でございますが、児童・生徒が夏季の学習におきまして、授業に集中できているといった効果が見られております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

えらいあっさりした答弁ですけど、学校現場の先生に聞きますと、特に体育が終わった後、教室へ入ったときに体が熱くなっていますんで、それをクールダウンするという、冷やすということでクーラーは非常に役に立つんだということを言ってみえます。

なかなか暑い時期、これ気温だけで言えない湿気の面もありますわね。梅雨どきなんかは気温が低くても湿度が高いんで非常にうっとうしいということがありますので、そういうことも含めて、体育の後授業があるときにクーラーを入れてまず体をもとへ戻していくと、そういうために使うということも、非常に大きな効果だろうというふうに思っています。

この効果が確認をされましたんで、次に行くんですけれども、文部科学省が学校環境衛生基準というものを出しております。

この中に、換気であるとか湿度であるとかいろんなもの、温度も含めてあるんですね。その中で温度の問題についてだけ言いますと、こういうふうに書いています。人間の生理的な負担を考えると、夏は３０度以下、冬は１０度以上であることが望ましいというふうに書いてあります。さらに、児童・生徒等の生理的、心理的負担をかけない最も望ましい条件は、冬で１８度から２０度、夏で２５度から２８度、つまり夏は２５から２８が生理的、心理的な負担をかけない最もいい温度であると、こういう基準が示されておる。やっぱりこの基準を満たそうと思えば、空調機の整備なしには実現できないと思います。

そこで、この学校環境衛生基準というものをどういうふうに受けとめてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

学校環境衛生基準をどのように受けとめているのかでございますが、学校衛生基準は学校保健安全法第６条の規定に基づきまして、文部科学大臣が児童・生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めているものでございます。

この基準におきましては、教室等の環境に係る基準のほか、飲料水の水質及び施設の設備に係るものや、水泳プールに係るものなど、設備全般にわたる基準が定められております。学校環境につきましては、この基準に基づき整備に努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

夏であれば２５度から２８度が望ましい、そうあるべきだという基準に基づいて整備をしてきた。だから、そのサマースクール対応の整備もそれに当たるんだろうというふうに思います。

まだまだ全体１００％になっておりませんので、まだ道半ばというような気がするんですけれども、日本気象協会が編集した「日本の気候変動とその影響」と、こういうレポートがあるんですね。これ２０１２年版なんですけれども、ここに今の気象の状況と今後の見通しが書いてあるんですね。

例えば、日本の平均気温も年による変動が大きいものの、長期的に上昇傾向である。１００年当たり１．１５度の割合で上昇しており、日最高気温が３５度の猛暑日や最低気温が２５度以上の熱

帯夜の日数もそれぞれ増加傾向にある。降水にも変化があらわれて、日降水量１００ミリ以上の大雨の日数が増加傾向にあると、こういうことを書いてます。今後の予測ですけれども、気温はさらに上昇し、強い雨もさらに増加するというふうに指摘をしております。また、こうした気候変動が自然生態系、例えば植物の北限が上昇するとか、そういうようなことを含めて、それから農業、漁業、健康に大きな影響を与えることが予測されるということが書かれております。

最後に、結びに、こうした気候変動の影響を防ぐためには、緩和策と適応策の対策が両輪というふうなことを言っています。今後、中長期的に避けることのできない気候変動によるさまざまな分野への影響に対処するために、影響の評価、影響への適応策を計画的に進めることが必要だと、これが気象協会が出したものであります。

そこで最後に、教育長にちょっとお聞きしたいんですけれども、今、いろいろとお聞きしてきたんですけれども、こうした将来予測がたまたまことしだけ異常だったということではないというふうに思うんですけれども、そういうことを考えますと、今後、今まで以上に空調機の整備というのが優先課題に入ってくるんではないかというふうに思います。

その点で、今後この空調機の整備に向けてどう取り組まれるのか、方向性をお聞きしたいと思います。２６年度までは実施計画が決まっていますけれども、特に２７、２８年の第２次実施計画を来年度になれば検討しなきゃならない。これに盛り込まれるのかどうかということですね、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今後の対策ということで承っておりますけれども、私どももやはり近年の気候の変化というものには、ある程度いろいろな科学的なデータから、もう本当に日本という地域が亜熱帯のようなところになってくるのではないかということは、さまざまな学術関係のものからも想定されております。そして、特にことしは、本当に議員がおっしゃるように、異常というか、これからがそうなっていくであろうという予告のような、そんな感じにとらせていただきました。

一応、教育委員会といたしましては、先ほど次長が答弁させていただきましたとおり、サマースクール対応ということで、これは夏休み中の夏季の補充学習がしやすい状況をということを想定に、以前から計画させていただきまして、昨年度終了させていただいております。

今年度、学校現場の状況を聞きますと、７月の特に第２週が３５度以上ということだったんですけれども、それは各学校の建っております位置によりましても違いますし、それから１つの学校の中でもそれぞれ教室に温度差があることは、私も経験上思っているところですけれども、特にことしの場合、湿気も非常に高いということで大変な状況であって、学校現場としてはどういうふうに対応してもらっているのかなということで、こちらもいろいろ事情を確認いたしましたが、図書室とかパソコン教室とか、各学校によってクーラーがついているところは違うんですけれども、そういったところを上手に使い回ししながら、先ほど議員がおっしゃいました体育の後の処置とか、そういったことを学校では工夫して使ってもらっているという状況が、こちらも把握させていただいております。

ことしもそうですし、来年度のこういった気候の変化も見まして、全くゼロではないというふう

に考えております。ですから、来年度の様子も注視しながら、予算のこともございますので、あわせていろいろな工夫、クーラーをつけること以外のグリーンカーテンの設置とか、そういったことも含めていろいろな角度から検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部君。

○１８番（服部孝規君登壇）

教育長に確認をしたいんですけれども、２７年度、２８年度の実施計画の中に盛り込むような検討をされる意思があるのかないのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども申し上げましたように、来年度の様子を注視しながら検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

来年以降、やっぱり同じような傾向、多少年によって変動はあるかもわかりませんけれども、これはあるんだろうということを前提に、ぜひ２７年度、２８年度、まだ実施計画は決まっておりませんので、これにのせていただくことを申し上げまして、次に移っていきたいと思います。

次に、国民健康保険制度についてであります。

ことし３月、議会に出されました国民健康保険事業特別会計現状分析資料という中に、亀山市の国保特別会計の現状というのが書かれています。これは大まかに言いますと、１つは６０歳以上の高齢者の割合が年々増加をして、ついに５５％が６０歳以上であると、こういう特殊な事情ですね。例えば、ほかの医療保険と比べてみますと、組合健保や協会健保、共済組合、大体３０歳、平均年齢がね。だから、これと比べても６０歳以上が５５％というのは非常に特殊な医療保険だということがわかります。

２つ目は、年齢構成を反映して所得の少ない世帯が圧倒的に多いという問題であります。これは資料でも、所得２００万以下の世帯が８割を占めている、税額でも５割を占めている、こういう状態であります。この点も、他の医療保険とは際立った違いであります。

３つ目は、こうした高齢者が多い年齢構成を反映して、当然ながら医療費が多いということですね。これはもう当然のことであります。この点も、国保１人当たり３０万円の医療費に対して、さっき紹介しました他の医療保険は大体１４万から１５万、半分の医療費で済んでいる、こういうようなことがあるんだろうと思います。

そこで、毎回市長に聞きますけれども、国保の現状ということについて、どのように捉えてみえるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁を願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

服部議員のご質問にお答えをいたします。

過去にも、この構造とか現状につきましてお伝えをさせていただいてまいりましたが、私の今の認識を申し上げたいと思います。

この国民健康保険制度につきましては、ご案内のように創設から半世紀余りが経過をいたしておりまして、当初は、少し触れていただきました対象者が農林水産業及び自営業の方々を中心とした医療保険制度としてスタートいたしました。

しかし、国民皆保険として、他の医療保険に属さない全ての方を被保険者といたしておりますので、高齢化の進展や就業構造の変化などの影響から、非正規労働者やリストラ等による無職者がふえて、そのことが所得水準が低く、また保険税の負担割合が高くなっているという実態は十分認識をいたしておるものでございます。

また、財政面におきましては、ご案内のように国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造は、全国的にはなお一層深刻さを増しておるところでございまして、例えば１，７００の地方自治体の市町村国保の法定外の繰り入れの総額は３，９００億と言われて、４，０００億近い金額でございまして、こういう状況の中で、市町村において国保制度の持続性について非常に厳しい局面を迎えてまいりました。一方、高齢化の進展、医療費の増加等、今後もなお一層厳しい事業運営が強いられるものというふうに考えております。

ご案内のように、現在、国におきまして社会保障と税の一体改革の中で市町村国保の財政基盤の強化策として、公費投入による財政支援を行うという考え方が打ち出されておるところでございまして、私どもも従来から申し上げてまいりました市長会等を通じまして国に対してこの財政基盤の安定、持続性につきまして、国の今２５％の国費投入ということでございますが、この充実、拡充についてはかねてから要望いたしてまいったところでございます。

国民皆保険制度の維持には、国民の負担と給付の公平性が不可欠でございますので、そのためには最終的な目標でもあります医療保険制度を一元化していくことも大変重要であるということも考えておるところでございますけれども、国の今の社会保障と税の一体改革の制度の詳細につきまして、今後いろんな変化があろうかと思いますので、しっかり見きわめてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

国民健康保険の現状についての認識は、余り市長と変わりはないんだろうというふうに思っています。

ただ、国の問題については今後どうなっていくかわかりませんけれども、１つは広域化ということが言われていますので、必ずしも歓迎できるものではないだろうと。例えば、一般会計から繰り入れをして支えている、そういう繰り入れがもうだめになるとか、今こうやって議論ができる状態が、都道府県単位になるともう議会で議論をするというのが、後期高齢者医療制度のようにもう全く意味をなさないようになってくるというね。だから、住民から非常に遠い存在になってしまうとか、いろんな問題がありますので、必ずしも喜べることではないというふうに思っています。

国民健康保険税制度って、非常にわかりにくいんですね。少し触れておきたいんですけれども、応能割というのと、それから応益割という２つの大きなくくりがあるんですね。所得に応じて課せられるのが所得割と。これが応能割の中に所得割と資産割というのがあるんですけれども、所得に応じて課せられる所得割というのと、それから主に建物・土地というような固定資産税額をもとにして課せられるのが資産割と、この２つを合わせて所得割としているわけですね。

それから、もう１つは応益割というんですけれども、これは支払い能力に関係なく課せられると。均等割というのがありますけれども、これは世帯の人数、例えば３，０００円とか５，０００円掛ける、人数が３人であれば掛ける３で機械的にはじき出すというのですね。それからもう１つは、１つの世帯に対して一律幾らということで課せられる平等割。均等割と平等割と、これがいわゆる応益割と。こういう２つを組み合わせて国保税を出しているということであります。

例えば、この資産割なんかは、固定資産税をもとにしているために、よく言われるのは、使えない土地を所有しておるとか、それから農機具の保管庫というようなもので持っておるような固定資産もあるんですね。ところが、それも全部資産として国保税の計算に入ってくるという問題もあるんで、この方式を取り入れてない市町村も結構あるということも言われています。

それからもう１つ、大きな問題は応益割ですね。これは先ほど言いましたように、収入に関係なくかかってきますので、例えば均等割であれば世帯の人数が多ければ多いほど額が大きくなるということですから、これはもう収入に関係がないわけですね。それから、平等割も収入に関係なく１世帯当たり幾らと定額ですから、こういうことを考えますと、所得の少ない人ほど負担が重いという実態があるんではないかなというふうに思います。

そういうことで、現在、亀山市の応能割と応益割の比率がどういう比率になっておるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

お尋ねの応能・応益の割合でございますけれども、平成２４年度における応能割、これは議員が申されたように、所得割、資産割の分、それから応益割、これは均等割と平等割の分でございますが、割合は４９対５１となっておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ほぼ５対５というのが現状だということで、さかのぼって平成７年の時点で、国が法律を変えて応益割の比重を高めるということをやりました。

この応能・応益の割合を５対５に近づけるようなことを随分推進してまいりました。今も亀山市は５対５というのは、こういうことになっているわけであります。

ところが、やはりこれは先ほども言いましたように、応益割というのは非常に低所得者に対して負担が大きいということで、やっぱりこれは見直すべきだということで平成２２年度の地方税制の改正で、今まで制限があった、いわゆる７割、５割、２割の軽減措置がとれるというのが国保制度

にあるんですけれども、これを５対５というような、その範囲の比率でないと軽減措置は使えませんよということを国が決めておったんですけれども、これを外しまして、結局、今の時点ではこの７割、５割、２割の軽減措置を応益・応能の負担、この割合に関係なく適用できるというふうに国が変えたわけですね。

このことを受けて、私も平成２３年の３月議会で、こういう応益というのが所得の少ない人にとって非常に重い負担になっているんで、ここをいろいろ見直すことによって所得の少ない人の国保税を下げるというような方法がないのかどうか、一遍シミュレーション、いわゆる試算をしてみてはどうかということで求めましたら、税率改正のときに検討するという答弁が当時の部長からされました。

この６月にそのシミュレーションがようやく示されまして、先日の教育民生委員会協議会では、さらにそのシミュレーションの修正したものも出されました。

そこで、まずこの応能・応益割を変更したシミュレーションについて、その概要を説明いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

応能・応益割を変更したシミュレーションについて、概要ということでございます。

国保事業を持続していくため、現在、保険税率の見直すためのシミュレーションを行っております。これは今後の事業費の確保、応能割と応益割の比率の見直し、そして低所得者への負担見直しという３つの観点から、平成２４年度決算状況を踏まえ試算し、国民健康保険運営協議会及び先月２７日開催の教育民生委員会協議会に資料として提出をさせていただきました。

その試算内容ですが、現行の応能・応益の割合は４９対５１、先ほどご報告させていただいたとおりですが、所得割を現行より１．４％引き上げ、一方で均等割を現行から１，６００円、平等割を現行から８００円引き下げるとした場合、応能・応益の割合は５５対４５となるシミュレーションでございます。

また、この試算による事業費は、医療費の伸びが３％の場合、平成２６年から平成２８年度まで約１億２，５００万円の赤字となります。医療費の伸びが２％の場合では、平成２６年度から平成２８年度まで約５，７００万円の黒字となる見込みでございます。

いずれにいたしましても、医療費の動向は予測しづらく、さまざまな状況により変動が見られますが、本年度医療費の状況も参考としながら、今後も検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

説明いただいたんですけど、言葉で聞くと非常にわかりづらい。

ここにグラフを用意しました。これはいわゆるシミュレーションのものなんですけれども、まず横の軸ですけれども、これは所得ですね。３３万、５７万でしたか、これ１００万円ですね。所得が横にあります。それから、こちらの金額は、このシミュレーションによっていわゆる応益と応能

を変えることによって下がる額、上がる額それぞれありますので、それの増減の金額がここに示されて単位になっています。こちらは、そうした場合の所得に占める国保税額の負担の割合はどうなるかというのが、この赤の折れ線のグラフで示してあります。こちらにパーセンテージがあります。

こういうふうに見てみますと、確かに３３万、５７万のところは3，１００円引き下げ、２，０００円引き下げということで、確かに比率を変えることで下がっています。ところが、１００万以上のところは全部増なんですね。国保税が上がると、こういうことです。

所得が１００万というのは、所得と収入とは違いますので、収入から控除したものが所得になりますので、例えば１００万の所得という場合は、年金収入でいうと２２０万円だというふうに言われています。だから、年金収入２２０万円以上の世帯は全て国保税が上がると、こういう結果になっておるわけです。

おまけに、これを見てもらうとわかるんですけれども、所得３３万と５７万のところは確かに金額下がるんですね。ところが、この負担割合を見てもらうとびっくりするんですけれども、２０％なんですよ。つまり、所得の２割を国保税として負担するという、これもとんでもない私は高さだろうと思うんです。だから、このシミュレーションで一部下がったからいいという話には、私は到底ならないだろと思う。

このシミュレーションをしてもらったことについては、私は評価をしたいと思うんですけれども、この２つのことがわかったと思うんですね。１つは、応益を減らし応能をふやすことで、所得の少ない世帯の国保税は下げられるんだということがわかったということですね。それからもう１つは、やっぱり歳入構造が変わらないと、応益割を減らして応能割をふやしても、所得階層別にこうやって見てみますと引き上げになる世帯が圧倒的に多いと、こういうことなんですね。

特に、２０％という国庫負担率の低さという問題が、やっぱりこの歳入構造としては問題になるんやないかなというふうに思います。そういう中で、一般会計からの法定外の繰り入れをなしにやれば、当然国保税にかからざるを得ないと、そういう構造があるわけですね。

私はこのシミュレーションを具体的にグラフにしましたけれども、この負担割合を見て、果たしてこの負担割合、加入世帯が負担できる額というふうに言えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

このシミュレーションを見て、負担できるかというようなお尋ねでございます。

このシミュレーションは、世帯４人が加入し、固定資産税が５万円のケースで試算をいたしておりますが、所得５７万円までの世帯の年税額を２，０００円から３，０００円を引き下げても所得に占める負担割合は、今議員が申されるように２０％程度となってしまう状況であり、これについては全国的にも同様な傾向にあると思われます。

このような状況の中、現年分の収納率は、わずかではありますが上昇はしております。一定の負担は理解いただいているものと思われ、また納付困難な世帯については、窓口相談により分納等の方法で負担の緩和を行っているところでもございます。

国においては、市長も申されたように、社会保障と税の一体改革の中で、来年度から応益割に対

する５割軽減及び２割軽減の対象範囲を拡大する方向で今協議が進められており、そのことも低所得者に対する負担の緩和につながるものと思っておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

結局、長々言われましたけど、この２割の負担が負担できる金額だとは言えないということですよ、部長自身が。よう言わないんですよ。この２割ぐらいは負担してもらわな困るのやと、当然払える額やと、部長自身が言えないんですよ。だから、そういう長々とした回りくどい言い方しかできない。実際、そうですよ。これもう一部の所得の高い人以外は負担できる額やないですよ、これは。

特に、他の医療保険とずうっと比べますけれども、いわゆる大手企業の労働者が入っておるような健保組合、ここは負担が５％ですよ、負担割合が。それから公務員、皆さん方、共済組合、ここは４．９％ですよ。それから国保は９．７％、これが要するに今言われた社会保障制度改革国民会議が出した資料ですよ、これ私がつくった資料じゃないですよ。だから倍ですよ。

この間も言いましたけど、本当に皆さん方が納めている保険料額の２倍を払うということ。ましてや、この層になると２０％ですから４倍ですよ、これ。これだけの負担を当然のこととして払ってくださいよという神経が、私にはわかりません。やっぱりこれは引き下げる以外に解決方法はないというふうに思います。

そこで１つ提案ですけれども、例えば国保税を決めるに当たって、今であれば医療費が幾らで、国保税を除く歳入がどれだけ入って、足らずまいを加入者で割る。だから１人当たり幾らの国保税になりますよというのが国保の計算の方法ですけれども、それではどんどん負担が上がっていく。だから、少なくともこれぐらいの水準に負担割合は抑えたいというものをまず持って、それに近づけるように、例えば所得に対する負担割合を何％以下にします、そういう保険税水準にしますということをまず基本に持って考える、保険税の設定を。で、その額にするために必要なものが一般会計の繰り入れという形で、その額におさめると。そういうものを持たないと、とてもじゃないが払える額にはならないと思うんですけれども、そういう考えを検討されるつもりはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

負担税率を下げて、払える額にという思いはあるのかというようなご質問やったと思うんですけれども、市の状況として、世帯当たりの負担比率は平成２４年度平均で１２％程度となっておりますが、現状の事業費の状況から見ますと、まずは持続可能な事業運営をしていくための財源を確保していくことが大切であると考えておるところでありまして、現時点では、負担比率を引き下げることについては困難であると思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

もう根本の問題なんですけどね、私、今回質問するに当たって、こういう本を読みました。これは「長友先生、国保って何ですか」という本です。ぜひこれ職員の方も、それから議員の方にも読んでほしいんですけれども、この本の著者というのは三重短期大学の長友という教授なんですよ。ほかに自治体の国保を担当した職員と、それから議員経験のある人と３人で、わかりやすく国保問題について書いてある本ですね。

この中で、私本当にそのとおりだなあと思ったのは、こういう一文があるんですよ。国保料は、加入者が支払えるどうかという観点から設定されていません。国保は、必要な医療費を加入者に割り振る仕組みとなっています。加入者の負担能力や生活実態を把握し、負担できる保険料額が課せられるといった仕組みではありません。必要な医療費を加入者に負担させるという観点から国保料を算出するために、保険料は高くなり、国保料を滞納せざるを得ない人々を生み出すという構造がつくられています、こういうふうに指摘しています。

つまり、国や自治体に払える額かどうかという視点はないんです。歳入でどれだけ不足する、その分は国保税で払ってもらいます。そうすると、１人当たり幾らになります、こういうことでしか考えてない。それが払えるか払えないかは、それでも払ってくださいよというだけなんですよね。これではいつまでたっても滞納がふえるし、収納率は低下するということが抜け切れない。

こういう払える額にするということについてやろうとすれば、国が国庫負担を減らしてきてこういう状態をつくり出しているわけですから、代替的に市が一般会計から入れるしか、私は方法がないんだろうというふうに思います。

もう１つ、一般会計から入れることについていろいろ異論があるんですけれども、私は国保というのが国民皆保険制度、つまり全ての人が何らかの医療保険に入れるというすぐれた制度だと思うんですけれども、こういう制度の下支えをしている、もちろん社会保障であるということもありますけれども、というのは、大ざっぱに言うと、働いているときには皆さん方のように共済組合に入って、退職すると結局国保へ入ると。民間の人であれば、健保組合に入っておって、退職すると国保に入ると。そういう形で、何歳になっても医療保険に加入できるものとして、いわゆるセーフティネットというような位置で国保があるんですね。

だから、全体として皆保険制度を支えているのは国保なんですよ。国保がなかったら、退職した人の行き場がないんですよね。そういう実態が、今国保にあるわけです。だから、こういう皆保険制度を支える公的な医療保険制度に国や市がお金を出すということは、私は当然のことだろうと思う。

ましてや、負担率はこれほど他の医療保険と差があるということ自体私はおかしいと思うんです。これはやはり下げるために入れるということですね。これをせざるを得ないんじゃないかと。市長言われるように、それは国の責任であると、これはもうそのとおりですよ。だけど、国の責任であると言うておっても、どんどん上がっていくんですよ、これ。それではやっぱり生活はもたないと。それであれば、やっぱり市が代替措置としてでも一般会計から繰り入れをしなきゃならんというふうに思うんですけれども、市長、どうですか。

先ほど、この本でも書かれておるような、国保税を決めるに当たって、財政状況から見るんでなしに加入者の生活実態や負担できる額かどうかと、こういう視点を持つべきやという考え方に対しての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁を願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の長友先生の書籍のご紹介もいただいて、持論をお話しいただきました。

確かに、冒頭申し上げたように構造的な問題、それから私どももそういう国の仕組みの中でこういう長寿社会を支えてきた、それはすばらしいことやというふうに思いますが、その実現に寄与してきた国民健康保険を初めとする国民皆保険制度というこのもの自体、本当に今後も維持をし、しっかりと持続させていくと、このことに尽きようと思います。所得がどうであろうと、やっぱり共通の医療を受けられる日本のシステムというのは、すばらしいシステムであろうと思います。

そういう中で、超高齢社会を迎え、少子化と連動したような状況の中で、まさに今おっしゃっていただいたような構造で、私どもがその制度の中でできることは一生懸命、今日までも工夫して努力をいたしてまいりました。今触れていただきました、国が減らしてきた分を市が代替的に一般会計、税金から投入すべしというご指摘、ご持論でございますけれども、これさえも、前段も少し学校教育現場の環境整備のことも触れていただきました。限られた財源の中で、まさに受益と負担のバランス、国の制度の中で私どもができることを最大限頑張ってまいりますけれども、これもおのずとして限界があることはご承知のとおりでございまして、その意味で私どもは、これは亀山だけのことではございませんでして、１，７００を超える地方自治体が共通の思いでございます。

そういう中で、大変厳しい事業運営を強いられております今の状況、財政だけのことではないというふうに考えておりますが、やっぱり今の環境変化の中で、今後も国民皆保険制度がしっかり亀山におきましても持続ができますよう、今、国における社会保障と税の一体改革として、消費税の引き上げというのと一体的にこれは考えていくという国の方向につきまして、市町村国保への２，２００億円の公費投入が示されておるところでございます。

当然、低所得者対策としての軽減世帯の拡大とか、その他もろもろの課題につきましても、私どももしっかりこれを見きわめ注視しながら、亀山の国保制度が今後も持続できますよう的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

長々言われましたけど、結局、部長も市長もこの負担が払える額でありますよと、払ってくださいよと言えないんですよ、これ。負担可能な額である、負担率であると言えないんですよ。だから、そういう答弁になるんですよ。だから、お認めになったようなもんですよ、これ。負担能力を超えた、もう限界を超えている負担率だということを。こういうことがあるにもかかわらず、なぜ手を打たないのかということですね。はっきり言われたらいいじゃないですか。

何とかこの負担率を下げると、そういう方法をとれませんか。市長、もう一度。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員の考え方、ご所見は理解をさせていただきますけれども、現実の対応として、そして今後に

向かってどういう対応をしていくのかということ、これにつきましては、そのおっしゃる意味だけで済まないところがございます。

今の社会保障制度、国民健康保険制度もそうでございますし、一般会計の税金からこれを市として投入するということは、国民健康保険の被保険者以外の健保でありますとか国保組合でありますとか、この皆さんが納めていただく税金も投入してこれを支えよという考え方でございまして、その点につきましては少し全体的な論点も必要であろうと思っておりますし、受益と負担の関係につきましては、やっぱり国の制度としてしっかりとその所得の再配分も含めたそういう根幹の議論が必要だと、それがまさに国でやっていただく重要な要素であると、このように考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

本当に市民の生活実態がわかってないですよ。所得の２割も負担しているんですよ、これ。こういうことをほっておくんですか。それで平気で市長としておられるんですか。市民の命と暮らしを守るんじゃないんですか、生活の質を高めるんじゃないんですか。全くそういうことが考えられてない。

これでは到底、国保のこういうシミュレーションをしていただきましたけれども、こんな方向で国保税を見直すなんていうことは到底認められませんので、そのことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１８番　服部孝規議員の質問は終わりました。

なお、答弁者に注意を行います。質問者は限られた時間で質問を行っていますので、答弁者は答弁の繰り返しをせず、質問者の質問趣旨を十分捉まえ、的確な答弁に終始していただきたいと思います。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５０分　休憩）

（午前１１時０２分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議長」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

議運の委員長として動議を求めます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員、どうぞ。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

ちょっと、暫時休憩をお願いしたいと思います。

理由については、執行部より私のほうに申し入れがあり、私の判断で議運の中で協議を諮りたいと思いますので、暫時休憩をしていただきたい。

○議長（櫻井清蔵君）

ただいま１４番　宮崎勝郎議員から休憩動議がありましたので、お諮りしたいと思います。

１４番　宮崎勝郎議員の休憩の動議に対して、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数により、暫時休憩いたします。

（午前１１時０４分　休憩）

（午前１１時３１分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

８番、公明党の森　美和子でございます。気を取り直して、しっかりと頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、震災から２年半たちました。いまだに避難生活者は２９万人おられると、きょうの新聞に載っておりました。本当に復興を前に進めていかなければいけませんし、今回の一般質問でも多くの議員の方が災害に対する一般質問を行っておられましたけど、私たちは私たちの足元を固めていかなければならないと痛感いたしております。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

男女共同参画の推進について、お尋ねをいたします。

これは６月議会に少し宿題として残してしまいましたので、重要なことなので質問をさせていただきます。６月議会の最後には、市長の思いも聞かせていただいて、本当に共通するところがあるということも確認をさせていただきました。

それでは、まず初めに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについてお伺いをしたいと思います。

さまざまなライフスタイルや子育て期、また親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階において、ニーズに合わせて多様な働き方、生き方を選べるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章と仕事と生活の調和推進のための行動指針が、平成１９年１２月に策定をされております。積極的な女性の登用や、育児休業がとりやすい環境づくりは、行政や企業、団体の最高責任者の考え方に負うところが大きいと言われております。

こうした意識改革は、企業業績にも影響を与えるようです。政府公表のデータでは、女性が活躍する企業ほど経営指標がよく、市場での評価も高い。育児・介護支援などに取り組む企業は、何もしない企業に比べて業績がよいといった傾向が明らかになっております。

最近話題になりましたが、イギリス王室のウィリアム王子とキャサリン妃の第１子が誕生し、空軍のパイロットであるウィリアム王子が２週間の育休をとられた。他国では、この制度を利用するのは当たり前のようになりつつあります。

しかし、厚生労働省によりますと２０１２年度、男性の育児休業取得率は急激に低下、取得率はわずか１．８９％で、前年度の２．６３％から０．７４ポイント減少をしております。

そこでお伺いをしたいと思います。

国、地方公共団体は、特定事業主行動計画を策定することとなっており、亀山市でも策定をされておりますが、４年前お聞きしたときには、やっと１名取得されたと聞いております。現在の状況について、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

８番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

市役所での育児休業取得者でございますけれども、男性職員が初めて育児休業を取得いたしましたのは平成２１年の２月でございます。その後の男性職員の取得状況でございますけれども、延べ人数で２２年度が３人、２３年度が１人、２４年度が１人、さらに本年度では２人の職員が取得を予定いたしております。このことによりまして、制度発足からの男性職員の育児休業取得者は延べで８人というところでございます。

２２年度に策定いたしました第２期の特定事業主行動計画では、男性職員の育児休業の取得率を２６年度までに５％にするという目標で取り組みを進めてきたところでございますけれども、既に２４年度におきまして取得率は１０％を超えておるという状況にございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

数値を述べていただきました。５％の目標値に対して１０％あるということで、４年前にお聞きしたときに、やっと１人とれたんだと言われたときに、本当にすごいなと。前進したんだなというふうに思っておりましたが、こうやって数値目標に対してクリアをしていくということが非常に大切なことだと思います。

あわせて取得日数、どれぐらいとられているのかというのがわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

男性の取得期間につきましては、職員によってさまざまでございます。１カ月未満の取得者もございますし、１１カ月といった長期間の取得者もございます。

本年度も２名の職員が６カ月程度の育児休業を取得いたしますが、これまでの男性の育児休業取得、平均いたしますと約６カ月ということで、比較的長期間の取得傾向が見受けられるというふうに感じております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

非常に６カ月というのはすごい長いことだなあと思います。大体、育児に関しては１日から５日が４割、５日から２週間が２割と、大体この２週間未満で６割を占めていると言われておりますので、亀山市は本当に進んでいるなあと思いますが、一番少ないのでどれぐらいかというのがもしわかれば、後でお答え願いたいと思います。

なかなかこの育児休業をとるということが前に進んでいかない要因としては、やっぱり出世に響いてしまうとか、それから所得が減るとか、それからまた自分が復帰したときに業務知識のロスという、本当についていけるのかどうかという不安、そういうことも足かせになっているというふうに聞いておりますが、亀山市は平均で６カ月ということは本当に喜ばしいことだと思います。

もう１点、この法律というのは育児休業だけではなくて、育児・介護休業法という法律でありますが、介護でこの制度を取得された方がお見えになったら教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

介護休暇につきましては、先ほどの育児休業と比較いたしますと、取得者はごく少数でございまして、平成２３年度に男性職員が父親の介護のために５カ月間弱を取得したのみでございます。この１件でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

１人使っていただいたということでありますが、本当に高齢社会になってまいりましたので、こういうことも視野に入れて、とりやすい環境、これ本当に検証をしていただきたいなあと思うんですけど、とるに当たっての何か足かせになるとか、先ほど言いました３つのロス、キャリアロス、それから所得ロス、業務知識ロスというのが叫ばれておりますので、もしそういうことがこの制度を利用された職員の方が感じられていることがありましたら、またそういう検証とか、それからとりにくいと思われている人たちの意見も聞き取りを行っていただきながら、次に生かしていただきたいと思います。

次に行きます。企業への働きかけについてお伺いをしたいと思います。

亀山市は家族の時間づくりという形で、この男女共同参画、働きかけをさせていただいておりますが、企業に対してもさまざまな面で働きかけをしていく必要があると思います。

以前質問をさせていただいたときに、雇用対策協議会での話し合いの場をつくっていきたいとか、それからあわせて商工会議所内に次世代育成支援対策推進センターが設けられているということも言われておりました。

どんな動きがあるのか、またどんな働きかけをされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

少子・高齢化が進む中で、今後ますます働く女性の力が求められています。女性、また男性も、働き続けるためには家庭生活と社会生活を両立できる環境づくりが必要不可欠でございます。

市におきましては、働きやすい環境づくりの取り組みとして、待機児童館の整備や新たな民間保育所の整備に対する支援などにより、市全体の保育供給量の増加を図ったほか、延長保育や休日保育などの特別保育の充実や、学童保育所の整備にも努めてきたところでございます。

企業の働きかけとして、今年度は育児休業取得実績、セクシャルハラスメント対策などを調査項目として、市内の事業所を対象にアンケートを実施するとともに企業懇談会の開催を予定しております。

また、商工会議所につきましては、引き続き一般事業主行動計画の実施を支援する次世代育成支援対策推進センターとしての位置づけのもと、三重労働局と連携し啓発活動を行っていると伺っております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

今年度にアンケート調査もされるということで、本当に注視していきたいなあと思います。

さまざまな部分で、市としての働きかけも今伝えていただきました。この育児休業につきましては、以前は奥さんが専業主婦の場合は制度の対象外でありましたが、今は産後８週間以内であれば育児休業が取得できるようになっておりますし、厚生労働省のほうでは「イクメンプロジェクト」、また内閣府のほうでは「カエル！ジャパン」キャンペーンとか、いろんな取り組み、それから取り組みを見える化する認証マークの「くるみん」とか、さまざまなことをされておりますので、どんどんＰＲをしていっていただきたいなあと思います。

それから、２回目ですけど、一般事業主行動計画の状況についてお伺いをしたいと思います。

少し触れていただきましたけど、企業における従業員の仕事と家庭の両立等に関しては事業主による取り組みが必要となってくるために、事業主には一般事業主行動計画の策定が義務づけられております。

行動計画は、例えば育児休業の取得について、男性社員は年間何人とるとか、それから女性社員の取得率の下限を定めてその水準以上になるようにするとか、それから育児のための短時間労働勤務を導入するとか、その企業の実情に応じた目標とその対策方法を設定するようになっております。

以前、質問させていただいたときには、従業員３００人以下の企業に対しては努力義務となっておりましたが、法改正によって、平成２３年４月から１０１人以上３００人以下の企業は義務づけになりました。

現状について、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

常時雇用する労働者の数が１００人を超える事業主は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、一般事業主行

動計画を策定する必要がございます。

市内に本社を持つ対象事業所でございますが、現在、３０１人以上で１社、１０１人以上で１０社ございまして、合わせて１１社でございますが、１１社全てにおいて行動計画を策定されているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

全部行動計画をつくっていただいているということで、確認をさせていただきました。

次に移ります。

各種審議会等や各種団体への女性の参加についてお伺いをしたいと思います。

女性の登用の実態について、前回のときには通告の中で、ア、イ、ウで尋ねておりましたので、その部分でお伺いしたいと思います。

１つ目は、市の中の各種審議会等について、それからもう１点、各自治会とか、それから自治会連合会について、それから最後に、消防団についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長、どうぞ。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

毎年実施しております各種審議会等における女性の登用率でございますが、平成２５年４月１日現在で３６．６％となり、昨年度は３５．９％でございましたので、庁内での意識の高まりもあり、着実に伸びてきておるというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

自治会及び自治会連合会支部長の女性の数ということで、ご答弁を申し上げます。

市内２２９自治会長のうち女性は１０人、率で言うと４．４％で、自治会長を会員とする自治会連合会の支部長さん、２６人お見えになるんですけれども、そのうち女性はお１人、３．８％という状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

議員からは、消防団女性分団へのお尋ねでございますが、消防本部が所管しております業務の中に女性防火クラブも所管しておりますことから、あわせてこの実態についてご答弁をさせていただきます。

亀山市消防団女性分団につきましては、消防団規則で定める定数２２名のところ、今年度はみどり町在住の方１名が入団いただき、現在１８名の方々が市内各地域から入団しご活躍いただいているところであります。

活動につきましては、消防団の年間行事である市操法大会や市消防出初め式のほか、防火フェアなどの各種イベントでの防火広報活動にも積極的に参加していただいております。また、女性分団

が中心となり、消防団活動のＰＲを目的とした広報紙を今年度中の発行に向け準備していただいております。

さらに、今年度は新たに２名の団員が応急手当普及員の資格を取得し、合計５名の団員が消防職員とともに多数の救命講習の場において指導に当たり、市民の皆様への応急手当ての普及啓発に大きく貢献をいただいているところであります。

次に、地域の女性防火クラブにつきましては、家庭の主婦などが中心となったボランティア組織として８団体９３名の方々に入会していただいております。

主な活動としましては、消防フェスタ、防火フェア及びショッピングセンター等での防火広報活動に積極的に参加していただくなど、防火思想の普及啓発の一翼を担っていただいているところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

それぞれの実態についてお答えをいただきました。

各種審議会等に関しては、大体定期的に数値目標に対してどれぐらいになったかということも議会のほうにお示しをいただいておりますし、意識が高くなっていっているということは理解をさせていただいております。

自治会、自治会連合会に関して、市のほうから積極的な働きかけみたいなことは、任意団体ですのでできませんが、やっぱりいろんな部分で女性が参加しやすい環境づくりについて、担当部としては積極的にお話をしていっていただきたい、そのように思います。

女性消防団については、本当に幅広くいろいろと活躍をいただいているということで、今お聞きをさせていただきました。

次に、女性の参加を促すための人材育成について、お伺いしたいと思います。

５月に行われました、前回少し６月のときにも触れましたが、三重県の女性議員フォーラムに私も参加をさせていただいて、これは女性の防災リーダーの育成に三重県として非常に今年度は力を入れていく、女性のための施策を展開していくというふうにお話がありました。

亀山市において、女性の参加を促すための人材育成について、どのようなことがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

市の各部局に対しての発信ということで、男女共同参画意識啓発という点につきましては、亀山市男女共同参画基本計画におきまして女性の登用率、目標値４０％を掲げ、各種審議会等の委員を委嘱する際に、登用率向上に向け取り組むよう周知を図っております。

また、地域で役に立ちたいと考えている人の、女性への働きかけということにつきましては、女性が中心となって活動している自治会、団体等に対して、市が実施する男女共同参画講座や三重県男女協働参画センター「フレンテみえ」主催の男女共同参画研修等への参加案内をしております。

また毎年、男女共同参画社会の実現に向け、人材の発掘、育成及び市民活動団体の活性化を図る

ことを目的として開催されております日本女性会議でございますが、本年度は徳島県の阿南市で行われますが、市民活動団体及び市民の方に参加いただくこととしております。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

女性の参加をどのように促しておるかということで、私ども市民文化部では、まちづくりを今進めております。その中で、地域組織での女性の参加につきましては、多様な主体が参加するまちづくり協議会におきましては、地域住民の誰もが参加できる環境にしていただくことが大切であると考えており、そのような環境の整備をお願いしておるところでございます。

例えば、まちづくり協議会での意思決定の過程におきまして、広く公募をする方法も１つでありますし、城北地区まちづくり協議会設立準備委員会では女性部を立ち上げ、女性部が中心となってまちづくり協議会の素案を作成いただいていると伺っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。さまざまな部分で手を打っていただいていると思います。

生命保険会社の調査で、こんな記事が載っておりました。女性の社会進出に関する意識調査では、女性の社会進出は経済成長の鍵を握ると答えた人が６８．３％、一方で、女性の管理職比率は低過ぎると答えた方が７８．８％と、女性の社会進出がなかなか進まないことの問題意識も浮き彫りとなっております。それから、女性の社会進出には男性の育児休業取得の向上が必要と答えた人は６５．８％あるということで、やっぱり男性が育児休業制度などを利用して育児に参加するということを求めている、それが女性の社会進出につながるということも言われております。女性の社会進出には男性の意識改革が必要という質問では、８４．６％が必要と答えております。

先ほども、なかなかこういった男性の間でワーク・ライフ・バランスが進まない要因としては、その業務だけ、言われたことだけをするんではなくて、やっぱり意識を変えていかないといけないということ、それは特に管理職とか、市長を中心とした部長クラスの方々、本当にそういう意識改革を、それから持っていただいて、それを全庁的に本当に末端まで広げていただくということが、繰り返しになりますが非常に大事なことだと思っておりますので、どうぞその点もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

ホームページやＳＮＳを活用した情報発信について、お伺いをしたいと思います。

今、亀山市ではフェイスブックをしていただいておりますが、これが試行運用を終えたというふうに現況報告のほうでも市長のほうから話がありました。この運用を終えたフェイスブックの評価について、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

亀山市公式フェイスブックページ“かめやま”につきましては、この６月、７月、８月、３カ月

間の試行運用を終えまして、去る８月３０日に開催をいたしました情報化推進委員会のほうで諮りまして、運用面での問題点などを検証し、今月９月からでございますが、本格運用につなげたところでございます。

試験運用期間中、行政情報を中心に６８件の記事を掲載いたしまして、延べ１，５００名のユーザーにアクセスいただきました。また、ユーザーからの質問に対しましてもフェイスブック上で回答したり、また直接お電話を差し上げたりして対応いたしております。

このフェイスブックページによりまして、広報「かめやま」、行政情報番組の「マイタウンかめやま」、市ホームページに加わる形で、即時性と双方向性に特化した新たな情報発信ツールとしてその第一歩を踏み出せたというふうに考えております。

今後におきましても、引き続きフェイスブックの特徴を生かしまして、ユーザーニーズを意識した情報発信に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、前の質問のワーク・ライフ・バランスの取り組みの中で、男性の育児休業で最も短い取得期間でございますけれども、１６日でございました。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

私もフェイスブックをやっておりますけど、亀山市のフェイスブック、「いいね」押しましたので、いろんな情報が６８件、本当に入ってきて、すごく新鮮で、でもその記事を掲載するのも担当部、本当に大変だなと思いながら、でもこうやって情報が入ってくるというのはすごくいいことだなと私も思いましたので、毎回「いいね」を押させていただいております。

２回目として、今後、考えられる何か展開がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

情報化推進委員会の中でも、いろいろと課題が出ておりました。

各室において、新たに事務がふえるといったことによりまして、私どもの広報秘書室でやっておるんですけれども、掲載に関しまして全庁的な協力体制を築くことに苦慮したといったこともございましたし、特に事業系とか事務系といった事務の種類におきましても、フェイスブックになじむものとなじまないものといったものがございまして、今後、各室へのアプローチの仕方について考えていこうといったこともございます。

それから、いつまでこの記事を残しておくのかなといったことも、１つ課題となってございますので、今後もぜひ市民の皆様に見ていただけるようなフェイスブックにしてまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

少し課題もあるようですけど、本当にいい取り組みだなあと私は思いますので、ぜひこういうことは続けていただきたいなあと思います。

それから、次に移ります。新たな取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

１点目としまして、メール等を活用した相談事業について、お伺いをしたいと思います。

私もさまざまな相談を市民の方から受けます。それは若い人であったりお年寄りであったり、それから男性であったり女性であったり、本当に多岐にわたりますが、それでもやっぱり高齢者の方、それから子育て中のお母さん方、そういうところからのご相談、かなりウエートは高いかなあと思っております。

そこでお伺いしたいと思いますが、今、子育て支援としての相談体制の現状について、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市の子供の子育て相談の現状についてのご質問でございますが、亀山市におきましては、子育て相談ということで広く市民からお受けをしております。

亀山子育て支援センター、関子育て支援センター、この２カ所におきまして、平成２４年度は４１８件の相談をお受けしたところでございます。一方、子ども支援室におきましては、子育て相談や児童発達相談につきまして、相談の内容から、電話や面談により対応しているところでございまして、昨年度は合計４９８件の相談をお受けいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

今、相談件数、支援センターでは４１８件、それから支援室では４９８件ということで、これが多いのか少ないのかというのはよくわかりませんけど、でもやっぱりこれだけの方が相談をされるということは、そういう場所があるということも本当にありがたいことだと思います。

窓口に来るとか電話をかけるとか、そういう場所に行くという方はいいんですが、何もしないで孤立をしていく人たちがその中にもいるということを私は常々不安に思っていて、今本当に核家族化が進んでおりまして、子育ても親に聞くとかではなくて、子育て本を参考にしながら、その本に書いていないことが我が子に起こっていたらもう本当に不安になるというお母さん、親御さんも見えます。

だから、そういう孤立をさせないとか、それが引いては虐待につながるとかいろんな要素を持っておりますので、そういう人たちの何か受け皿にならないんかなあということを常々思っておりました。

そこで、２回目ですけど、市内における育児放棄や虐待の現状について、これは全国的には増加傾向にあると言われておりますし、重篤な事案もニュースとして報道もされております。亀山の現状について、お答え願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本年７月に発表になりました全国の児童相談所が把握しております児童虐待の件数でございます

が、平成２２年度は全国で６万６，８０７件、三重県で１，０２２件、亀山市では２１件ということでございます。ただ、亀山市独自でケースを把握しておりますので、それを合わせますと、本市では児童虐待に係る件数は４０件ということでございます。

これは比べましてどうかということでございますが、児童の人口１００人当たりで比較をいたしますと、三重県平均よりも低い水準ということになっております。亀山市は、これまでから子供相談として丁寧にかかわっており、虐待の起こり得る環境が予防、解消されており、引いてはこれが児童虐待未然防止に努めてきた成果であるというふうに捉えております。

この４０件のケースのうち、ほとんどが通告によるもので、内訳を申し上げますと、園や学校から傷、あざがあるといった連絡、一般家庭から、泣き声が続いている、長時間戸外へ出されているというような通報、それから関係機関から情報提供をいただくようなものとなっております。

このケースを詳しく調べてまいりますと、子ども支援室にありますカルテにほとんど記載されているお子さんであるということで、それらのお子さんたちは発達障がいがあるものや、それから父親がＤＶであるとか、母親に精神疾患があるというような場合が絡んでおる場合が多く、親が子供をうまく育てられず、家族間の力関係が子供に及ぶケースがふえているというのが現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

本当に亀山市は丁寧な対応をしていただいておりまして、４０件が平均より下というふうに今センター長のほうからおっしゃいましたが、４０件あるということが重要で、これがゼロになるような、それは先ほどもありました通告と言われておりましたけど、周りの見守りとかいろんなことが、皆さんが手助けになって虐待を起こさないという、本当にそういう方向につながっていくということが大事だなあと思います。

３回目になりますが、私が今回これ提案をさせていただきたいのは、パソコン等によるメールによる相談についてお伺いをしたいと思います。

今の子育て世代というのは、インターネットに精通した世代ですよね。スマートフォンの取得率も２０代では男性が７２％、女性が６９％で、３０代では男性が５０％、女性は６６％あるということですので、先ほども申しましたが、陰にこもってしまう、孤立をしてしまう人たちを何とか救う手だてはないかと考えたときに、メールによる相談というのはどうなんだろうかと思いまして、今回お伺いをしたいと思います。

なかなか直接電話をするとか行くということが苦手な方、見えますが、今の若い子を十把一からげには言えませんけど、必ず携帯を持って、スマートフォンをこうやってさわっているというようなのも見受けられますので、じゃあそういうツールを利用して子育て相談につながるんじゃないかということを思いましたので、こういったメール等による相談ということの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員ご提案のように、メールによる相談は、核家族化の進行などにより身近で相談できる人がいない方などが、気軽に相談をできる有用な手段の一つとは存じますが、運用の方法につきましては、慎重に行っていく必要があるというふうに考えておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

検討してください。

本来、機器を使うことが目的ではなくて、あらゆる方法を用いて孤立させないということが大事となってきますので、本当にそういう方たちを行政につなげていくにはどうしたらいいかということの一つのツールとして、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、若者支援に関して、聞き取りの中で、もうこれはメール相談を行っているというふうにお聞きしましたが、少し現状についてお答え願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

若者支援でございますが、青少年総合支援センターの相談業務の中で相談につながっている不登校や引きこもり等の若者がメール相談を活用する場合がございまして、現在、相談者のうち１０名がメール相談を活用してございます。

メールの活用につきましては、人とのコミュニケーションが苦手な若者が、面談はハードルが高いけれど携帯のメールであれば気持ちを話しやすいということで、相談のきっかけに活用する場合や、就職や進学した後に時間的に来所できない若者が近況を話しながら、職場や学校の人間関係についてメールで相談をかけてくる場合がございます。

このようなことから、今後におきましては、若者の自立支援の相談方法の一つとして活用はいたしますが、電話での相談や直接顔を見ての相談につながるような支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

次長のおっしゃるとおりだと思います。本当に顔を見てお話をすることが一番大事なことで、でも先ほどおっしゃったように、相談のきっかけになるツールとしては、私は本当に有効だなあと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

子供に関する情報を集約したホームページの作成について、お伺いをしたいと思います。

亀山市は、先ほどからずっと触れておりますが、ゼロ歳から１８歳までの途切れのない支援として全国的にも知られており、今年度から子ども総合センターにもセンター長が配置をされております。

ホームページを見させていただいても、カテゴリー別にできてはおります。でもやっぱり字が多

くて、見づらいというところは非常にずっと感じていたことであります。亀山市のホームページに関しましては、何人かの議員からも充実が指摘をされ、２７年度からのリニューアルに向けて、もう今担当部も動き出しておると聞いております。

三鷹市や狛江市、それから荒川区などでは、子育てネットとしてその情報の一元化、それから視覚で訴えるというか、要はかわいいんですよ。本当に若いお母さんたちがクリックしたくなるような、そういった画面です。そういうふうに亀山市の子ども総合センターとして位置づけをされ、それから一元化をされているということであれば、やっぱりホームページも新たにそうやって子供に関する情報の一元化というのが大事じゃないかなあと思います。

子育てガイドブックも今年度でしたか、全世帯に配っていただいて、本当に充実をしていただいておりますが、今後、このホームページのリニューアルに向けて、子育ての一元化したホームページの作成というのは考えられないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

亀山市のホームページにつきましては、現在、リニューアルに向け準備を進めているところでございます。

リニューアルに当たりましては、他市等の研究も行いまして、よりユーザーの視点、特にわかりやすさとか使い勝手のよさなど、こういったことを重視いたしまして、その導入を考えておりまして、言われる子育てに関しましても同様であるというふうに考えてございます。

また、導入に関する考え方等を整理する中で、フェイスブックの導入と同じように、私どもの情報化の推進委員会といったものにも諮りまして、方向性を決定していきたいというふうに考えております。

議員ご紹介いただきました「みたか子育てねっと」でございますが、こういった総合的な子育て情報につきましては、市のホームページの中に組み入れるといったこともございますし、また別サイトとして作成をしてホームページのほうからリンクできるようにするといったさまざまな手法もあるというふうに考えております。

いずれにしましても、ホームページのリニューアルに当たりまして、子ども総合センターと十分に協議を行いながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

ぜひ前向きに、本当に検討していただきたいと思います。

先ほども申しましたように、インターネットに精通した世代の人たちのホームページをクリックすることによって相談につながるということもあろうかと思いますので、あらゆる方向で検討いただきたいと思います。

亀山市は子育てに優しいまちだと私は思っております。私も２人の子育てをこの亀山市でやってまいりましたが、私が子育てをしたころとは、随分世の中の状況も環境も大きく変化をしております。メール相談にしても子育てネットにしても、やっぱりこうやって変化に敏感に対応していく、

そういうことが今後本当に大事になってくると思います。

今、部長が答弁いただきましたように、さまざまな観点でこのホームページもリニューアルに向けて動き出してくるんだと思いますが、庁内というか、亀山市には職員の方が本当に幅広い年代、それから男女別いらっしゃいますので、いろんな意見を吸い上げながらリニューアルに向けて動いていただきたいと思います。

男女共同参画の推進、本当に私も非常に重要だと思いますし、その部分では、最初に申し上げましたように市長と同じだと思っております。「２０２０３０」というのが、２０２０年に３０％、これが国の目標値でありますが、そこを大きく超えて亀山市は今動いておりますが、先ほども申しましたように意識改革は本当に私は大事だと思いますし、それも１つ課題だと思っておりますので、どうぞこれからも推進をお願いしたいと思います。

市長就任当時に１回お聞きしました。今回新たに、市長、２期目挑戦に当たってお聞きをしました。４年後、市長も私もこの場におりましたら、また聞かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

８番　森　美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩といたします。

（午後　０時１６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

こんにちは。

通告に従い、質問をさせていただきます。

その前に、先般、東京オリンピックが決定いたしまして、私自身は前回の東京オリンピックは全然知らない世代でございまして、大阪万博も全然、親に言い伝えられておる世代でございます。それで、オリンピックが来ることによって、この亀山市にもリニアがちょっとでも早く来ればいいなあとか、そういうことを思いながら日々送っておりましたが、きょうは１点、教育行政について、まず検証を冷静にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、早速質問のほうに入らせていただきます。

今回、私は教育行政について、亀山市の教職員について、２番目に亀山市の学校教育ビジョンについて、そして学力等の向上について、そして最後にふるさと先生について、質問させていただきます。ちゃっちゃっとやりますので、ちゃっちゃっと終わってください。よろしくお願いします。

学校教育の充実と発展は、子供の教育に直接かかわる教職員の能力の向上と、意欲的な取り組みがあって進んでいくものと私は考えます。施設や設備をよくすることよりも重要なことであるのではないかと、私は考えております。

しかしながら、亀山市の現状を私なりに見せていただきますと、経験豊かな教職員の方が毎年途

中退職し、経験の浅い先生が増加してきているようにも私は聞き及んでいるところでございます。このことから、力量のある教員の先生の確保、先生全体の能力の向上、そして管理職のトータル的なコーディネートが学校経営にとってはますます重要になってきているのではないかと考えます。

今日の学校現場では、いろいろな諸課題があると思います。１つとって、いじめ、不登校、生徒指導上の問題、学力や体力の向上、特別支援教育の充実、そして外国人児童・生徒への対応、多様な課題があるのは確かなことであります。そのことを踏まえながら、上手に対応をしていかなければ、学校経営というのは成り立たないのだろうかなあと私は思います。

子供たちの基礎力を身につけ、生きさせる力を伸ばしていくためには、それを教え指導する先生の人間性や社会性も大切に、総合的になってきているのではないかと思います。

そこで、１点目の質問に入りますが、亀山市の現在の教職員の数とその年齢構成をまずもって教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

２番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

亀山市の現在の教職員数と年齢構成でございますが、平成２５年度における小・中学校に在籍する教職員数でございますが、小・中学校合わせまして県費の正規教職員は２６０人、常勤・非常勤講師は９９人、市費の正規職員、いわゆる調理員、応接員は１４人、それと非常勤職員は１０８人、これはふるさと先生、学習生活相談員、介助員等でございます。

続いて、年齢構成でございますが、小学校県費教職員については５０歳代と２０歳代が多く、中間年齢層が谷間となっている状況でございます。また、講師の率は２０歳代が３５％と最も高くなっておるのが現状でございます。

続きまして、中学校県費教職員につきましては、４０歳代が最も多い状況でございます。他の年齢には大差がない構成となってございます。また、小学校同様、２０歳代の講師の率が４８％と非常に高いことが特筆すべき状況でございます。市費職員につきましては、小・中学校合わせまして４０歳代が多く、ほとんどが女性でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

それで、２０代、４０代、５０代といろいろ聞かせていただきましたが、次に私がお聞かせ願いたいのは、基本的に学校を採用されて６０歳、定年まで見えるというのが私の理想、先生が一からずうっとおって教えるというのが理想像じゃないかなあと私は思いますが、先ほどもちょっと触れましたが、途中退職者が結構多いんじゃないかなあということがありまして、先ほどの在籍でも、３０代、４０代、５０代が少ないというのを聞き及ぶとなりますと、そうしたら途中退職をされた方の２０代、３０代、４０代の方をお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。それとともに、２２年度、２３年度、２４年度のところで退職者数を教えていただきたい。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

早期退職者ということでございますが、途中退職者、いわゆる定年前の早期退職者数でございます。

まず平成２０年度末で７人、平成２１年度末で８人、平成２２年度末４人、平成２３年度末７人、平成２４年度末１２人となってございます。

それと、２０代、３０代、４０代の年齢別の退職者につきましては、ちょっと資料がございませんもので、後ほどご答弁させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

それでは、２０代、３０代、ちょっとわからないというところで、次長にお聞きしますけれども、やめられる方というのは若い方が多いんでしょうかね。分けなくても、感覚的にでよろしいんですけれども、若い人が多いのか、それかもう定年前だからやめようかなあという人が多いのか、どちらが多いのかということだけでよろしいです。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

途中退職者の年齢でございますが、５０歳代が多いということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

５０歳代が多いのに、３０代、４０代がおらんというのはちょっと、まあよろしいですけれども、そうしたら何で５０歳代がやめるのか。大人ですので、やめるのは一身上の都合としか、社会人ですので書かんとは思いますけれども、何かその要因をつかめて、追跡して何があかんだのかなあ。教育現場が嫌いになったというのも一つの理由であろうし、今までの教育が、自分らがやってきたのはもう通用せんようになって、新しいのがどんどん入ってきますので、それでくたびれてくるのかなあと、いろいろ思うところもあるんですけれども、確かに退職願のところには一身上の都合と書くのが大人やと思いますけれども、その事情については聞き及んだところはあるのかどうか、お聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

要因でございますが、学校への期待や要望が年々増加してございます。それに伴う職務が多岐にわたることや、子供や保護者とのコミュニケーションが複雑化していること等も遠因と考えられる場合も散見できます。先ほども議員おっしゃったように、一身上の都合と言えますが、家庭環境の変化や本人の信条、病気など多様でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

そうですね。確かにいろいろあって、今いろいろな現状、現代の社会性ストレスとかいろいろで心の病気にもなる人も、先生だからといってならないということもありませんし、いろいろな要因があると思うんですけれども、やはりその要因をつかんで、何でやめるのかなあ、何でこんなになっていくのかなあというのを、阻止するのも一つの仕事であって、うちらが原因があるのか、それが逆に言うたら先生側の質の問題であるのかとか、能力の問題というのが、それを１個１個分析していかないと、基本的に私、社会人をしておりまして社員の出入りの多い会社は何だかなあと思うところもありますので、またひとつそれを徹底的に一遍、解明と分析をしていただきたいと思うのであります。

そこで、今現状下でおいて、ふるさと先生や講師の先生、いろいろ来てもうておるわけですが、今現在、県費で来ておる先生において、現状的には人数が足りておるのかどうなのか。ぎちぎちでやっておるのか、まあちょっと余裕あるのかなあというのが、私は全然読めてきませんので、教育長に聞いてよろしいですか。今のこの頭数というのか、これでお子さんたちにちゃんとしたことをできてやれるのかなあというのは、どういう感想をお持ちでしょうかね。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教職員の数は、定数法で決められておりますので、それに従って決まっている状況です。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

決まっておるからそうじゃなくて、冷静に行きますよ。決まっておる中でどうなのか、足りているのか、その中で決まっておるでしやないでやっておるのじゃなくて、決まっておる中ででも苦しいのか、こんなものかと思うのか、そこを聞きたい。よろしくお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

亀山市では、ふるさと先生ということで、他市には余りない制度を取り入れております。そのことによって、学級の人数というのは法律で決められているわけですけれども、それがいっぱいいっぱいになっておる状況の中で、より効果的なことということで少人数対応がふるさと先生の授業の中でなされているわけですけれども、私たちは、先ほど次長が答弁いたしました教職員のやめる遠因になっておりますようなことも含めて、それはいっぱいいっぱいで、学校によっても違いますけれども、やはりこれは厳しい状況にあるなあというふうに感じさせていただく学校はございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

そのいっぱいいっぱいやというのは、確かに仕事やで余裕を持ってというときもあろうけど、か

ったかたでやっておるときもあるとは思います。

しかしながら、そこの中でいかに、自分のことやったらまだしも、それを受けてお子さんたちの教育にかかわってくることですので、足りるか足りやんか。足りやんのやったら足りやんと県の方に要望をぼんぼん出せば、僕は、そんだけの人数でええやんかと言われて、ああそうですか、はいわかりましたと言うておるよりも、足りやんのやったら足りやんし、足りるんなら足りるで置いておけばいいんですけど、ここをもっとこうしたいとか、いろいろ教育委員会は教育委員会なりの考えとか、亀山市ではあろうかと思うもんで、それをどんどん要望していってもらいたいと私は思います。

そのふるさと先生のどうのこうの、少人数どうのこうのというのは後でしますので、ちょっと待っておってくださいね。よろしくお願いします。そこに入られるとちょっと構成が変わってきますので、思いがちょっと変わってきますので。

そこについて、石井教育次長は４月から次長になられて、新しい席に着かれて、新しい目で新しい考えを持ってこられたと。新鮮な気持ちで今の亀山の教育委員会のその席に着かれたと思いますけれども、亀山市の教職員の年齢構成や途中退職に係る現状を今どのようなことで考えているのか、ちょっと教えてもらいたい。その内容としては、力量のある先生の変化はどうなっているのかとか、そして能力の向上は、先生たちはどうなのかという、次長の立場からとして一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

力量のある教職員というところでございますが、力量のある先生が教えることが上手でありますことから、力量があると言われる可能性が高いと考えております。私もそう思っておりますが、私や、あれということでありますが、この教職員の機能につきましては、各学校で学校評価制度や教職員の支援システムの充実といったものを図りながら、取り組みの優先順位を定めるなど学校教育活動の精選と重点化に努め、保護者や地域住民の方々の期待、要望に応えているというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

言いたいことはよくわかりました。

本当に能力のある先生はうまいことやるんですけれども、その辺のところをいろいろ勘案しながらやってもらうとええのかなあと。今、石井次長から、評価システムとかいろいろ支援システムという言葉をいただきましたので、次に移っていきたいと思います。

亀山市の教育ビジョン、平成２３年３月策定の教育支援体制の充実の２に、先生の能力向上が記載されていますが、その取り組みと成果はどのようになっていますか、お教えください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

教職員の資質向上ということでございますが、亀山市学校教育ビジョンの基本目標にございます「子どもの未来を拓く教育環境の整備」の中で、教職員の専門性と指導力の向上を図ることが明記されてございます。「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」の実現のために、教職員の資質の向上は大変重要なことであると考えています。

そこで、教育委員会といたしましては、学校教育に関するさまざまな内容の研修講座を開設いたしまして、外部講師による講義や演習、各校の実践交流等を通して学び直しを行いまして、教職員の資質向上を図っております。

本年度の研修講座といたしましては、学力向上担当者研修会、学級づくり研修会など基本研修及び専門研修として２８講座を企画いたしております。これまでに実施した２１講座におきましては、延べ６００名ほどが受講いたしたところでございます。

受講後のアンケートでは、内容が自分の指導力向上や授業改善につながるものであったとの意見を多数得ており、教職員一人一人の資質向上とともに、各校での還流を通して全教職員の資質向上につながっていくものだと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

いろいろな取り組みをやって、それで成果を上げていくんだと。延べ６００人の方が受講されて、能力向上に向けて取り組んでいるんだというのはよくわかりました。

そこの中で、取り組んだ成果もあろうかと思いますが、成果を教えていただきたいと思いますけれども、それが直結して先生の能力を上げたから児童に伝わると私は思いますけれども、その能力、それで授業理解度とかそういうので出てきておると思うんですけれども、そこの中で２８年度の授業理解度として９２％、小学校は１００人おったら９２人の人が理解をする、中学校になると１００人がその授業を聞けば７８％理解するということを目標にしておるわけですよね。

僕の短絡的な考えで言えば、授業を受けて９２％わかればテストが９２点になると。中学校であっては、授業を受けて７８％理解をすれば７８点とれる。まあそういう簡単なものではないですけど、そうなるのかなあという夢と希望を持っておるわけですけれども、それで希望をずうっと、その目標を上げたからには、２４年度はどのような数値になってきておるわけでしょうかね。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

授業理解度の数値ということでございますが、平成２２年度の学校評価アンケートにおいて肯定的な評価をした児童・生徒の数値に５ポイントをプラスした目標値を設定して取り組んでおります。

そのような中で、平成２４年度、各校で実施いたしました学校評価アンケートにおけます授業理解度についてでございますが、肯定的な回答をした児童・生徒の割合は、小学校においては８９％、中学校においては８１％となっております。なお、平成２５年度につきましては、３学期に各校の調査結果が集約される予定となってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

８９％と８１％、すごいいい数字やと思いますよ。僕が小学校や中学校やって、こんなにも理解しておったのかなあって自分で思うような数字やと思いますけど、それに理解をすれば、テストだけでは人生ないですけれども、テストの点が自然に上がっていけばいいのかなあと私は思います。この項は終わります。

第３番目に、学力等の向上について、先般、全国学力テストが行われました。

きょうも、伊勢新聞の中で鈴木知事が述べられているのは、全教科で全国学力調査の平均を下回ったと。「みえ県民力ビジョン」で学力を取り上げ、県民運動を展開しているが、まだ結果につながっていない。残念。重く受けとめている。検証し新たな追加策を検討するという新聞記事で載っておりましたけれども、聞き取りのときに正確な数字は出てないとは言うておりましたが、三重県の市町村の中で一体亀山市はどの辺に、この学力調査でどの辺の位置につけておると認識されておるのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

どの辺に位置しておるのやということでございます。

小学校４年生、５年生におきましては、亀山市レディネステストを実施しております。４年生の結果といたしましては、国語、算数とも全国平均正答率をやや下回っておりますが、算数につきましてはその差が年々縮まってきており、正答率の伸び率が高まっております。また５年生の結果といたしましては、国語が全国平均正答率をやや下回っているものの、それは僅差でございまして、算数では全国平均正答率を上回っております。

小学校６年生については、レディネステストと全国学力学習状況調査を実施しております。両調査とも国語、算数の平均正答率はやや全国平均正答率を下回っておりますが、全国学力学習状況調査におきまして、国語の基礎的な力を問う問題で、三重県平均正答率と並ぶほど上昇傾向にございます。

平成２２年度以降、両調査ともどの学校も平均正答率の伸びが見られ、全国平均正答率との差は縮まりつつございます。

また、特に本年度、レディネステストにおいてはどの学年も無回答率が大幅に低くなってきており、最後まで諦めずに取り組もうとする意欲の高まりが見られるなど、徐々に指導の成果があらわれてきていると考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

先ほどのちょっと僕の理解が悪いのか何なのか、国語の読解力は平均以上で、全国平均になると下になるというニュアンスやったと思いますけれども、それを基本的に、教育長にお伺いしたいんですけれども、そういう学力調査だけじゃないと思う。確かに人間性というのはそれだけじゃないと思いますけれども、そうすれば、その学力を平均値より上にさせてやりたいというのは先生や親の願いやと思います。それをどの辺まで上に持っていきたいと思っているのか。三重県でトップク

ラスなのか、全国でトップクラスに持っていきたいのか、いろいろあると思うんです。

教育長の立場として、一遍どの辺が数値目標として教育長は持って取り組んでおられるのかなあというのをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

三重県教育ビジョンに、子供の力を信じてという言葉がございますけれども、私もまさしくそのとおりであると思っておりまして、私はできる限り、子供たちそれぞれ一人一人がすばらしい力を持っておりますので、それを必ず引き出す、引き上げるということを常に念頭に置いております。

ですから、何番目とかいうことじゃなしに、子供一人一人の特質に合わせて、その子の持っている力を伸ばす、伸ばしてやってほしい。ですから、今まあこの辺でいいであろうということではなしに、できる限り伸ばしてやりたい、そのことのみに尽きると思います。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

そこなんです、僕が言いたいのはそこ。

学力とかそういうのは、子供の持っておる力というのは、漢字が読める、算数の掛け算ができる、割り算ができる、足し算ができる、分数ができるという問題じゃなくて、もっともっと違う力があると思う。逆に言うたら、体力向上もその一環の一つやと私は思います。

その中で、やっぱり走ること、鉄棒すること、駆けっこすること、リレーすること、運動会すること、僕は体力向上でやってきた人間ですので、基本的に。僕は勉強も大切ですけど、やっぱり走ること、みんなと遊ぶこと、社会に溶け込むこと、社会のいろはを覚えること、それも一種の学力向上だと思います。

そこで１点、先ほど教育長が言われたことにリンクしていくんですけれども、学校の少人数制ということにちょっと視点を変えてやりたいと思います。

今ホームページに載っておりましたが、亀山西小、１年生が９７名、２年生５７名、６年生８５名、１クラス平均が１年生で３２名、２年生で２８．５名、６年生で２８．３名です。そしてちょっと少ない学校に行きますと、昼生小学校１年生が６人しかお見えにならない。そして、白川小学校が８名しかお見えにならない。野登小学校が１年生で１７名、２年生で１３名しかいません。

少人数で、９７名で３クラスで３２人で、昼生小学校が６名、白川小学校が８名とか必然的に少人数になっておるクラスというか学校が存在をします。そこの中で少人数でやっておるのと、必然的にやっているのとが学力的に違いがあるのかないのか、僕はその辺がわからないのでちょっと教えていただきたい。決して少人数制の学級を否定するものでもないということをつけ加えて、聞きたい。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

少人数という考え方でございますけれども、例えば亀山西小学校に何十人とおりまして、２クラ

スなり３クラスに分かれている中で、例えば４０人いっぱいいっぱいの学級の人数を４０人、４０人と２クラスある場合に、それを３クラスに分けて指導する中で少人数教育の効果を得られる、そういうふうな考え方でやってまいりました。

これは国立教育政策研究所が、３０人以下の少人数学級を２年以上続けると学習成績が上がるという調査結果を発表しております。昨年の５月でございますが。この調査結果といいますのは、学校規模ではなく、多様な授業形態ごとに、最も成績を比較しやすい京都府を選出し、１学年２学級以上の子供８，１００人余りを対象に行われました。

亀山市といたしましては、こういう少人数教育のそういった意味での推進をやってまいりたいと思います。

ちなみに、私はかつて、もともと母数の少ない小さな学校でも勤めてまいりましたけれども、人数の少ない学校で、例えば２桁未満の学年といいますのは、それぞれの一人一人の子供の特徴が特質されるというか、そういったこともございまして、例えば学力テストでこの学年は平均が高いとか低いとか、一人一人の子供の持っている特質というのがすごく影響がありますので、このことについてはなかなかこのデータとして利用するのは難しいかと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

それを言われると身もふたもないんですけれども、私は小学校、中学校と４５人とか４７人のクラスでおりました。そこの中で、先生に一度足りとその他大勢で扱われたことはない。１回１回、事あるたびに髙島か、髙島かと言われてきたのも事実で、生徒が多いから先生が雑多なことをやっておったかということではない。私この件に関して、一度私の恩師である先生に電話をかけて、どうやったかということを聞きました。そうしたら、おまえは目立っておったで、よう目にはついたと言われましたけれども、先生が一番最後に言うた言葉が私は印象的やったと。やはり一番叱ってやれる人間は先生と親やと、悪いことをしたときに叱ってやれるのは先生と親やと。そして、その表裏一体、おまえを許してやったのも先生と親しかおらんという言葉が一番印象的であって、その先生に聞くと、４５人のときも今とは全然変わらない、先生は先生だという言葉を私はいただきました。まあそういうことです。

誤解されたら何なんですけれども、少人数に決して否定じゃない。少ないのがええに決まっておるんですよ。そういうことで、まあ頑張ってというところなんですけれども、最後に、私はふるさと先生についてお伺いしたい。

僕、亀山市に特異なふるさと先生というのがお見えになるということを聞き及んで、年間３，５００万の予算を組まれてやっておられるということをずうっと調べておりましたら、書いてあります。

一体そのふるさと先生とは何ぞやというのを、ご説明をいただきたい。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

ふるさと先生とは何ぞやということでございますが、国が質の高い教育の実現を目的に、平成２

３年度から小学校１年生の標準３５人学級をスタートさせました。また、三重県におきましては、きめ細やかな指導の充実を目的に、国の弾力的措置に伴いまして、先取る形で平成１５年度から小学校１年生で３０人を基準とした「みえ少人数教育推進事業」をスタートさせ、現在では小学校１、２年及び中学校１年を対象に事業の取り組みが継続されているところでございます。

そこで、亀山市といたしましては平成２１年度から、亀山市少人数教育推進事業に取り組み、１学級３５人以上の過密学級を解消し、少人数グループでのきめ細かな学習指導を行ったり、児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保したりするために、県の「みえ少人数教育推進事業」を補完しながら、市単独で正規職員に準ずる期限付講師を配置しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

市単独でやられておる事業なのだよということを教えていただきました。

そのふるさと先生というのは、教員資格は持っておると思うんです。基本的に、大学を出て教職員免許を取ってするんですけれども、県の採用では違いますよね。県の採用はされていないということで、そこは聞き及んでおるんですけれども、そのふるさと先生が教員になっていく人は多いのかということをお聞かせください。

ごめんなさい、聞き方が悪いですね。亀山市で、早い話修業をして、教員というものは何だよと、生徒というのは何だよ、子供というのは何だよと、まして親とかＰＴＡというのはこんなんだよというのを覚えた上で県の採用試験を受けていく人は、何人だということは言ってないですのでわかりませんと思いますけれども、大半の方が先生を目指して頑張っておられるのかというのを聞きたいです。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

ふるさと先生には、三重県だけではなく他の県からも応募していただいておりまして、２倍以上の応募率といいますか、そういう状況でございますけれども、大半の方が正規の教育採用試験を目指して受験をされております。

その年によっても違いますけれども、４割から５割程度の方が正式に採用されるケースが、今までですとデータとしてはそういうデータが残っております。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

先生になられるがためにふるさと先生に応募して、先生になるための予備校じゃないですか、基本的に。亀山市は。

語弊があるかわかりませんけれども、そこで訓練をして先生になっていけば、それはいっぱしの先生になれることは、僕はええと思うんですよ。だけど、いろいろ調べておると、採用試験を三重県で受けて、亀山市へその人が来て亀山市の子供のために教えてくれるかということは、それはないというのを聞き及んだことがあるんです。

地元のところは、また３年間よそで修業してきて、この亀山市に戻れる可能性はあるということを聞いたんですけれども、基本的にそうやって亀山市が年間、教育にお金の話を言うてちょっとやらしいですけど、何千万もかけて育てて、それがよそへ行ってしもうたら、僕は市の損失やと思う。首ひねらんと、ちょっと聞いてください。

僕は、基本的に、学校の先生がお金をかけて、お給料をもうて、いろいろ教えてもらうんですよ、逆に。ふるさと先生が教えるんとちゃうんです。いろいろその先生にふるさと先生が教えてもうて、学校の先生としての心構えとか、いろいろ教えてくれた先生がこの亀山市に戻ってきてくれたら倍返しになるんですよ。違うんですか。僕の考え方が違うんやったら違うと言うてください。

その制度として、３年間外へ出やなあかんということがあるんでしたら、その制度を何とかこらえてくれと。亀山市は一生懸命こうやって教職員を育てて、将来の担い手となる亀山っ子を育てていくためにお金をかけておるんやと。それは３年間外へ出さんと、すぐにここで受けた人はこっちにくださいよということはお願いできやんのですかと聞いておるんですよ。いきなり首かしげられても、ちょっとショックですのでね。違うんですかと教育長に聞きたい。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

ふるさと先生１０名についてでございますけれども、何年か続いて亀山市でふるさと先生をしてくださる方、それから教員採用試験に合格されて正規の採用を受けられる方、いろいろでございますけれども、三重県の教育の人事の考え方でございますが、例えば亀山市に現在在住している人は、今度正規で三重県で採用された場合は他市に採用すると、そういうルールがございますので、私どもはできるだけ亀山在住、出身の方はぜひ亀山で採用したいという思いは強く持っておりますし、それは県の教育委員会に申し入れはしておりますけれども、現実にはそういった状況でございます。

ただし、ふるさと先生の中で鈴鹿市に現在住んでみえて、例でございますが、亀山市外に住んでみえて三重県の採用試験に合格された場合に、亀山市に採用になると、そういうケースもございますので、ふるさと先生は亀山市で養成してほかに持っていかれるとか、そういったニュアンスではなく、今現在、実際に亀山市の中で亀山市の子供たちにその都度その都度の時期におきましてしっかりと向き合って教育をしていただいている、これは私の口から申し上げられることかなと思っております。

県の教員採用試験の制度がございますので、それはこちらではちょっとどうしようも仕方がないようなこともございますので、その点はご理解いただけたらと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

ルールですね。一遍そのルールというのを私調べて、次回ちょっとやらせていただきます。いろいろと調べておってもこんがらかってくるんですよね、学校の先生の、いろいろふるさと先生についてでもそうですけれども、そして先ほど言われた亀山市の在住の方はよそに行って、こっちに戻ってこれるのかというのもありますし、いろいろ人間関係もございますので、いろいろとそういう亀山市の教育について、亀山市は市単でお金を三千何百万放り込んでやっておるということを、次

回、私はもう一回やりたいと思いますので、勉強してきます。

どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長から答弁の申し出がありましたので、答弁をしていただきます。

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

先ほどの途中退職者の年齢構成でございますけれども、平成２０年度７人のうち、５０代が７名、２１年度が８人のうち３０代が３名、５０代が５名、それと２２年度４名は２０代が１名、４０代が２名、５０代が１名、それと２３年度は２０代が２名、５０代が５名、２４年度は２０代が３名、５０代が９名、合計３８名でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

２番　髙島　真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時４８分　休憩）

（午後　１時５９分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１３番　中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

本日は３点、昨今の新聞報道等でも話題になっております３点につきまして、お尋ねしたいと思います。

まず大きく１点目でございます。

社会保障と税の一体改革についてということで、この件につきましては、これも昨今マスコミ等でも連日取り上げられている問題でもございますが、また今回の市長の現況報告の中にも掲載されていたところでありました。

超高齢化社会を乗り越え、また財政の維持可能性を確保するには、それでなくてもふえる負担増を抑えるために社会保障制度を効率化させることは大変重要であります。今後の超高齢化を見通せば一定の負担増は必要ではあるが、ただ社会保障と税の一体改革案というのは、高齢者の医療制度や新しい年金制度がどういうものか明らかにもしておらず、２０１０年代後半以降の政策論議はこれからだと、そういうことも新聞報道でも載っておりました。

諸問題も多い中、先般、社会保障制度改革国民会議において最終報告書が取りまとめられたところであります。このことについて、市長の認識と見解をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

１３番　中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員の社会保障と税の一体改革について、市長の認識はというご質問でございます。

午前中も健康保険の制度についてのご議論がございましたが、我が国におきましては、ご案内のように世界に類を見ない長寿国家であるとともに、この実現にはこれらを支えてきた医療、年金、介護など社会保障制度が寄与してきたことは確かであると、このように考えるものでございます。

一方で、これもまた類を見ない少子・超高齢社会を迎えて、これに伴う社会保障給付費は既に国全体で年間１００兆円を超えておる水準に達したというふうに伺っております。

本市におきましても、議員の皆さんご案内のように、扶助費の増加とその制度、財源の持続可能性も大きな課題でございまして、これらの状況を踏まえ、我が国の社会補償制度改革と財源のありようを定めることは、次世代へと先送りできない国、地方共通の課題であると認識をいたしておるところでございます。

このような中、触れていただきましたが、去る８月６日に、昨年の三党合意により設置されました社会保障制度改革国民会議の最終報告書が政府に提出をされました。一方、これも８月２６日から６日間、政府によりまして消費増税の影響を検証する有識者ヒアリングが開催されまして、来年度以降を視野に入れた制度設計や増税の判断につきましては、大きな山場を迎えているところだと認識いたしております。

既に、本市におきましては、少子化対策分野における子ども・子育て会議を立ち上げておるところでございますけれども、今後、これら社会保障制度の各分野、医療、介護分野並びに年金分野、この各制度改革において多分さまざまな動きが始まってまいりますことから、十分な情報収集をもって的確な対応を本市としてしていかなくてはならないと、このように基本的に考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

これからのことということでございます。我が国の社会保障制度改革というのは、次世代へ先送りできない国、地方共通の課題と今市長が言われました。そのとおりだとも思います。

私の考えるところでございますけど、今回は消費税の増税の問題も入っております。こういった消費増税の話は逆進性もつきまとうということも言われておりますし、問題点もかなり多いと。また、消費税増税の影響をシミュレーションした結果からは、デフレから脱却しないうちは増税を回避すべきであると、そういった見解もございます。

また、先般の中日新聞にも、２週間ほど前でしたかな、掲載があったわけでございます。読まれた方も見えるかと思うんですが、今回の改革で介護保険の要支援の切り離し案が出ておりまして、市町村の独自事業とする改革案を示されていたところでございます。これも確定的なものじゃないんですが、その結果、市町村は大変困惑していると、そのように報じられておりました。三重県の南紀のほうですか、過疎が進んでおるところは特にそのような懸念があるようなことも新聞に載っておりました。また、他の新聞やマスコミ等でも、国民の負担増や給付の抑制など痛みを強いているとか、また特に年金の未払い拡大など、若い世代の不安の解消が重要であるのにその将来像は示されなかった等々、大きな課題が残っているわけでございます。

消費増税もまだ確定していない状況でございます。毎晩のようにそういったニュースもあるわけでございますが、上がるかなあというほうが公算が高いような気もするんですが、今後は国の動向を、市長も言われたように十分注視しながら、情報収集等々しながら様子を見ていこうと、そのように思っております。

それでは、次の質問に参ります。大きく２番目の教育行政でございます。

教育基本法が改正されましてかれこれ五、六年経過いたしました。この法律は、全て国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると、そういうことで日本の教育の基本理念や教育行政を確立するための法律であります。改正されたのが約６０年ぶりということで、その他さまざまな条文が新たに盛り込まれたわけでございます。

この基本法の中では、伝統や文化の尊重や我が国の郷土を愛する態度、そういうのが教育目標として明記されたわけでございます。一方的に国が望むような価値観を押しつけるのはおかしいとか、また一方では、教育行政は法律の定めるところにより行われるべきものと明記されたことによりまして、国の教育現場への介入が制度化されると、そういった指摘も多々あるわけでございますが、このことについてはいろいろ賛否両論もあると思います。

そういった中で考え方はいろいろだと思いますが、法が改正されまして年数もかなりたって、五、六年たったわけでございますが、現在としての、教育長としての認識と見解をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教育基本法改正後の教育長としての認識と見解についてということでございますが、議員おっしゃられましたように、平成１８年１２月、約６０年ぶりに教育基本法が改正されまして、６年余りが経過しておるところでございます。

教育長就任当時にもお答えさせていただいたところではございますが、教育基本法の改正の背景は、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族のあり方など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化しさまざまな課題が生じていた、そういったことも背景にあるかと認識しております。

そして、改正基本法におきましては、生涯学習の理念、家庭教育、幼児教育、教育振興基本計画など新たな事項が条文等に盛り込まれておりまして、これからの教育のあるべき姿が明らかにされたものと受けとめさせていだたいております。また、公共の精神等、日本人が持っていた規範意識を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化を尊重することなどが教育の目標として定められたことが特徴であるとの認識を持ってございます。

教育長といたしまして、私はこれらの改正内容を受けとめつつ、亀山市の教育情勢を踏まえた施策を進めていっているところでございます。

具体的に申し上げます。教育振興基本計画や県教育ビジョンを踏まえつつ、昨年３月、亀山市学校教育ビジョンと亀山市生涯学習計画を部分改定させていただきました。また、これらの計画は、亀山市の後期基本計画との整合性を図り、重点化した取り組みを進めているところでございます。

そして現在、亀山市が推進しております体験を重視した伝統や文化に関する教育、道徳教育の充

実、就学前教育を重視した保・幼・小・中・高がつながる教育支援、家庭や地域と連携した社会全体で子供を育てるシステムづくり、市民誰もが学びやすい環境づくりなど、旧基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、今日、特に重要と考えられる事柄について焦点を当てた施策を進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

丁寧にご答弁、ありがとうございました。

今回、基本法が改正されたとともに、教育三法も改正されましたわけでございます。

教育三法改正も同時にされて、その後、同じように五、六年たっておりますけど、６年前にもちょっとお尋ねしたんですが、あれからもうかなり年もたっていますので、学校現場によってその状況でございますけど、改正後の学校現場の状況ということで、現在、政治や経済だけでなく社会のあらゆる分野で急激な改革が推進されております。学校現場におきましても、国や自治体が基盤整備や教育の結果検証を行い、義務教育の見直しや質的な転換が進められてきています。

そういった中、教育三法ですね。学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の３つでございますが、改正され数年経過いたしました。そこで、現在の学校現場の現状はどんなのであろうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

平成１９年に学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のいわゆる教育三法が改正されました。その後の現場に及ぼしている影響というご質問でございますので、お答えさせていただきたいと思います。

まず学校教育法につきまして、学校評価の実施とその情報提供が義務化されました。そこで、市内全ての小・中学校において、目指す学校像実現に向けた重点目標や単年度計画を提示し、保護者や地域住民の皆様から意見を取り入れた学校自己評価や学校関係者評価が実施され、その結果や改善計画が学校だより等で発信されているところでございます。このことにより、学校運営組織に位置づけ経営改善を進めているのが今の現状でございます。

また、新たに規定されました義務教育の目標につきましては、学習指導要領の改訂にリンクしておりまして、その取り組みについては各学校にて着実に進められているところでございます。

次に、教育職員免許法でございますが、これは１０年ごとに免許更新講習が平成２１年度から義務づけられました。１０年ごとに免許を更新するということでございます。このことによりまして、講習費の自己負担とか年間３０時間の受講制約が生じているという現実はございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましては、教育委員会の責任体制の明確化に伴い、事務局業務執行状況の点検及び評価が定着しております。また、教育委員に保護者を含むことが義務化されましたが、定例教育委員会等におきまして、学校の実情が最もわかる委員として有意義な協議がなされているものと認識しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

先般、三、四年前にお尋ねしたときよりも年数がたちましたので、いろいろ法改正されたわけでございますけど、今としてはいろいろきちっと定着して、そんなに目立った弊害といいますか、そんなこともないと、そのように理解してよろしいですか。それだけちょっと、もう定着してきたかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

当時話題となりました教員の免許更新の件につきましても、今定着しておりますし、先ほど申し上げましたように、今の時代に合っていろいろな施策が進んでおりますので、着実にそれを進めているという状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ある程度定着してきたと理解をさせていただきました。

次に、３番目でございますが、先ほど教育長もちょっとお触れになったんですけど、国の基本法に基づいた教育振興計画についてということでございます。

以前のご答弁では、４つの基本的方向や亀山市の学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画に沿って活動が進められているということでございましたが、現状についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

国の教育振興基本計画の中で、そういったビジョンをつくりなさいということで三重県の教育ビジョンがつくられ、亀山市も学校教育ビジョン、それから生涯学習計画を策定いたしまして、それに基づき進めさせていただきまして、昨年度はそれを、見直しを図ったというところでございますけれども、現在の取り組みについてお答えさせていただきます。

亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画ともに各担当部署におきまして、主体的かつ計画的に取り組みを進めているところでございます。２つの計画とも、平成２４年度主要施策の成果報告書の評価シートで主な取り組みと成果を報告させていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

これまで教育基本法というのは、個人の権利や個性を極端に重視して個を強調し過ぎたために教育のバランスが崩れたと、そのようにも考えるところでもございます。結果として、歴史や伝統文化という時代性と現在のいろいろな関係性、そういったような縦横の関係のところで人が生かされているということが忘れられている状況でもあり、また先人が歩んできた道程や国柄もどうも伝え

られていない状況にあると、そのようなふうにも考えられるところでもございます。

知識を軽視したゆとり教育等々、根本から見直して、子供たちに知識を与えて一人前の社会人としての規範とか道徳を身につけさせることが大変重要なことだと考えます。

そこで、先ほど評価シートに成果を載せてあるとお答えがあったんですが、計画の成果と課題について、わかる範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

成果と課題ということでございますけれども、学校教育ビジョンにおける３つの基本目標の実現に向けた２０の各施策は、おおむね計画どおりに進んでいると捉えております。

例えば、具体的な成果を申し上げますと、コミュニティスクールの導入によりまして、学校や地域の特色を生かした取り組みが推進されております。また、通訳や各種相談員等適正配置に努めさせていただき、個に応じたきめ細やかな指導、支援に取り組んでいるところでございます。

今後でございますが、就学前教育を重視した保・幼・小の共通カリキュラムを作成するとともに校種間を超えました連携をもとに、一貫したつながりのある教育の推進に取り組んでまいりたいと思っておりますし、現在そのように進めさせていただいております。

次に、生涯学習計画でございますが、４つの目標の実現に向けた８つの基本施策は、おおむね計画どおり行われておると捉えております。

具体的な取り組みといたしましては、社会全体で子供を育てるシステムづくりといたしまして、平成１９年度から放課後子ども教室の開設に取り組ませていただきまして、本年度には全小学校区において開設の運びとなります。また、誰もが学べる学習環境づくりに重点的に取り組んでおりまして、市民の学習機会である講座や生涯学習フェスティバルの内容を充実させました。また、各部署が開催している講座の整理やわかりやすい案内チラシの発行、生涯学習の基盤となる家庭教育の支援についてなど、新たな取り組みも進めさせていただいております。

今後は講座への若者世代の参加、学習成果の還元の仕組みづくりなど、生涯学習室挙げて取り組みを考えさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

現在の取り組みということで理解させていただきました。

次に、平成１９年に作成された亀山市の学校教育ビジョンでございますが、国の振興計画や県の振興ビジョンを鑑みて、当市も学校ビジョン及び先ほど言われました生涯学習計画の見直し作業を今現在始めてみえると、そのように聞いておるところでございます。

そこで、現時点の見直し状況でございますけど、どの辺まで行ったのか。具体的に、わかる範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

これら２つの計画の見直しでございますけれども、学校教育ビジョンにつきましては平成２４年３月に見直しを行わせていただきました。見直しに当たりましては、学習指導要領を初め三重県の教育ビジョン、亀山市総合計画を踏まえるとともに、平成１９年３月以降に新たに作成されました各種の計画等との整合性を図らせていただきました。

この学校教育ビジョンは、平成１９年から平成２８年までの計画であるため、基本理念の整理を行いつつ、リーディングプロジェクトや具体的施策に関しまして、新たに必要な内容を一部追加したり、文言の整理を行わせていただいたところでございます。

生涯学習計画も２４年３月に見直しを行いまして、これまで４つの目標については継承させていただきつつ、各施策に関して内容や文言の整理を行いました。また、新たに基本目標に対する目標値を定めまして、その進捗管理を進めているといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

見直しを今されたということでございますが、１点だけお尋ねしたいんですが、この見直しというのは毎年されるわけですか、今後とも。そうじゃなくて、今回の大幅な見直しでそのまま２８年まで行くのか、その辺だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたように、これは一旦、いろいろな国の施策とかも変わってまいりまして、この中での整合性を図るために中間の位置に対して見直しを進めたところでございますので、今後はその結果をもとに、２８年までこのまま進めさせていただくつもりでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、新学習指導要領の完全実施ということでございます。

この新学習指導要領というのは平成２０年度を周知期間として、２１年度より移行措置が始まり、２３年度から完全実施となったわけであります。つまり、幼稚園やら小学校、中学校、高校全て実施と、そういうことになったわけでございます。その中身は、授業時間数の増加や総合的な学習時間の減少、道徳教育や外国語活動の時間の新設、理数教育等であります。

完全実施後の現在の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

新学習指導要領の完全実施についてでございますが、小学校におきましては平成２３年度から、

中学校におきましては平成２４年度から完全実施を始めさせていただいております。学校現場におきまして、その趣旨に基づきまして計画的に取り組みを進めてまいったところでございます。

まず小学校、中学校共通の課題であります理数教育、道徳教育、体験活動の充実に関しましては、各校におきまして担当教師が中心となり推進していくなど、学校現場での取り組みを順調に進めてまいっております。

次に、小学校１、２年生における週当たり１時間の授業時間の増加につきましては、各学校の時間割にスムーズに取り入れられ運用がなされております。言語活動の充実に関しましては、国語科だけではなく他教科においても、子供たちが話し合い、学び合う活動が重視されており、多くの学校の研修テーマとしても取り上げられておるところでございます。

それから、小学校５、６年生の外国語活動の時間につきましては、学級担任が従来より各小学校に派遣しておりますＡＬＴ、外国語指導助手でございますが、ＡＬＴと連携しながら指導に当たっております。わかりやすくて楽しい授業づくりということで取り組んでおります。

外国語活動の導入に伴い、総合的な学習の時間が減少はいたしましたものの、活動内容を精選し地域の方との連携を大切にした活動を各学校で工夫して進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

子供たちにとっても、授業時間等々ふえて、以前と大分変わってきたんで大変かなとは思うんですけど、いろいろ頑張ってみえるようでございます。

教育の中でも教育経済学とか、昨今盛んに言われております。そういった中で、教育というのは経済の発展にも大きく貢献するものだと、そのように考えております。日本の戦後の経済発展を支えたものの一つは教育にあるんじゃあなかろうかと、そのようにも思います。

戦前から蓄積された知識や技能といった人的要素、そういったものが貢献されたものの一つだと。これこそ過去数十年にわたった教育の成果の蓄積ではなかったかと、そのようにも考えるところでございます。昨今の日本の状況下では、教育の充実というのは大変重要なものだと考えるところでございます。

最後の５番でございますけど、新教育再生実行会議についてお尋ねしたいと思います。

現在、第２次の安倍内閣、以前の民主党からかわりまして政権交代で第２次の安倍内閣のもと、教育再生実行本部が立ち上げられまして、以前もあったわけでございますけど、第１次の安倍内閣と同様に首相直属の教育再生会議の設置を決めておりまして、引き続き教育重視の方針を安倍内閣も打ち出しておるところでございます。

第１次安倍内閣のときの教育再生会議の中で、これも随分前に質問したこともあるんですが、道徳の時間を見直して新たに徳育ということですね。これ前回の教育再生会議の中の議題であったんですが、教科とする提言があったわけでございますが、これは実りのある成果にはなかったように考えております。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、その後、当市の教育の経過や新しい教育再生実行会議、新しく実行というのがつきましたですね。この実行会議の影響について、まだ日数もたってないので

どうかとは思うんですが、当教育委員会等への影響はどんなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員ご指摘のとおりでございますが、第１次安倍内閣で教育基本法が改正されまして、翌年の平成１９年６月に教育再生会議が設置されました。そして、徳育への名称変更などが検討されたわけでございます。

その後、政権がかわりまして中央教育審議会におきましては、道徳の教科化が見送られたものの、指導内容の見直しで道徳教育を充実させることとなりました。その見直し結果が新学習指導要領として発表され、体験活動の推進、先人の伝記や自然を題材とした魅力的な教材活用、道徳推進教師を中心とした指導体制の導入となっております。

このような流れの中で、新学習指導要領が小学校で平成２３年度から、中学校で平成２４年度から完全実施ということで、先ほどもご答弁させていただきました。各学校では、新学習指導要領に基づきまして、特に道徳関係では道徳推進教師が中心となりまして、道徳の全体計画や学年指導計画等を作成し、道徳の時間の充実に努めております。挨拶の大切さや規範意識の向上、自他の生命尊重、社会への主体的な参画など、自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を一層高める取り組みを推進しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。今回は全部教育長がご答弁いただきまして、ありがとうございました。

この２１世紀というのは大変な時代でありまして、問題が山積しております。豊かな判断能力や人間性の育成、健康、体力の向上等がますます重要となります。教育の充実は不可欠でございます。今後、亀山市の教育振興のため努力を傾注していただくようにお願いいたします。

次の質問に移ります。

最後の特別警報についてということでございます。

この特別警報というのは、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の公布ということでございます。特別警報といいますのは、気象業務法第１３条において、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う警報と、そのように定義されているとのことでございます。

災害発生の危険性をわかりやすく示すために用いられるもので、２０１３年の５月３０日に公布された同法及び国土交通省設置法の改正により新たになったそうでございます。

先月末ですので３１日から運用が開始されたわけでございますが、このことにつきまして、数点お尋ねしたいと思います。

まず１点目、特別警報と土砂災害警戒情報の位置づけについてということでございます。

特別警報と土砂災害警戒情報が両方発令された場合ですね。市民の避難の目安としてはどちらを

優先するのか、またどちらの情報で判断するのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今、特別警報と土砂災害警戒情報との関係をおっしゃいましたけれども、発令、発表の順番を申し上げますと、ほとんどの場合が土砂災害警戒情報がまず発表されるというふうに理解をしておりますので、その後特別警報と、大雨の場合であればということでございますので、住民避難の判断基準といたしましては、先に発表される土砂災害警戒情報を判断の根拠といたしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。土砂災害警戒情報を優先的に、ほかの補足情報等々情報の推移を見ながら総合的に判断すると、そういうことだと理解いたしました。

特に、土砂災害というのは住民の生命・財産等に極めて著しい影響を与えるといったところから、この種の災害情報は的確に対応していただきたいと、そのように考えます。

それで、１点お尋ねしたいと思うんですが、特別警報というのは、これまで警報とか注意報とかございましたんですけど、具体的にどのように違うのかお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

特別警報とこれまでの注意報、警報との違いでございますが、まず注意報から申し上げますと、注意報につきましては災害が発生するおそれがある場合、警報は重大な災害が発生すると予測される場合、それに対しまして特別警報は、今議員もおっしゃいましたけれども、従来の警報基準をはるかに超えまして、非常に大きな災害が発生するというふうに予測される場合でございまして、おおむね大雨の場合ですと、５０年に１度程度の災害が発生の予測がされるような場合に発令されるというふうに聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

５０年度に１度と言われましたかな、半世紀に１度ということはめったにないというようなことでもございますが、先般から日本でも山口県や島根県や秋田県で集中豪雨、ゲリラ豪雨といいますか、先般あったばかりでございますが、そのときはこの特別警報というのはまだできてなかった時期でしたですね。

それが、この特別警報というあれができてから、こういった３つのゲリラ豪雨が起こった場合、こういったゲリラ豪雨はこの特別警報の対象になるのかと、そのように理解していいのか、お尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

この８月３０日に特別警報が施行されたわけですが、その直前にたしか東北地方で時間１００ミリの大雨も降っております。そのときに、たしか気象庁の発表の中で、自分の身を守る行動をとってほしいというような趣旨の気象庁の記者会見があったと思うんですが、８月３０日以前であってもこの特別警報を捉えて先に施行したというような形をとっておるというふうに聞いておりますので、先月の各地の１００ミリを超える大雨については特別警報に該当するというふうに確認をとっております。

ちなみに、この地方の過去の特別警報に該当するような事例を申し上げますと、まず昭和３４年の伊勢湾台風、それから平成１２年の東海豪雨、それからこれはまだ記憶に新しいところですが、一昨年、平成２３年の台風１２号による紀伊半島大水害、この３つぐらいがこの地方では大雨の関係で特別警報に該当するだろうというふうに確認をとっております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

洪水警報というのがございますね。この洪水警報というのは、特別警報の対象外であると、そのように聞いておるところでございますが、このことについてちょっと具体的にご説明お願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

洪水の関係がなぜ特別警報の対象外なのかというご質問だと思いますが、洪水予測につきましてはそれぞれの河川の形状、あるいは治水施設の整備状況等によって大きく変わります。そのようなことから、気象庁あるいは国交省、あるいは河川管理者である県等がそれぞれの河川の状況に応じて今現在指定河川洪水予報、あるいは水位情報が発表されておりますので、それがかわるものというふうに思っていますので、そういうことで洪水に関する特別警報はないというふうに理解をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。洪水により重大な災害が発生するおそれがあった場合、先ほど言われたんですが、気象庁と国交省と県が共同して、洪水警報や水位情報で周知を行うので特別警報は行わないと。そちらを優先に考えるということで、理解させていただきました。

それと地震の場合ですけど、震度６弱以上の地震を特別警報に位置づけると、そのようにも聞いておりますが、その根拠でございますけど、それはなぜかということと、また先般も一度起こっておるんですが、直下型の地震ですね。いきなり来る直下型の地震でございますけど、こういった場合は特別警報というのはもうほとんど間に合わないと、そのようにも思いますが、この２点につい

てお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

まず地震動の震度６弱以上がなぜ特別警報なのかということでございますが、地震動における特別警報の基準につきましては、過去の地震発生時の調査から、震度６弱以上になりますと建物の全壊率が高くなるという結果が出ておりますことから、６弱以上を特別警報の対象とするというふうに伺っております。

それから、直下型の場合ですけれども、今議員おっしゃいましたように、特別警報は多分間に合わないだろうということが想定をされるというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。直下型の場合は、もう本当にあっという間のことですので、間に合わないとは思います。

次に、２点目でございますけど、市町村が住民の方々に周知の措置の義務についてということでございますけど、この市町村から市民の方々へ特別警報を周知する義務があると、そのように聞いておりますけど、何をもってその義務を果たしたとするのか、またその時間的なものですね、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

特別警報の市町村の周知義務ということでございますが、まずその前に、行政側の周知の前に一般的にはテレビやラジオ等のマスメディアでいろいろ発表されると思いますが、それに加えまして当市といたしましては、例えば緊急速報メール、安心めーる、あるいはケーブルテレビ、また防災行政無線等のさまざまな情報伝達手段を通じまして市民に周知したいというふうに思っています。

さらに加えますれば、広報車による巡回とか、自主防への連絡等も考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

最後でございますけど、市民に対する特別警報の周知等でございますが、特別警報につきましては先般、市の広報の８月１６日号でしたか、それによって掲載はされていたところでもございましたが、まだまだ市民の方々にとっては理解している方は少ないと考えております。

今後、周知につきましては、さまざまな媒体を通しまして十分啓発していただきたいと考えるところでございますが、このことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

この特別警報の市民へのさらなる事前周知ということでございますが、今議員おっしゃいましたが、８月１６日号で事前周知をさせていただきましたが、さらに、きのうも申し上げましたが、今年度改定を予定して、市内全戸配付を予定しておりますハザードマップを加えた防災マップにそのようなことも掲載をしたいというふうに考えておりますし、地域の防災訓練や出前講座等で周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

特別警報が出るような災害というのは、半世紀に１度とか言われましたように、めったにないこと、あってはならんことでございますけど、確かに当亀山市は災害といいましても台風による風水害か地震か、この２点ぐらいしかありませんので、火山もないし津波もないし、災害のないところでございますけど、いろいろ同僚議員も言われていますように、南海トラフの大地震ですけど、いつ起こるかわからない状況でございますし、何が起こるかわからない現在でございますので、十分その危機管理体制をとっていただきまして、今後ともそういった体制のさらなる充実をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１３番　中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時４９分　休憩）

（午後　２時５９分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

通告に従い、順次質問をいたします。

時間の都合で、一番最後の問題については最後までしゃべれるか、短縮するのかわかりませんけれども、その辺はまたよろしくお願いします。

まず大きい項目１番目の市税収入促進策の中で、軽自動車税は亀山市が徴収されております。

現状の未納分はどのように徴収されているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

１５番　片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市の軽自動車税は、毎年４月１日に、１日現在の所有者に対しまして５月上旬に納付書を発

送し、５月末日までに納めていただくこととなっております。

納期を過ぎましても未納の場合には、６月に督促状を、それでも納付がない場合には９月に催告状を発送して、納付を促しているところでございます。その後、再三の催告にもかかわらず納付をいただけない場合には、差し押さえなどの滞納処分を行い徴収をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

ありがとうございます。６月に督促。

次に、２つ目に移ります。

本当に税金というのは全て回収していただかないと、財政破綻の原因にもなります。未納分の回収を放置すれば不納欠損となります。平成２４年度は２５０件で約１２５万７，０００円となっております。

過去５年間で何件あり、総金額はどれだけですかという通告をしたんですけれども、総金額は別の資料で４３９万７，０００円はわかりましたんで、件数だけを教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

それでは、件数のほうを申し上げさせていただきます。

平成２０年度が７４件、２１年度が３１２件、平成２２年度が１２６件、平成２３年度が１４９件、昨年が２５０件となっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いておると、やっぱり僕が言うたように、２４年の２５０件というのは物すごい数字でふえておるということでございます。

次、３つ目に移りますけれども、軽自動車税以外の税金でも未収金、不納欠損を毎年報告されておりますが、未納に対して督促をどのようにされているのかお伺いしたいんですけれども、２４年度決算では市税だけでも約２，７６７万２，０００円と報告されているのは確認したんですけれども、どのように督促されているかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市県民税普通徴収と固定資産税につきましては、それぞれ納期が年４回、市県民税の特別徴収は毎月となっておるところでございます。

督促状は納期限の翌月に発送し、それでも納付がない場合は、一定の期間を置いて催告状を年度内に３回発送いたしております。

また、再三の催告にもかかわらず納付をいただけない場合には、軽自動車税と同様に差し押さえなどの滞納処分を行い、徴収をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

私たちは、税金の支払いは義務とされております。その中で、延滞金は１４．６％取られます。来年度より延滞金の金利も下がると聞いておりますけれども、本当に税回収は全職員が一丸となって、さっき言われた分納でも、全て徴収できないのですかと言いたいです。

その中で、自動車の強制保険は、過去は毎年でしたんですけれども、車検の有効期間分の前納となっております。この方向に変更できないんですか。

それと、私は予算決算委員会で提案しました封筒、岡山のほうでやっておる赤色に変えたらどうやと言ったんですけれども、採用されておりません。三重県がやっているのが平成１６年から、普通徴収は５月、この色で来ます。ところが、先ほど言われた１カ月、６月中にいわゆる督促で来るのはこの色に変えてきます。その中に重要とも書いてあります。それで中に督促状が入っています。それによって、僕はこれある人から聞いたんやけれども、これはあかんと思って納めに行ったと。延滞金取られやんうちに納められたと。

そうやで、亀山市もこれをやる気があるのか。自動車の強制保険と同様に、前納式に全国してもらうことができるのか、その辺を確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず１つ目の、車検の有効期間分の税金を前納できないのかというご質問だと存じますが、軽自動車税につきましては、地方税法第４４５条第１項により、その賦課期日は毎年４月１日と規定されており、当該年度分の税金のみ確定することとなります。

したがいまして、次年度以降の税金については未確定であり、前納することは法律上、今のところできないものとなっているところでございます。

もう１つ、滞納の納付書を県は色をつけて送っていますが、亀山市はどうなんだという話でございますが、亀山市はこういうふうに赤字で色をつけて送っておる。少し違いもうちなりには行っているところでございます。

今年度は、うちも税金の滞納が多いという形の中で、亀山市の特徴でございますが、外国人の方も多いということで、今年度４月から通訳をうちの財務部の税金徴収の納税室のほうへ配置していただいて、そういう形で少しでも納付を促せないものかという取り組みをさせていただいたところでもございます。

議員おっしゃいますように、いろんな手法がございますので、いろんな方法をとりがてら、滞納を少しでも減らすように努力をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

考えると言われました。この方法は、県は平成１６年からやっておるんです。もう何年かたつ。

そうやで、県がこういうことを全てやっていますと、ほかのことでもやっていますと言うてましたんで、十分検討しておいてください。

次の質問に移ります。次の項目は、２番目の神辺大橋についてであります。

私は実家へ行くときには渡っています。現在の橋が完成して、夫婦３代の渡り初め式を見学と、約１００メーターの距離として競走したことを今でも記憶があります。

車もない時代であり、幅員も４メーターでよかったんでしょうが、子供たちの通学時には気を使って徐行運転をしております。橋の路面もコンクリートががたがたと、いつ崩落するのかと危惧しているから確認をするのです。担当職員以外でも、一回現地を歩いてみなさい、どのぐらいがたがたしておるか。

橋の路面のコンクリートのがたがたより雨水が浸水して、鉄筋が多く腐食している箇所はないのですか。一部分の調査では、安全確認はできないものと私は思っております。荷重制限も５トンとされておりますが、有効幅員が幅４メーターもありながら荷重制限が５トンでは生活道路、通学道路をどのように認識されているのですか。行政が言われる安心・安全の確保には、更新の必要は認識されていると私は思っております。

会派で、昨年８月に、神奈川県秦野市へ公共施設白書策定事業を勉強してきましたが、将来計画の道筋を作成されておりました。前教育次長にこの件を話したら、現在、教育関係は作成中と聞き、その後、完成しましたと見せていただきました。言われる前にすることが大切であります。この件は竹井議員からも質問がありますので、ここでやめます。

そこで確認をしますが、コンクリートの耐用年数も約５０年と聞いております。神辺大橋は施工後何年が経過しているんでしょうか。

それと、旧の山下橋は神辺大橋より後でつくられたと聞いておりますが、流されてしまいました。これは安普請の設計不良が原因と私は思っております。現在の山下橋ではなく、旧の山下橋は昭和６３年に落ちたと聞いておりますが、何年間の使用で、神辺大橋は現在までの使用期間は何年か、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず神辺大橋は、昭和２８年に施工されまして、６０年が経過をしておるところでございます。旧の山下橋でございますが、これは昭和４７年に農林整備事業におきまして農道橋としてかけられた橋でございます。

しかし、昭和６３年８月１５日の夜半から１６日の朝方にかけまして、台風１１号崩れの熱帯低気圧と台風１３号が本市付近を通過したために、鈴鹿川の増水によりまして山下橋の流失の被害を受けたものでございます。

使用の期間ですが、施工後、農道橋として１６年間使用され、その後、市道橋として現在の橋がかけられたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

山下橋１６年間しかもたんだて、そのような設計でようつくられましたねと、本当に言いたいですわ。

山下橋が昭和６３年に落ちたと。それで、その中で今の神辺大橋はもう６０年使っていますと。６０年も使っておるのやったら、私はぼちぼち更新の時期と違うのかなと思っておりますけれども、神辺大橋をかけかえと堤防決壊防止の安全対策をとるべきと思っております。

どのような計画で、修理されるのか、かけかえするのかわかりませんけれども、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

神辺大橋は、亀山市内管理橋梁におきましても、古い橋梁というふうに認識をしております。今後、高度成長期に建設されたこれらの古い橋梁のかけかえがどんどん必要となると、財政的にも大きな負担となってまいります。

全国的な動きといたしましても、今かけられている橋梁を定期的に点検をしまして、必要な補修を行って、できるだけ長く使う方向へと向けられております。

亀山市におきましても、平成２３年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しまして、計画に基づいた予防的修繕を進めることで道路ネットワークの安全性、信頼性を確保してまいりたいと考えておりますので、神辺大橋につきましては、どのような補修を行っていくのかという設計業務を発注させていただいたところでございます。

したがいまして、平成２６年度から補修の工事を行っていく計画でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

現在では、６０年たっておっても補修ということを言われました。本当にそれでよいのですかね。

過去の地元での話は、かけかえ、補修または道路幅が狭いんで歩道橋の増設も聞いておりますが、なぜ補修ではなくかけかえができないのかと私は思います。

そんな中で、例として出します。旧関中学校の改築前の現場案内で、壁のところで鉄筋がさび出て丸出しで割れているのはコンクリートの劣化と聞いて、建設ラッシュのときであり、塩分を含んだ砂を使用したのと違うかと、現地説明で質問しましたが、何も回答は返ってきませんでした。

昨日の議案質疑で、金瀬橋の鉄筋が露出しているところの補修を触れられましたが、私の経験では、完全に鉄筋のさびを除去しないとまたさびが膨張して、コンクリートが破壊されて鉄筋が露出してきますので、鉄筋の地肌が見えるまで完全にさびを除去して補修してくださいと申し上げておきます。

私は、昨年９月の集中豪雨で神辺大橋の上流で堤防が決壊したのは、神辺大橋には橋脚が１１メートル間隔で８カ所も設置されており、橋脚の幅が約１．２メーターの厚みもあります。これにより水の流れを１５％以上も阻害しているために堤防が決壊した原因と私は判断しております。想定外ではなく、認識不足の原因と設計不足で各地の河川が氾濫で橋が流されるのと堤防決壊の双方は自然災害の対策の不備と思うからであります。

私は会社勤務の中で、くい打ちをする前のボーリングでは３０メーターぐらいの岩盤到達で直径４０センチの長さ１０メーターのくいを溶接して３本、６カ所打ち込みました。で耐力確認しました。ところが、５メーターぐらい離れたら、次の場所では岩盤に到達せず耐力が出ませんので、また１０メーターのくいを１本追加して約３７メーターほどの長さとなりましたが、４カ所打ち込み基礎は強固なものにした経験がありますが、公共工事も民間並みの工事をされていたら、橋は落ちないと私は確信しております。

今から堤防決壊防止の現状認識をしていただくために説明をさせていただきます。

神辺大橋の上流の名阪国道用には、上下線とも橋脚は１脚しかありません。伊勢道との直結線と名阪からの亀山バイパスへの上下線には、橋脚はつくられていないのは皆さんも承知されていると思います。

新規にかけかえをするなら、橋脚はつくらずできる技術は確立されております。神辺大橋は耐用年数も十分に経過しております。堤防決壊の防止のために、かけかえは必要ではないのですか。子供たちの安心・安全の確保をするためには、地元住民の方も市長との懇談会で、いつもの議題ではないのですか。私は財政が厳しいからと、税金の完全徴収する方法も提案いたしました。神辺地区の長年の要望も理解していただき、修理を撤回してかけかえを提案いたしますが、露出した鉄筋の完全な対策も提案しましたが、神辺大橋は先ほど補修すると言われましたけれども、どのような対策を検討して、早急に実施に向けた計画をされるのか。まだ今考えてへんとか言われましたけれども、どうされるのか回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどもご説明をいたしましたとおり、神辺大橋については長寿命化の修繕計画に基づきまして設計のほうも出させていただいたところでございますし、調査のほうも出させてもらったところでございます。

そういう意味で、適切な維持管理を行いまして、できるだけ長く使用したいというふうに考えておりまして、すぐさまにかけかえを行うという計画はございません。

また、河川を管理する三重河川国道事務所からは、台風１７号における木下地区の堤防破堤でございますが、神辺大橋の橋脚が阻害をしておる、影響しておるというようなことは伺っておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の中で、あの橋脚、１１メーター間隔であるのが阻害してませんという見解やと言われますけれども、よう考えてみて。あそこで流れてきておるやつが、１５％ぐらい上へ上がる。ひょっとしたらもっと上へ上がっておったんかしらん。それによって上流の水位は上がっておるの。そうやで、その答弁は私はおかしいと思うけどな。

今かけかえせんと言われるけれども、それは今の私の考えておるのとは違うんで仕方がないと思いますけれども、これは別として、回答はあくまでも補修との答弁では理解しました。

先ほども言いました鉄筋のさびは完全に除去してください。鉄筋のさび除去の現場も、私の目で確認したいのが私の本音でもあります。

次の質問に移ります。

通告３番目の、川崎小学校改築についてであります。

教育委員長の現況報告に、川崎小学校校舎改築計画策定委員会におきまして、改築基本計画策定に向けた検討を重ねているところでありますと言われました。ところが、提出された主要事業評価シートの中では、反省点、課題点として、平成２４年度は校舎改築基本計画策定委員会の開催回数が計画数７回に対して２回の開催となったであります。このため基本計画策定委員会における具体的な計画の検討については平成２５年度から行うこととなったであります。

また、改善の方向性として、平成２５年度前半において校舎改築基本計画策定委員会を二、三回開催することにより、早期に基本計画の策定を行い、実施計画等の事業計画に影響が出ないようにと記載はされております。

私が言いたいのは、２４年度に７回の予定が２回とは何ですかと言いたいです。なぜ完璧な計画を実行されないんですか。行政には、プラン・ドゥ・チェック・アクションは関係ないんですか。民間ではとても考えられません。行政の職員も民間へ行って、もうちょっと勉強していただきたいと思っております。

２５年前半で二、三回なら、ことしは今は９月ですが、確定したのですか。確定してないなら重要視されていないのですか。何が不足しているんですか。指導力ですか、人材不足ですか。これが行政の事業評価ですか。実施しない基本計画策定委員会は必要ですか。私が確認したパブコメ同様、一方通行で、市民の税金使用を同意が得られるんですか。

これからいろいろと厳しく私が延々と指摘する、指摘じゃなくて手法、こういうこともあるということを理解してください。

教育委員会内部の見解と、市長には最後に見解をお伺いして進捗状況を確認させていただきます。

私は平成１５年１１月に、１７年度より階段を上れない方が入学するのでどのようにしたらよいかで、川崎小学校改修について担当職員に要請されて、参加しました。そのときの私の提案も進捗したように思いますが、私なりのプロットプランを、市長、教育委員会、学校には提出いたしました。私は全て改築でと思っていたのに、体育館、管理棟を残す計画が耳に入ってきました。５０年に１度の改築がこれでよいのかと、私も危惧しております。レイアウトも改築した関中学校と亀山中学校が２階なら、小学校は平家の設計でよいと違うんですか。

昭和３５年ごろに私は名古屋の栄に行きました。そのときに道路拡幅で、大きなビルは営業しながら移動の現場も見ましたが、ジャッキで上げて移動するのな。管理棟も移動させる計画があるのですか。ビルでも移動できるのです。残すなら移動も検討して進めてくださいと提案はしておきます。

地元からも、多数の方から要望を聞いています。設計変更も考えずにするには、今回質問して確認しておかないととの思いから確認しますが、今の川崎小学校に再度誰が設計したのかと。過去に戻る設計だけはやめてください。

教育委員会も、５０年に１度の改築を十分認識して答弁してください。それには教育委員会の事業として、完璧な設計ができる人材の英知を結集してください。誰が設計したのかと後世に不名誉

な名前を残す不備な設計をしていただきたくないから確認するのです。建築の担当者と教育長、教育委員長、教育次長、櫻井市長の名前が残るんではないんですかと、私は思っております。

副市長が就任されて、秋の行事で川崎小学校に来ていただきました。私が今から学校を案内いたしますから、現状を認識してくださいと視察していただきました。このときの副市長の言葉、誰がこんな設計にしたのかと言われました。この設計をされた方は誰ですか。誰が見ても最低の設計であると、副市長の言葉も十分認識してください。

また別の機会に、文部科学大臣に現地視察をしていただき、なぜ小学校でこのような段差のある校舎に税金を投入してつくられたのかと指摘されました。視察後の懇談会も１時間ぐらいあり、文部科学大臣は、防災拠点としても学校改築にあわせて検討してくれ、国の施策で必要な要望をしてくれと言われましたが、十分認識されて準備は進められているんですか。防災対策の要望はしないのですか。大臣の視察を教育委員会に通告しても、来ていただけませんでした。２時間近くも視察時間があったら、ほかに来てほしいというようなことも聞きましたけれども、どのような手法があるんですか。もっと勉強していただきたいから、私は来ていただくために呼んだんです。何も本当に勉強しようと思われないのですか。がっかりいたしました。

皆様もご承知のこの６月議会の補正で、ある建物に亀山市は５２５万円補助が、別のところから１，５００万いただけるので亀山市の５２５万円を削減された手法をもっと勉強してください。もっとネットワークとアンテナを高くして勉強してください。

私たち民主党応援団は、地域戦略会議の勉強に参加していたんですが、その中で亀山市の国に対する予算要望の査定対象として、地元の市議会議員の意見も聞きたいで、３名の議員で聞きました。私もこの要望に対しては減額をしないでくださいと発言できたことは、議員生活としてよい思い出となり、よい勉強にもなりました。

ようやく改築にこぎつけたのですが、これで地域住民が納得できる設計で施工されるのかと、改築に関心のある方から言われてきたのです。過去の苦い設計不良を教訓に、今回改築したら、先ほども言いましたように５０年以上、６０年か７０年になるのか知らんけれども、使用されるんです。そのための税金投入であり、完璧に近い学校にしたいと地元の方も思っておりますので、そのためには、私も過去には学校改築基金の積み立ても提案をいたしました。

敦賀原発の事故で避難先に三重県も要請されていますが、防災拠点のためには、残される体育館、管理棟はどのようにすると考えておられるのですか。ことしのように猛暑では、避難所には、体育館と各教室にも冷房も必要です。国と交渉してください。また、防災拠点の活用、学童保育所、コミュニティ・スクールでの地元住民が絶えず学校に入るには、関みたいな足湯も必要ではないんかと私は思います。どのように駐車場を確保されるんですか。東小学校の増築で、緑地を削除しても駐車台数の削減を指摘しましたが、車社会の時代に反するのは学校関係の敷地不足が原因と私は思っております。

そこで、これからいろいろ確認させていただきますが、明快な答弁を求めます。

まず一番初めに、井田川小学校増築では、防災倉庫の小さいのを確保されましたが、文部科学大臣が視察のときに、防災拠点として国へも要望して国からの支援も要請してくれとまで言われましたが、防災拠点として国からの財源確保の考えも、要望しているのですか。どのような状況で、どのような計画をされているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

防災拠点としての国からの財源確保ということでございますが、まずその前に、基本計画の進捗状況につきまして少しだけご説明いたします。

川崎小学校改築事業におきましては、昨年１１月に第１回目の川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会を開催いたしまして、本年度中には改築基本計画を策定し、来年度には設計業務を行っていく予定でございます。当初の計画どおりでございまして、特に問題のなるようなおくれは生じてございません。

防災拠点としての財源確保でございますが、先ほども申し上げましたように、現時点では基本計画を策定しておりまして、まだ策定中でございますことから具体的にどのような補助金等が改築事業の対象になるかは明確ではございませんが、今後、計画が進む中で活用できる補助金等につきまして十分に調査してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

進捗状況は、進んでおらへんのやで、僕はそれは聞きたくなかった。それがためにいろいろこれから聞いていくの。それをもう今聞かなんだことにして言うていきます。

２つ目としまして、よくお聞きしますけれども、少人数学級の要望があります。きょうもちょっとありましたけれども、これ以上削減をされる少人数学級は導入されない設計をされるか。現在の、全て私は、まだ決まってへんのはわかっとんの。それを承知で聞くの。そうやって答弁してください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

少人数学級の計画への影響ということでございますが、川崎小学校改築事業の目的の一つでございます。今後増加する児童による教室数不足の解消がございます。教室数につきましては、国の基準や、県のみえ少人数教育推進事業及び市の少人数教育推進事業を視野に入れて考えてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

視野に入れておると確認させていただきました。

それで３つ目として、先ほど言いましたけれども、関中学校は木造の２階で地元産の木材も使用されました。亀山中学校は鉄筋コンクリートの木質化で２階、森林林業室は重点施策の中で地元産木材の推進を市長も容認されておりますが、木造建築なら、王子製紙の伐採する太い多くの松の木を無償で譲り受けるには、森林林業室、商工業振興室と連携して、教育委員会も検討して経費の削減をしてほしかったと思っておりますが、教育委員会の現在の考え方、そんなん知らんと言うやろ

うけれども、どう考えてみえるのかお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

木材使用についての教育委員会の考え方ということでございますけれども、現在、市では亀山市公共建築物等木材利用方針が策定されまして、学校施設におきましても、木材の利用を促進すべき建築物の対象とされております。

今回の改築事業におきまして、この方針に基づき、木材利用につきまして検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

検討すると答弁がございました。

王子製紙も、社名言うて悪いかしらんけど、さっきもう言うてしまいましたんで、あそこもまだヒノキ、杉、使えそうな木があるんで、また伐採するのやったら使わせてもらえませんかと、そういう交渉もしておいてください。

４つ目として、震災が起きた場合の議員研修で、避難所運営ゲームＨＵＧで私が感じたことは、運動場は広く必要です。そのときに、総理大臣が来られるから駐車場の確保をしてください。私は、数人の受け入れならすると。車の駐車場の利用はしないならよいが、駐車場不足であり、来てもらわなくても結構ですと言いました。それと、亀山市には４００メートルのトラックも陸上競技場はつくらないとの方針であります。

そこでお伺いしますが、川崎小学校ではグラウンドの直線は、私は１２０メーター走れるのを以前から提案しておりますが、体力強化に運動場の面積確保を提案しておりますが、現状の計画をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

１２０メーターの直線をつくったらどうやということでございますが、川崎小学校の現在のグラウンドにつきましては、水はけが余りよくございません。雨が降るとすぐには使用できない状態でございますもので、これにつきましては、校舎改築にあわせましてその改修を視野に入れております。

先ほどの点につきましては、改修の際には全体配置を勘案しながら、グラウンドの形状を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

プロットプランが決まっておらんのやで、その答弁はわかっていますけれども、それだけは私は提案しておきますんで、ご配慮よろしくお願いします。

それで、白川小学校の耐震工事では、グラウンドを工事用の建屋と資材置き場に使用するとの入札のときの答弁でしたが、川崎小学校はどのように考えてみえるのか、現状の計画をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

工事の際の仮設等の計画ということでございますが、工事におきます仮設計画等につきましても、設計段階で全体配置等が決定した後に検討を行う予定でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

その中で、川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会の中で、プールの前の民家を移転して土地の確保を提案されておると聞いておりますが、私は別の腹案も提案してあります。それとも、議長が川崎小学校へ見えたときに僕も言いましたように、全く別の場所の腹案もございます。

私も実現には奔走しますので、失敗のない川崎小学校改築へ、市長、副市長、教育委員長、教育次長、優秀な職員の英知を結集して、後で反省のない改築をお願いするために確認いたします。

１つ目は、設計ができてからの地元説明ではなく、いろいろな提案を採用できる完璧なプロットプランで進捗できる素案は、いつ提出されるのですか。教育委員会の見解を提示してください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

プロットプラン、全体配置の素案の提示ということでございますが、基本計画策定後、設計時において検討していくことになりますので、その時点でお示しすることになると考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今から、本当に最後、市長にお伺いします。

市長部局と教育委員会との権限は違うとは聞いておりますが、予算の執行責任は市長となりますね。

それでお伺いします。

現在の学校に使用禁止の材料は、使われているのは聞いておられると思います。そのとき、学校であり、即改築も必要ということでしたんですけれども、亀中、関中の耐震不足で亀中、関中に先を越されました。

不名誉な校舎改築ではなく、どのように市長は考えてみえるのか、お伺いいたします。ええ答弁を出してください。よろしくお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います、市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

片岡議員のご質問でございますが、川崎小学校の改築事業につきましては、現時点におきまして教育委員会においてその基本計画の策定中という段階にございます。

その予算執行の責任の立場でということでございましたけれども、今幾つかご所見をお触れいただきましたが、それらも含め、現在基本計画策定のために検討委員会、これは名古屋大学の小松先生を中心に学校長、ＰＴＡ、それから地域のコミュニティや自治会の代表者の皆さんも入ってさまざまな議論をいただいております。

この基本計画策定後、詳細の設計及び実施設計に移ってまいるところでございますが、この中でさまざまなことを決定していくということになろうかと、そういう全体の流れがございます。

これらを踏まえまして、市長という立場から、この関係する皆様において川崎小学校の改築の事業がさまざまな協議や検討がしっかりなされて、本当に英知を結集された教育の現場校舎が見事に完成できますよう、質の高い協議を進めていってほしいというふうに考えておりまして、現時点で言えることと、今後本当に教育委員会を中心にさまざまなプロセスがあろうかというふうに思っておりますが、しっかりと市としては総合計画に基づいて対応させていただきたいと、こう考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

何も出てこんな。私はこうしますということも聞きたかったんですけれども。

教育のまちと言われるのは、福井、恵那、亀山と私は聞いております。

私が会派で視察した福井県の小学校と中学校の学校改築は本当にええのができておった。費用対効果では、投資は削減されていたと認識しております。本当に立派な学校ができておりました。あの設計業者の意見も参考に、視察してください。教育のまちに恥じない設計と投資もしてください。これでこの質問は終わります。

最後の質問、もう本当に時間がないんで、皆さんにきょうお配りしました資料、あれを私がなぜ今回お配りしたかというのは、行政のほうが絶えず能褒野のかいわいは、能褒野の開拓整備事業で全てできたと。それと産業建設委員会と、それから農業振興地整備促進協議会の中でも言われていましたけれども、そうじゃないんです。平成元年にも、そこまでのことはちゃんと私も、本当に５人の方々、資料を集めてコピーしてそんだけ集めました。そういう記録もあるのに、全てやりましたというような答弁はやめてください。その辺を理解していただくために、今回はそれを配付させていただいたんです。

それと、能褒野の中で市単工事でやっておる場所は、あと９路線、私も探しました。

それと、開拓整備事業でされた鈴鹿市と亀山市の現地を確認してください。私が一回、皆さんに案内してあげます。鈴鹿市はあんだけのことができておるのやけれども、亀山市はしてない。何でや。ましてや市単工事でもようけしておる。それを開拓整備事業でやりましたと言われるから、私はたびたび質問です。

今回の質問、残りましたけど、これはまた別途、もう一回確認させていただきますんで、よろしくお願いします。

ちょっと時間ありますけれども、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１５番　片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　３時４７分　休憩）

（午後　３時５６分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川でございます。

本日は、教育委員会と医療センター、それから歩道の整備について質問をさせていただきます。教育長、教育次長、ずうっと教育委員会の質問でご苦労さまでございますけれども、私も、本日最後でございますのでよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、お願いいたします。

まず教育委員会の現況報告の中に、教職員に求めることが多く書き込まれていたと私は感じております。その中で、特に６月の現況報告にも同じように書いてあったんですけれども、教職員一人一人が高い危機管理意識を持ちながら、服務規律を遵守して、あるいは規範意識の醸成を初めとする道徳教育の一層の充実に努める、また共通意識を持ってという言葉が出てまいります。

それで、教職員に対して、具体的にどのようにすればよいかというような教育委員会の方針、あるいはマニュアルというようなものがあるのでしょうかということがまず第１の質問であります。ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

１番　西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教育委員会といたしまして、現況報告で今議員がご指摘のことを示させていただいているわけですけれども、これは亀山市の教職員に限ったことではなく、どの教職員にも求められることでございまして、マニュアルと申しますか、いろいろな事細かなことについてはその都度いろんな形で指導もさせていただきつつ、進めさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の教育長のお話ですと、教職員一人一人がもともと持っていなければいけない、あるいは県下で採用されたときに求められる教職員の像の一つであるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

逆に言うと、そのように求められるものであるのならば、現況報告の中で具体的に書かれなくても、教職員はこんなものやというのがあるのかなあというふうにも感じます。ただ、現場の教職員に対して細かに求めていく、あるいはここまでの人間的な資質を持っていないと教職員としてはだ

めだよというのであれば、その教職員が独自性であるとか個性というか、そういうものを発揮される場所といいますか、全てにおいて共通意識があって、こういうとはこうなんだという決まり事があって、先ほども言われましたけど、細部について指導されているとなると、その教職員の個性の発揮の場所、あるいは教育現場において学習指導の進め方とか、そういうものに独自性を発揮する場所があるのでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

独自性ということでございますが、私も現職時代に随分と独自性を発揮させていただいて、教育活動に当たらせていただいた記憶がございます。

原則の話をまずさせていただきたいと思いますけれども、一応こういうふうな教職員であってほしいという教職員像につきましては、県の教員採用試験の要項にも記述されておりますので、それをまずご紹介させていただきたいと思います。

公立学校の場合は、採用・任用権がご承知のように三重県教育委員会にございますので、県の教育委員会が教員として求める人物像を設定しております。

３つございますが、１つ目といたしまして、教育に対する情熱と使命感を持つ人。子供に対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子供の人格と個性を尊重した指導ができる人がまず求められております。

２つ目といたしまして、専門的知識・技能に基づく課題解決能力を持つ人ということでございます。たゆみない向上への意欲を持ち、子供とともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力を持つ人が求められております。

３つ目といたしまして、自立した社会人としての豊かな人間性を持つ人でございます。子供や保護者との間に深い信頼関係が築ける人が求められております。

あくまでもこれはこんな教職員であってほしいという望ましい姿でございますので、私自身もこれにできるだけ近づきたいと努力はしてまいったという経験がございますので、それもつけ加えさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。教職員像、理想とはいえ、立派な先生方を求められているということでございます。

先ほど、髙島議員の質問の中では退職職員の話もありましたけれども、一部経験豊富な先生方がやめていく現状もある。その中の理由の一つに、保護者とのコミュニケーションにおいて悩まれるところもあるというようなこともありましたので、やはり人間として立派なといったら変ですけれども、人間性が求められるということ、それからコミュニケーション、そして最初にありましたけれども情熱というものが続かないと、教員としての子供たちに対する熱意というのが失われていくのかなあという感じがいたしました。

その中で、私が本日の質問の中で、教職員に対してなぜこの質問をしたかということに関しまし

ては、今、教職員の方々が世間からもいろんなプレッシャーを与えられているのかなあと。保護者のほうからも、モンスターペアレントという言葉が出てくるように、多くの保護者が教職員の先生に求めるものが非常に過大になっているのかなあという気がいたします。

前回、質問でお聞きしたときに、教職員の先生方を指導する指導員を今現在配置されているというお話も伺いました。やはり先生方に対する教育委員会からの指導だけではなく、支援といったものもこれから必要になってきて、その先生方の生き生きとした姿、形、あるいは先生方の熱意、情熱が子供たちに伝わってこそ学校の教育現場がよくなるのではないかなあと、そんなふうに思っておりますので、今教育委員会が先生方にどのようなことを求められて、そして学校教育の方向性というものをどのようにしていくのかということが聞きたいので、また次の児童・生徒のところにもつながっていくんですけれども、学校教育の中における先生方の自主性であったり、先生方の情熱や熱意が失われない学校現場を目指していただきたい、そんなふうに思っております。

この１項目については、もう一つ、最後ですけれども、先ほど管理職の先生方の話題も髙島議員のところで出ておりましたけれども、私も非常に気になるところでして、先生方の転属といいますか、学校がかわったりとかいろいろあると思います。その中で、小学校がかわることによってとか、あるいはそこの小学校の学校長が、先生方にとっては上司になるわけですけれども、かわることによって、先生方にその変化といいますか、環境の変化が当然あるわけですけれども、それによる先生方のプレッシャー等についての教育長の見解といいますか、心のケアといいますか、教育委員会からとしてはそういうのに対する配慮といいますか、そういうのがあるのであればお聞かせいただきたいなあと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

非常に大変難しい質問かというふうに、私は今聞かせていただきました。

私自身も学校長を経験する中で、果たしてその学校の教職員が、私という校長に対してプレッシャーを感じていたかどうかというのは聞かなければわかりませんけれども、プレッシャーということではなしに、この自分たちの目の前にいる子供たちをどのように育んでいくか、これは学校長を中心に学校経営に当たっていくわけですけれども、ですから教職員一丸となってそういう思いでやっておりますので、何か細かいことの１つの事象に、もうじき自分が授業研究発表しなければならない。これは教員にとって当然のことではありますけれども、非常に緊張感を持った仕事の中身であるかと思います。そういったような意味でのプレッシャーはあるかとは思いますけれども、それは次への改善につなげていくための必要なプレッシャーであると感じておりますし、特に校長がこうしなさいと言われて、それがメンタル面で威圧的にとられるとか、そういったケースについては、私は現在のところ、そういったことは把握してございません。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

言われるように、プレッシャーというものは当然出てくると思います。私もここで質問するに当たっては、やっぱりプレッシャーを感じて、先ほど来、皆さんに最後の質問やでしっかりやれよと

言われるたびにどきどきするわけです。ただ、やはりこの経験を乗り越えていかないと経験値も上がっていかないというのが本当のところでありますので、先生方もそのプレッシャーを乗り越えていくのは当然だと思います。

ただそこに学校長等の、逆の意味でのプレッシャー緩和のためのフォローとかも、どのようなものかなあというのもまたお聞きしたいというか、どのようにされているのかなあというのも一つのあれなんですけれども、逆の意味でのフォローのほうはいかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

学習指導につきましては、指導主事が教育委員会に２名おりますけれども、それと教育研究室の副室長が統括をするという形で、そういった内容に、主に仕事に当たっておりますけれども、そういった職員を各学校に派遣いたしまして、実際に授業のやり方とか、そういったことについてアドバイスをしたりとか、先ほど議員がおっしゃっていただきました、ことしから採用しておりますけれども、新しい先生ですね。特に講師に初めてなられた方なんかは、なかなか研修の機会もございませんけれども、そういった教員を対象に在職しております学校に指導員を派遣いたしまして、実際に具体的な例も踏まえながら指導すると、そういったフォローをいろんな形でさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

お話を伺いますと、教育委員会としてはいろいろな対策をとられながら、教職員に対してもフォローをしながら育てていく、あるいは生徒とともに育っていってもらう先生をということを目指していられるというふうに受け取らせていただきました。

その先生方が、今度は教えていく児童・生徒というところに第２の質問が来るわけですけれども、ここで今言われたように教育委員会から先生方に指導をしたりとか、またサポートをする中で、亀山の未来を担う子供たちのそのあるべき姿というものを、どのような目標を置いて、どのような指導をするように教職員に教育委員会が指導されているかということになると思うんです。

全国平均の学力の問題も出てまいりますし、また世の中ではいじめの問題とかいろいろあります。亀山市においては、教育努力目標というのを出されて、子供たちの姿というものも出されています。

そんな中で、教職員が本当にこんな子供ができたらいいなあというのがあって、それを指導していく上でどんなふうにされているのかということをちょっとお伺いさせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まず教育委員会が示しております目指す子供像でございますけれども、亀山市学校教育ビジョンの中で「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」と掲げております。そして、私自身はもちろんこのことがベースになるわけですけれども、その頭に、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」、そういうふうに育ってほしいと願っております。

その実現に向けまして、平成２５年度亀山市学校教育努力目標の中で目指す子供像を明記させていただいております。

小・中学校におけます目指す子供像といたしまして、「自ら学ぶ意欲を持ち確かな学力を身につける子」、「人権尊重の精神のもとなかまとともによりよく生き地域に愛着を持てる子」、「心もからだもすこやかで命を大切にする子」としております。

また、幼稚園におきまして目指す幼児像といたしましては、「心もからだもすこやかで　命を大切にする子」、「身近な人にかかわる力をもち、なかまとともによりよく生きる子」、「好奇心や探求心を持って　意欲的に活動し表現する子」としております。

いずれにいたしましても、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を目指しております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

小・中学校、また幼稚園等の教育努力目標について、ご丁寧に説明していただきました。ありがとうございます。

具体的に、例えば今東北の大震災の問題であったりとか、それからそれにかかわって原子力の問題など、何ていいますか微妙な問題があると思うんですよ。教科書に載っていない部分だと思います。ただその部分であっても、今言われた豊かな心の部分であったりとか学力の部分、また人権尊重の精神といったものが今現在起こっている事案、事例に対してもやはり子供たちというのは敏感に察知している、そんなふうに感じます。

そうしたときに、学校の先生方に教育委員会として、例えば原子力の問題に対してはこういう方向で子供たちに説明していきましょうよとか、そんなのがあるのか。あるいは、そういう部分については現場の先生方が自分の感性でもって、今の問題はこうなんですよというふうに子供たちの質問に答えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

直近で起こりました東日本大震災における原子力発電の問題でございますけれども、放射能ということで、これは非常に今までの学習していた領域の中ではほとんど触れられることのなかった部分でございますが、この放射能の問題につきましては、県の教育委員会からも防災ノートというのがつくられまして、そういったものを利用しながら、子供たちに折に触れて学習の機会があったということ。

それから、もちろんこういった直近の話題につきまして、新聞記事等も読みながら子供たちも学習しておりますし、先生方は非常にこういったことを深く研究されておりますので、そういった研究をもとに学校間の中で、あるいは他校の教員とも連携し合いながらそういった知識も含めまして研究し合っておりますので、教育委員会がこうしなさい、ああしなさいという部分ではなく、そういった先生方の自主的な研究の中から子供たちに伝える、あるいは子供たちとやりとりをする、そういった方向で動いております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

非常にこういうのは、いつ、どういう形で子供たちから質問が来るかも、先生方もわからない話だと思いますので、確かに先生方が研究なさって子供たちと一緒に勉強していく、あるいは子供たちと一緒に答えを探していくというのは大変重要だと私も思います。

その中で大切なのは、子供たちの考え方とか思いを大事に育てていただいて、一人一人の考え方を否定したり、こっちは違うんだよというような一方的なことがないというのがいいのかなあと、そんなふうに私は考えておりますので、話を聞かせていただいて、教育委員会から一方的といいますか、一元的な考え方を出していないというのは非常に安心することかなあと、そんなふうに今のご答弁で感じました。

それでちょっと話が変わるんですけれども、教育の現況報告の中で、中学校のクラブ活動の活躍のことにも触れられておられました。

ただちょっと１点気になったのが、柔道とか水泳などのクラブ活動も市外で活躍されているという報告がありましたけれども、部活動自体がクラブとしてないと思うんですよね、柔道、水泳については。その場合の子供たちの練習場の確保であったりとか、それからその指導者も当然学校にいらっしゃるのかいないのか、ちょっとわからないですよね、部活動自体がありませんので。その場合、どのように練習をされているのか。あるいは試合とかの移動に関しての、顧問がいない中での先生方の付き添いとかがあるのかどうか、そして大会出場も当然、顧問の先生方のかわりの先生がいらっしゃるのかどうかですね。

そして、ほかのクラブ活動をやっている子たちとの差異といいますか、学校内にあるクラブ活動をしている子と学校内に部活としてない子との差が子供たちの間に出てしまうようなことがあるのか、その辺の配慮をされているのかという点について、お願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

現況報告の中で申し上げました柔道とか水泳、新体操、相撲、そういった競技なんですけれども、実際に中学校にはそういった部活動はやっておりません。

ただ中学校体育連盟が主催する試合に出る場合は規定がございまして、必ず出場する子供がいる学校の担当の教員が引率をし、ほかのいわゆる学校で部活がある者と同じように試合に引率していき、旅費とかそういったこともほかの部と同じように扱うという規定がございますので、中体連の試合についてはそのような取り扱いをしております。

それから、柔道とか水泳とか新体操とか、実際には学校にはございませんけれども、それらの子供たちはそういった競技や練習する場所に出向き、放課後とか土日を利用して盛んに練習しているということも聞いておりますし、私はそれはそれで社会体育ということを考えていく上で、学校で全てが賄えるという実態ではございませんので、それぞれの特技を生かしながら精進していってほしいと思いますし、先ほどのように、中体連のような規定のある場合はそのように対応させていただくというふうになっております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今のお話で、学校に部活動のない違うスポーツをしていても、中体連等の大会については同じようにしていただいていると。ただ、どうしても練習場や、それも場所を違うところでやっていると、やっぱり生徒に対しての負担はあると思います。でも、本人の意思でやっているのですから、それはできる限り学校も応援していただければなあというふうにしか言えないところですけれども、生徒間で差が出ないように配慮をお願いしたいと申し述べておきます。

それで、最後なんですけれども、亀山市には青少年育成市民会議が「亀山っ子」市民宣言というのを出されております。

「「おはよう」「ありがとう」のいえる子」、「きまりや交通ルールを守る子」、「運動や読書に親しむ子」、「力を合わせて仕事をする子」、「人やものを大切にする子」、「未来に夢を持ち続ける子」というのが青少年育成市民会議、またこれについては亀山市、また亀山市教育委員会も賛同されてつくられたと伺っております。先ほど言っていただいた小・中学校の努力目標の中にも、同じように入っております。これには市内３６組織の構成されたところで決定されたと聞いております。

この「亀山っ子」市民宣言について、教育長、教育委員会としてどのような支援、あるいはこれについてかかわったところなどで、また今後これを求めていくわけですから、今言われたように教育長のお考えの中でどのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

「亀山っ子」市民宣言につきましては、当時の教育委員、それから社会教育委員、そういった方々も当然かかわらせていただいているというふうに聞いております。

６つ書いてございますけれども、中村議員のところでも答弁させていただきましたけれども、特に道徳的な規範意識ということが、例えば「「おはよう」「ありがとう」のいえる子」、いわゆる挨拶ですね。そういうことに含まれていて、当然これは学校の中でも指導はさせていただいておりますし、地域の方とも見守り隊の方とご挨拶をさせていただくとか、そういったことで私はこの宣言ができてから、かなり意図的に学校現場だけではなくて地域の方、保護者の方を含めて進んでいるのではないかと、このように思っております。

「きまりや交通ルールを守る子」、これにつきましては自転車の乗り方等さまざまな課題もございますけれども、やはりこれも学校の中でも指導は当然のことながらされていることでございます。

「運動や読書に親しむ子」、このことについては特に読書の推進計画もございますけれども、亀山市ではファミリー読書リレーとか、他市にはない施策も打ち出しまして進めているところでございます。

それから、運動ということにつきましては、特に私は幼児期の運動能力といいますか運動経験が後々に影響を及ぼすという観点から、幼稚園、保育園に専任の講師を派遣いたしまして、そのやり方をもとに、それぞれの園でそれを参考にしながら指導してもらっているということを今進めております。

「力を合わせて仕事をする子」、それから「人やものを大切にする子」、こういった件につきましては、特に道徳の中でも当然指導なされることでございますし、「未来に夢を持ち続ける子」ということで、これは私たち大人が随分責任のあることかなというふうに感じております。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

伊藤教育長の教育に対する思いというのが伝わってくるようなご答弁で、本当にありがとうございます。

それでは、次の危機管理体制についてなんですけれども、これは先月２５日、四日市の花火大会の後、四日市市で不幸にも女子中学生が殺害されるという事件が発生しました。

その中で今の亀山市において、あのときに四日市のその女子生徒が通っていた中学校の校長先生でしたか教頭先生でしたかは、事件のことをニュースを見て初めて知ったというコメントをされておられました。

亀山市としては、こういう事件が起こってはいけないんですけれども、何かが起こったときに家庭から学校へという、そして学校から教育委員会に連絡が来るのかどうかはわかりませんけれども、そしてまた警察が情報を収集したときに、教育委員会もしくはその生徒の通う学校へとかいうような連絡網というものが整備されておられるのかどうか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

危機管理体制でございますが、まず学校と保護者との間では、子供が緊急入院したとき、不審者に遭遇したときなど緊急事案が起きた場合には、保護者から学校に連絡を入れるよう周知してございます。

また、保護者から児童・生徒の帰宅が遅い、家に帰ってこないなどの連絡があった際には、学校長のリーダーシップのもと、必要に応じて警察等の関係機関からのアドバイスを得ながら、生徒指導担当を中心とした各種役割分担を起動させ、チーム編成にて迅速に対応できる体制を整えているところでございます。

次に、学校と警察との間でございますが、学校警察連絡制度に関する協定書というのを結んでおりまして、これに基づきまして相互に情報を提供し、理解を深め、連携を密にし対応しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

危機管理体制について、今のところ家庭から学校へというのがあると。

それで、９月新学期に入ってから、この事件を受けてだと思うんですけれども、うちの娘は東小学校に通っておりますけれども、そこの学校からもこのことに関してありました。そして、学校の電話番号はもとより、東小学校の場合は教頭先生の携帯番号まで載せていただいて、休みのときに

学校に連絡がつかない場合はこちらへ電話をくださいというようなこともありましたので、やっぱりその辺もしっかりと連絡を密にとれるような体制をとっていただいているということはありがたいのかなあと感じております。

また、もう１点、危機管理に関してなんですけど、９月４日に集中豪雨がありました。岐阜県においては、学校からの帰宅途中の女子高校生ですけれども、行方不明になるという事故が発生しています。

現在、亀山市というか全国的になんですけど、警報の発令があった際に子供たちを帰宅させる、あるいは学校に登校させないというようなことがあります。この間も昼、１３時２０分ごろに警報が発令されました。警報は大雨洪水警報でしたね。ですから、学校が閉校になるときは暴風警報ですね。そうなると普通に学校から子供たちを帰すということになりますね。大雨が降っている、または冠水している可能性がある中で帰すということになるのか、あるいはそのときは学校で一時待機させるのか、その辺の危機管理、またその判断はどなたがされるのかという点についてお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

大雨警報発令後の対応について、どなたが措置をするのかということでございますが、亀山市におきましては、学校の始業時に大雨警報が発令された場合、校区によって被害状況が異なりますことから、地域の実情に応じ学校長が適切な処置を講ずることと定めております。

９月４日の場合は、水曜日でございましたので、通常どおりの２時３０分前後を下校時刻と定めた学校がほとんどでございました。下校方法は一斉下校指導の後、全ての学校で教職員が巡回指導をしております。

そのような中、白川小学校は保護者の迎えと判断し、児童を学校に一時待機させました。また、ＪＲ関西本線が一部不通となったため、関中学校の加太方面の生徒については、関小のスクールバスを活用しております。学校配信メールを活用し、保護者等に下校時刻や下校方法を連絡する対応も見られたところでございます。

一方、教育委員会には、学校長より下校時刻や下校方法を連絡することとなっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今のご答弁を聞きまして、学校ごとに柔軟な対応をとられて、一律できょうもこれは法令どおり帰そうかというのではないということを聞いて安心いたしました。

できる限りその柔軟な対応、あるいは災害に応じた対応をとっていただいて、子供たちに事故やけがのないように対応していただくことを今後も望みます。

ということで、教育委員会の第１番目の質問を終わらせていただきます。

そして次の、通告第２点のテーマですね。亀山市医療センターの運営についてというところへ行かせていただきたいと思います。若干時間がないので、簡潔に行きたいと思います。

現在、医療センターのほうは、決算報告では１億４，０００万円ほど損益が発生しています。それで補助金が出ているわけですけれども、その補填範囲というのが２億円という数字が出て、話し合われておられます。

今定例会の中でもお話があったと思うんですけれども、１億７，５０７万９，０００円補助金が出ています。三重大学の亀山地域医療学講座について３，１２０万円出ています。これは違う福祉関係から出ています。ただ医療センターの医師の確保のために多くの目的性があるのかなあと考えますと、この寄附金事業、なぜ別建てにしているのか。そしてまた、この寄附金によってどのような効果が生まれているのか。

そして、もう一気に行きますと、その効果の中で、透析の専門医が今現在いられないということですけれども、その透析専門医の確保にこの医療学講座はつながるのかつながらないのか、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

まず１点目の、寄附講座の予算計上を病院会計でなぜしないのかということでございますが、寄附講座の予算を病院事業会計で計上しておりませんのは、寄附講座の趣旨が亀山市全体の地域医療体制の調査・研究を目的としているためでございまして、平成２３年度から一般会計での予算計上となっております。

それから、寄附講座の効果、意義についてでございますが、寄附講座につきましては、医療保健体制に関する研究・教育の一環として平成２３年６月の開設以来、総合診療科医師及び整形外科医師の常勤配置に加え、総合診療科による日直・当直対応等の診療支援を受けておりまして、診療体制の充実には大きな効果があるものと認識しております。

また、寄附講座の開設により三重大学との連携が深まり、研修医のほか医学部学生や看護学生の実習受け入れ等、今後の医療職員の人材確保の面におきましても、大きな意義があるものと存じております。

それから３点目の、寄附講座は透析専門医の確保にはつながらないのかということでございますが、平成２３年６月に地域医療体制の調査・研究を目的とした亀山地域医療学講座が開設されたわけでございまして、講座の教員である医師の選定につきましては大学側で行われ、また開設当時は透析専門医の常勤配置があったこともございまして、寄附講座におきましては、常勤の総合診療科医師並びに整形外科医師の配置がなされたものであります。

現在、寄附講座におきます透析専門医の配置はございませんが、今後につきましても引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今のご答弁で、医療学講座において医師がある程度確保されてきているという現状があります。

それで、平成２２年２月に出されています亀山市地域医療再構築プランの中には、病院の収益減少については１２名の医師が６名に減少したと、そして病床利用率が５０％に下がったということ

が書かれております。現在は医師が９名で、若干戻っているわけですね、医師の数は。そんな中で、今現在病床が６０床のままであると。それからまたこの地域医療再構築プランにおいては、この中に残り空き病床４０床の活用プランも載っております。

そんな中で、病床をまたふやすことができないのか。看護師の不足も指摘されていますけれども、逆に言えば看護師を増員すれば病床数をふやせるのか。そして、病床数をふやせば収益性は当然よくなると思うんですけれども、では何床ぐらいが損益分岐点になるのかなあという点について、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

地域医療再構築プランにおきます４０床の有効活用でございますが、回復期リハビリテーション病棟への転換や老人保健施設、特別養護老人ホームの併設に関しまして、現在の診療体制での対応の難しさのほか、一般病床の返却や施設の変更などの点から、現時点では難しいと考えております。

しかしながら、空き病床の有効活用につきましては、公立病院として重要な課題でございますので、医療体制にかかわる国の動向にも注視しながら、引き続き調査・研究を行ってまいります。今後につきましても、積極的な救急対応に努めながら、現在の６０床運用による効率的な病院運営に努めてまいりたいと存じます。

それから、損益分岐点のお話がございました。現在、６０床運用でございますが、これを２病棟体制といたしますには、まず看護師を確保するということが急務となっております。看護師の必要数につきましては、育児部分休業取得者や夜勤制限者もおりますことから、看護師の配置など勤務体制の中身によって変わってきますので、一概に１病棟何人と言い切ることはできません。現在５２人の看護師が勤務しておりますが、医師不足以前では６０人を超える看護師が配置されたときもございました。

医療センターにおいて黒字化できるラインとしては、本来、２病棟体制により、急性期、亜急性期、慢性期を含み入院により７０から８０床の利用があれば、健全な病院運営が可能となる一つの目安と考えております。

しかし、透析患者の数とか診療内容によりまして収益も変わってまいりますので、黒字化できるというその断定的な判断は難しいものと存じております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今言われましたように、７０から８０床の状態で動かすことが可能であれば、たらればなんですけれども、可能であれば、そして看護師も、今現在５２人が６０人以上配置された過去があると。そのぐらいになれば２病棟を運用して、収益の改善も図れるのではないかというたらればの問題ではありますけれども、一つの目安があります。

この医療センターの問題については収益の赤字もありますし、それから行革大綱に載っておりますのは、公営企業会計の健全化というのも一つの目標に掲げられていると思います。

市長、最後に市長にいきます。

病院の健全化に向けて、今言われたのは、問題点は非常にはっきりしていると思うんですよね。医師が昔は１２名おったが今は９名です。看護師も今は５２人ですけれども、昔は６０人おった。本来１００床運用できるはずのが、６０床しか運用していない。残りの４０床の空き病床の運用計画も、今ちょっとまだ未定だという点もあると思います。７０床から８０床の状態で運用できれば損益分岐点を超えられるんではないかという話がありますので、市長としては、今出てきた課題に対応するためにどのようなお考えなのか、どのようなところから手をつけていくのか、非常に仮定、たらればの話で申しわけないんですけれども、市長のお考えがぜひともお聞かせいただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

この医療センターの経営健全化をいかにしていくのか、同時に、この数値的なものだけではなくて医療の質を確保しながら市民の安心・安全の礎としていかに機能させるのか、こういう両立を目指しながら今日まで展開をいたしてまいりました。

数年前の大変な医師不足や、この状況の中からは、その危機的な状況は改善の方向へ展開をしてきたというふうに理解しておりますが、昨年度の決算状況はご指摘のとおりでございます。

こういう状況の中で、今も医療センターとしてさまざまな施策展開をいたしておりますことと、本当に医師会の先生方との連携、あるいは市外の２次医療機関であります中央、回生さんとの連携のあり方、三重大学との連携強化、寄附講座を初めといたしまして、医師確保につきましては大学にも本当に足を運び、さまざまな展開をしながら今何とか維持しておりますが、課題がございます。

いずれにいたしましても、看護師も含めマンパワーをいかに確保できるのか、このことが大変重要な要素になろうかと思っておりますので、その目標に向けて、やるべきことは全てさせていただきたいと思っております。

それと医療センターの改革プラン、それから地域医療再構築プランが平成２１年度から５年間の計画で展開をいたしてまいりました。本年度は最終年度でございます。この両プランの詳細につきまして、検証を今させていただいて、ぜひ２６年度以降の地域医療全体の再構築、医療センターの経営健全化も含めた仕組み等々につきましても、その中で検討させていただいて次期プランの策定につなげていくと。それをしっかり実行できるような、今現在そのプロジェクトチームで検討させていただいておる段階でございますので、しっかり検証させていただいて計画をつくると、このことに集中をしていきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

実際に、市長が就任されてから医療センターの収益性が改善されてきている、あるいは医師不足が解消されてきているという現実はあると思います。

ですから、もう一歩踏み込んで、損益分岐点を超えて健全化に向けて今以上に市長に頑張っていただきたい、そんなふうに思っているわけです。

その中で、１つですけれども、亀山市病院事業の設置等に関する条例施行規則の中に、第３条、外来患者の診療受け付け時間は午前８時３０分から午前１１時３０分までとするとなっております。普通の民間病院、町医者と言われるような方々ですと、大体午前中の診療と夕方、３時ごろとか４時から７時とかという診療時間があります。

できるできないという問題は当然これからも出てきます。ただ、医療センターの再構築、また収益増加のためには、一考するべき余白があればしていただければなあと、そんなふうに感じておりますので、この条例施行規則についてもちょっと一言、申し述べておきます。

最後、歩道修繕についてという質問が残っておりますけれども、もう時間がありませんので、この歩道修繕については今度、東町の商店街のアーケードがまた修繕されるという話を伺っております。

東町の歩道、あるんですけれども、あそこの歩道には実は点字ブロックが設置されていません。亀山市のメーン道路、市役所の前もあります。この議会事務局の前にも点字ブロックが設置されていますけれども、東町商店街のアーケードについては、市長のご答弁にありましたように、亀山市の中心的商店街、亀山市唯一の商店街としてこれからも活性化をしていかなければいけないというところであると思います。また、亀山大市等人の出入りも多いところであります。

バリアフリーに関しても、市長は熱い思いをお持ちだと伺っておりますので、ぜひこのアーケードの修繕にあわせて点字ブロック等ができてバリアフリー、また多くの人が見えたときに、亀山市はこんなこともしてないじゃないかと言われることのないように、しっかりとメーンストリートという意識を持って、また修繕の計画に盛り込んでいただければなあという思いもありますので、よろしくお願いしたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１番　西川憲行議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１２日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

（午後　４時４８分　散会）

●議事日程（第５号）

平成２５年９月１２日（木）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部　満君

監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀でございます。

本日の一般質問は、生活保護制度についてお聞きしたいと思います。

２０１２年春、人気お笑いタレントの母親が生活保護を利用していることが報道されたことをきっかけに、生活保護制度に対してかつてないバッシングの嵐が吹き荒れました。

そんな中、２０１２年８月、消費税増税の法案とともに成立した社会保障制度改革推進法の附則に生活保護制度の改革が書き込まれました。２０１３年５月、平均６．５％、最大１０％という史上最大の生活保護基準の大幅引き下げを含む予算が成立、先月、８月より引き下げが実施されたところです。

私は、３月定例会の一般質問で生活保護基準の引き下げについて質問いたしましたが、当時、詳細がわからないということでしたので、今回、実施後の確認をさせていただく意味もあり、この質問とさせていただいたところです。

まず最初に、市長にお伺いしたいと思います。

そもそも生活保護とはどういう制度なのか、どういう位置づけと認識しておられるのか、市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

生活保護制度についての市長の認識はというご質問でございます。

日本国憲法第２５条の全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、いわゆる生活権の規定の理念に基づきまして、生活保護法第１条では、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的としているというふうに理解をいたしております。いわゆる生活権の国家責任の原則がここでうたわれておるという理解でございます。

なお、生活保護の基準額につきましては、同法第８条において厚生労働大臣の定める基準により制定した要保護者の需要を基礎といたしておりまして、年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつこれを超えないものでなければならないと規定もされておるところでございます。

このことから、本市といたしましても、市福祉事務所といたしましても、この法等に定められました基準表等に基づき、保護費を現在まで支給いたしておりまして、今後もこの制度の中で適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

憲法第２５条の生存権保障に基づくものであると、人権という一番高い位の権利ですね。今、よく自助、共助、公助ということが言われますけれども、そのような助けるというような類いのものではなく、人が誰でも生まれたときから持っている人権保障で、それは国家が保障するものであるというところは統一の見解が持てたところで、次の質問に移りたいと思います。

この生活保護というのは、全世界、いろんな国がやっているわけですけれども、国家保障ということできちっとうたってあるということは、日本はすばらしい制度ではあるんですが、なかなか利用される方の割合としては日本はとても低いので、そこが問題であるなと私は思っております。

現に、でも生活に困っていれば、誰でも権利として受けられるもの、たとえ仕事をしていても、年金があっても、就労収入、その年金が少なければ、不足分について受けることができる。この制度があるおかげで、誰もが安心して暮らしていくことができる、最後のセーフティーネットと呼ばれているものであります。

今回の生活保護基準の引き下げについて、前回は詳細がわからなかったということでありますが、実際どのような内容であったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

７番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

改正の内容でございますが、まず生活扶助基準の改正がございました。これは国の社会保障審議会生活保護基準部会において検証されまして、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整したことや、平成２０年以降の物価の動向を勘案したことによるものでございます。

この基準の適用につきましては、激変緩和措置、急激に減額による影響が及ばないということを講じ、現行の基準から改定の幅は１０％が限度となるよう調整し、かつ本年８月から３年間かけて段階的に実施することになっております。

もう少し具体的に申し上げますと、期末一時扶助、これは１２月のみ支給されるものでございますが、現在、乳幼児から高齢者まで一律に人数割りしておったのを、一定の低減率を掛けて減額されることになっております。それから、世帯の状況を勘案するよう改正されたということでございます。

また、冬季加算、これは１１月から３月の期間において加算されるものでございます、それから母子加算の減額もございました。

さらには、住宅扶助、これは住宅の補修費等のお金でございますが、減額となっております。

増額となったものもございまして、出産扶助であったり、生業扶助、余り聞きなれませんが、技能を習得したりする場合に支給されるものでございますが、ここらについては増額となっております。

このように、それぞれの扶助の性格等を踏まえ、改正が行われたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

今、制度の概要みたいなものをご説明いただきましたが、今回の引き下げによって、実際、亀山市で生活保護が廃止となった方が見えるのかどうか、また引き下げの内容が、この亀山市の方、もう少し具体的にどういうふうであったかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回の改正によりまして、現在、改正前から受給されてみえた方がこの改正によって生活保護の廃止となった方はございません。

それから、全体的な状況、改正による影響としまして、亀山市内の受給者の保護費の状況等変化でございますが、８月末現在の生活保護受給者１４２世帯でございますが、この世帯の７月と８月の比較をさせていただきました。これによりますと、減額となった世帯が８１世帯でございます。最大減額幅としましては、母・子２人の家庭で５，１５０円でございます。改正によって一部増額となった世帯もございまして、増額となった世帯は２０世帯、増額幅は７０円程度でございます。

なお、今申し上げました比較世帯から除外した世帯としましては、お亡くなりになった方とか、新たに申請された方、あるいは医療費扶助だけを受けてみえる方、あるいは収入認定をして支給額に大幅に変更があった方等の４１世帯については、先ほど申し上げました数字から除かせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

高齢単身の方は、わずか数十円上がった方もあるんだけれども、母子で子供さんが何人かいらっしゃるという方は本当に大変だったんだろうと思います。

もう少し具体的に聞きたいんですが、今回、第１回目の引き下げだったわけですが、来年、再来年と段階的に下がります。この見通しについて、だから、今回廃止になった方はいらっしゃらない

んだけれども、安心して廃止じゃなかったという状況なのか、ぎりぎりセーフで何とかひっかかったという状況なのかによって来年、再来年が変わってくると思うんですが、その見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今後の見通しということでございますが、先ほど申し上げましたように、今回の改正の適用につきましては、３年をかけて段階的に適用するということでございまして、特に基準表の改正が行われた部分につきましては、まず初年度は旧基準と新基準の３分の１だけ適用すると、翌年度は３分の２を適用する、３年目に３分の３、全額を適用するという段階的な適用となっております。

議員申されますように、生活保護基準ぎりぎりボーダーラインの方がそのままであるとすれば、適用から外れるということが予想されます。ただ、年齢要件とか、いろんな条件が変わってきますので一概には申せませんが、そういうおそれはあるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

今回の引き下げでは大丈夫だったんだけれども、状況によっては来年、再来年と廃止になる方が何人かいらっしゃる可能性があるということですね。これに対しては、その方にお知らせをしているわけでもないと思いますし、まだ今回の場合、また来年変わると思うんでね。

次の質問に移りたいと思うんですが、この生活保護の基準というのが生活に困窮した方の暮らしを保障するだけでなくて、やっぱりそれによって影響を受ける制度があるということを、私、前の質問のときにも申し上げたんですが、生活保護基準というのは暮らしに役立つ制度が利用できるかどうかの基準の物差しとして使われているということなんですね。政府は、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすると言っております。財源措置もせず、お願いだけをしておるわけなんですけれども、これに対して全国生活と健康を守る会がこの生活保護基準で決められる影響を受けられると思われる制度を１５項目ほど挙げていますので、ちょっと読み上げたいと思います。

地域最低賃金、住民税の非課税基準、また国民年金の保険料免除、国民健康保険の保険税、国民健康保険の一部負担減免制度、医療費の高額医療費、介護保険料等保険料減免、障がい者の医療費の減免、幼稚園保育料を補助する就園奨励、保育所の保育料、出産の費用が安くなる入院助産、就学援助など、公営住宅家賃の減免、住民税や固定資産税の減免制度、税などの差し押さえ禁止基準など、市町によってこの基準を使っているかどうかということは違うと思うんですけれども、考えられることが上げられています。

今回の生活保護基準引き下げによって亀山市でどういう影響があったのか、また今後、影響は考えられるのか、また対策などがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

まず、私どもが担当しておる項目から、順次ご答弁申し上げます。

まず国民年金につきましては、生活扶助を受けている方は全額法定免除となりますが、保護基準額を超えますと申請手続が必要となり、所得基準により全額負担免除等が適用となりますので、担当部署との連携により対応をいたしてまいりたいと思っております。

それから国民健康保険税につきましては、生活扶助を受けている方は加入資格対象外ですが、生活保護廃止世帯になりますと被保険者として加入することになります。

また、災害や所得の減少等による減免制度の適用につきましては、基準生活費の１．３未満の世帯が対象となります。

それと一部負担金の減免制度につきましても、この基準生活費から判定されますので同様の取り扱いとなります。

以上につきましては、現時点では該当はないということでございます。

それから、医療費の高額療養費は、住民税の非課税世帯の有無により自己負担限度額が決まることから、課税世帯となれば影響となってきます。

介護保険料につきましては、生活扶助を受けている方は第１段階となります。保護基準額を超える方につきましては、住民税の非課税世帯の有無や世帯の所得状況により保険料が算出されますが、第２段階であれば保険料も同額で変わりません。

また、介護保険料の減免につきましては、基準生活費の１．３以下の方が対象となります。これは現時点では該当はございません。

なお、国民年金以外の医療制度につきましては、平成２６年度以降の税制改正により対応することといたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、財務部所管には税における住民税の非課税基準、住民税の固定資産税の減免制度、税などの差し押さえ禁止基準が関係してまいります。

亀山市税条例には、個人市民税の非課税の範囲の中で生活保護法の生活扶助を受けている者という規定がございます。市民税の減免では、生活保護法の規定による保護を受けている者という規定がございますので、生活保護を外れると、これについては除外になると。

それ以外に我々の所管の中には、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者というのが市民税の減免にございますけれども、こういう基準に照らし合わすことは生活保護基準を適用していないということですので、もう１つ、国税徴収法及び地方税法の差し押さえ禁止基準もあるんですけれども、それにも生活保護基準は適用していないということですので、影響はないと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

私のほうからは最低賃金の関係についてご答弁させていただきます。

地域別最低賃金は、最低賃金法に基づいて地方最低賃金審議会で地域の実情を踏まえた審議、答申を経て、都道府県労働局長が決定するものでございます。

また、この最低賃金は、地域における労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないとしてございますけれども、生活保護との直接的な連動はないものと聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

私どものほうからは市営住宅の家賃でございます。

市営住宅の家賃につきましては、世帯の所得額が生活保護の基準額以下である場合に家賃を減額できる制度がございまして、現在、この制度を適用している世帯は、７世帯でございます。

今回、引き下げ後の生活保護の基準月額を適用して確認をいたしましたところ、この７世帯につきましては、引き続き家賃減額の対象でありまして、影響はございませんでした。

今後につきましても、引き下げ後の生活保護の基準月額を適用して家賃の減額の適否を判定してまいりますが、生活保護の基準の引き下げ前と引き下げ後におきまして、その判定に違いが生じる可能性はわずかなものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

私のほうからは幼稚園就園奨励費と就学援助費及び就学奨励費でございますが、これらにつきましては、従前と同様に認定を行っておりますが、現時点におきまして、生活保護基準の引き下げによる影響はございません。

次に今後の影響でございますが、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、国の補助を受けての事業でありますことから、平成２６年度以降につきましては、国の補助基準等の動向に十分注意しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

一方、就学援助費及び就学奨励費の認定基準につきましては、生活保護基準に準じて判定されますことから、平成２６年度以降の影響につきましては、国の取り扱い方針が明確でないため、国や他市町の今後の動向を見守りながら対応を検討してまいります。

なお、就学援助費につきましては、平成２６年度以降、生活保護基準引き下げにより就学援助の認定基準を超える世帯があった場合は、援助の再申請により準要保護児童生徒認定検討委員会にて慎重に世帯の状況を見きわめた上で対応させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

私のほうからは保育所保育料と入院助産についての２点、ご回答を申し上げます。

まず、保育所の保育料につきましては、保護者の所得税額または市町村民税額により算定いたし

ますが、生活保護を受給している世帯につきましては、無料となっております。もし、生活保護受給世帯でなくなった場合には、市町村民税非課税の母子世帯以外は保育料が有料となります。

通常、生活保護の受給者かどうかは入所申込書の申告欄の中で本人からの申告があって初めて把握できるものとなっておりますが、今のところ、これまでに影響を受けた方はお見えになりません。

将来的には、国や県などで基準の見直しに伴う対応につきまして運用方針等が示されるようでしたら、それに準じて運用を検討してまいりたいと存じます。

次に入院助産制度につきましてですが、児童福祉法第２２条によります入院助産入所に係る制度は、経済的な理由で病院や助産所に入院して出産することができない妊産婦からの申し出により、福祉事務所長が入所決定を行い、安全な出産を援助するもので、生活保護世帯は無料となっております。

生活保護基準引き下げの影響の有無については、本人からのご相談により把握することになりますので該当者の把握は難しいと思われますが、現在のところ、こういった申請者はございません。

今回の基準の引き下げによりまして生活保護世帯でなくなった場合は、この助産制度では負担能力に応じて一定の自己負担をお願いすることになるわけですが、亀山市児童福祉法施行細則によりまして、次の世帯については無料となります。非課税世帯の母子世帯、在宅障がい児のいる世帯、要保護等特に困窮していると市長が認めた世帯等でございます。また、失業、疾病、災害などで所得に著しい変動が生じ、自己負担金の納入が困難なときには減免できる規定もございますので、個々の実態に応じて負担軽減を図る支援を行ってまいりたいと存じます。

なお、この入院助産制度以外にも健康保険法によります給付がございます。例えば、国民健康保険では４２万円の出産一時金給付がございますので、保険加入世帯は利用できることとなっております。

今後は、該当世帯に対しましてこれらの制度を紹介し、相談の上、対応してまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

心身障がい者の医療費の自己負担額を軽減する障がい者の医療費の減免制度についてでございますが、この制度につきましては、生活保護世帯に属するかどうかによって適否を判断するということでございまして、生活保護の基準そのものを適用しているものではございません。このことから、この基準改正によって生活保護世帯でなくなった場合にご負担をいただくことになるということは考えられます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

たくさんの制度についてご説明をいただきました。今回、例えば基準を活用している制度、就学援助でありますとか、そういうものもありましたけれども、対象で影響のあるものはなかったというお答えでありました。

ただ、今回該当することはないんだけれども、先ほど就学援助のことでお聞きしましたら、生活

実態が変わらない中で、もし切られるようなことがあったとしても、再度申請をすることによって、認定会議といいますか、そういうところでまたテーブルにのせていただいて、また準要保護にしていただくことは可能であると。それの周知というか、そういうこともこの前お聞きしましたら、お知らせとともに、きちんとその再申請をできるようなお手紙も入れてもらってあるということですので、これに関しては私も他の市町も聞きましたけど、非常に丁寧な対応だと高く評価をいたしております。

ほかの制度につきましても、私はこのような対応はしていただきたいなあと一つ思いました。

全然この制度を活用していませんから影響がありませんというのもありました。こういうのが多かったわけなんですけれども、じゃあ影響がなくてよかったなあということにはならないんではないかなということを、私は新たな心配が出てまいりました。

生活保護を利用していたら非課税、生活保護を利用していたら減免という方はたくさん見えるんですけれども、ぎりぎりですとんと生活保護から抜け出てしまった場合、これらの負担がどっとかかってくるということをあらわすんではないかと思います。ある程度、生活保護の何倍、何倍ということの基準がある、自主的な減免がありましたら、このぎりぎりで抜けられた方についても助ける手だてがあると思うんですけれども、それらがないということは、生活保護というのは本当に最終のセーフティーネットなわけですけれども、その上にあるいろんなセーフティーネット、ネットが全然、抜け落ちているということを意味するんじゃないかなあということを、新たな心配が出ました。これらについては来年、再来年と予測されることもあるもんですから、ちょっと検討していただいて対策を立てるべきと考えますが、どのようにお考えですか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

それぞれの制度につきましては、それぞれ担当部署で、これから出てくるいろんな社会保障制度改革とか、いろんな情報を整理しながら注視して個々に対応すべきものと考えておりますが、基本的にはこの法制度の枠内で適切に対応する、きちっと情報を把握していくということであろうかと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

私、１つちょっと思ったのが、基準は利用していないんだけれども、ご相談をいただいたら、それぞれの状況に応じてお知らせもさせていただくし、適用もさせていただくというようなことが何点かありました。今の出産の件でありますとか税についても、生活困窮ということで適用、対応しているので、それぞれのご事情をお聞きした上でやっていただくんかなあと希望的にちょっと聞いておったんですが、何にせよ、私はこれはいろいろ細かく検討していただく、来年に向けてはちょっと考えていただく必要があると思いますけれども、今のお答えですと、やっぱりお困りになった方は市役所に相談に行くということを、そういう相談に行ったことによって、もしかしたら楽になるという希望があるかもしれないということを、市民の方は今のご答弁を聞いていて少しは感じられた部分もあり、また法どおりということであれば、またそれで心配なこともありという、いろん

なご答弁だったんだと思います。

ぜひとも、これはいろんな多岐にわたっていますので市長にお答えいただきたいんですけれども、来年、再来年と、もし、これ生活保護から落ちられる方、また全然、生活保護というのは生活保護を受けられる資格のある方の２割から３割ぐらいしか受けていないわけですから、同じような生活困窮の中にあって大変な方はたくさんいらっしゃるので、そういう方がお困りにならないような手だてというのが必要だと思うんですが、これに関してご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

生活困窮者の皆さんをセーフティーネットとして市独自の対応を、そういう考え方について少しお尋ねでございますので、考え方を申し上げたいと思います。

冒頭申し上げましたように、この生活保護制度は、全ての国民を対象とした国の制度として実施すると、国家責任の原則に基づいて実施をいただくと、まさに日本が誇るセーフティーネットの社会のシステムであるというふうに考えております。

これに市の独自性を発揮して対応するということではなくて、この制度の的確な運用を図ることが、やはりナショナルミニマムの観点からも大切であるというふうに考えております。

多分ご記憶にもあろうかと思いますが、七、八年前でしたか、三位一体の改革の過程で、現在、国がこの４分の３、市町村が４分の１という負担につきまして、これを２分の１、２分の１に国と地方それぞれ負担割合を変えようという三位一体の改革の議論がございました。財源移譲しますから、その負担割合を変えようということは、これは市議会議長会、市長会、県知事会、県議会議長会、全国の地方六団体が一斉に反発をして今日に至った。その理由は、やっぱり生存権の２５条、それから市町村にはこのセーフティーネットの裁量権がない。それから、今後ふえ続けるものに対して市町村としては限界があるという理由で反対、それの実現には至りませんでしたが、しかし、今後の生活保護につきましては、この基準改正につきましても、国の社会保障制度改革の全体像の中で方向性を十分に注視をしていかなくてはならないと思っております。

一方で、ご案内のように、さきの通常国会において、新たな生活困窮支援制度の創設として生活困窮者自立支援法案が提出をされました。これは、今、ご懸念をおっしゃっていただきましたが、生活困窮者対策を実施するということ、それから生活保護に至る前の自立支援策を強化するという法案でございましたが、審議未了で廃案となったところでございます。この秋の臨時国会で再提出がされるというふうに伺っておりますので、国の責任におきまして、ぜひこの法案の議論の行方をしっかり見守っていきたいと思いますし、これらの動向を注視して、今後、さまざまな環境が生まれてくると思いますが、適切に本市としては対応してまいりたいと現時点で考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

ちょっとお伝えの仕方が悪かったのかなと思うんですけれども、生活保護自体をこの市独自で広げなさいとか起こしなさいということではなくて、今の日本の生活保護というのは、本当に言うた

ら何ですけれども、ど貧乏にならないと、ぼろぼろにならないと利用できない制度ですね。何を持っておったらあかん、これだけお金があったらあかん、とにかく何もかもなくなってからしか利用できないというような体質の制度なんで、セーフティーネットに行くまでのいろんなネットがありましょうということなんですね。それは市のいろんな施策の中で工夫ができるであろうし、先ほどいろんな減免制度なんかがありましたけれども、市独自でいろんな減免制度というのはやっておられるし、ふやしていくことも可能ではないかと思うんです。生活保護という、その枠内じゃないんですね。

先ほど地域最低賃金は余り関連がありませんということがありましたけれども、やはり最低賃金を掛けて何日間か働く、そのお金とこの生活保護、月にもらうお金でどっちが高いんやという議論がすごくされていて、今回、新たに最低賃金が決まりましたけれども、これで逆転現象は少しおさまったやら何やらという議論になっていますので、決して関連がないわけではなくて、この生活保護の今回の改正というのは、生活保護の方がまるでターゲットになっているようですけれども、実は私たち、皆さんの暮らしや、雇用や、いろんなものがまないたの上に乗っている。この社会保障の一丁目一番地の生活保護が動くということは、いろんなことが動きやすくなるということですので、それは認識をいただきたいなと思います。

そういう意味ですので、この生活保護自体をどうせえということ、若干そういう話も後でしますけれども、今回についてはそういう意味ですので、ぜひとも工夫、検討、いろんな部署でしていただきたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

大きく３点目の質問です。生活困窮者が安心して生活保護を受けられるための環境整備としました。

生活保護の動向を求められて、何度かあいあいにも伺ったり、お話を電話でしたりする中で感じたことが幾つかあるのでお聞きしたいと思います。

この生活保護という制度を、いよいよだめになって、もう何ともしようがないということになってから私たちも相談を受けることがある。もうちょっと早う言うてくれたらよかったのにということが多いんですけれども、そういう状況で、よしんば申請ができたとしても、保護が決定するまでに１４日から３０日かかるということなんですね。私は、その間のその方の生活について親身になって心配していただきたいなということをいつも思います。あした食べる御飯もない、きょう食べる御飯もないという方もお見えになる中で、そこについては、それこそ今のお話がありましたけれども、新しい法案が出てくるといろんなことが厳しくなってくるんかなあと思って心配しております。もし、保護を申請できたとしても、それまでの生活についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

生活保護の申請から受給に至るまでの間ということでございますが、１つは議員が申されたとおり、申請から１４日以内に適否を判断しなさいと。資産等の状況調査に日を要する場合であっても３０日以内で判断することとしておりまして、特に亀山市の対応としましては、平均２週間程度で

適否を通知するよう努めておるところでございます。

ただ、その間にどうするのかということでございますが、一時的に生活費が必要であったり、非常にお困りであった場合につきましては、三重県社会福祉協議会の生活福祉資金の緊急小口資金、こういうものがございます。これは最高１０万円でございますが、借り入れができるという制度でございまして、生活保護受給までのつなぎ資金的なご利用をいただけるんではないかと考えております。これにつきましては無利子でございまして、据置期間２カ月、償還期間は８カ月以内となっておりまして、保証人も原則不要でございます。ただし、若干日にちがかかります。現時点で数日は要するということでございます。実際にこの制度をご利用いただいた方も、毎年２０件前後ございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

以前は保証人が要るとかで、なかなかこういう制度も使えなかったことがあったと思うんですけれども、大事なのは、こういう制度がありますよということを親身になって話していたら、あなた、これからちょっとしばらくかかるけど、生活どうなのって聞いていただいたら、こういう制度があるよという話になると思うんです。ぜひとも親身になってこの制度の紹介を積極的にしていただきたいと思います。保証人もないということでね、保護費でお返ししたらいいわけですよね。申請した日から保護費は計算されますので、それは可能ではないかと思います。

それから、１４日以内に出るようにしているということなんですけれども、そこの見通しが、やっぱり本当にぎりぎりになっている方というのは精神的にも不安定なんで、１回話を聞いただけでは理解ができなくて、本当に保護してもらえるのかどうかとかわからなくてどっかへ行っちゃったり、不安になって精神的に大変になったりする方が多いんですね。だから、本当にその方の立場に立って、何日までにこういう書類が要って、何日までにはお答えが出て、それで何日にはこういう趣旨のお金が出ますということを、どうかこれまで以上に丁寧に説明をしてあげてほしいなと思います。

もう１点目なんですけれども、この夏は猛暑でしたね。昨日、服部議員も学校のことで気温のことについてもお話をさせていただいたところですけれども、生活保護の方は、高齢者、障がい者が８割ぐらいを占める市町が多いですけれども、そんな中で、血圧が高いにしても、目が悪いにしても、暑いのを我慢する、寒いのを我慢するということは非常に体に悪いわけなんですけれども、エアコンなしで過ごすというのは命の危険すらあると。全国でも、やはり熱中症での死者も出ているということなんですけれども、亀山の実態について、今回の夏は大丈夫だったのか、保護の方は大丈夫だったのか、また保護受給者はどのような環境で暮らされているのかということを、把握されていることで結構ですのでお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ことしの夏は非常に暑かったということで、エアコンの設置について、保護世帯から２件ご相談がございました。この２件の方につきましては、生活保護費の中から少しずつ蓄えたものでエアコ

ンを購入したいが、いかがかというふうなご相談でございました。これにつきましては、数年前、いや、もう少し前かな、基準が改正されてエアコンについては購入可というふうな通達も出されておりまして、ぜひ購入してくださいというふうなお話をしたところ、購入されたという方が２件ございます。

それ以外に、保護世帯の方が熱中症にかかられたというふうな事例はなかったということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

また、来年度もどうなるかわかりませんので、この暑さについて、今、お住まいの皆さんがエアコンの、アパートに初めからついているみたいなところもたまにはあったりするんですけれども、エアコンがついているのか、ついてないのか、どういう環境でお過ごしなのかということは、皆さん、訪問もケースワーカーがされていますんで、それとなく把握はされていると思うので、きちっとそれを数にして把握していただいて、また次の夏に備えていただきたい、また冬に備えていただきたいと思います。

また、購入は可ということなんですけれども、なかなか購入することは難しい、保護費の中では実際問題難しいです。まるで収入がない方、例えば年金もない方、収入も少しもない方ですと、保護になっても、たしか借りられる資金の制度があったと思うんですけれども、そういうものを使って買ったとしても、やっぱり返すのが保護費からということやと、それはいけませんということになったりして、なかなか買うのが難しいと思うんです。買ったり返したりすることは、それは親切にご案内していただくとありがたいんですけれども、やはり私たちが思うのは、独自のエアコンに対する制度、先ほど国の制度だからということだったんですけれども、やっぱり東京都なんかでも１件実例がありましたんで、そういうエアコンを買うための補助ですね、そういうお考えがあるかないかということをあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員申されました、それ以外の対策としまして、亀山市社会福祉協議会につきまして３万円までの借り入れができると、これも生活保護世帯も可能なんですが、ただし、これには保証人が要りますが、３万円までの借り入れができると。当然、無利子でございますが、償還は必要でございます。

それ以外に、多分ご存じかと思うんですが、一時扶助の家具什器費、什器って私も余り聞きなれやん言葉やったんですが、家財道具とか、そういうものに充てる費用として生活保護の中にあります。ただ、これにつきましては若干要件が厳しくて、幾つかありまして、保護の開始のときとか、転居のとき、それから施設等に入所してみえて出られたときとか、著しく生活環境が変わったときにエアコンがないことによって何とかする必要があるという場合には、扶助費の一つとして２万４，９００円であったり、３万９，９００円、この範囲内での支給が可能と。この解釈につきまして、また県を通じて国等へ、もう少し広く適用できやんかというふうな働きかけはしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

什器費の拡大について、私も国に本当に考えていただきたいなと思っております。

それと１つ、もう時間がないんですが、国連のほうから文化的権利に関する委員会から勧告が出されております。どういう勧告かといいますと、この日本に対して生活保護の申請の手続を簡素化して、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、この締約国に対して求めると。委員会、また生活保護につきまとうスティグマ、生活保護を受けることが恥だというような思いですね、間違った思いを解消する目的で住民の教育を行うように勧告するということが言われています。

国に対して行われた勧告ですけれども、やはり私たち市町も考えていかなくてはいけないことだと思いますので、誤ったいろんな情報で本当に保護を受けている方が苦しんでおられますので、正しい教育というものを考えていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

７番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５２分　休憩）

（午前１１時０１分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い、質問いたします。

今回は大きく２つのテーマを取り上げましたが、まず初めに学童保育のあり方について質問をさせていただきます。

学童保育については、以前から議会で何度も取り上げられているテーマであり、また昨年、私が所属しておりました教育民生委員会のテーマでも学童保育について上げられておりました。

学童保育は、今の時代にはなくてはならない大切な場所だと認識しております。そういうわけで、まず最初に、市としての学童保育の認識についてお伺いしたいと思います。そもそも学童保育とはどのようなものなのか、なぜ必要なのかについて市はどのような認識をお持ちなのか、お答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

６番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市として学童保育をどのように捉えているかというご質問でございますが、亀山市では依然とし

て年少人口が増加しておりまして、一方で核家族化が急速に進んでおります。このことから、学童保育所は、共働きやひとり親家庭などで保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休暇中の適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図るものであり、ひいては保護者の仕事と子育ての両立を支援する重要なものと認識しております。

亀山市総合計画後期基本計画や子育ち応援プラン後期計画におきましても、学童保育所の充実について掲げ、学童保育だけでなく、放課後子ども教室も含めた子供の放課後対策として積極的に取り組んでいるところでございます。

その結果といたしまして、現在、市内小学校区全てにいずれかの放課後の拠点を整備することができ、子供たちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境ができつつあると存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

先ほどのお話にもありました、ご承知のように、核家族化、共働き世帯、ひとり親家庭の増加など、さまざまな社会の変化により放課後の子供の居場所づくりが課題となってきております。そして、少子化とは言いつつも、現在でも全国的に学童保育所の数はふえ続けており、学童保育を利用する子供も年々ふえ続けております。そして、学童保育が近くにないため利用できずにいるが本当は必要であるという潜在的な待機児童も含めると、その数はもっとふえると思われます。そのくらい、今や学童保育は、もはや必要不可欠であり、社会に重要な役割を果たしているということをここでまずお伝えしておきます。

では、次の質問に移りたいと思います。

亀山市には、学童保育が現在１０施設ございます。こちらの表をごらんください。

現在、亀山市の小学校１１校のうち、南小学校と白川小学校を除く小学校区で学童保育所が開設されております。そして、それぞれの学童がそれぞれに課題や問題を抱えております。学童保育が抱える問題は本当にたくさんございますが、今回は話が広がり過ぎないように、あえて設備面、建物のみに限って質問をさせていただきます。

市長は、市内の学童保育が抱えている課題や問題をどのように認識をしているのか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

既設の学童保育所の個々の課題等につきまして、毎年、各学童保育所の方々、連絡協議会の皆さんと私自身も年に２回ほど意見交換の機会がございますけれども、この意見交換の機会などを通じまして、さまざまな課題、要望を賜っておるところでございます。その点につきましては、今後もそれぞれの学童保育所の運営状況が、今１０ございますし、それぞれのその特性というのもございますので、これらをしっかりと確認しながら、今後も協議を進めてまいりたいと思っております。

一方、学童保育につきましては、現行法制上、市町村の事業として実施されておりまして、その質の確保につきまして、国の放課後児童クラブガイドラインで望ましい規模、開所時間等について示されておりますが、例えば保育所のような法令に基づく最低基準が設けられておるものではございません。そこらが課題と言えば課題でございますし、今回は施設面だけのご指摘でございますが、例えば指導員の待遇でありますとか、こういうソフト面、これは全国的に言えると思いますけれども、これは非常に構造的な大きな要素の課題であると認識をいたしております。

現在、学童保育を含めました子ども・子育て支援施策は、大きな転換点を迎えておりまして、国におきまして社会保障と税の一体改革の中で、子育てしやすい社会の実現に向けて、学童保育も含めました子ども・子育て支援の充実に対しまして、消費税引き上げによる増収分のうち、７，０００億円程度が充てられることという方針が示されておるものでございます。

本市といたしましては、既に６月議会で皆さんご理解いただきまして、少子化対策分野における子ども・子育て会議を立ち上げさせていただいたところでございますけれども、全体的な子育て支援の中で今後の国の動きも注視をしつつ、市としての学童保育所の質の向上や、今後の方向性につきまして慎重に検討して判断してまいりたいと考えております。その中で個々の課題等々につきましても、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

これは、今手元にございますけれども、平成２４年１０月に亀山市学童保育連絡協議会から市長に出された要望書でございます。その一部について、こちらでご紹介したいと思います。一部をそのまま読み上げます。

学童保育所を利用する子供たちの安心・安全と健康、保護者の安心を考える上で、借地、借家での保育には、耐震問題を初め、狭さや利用の不便さなどさまざまな問題があります。

①児童クラブ「おひさま」は、耐震診断の結果０．３７であり、倒壊の可能性が高いと判定されました。小学校から登所に４０分かかるため、小学校近隣の場所に専用の施設を望みます。

②遊友クラブにおいては施設が狭く、児童１人当たり０．８１平方メートルであり、子供たちの日々の生活に支障を来しています。児童数に見合った専用の施設を望みます。

③やなぎっ子クラブは神辺コミュニティセンターの一部を借りており、他団体が利用するときは、遊具や保育に必要なものを持って小学校への移動を余儀なくされます。安心して過ごせる専用の施設を望みます。

④あおぞらくらぶは、店舗施設の代用ということもあり、水道設備がトイレにしかなく、手洗いやうがいなどトイレでしなくてはならないため、衛生面に問題があります。オープンスペースということもあり、事務関係の書類を保管するスペースもありません。台所設備もなく、子供たちへの手づくりおやつ等の提供ができないのが実情です。

以上のように、借地や専用の施設ではない学童保育の運営には、不便や危険なことが多々見受けられます。したがいまして、学童保育所の設置場所には、小学校の敷地内、もしくは近隣の場所に専用の施設を公設で設置していただくよう要望いたしますと、こういう内容です。

先ほど上げられた学童保育所は、全てこちらを見てもそうなんですが、民設でございまして、建

物や場所についての問題点について述べられております。

また、昨年９月に教育民生委員会が提出した提言書にも、学童保育所の施設については公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子供が生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適合したものとすること。また、今後、改築が予定される小学校には、敷地内に学童保育所のスペースを確保することとしています。

どちらも民設の学童保育の建物、設置場所の問題点について訴え、学校内、もしくは公設で学校近隣の安全な場所へと望んでおります。

このような要望、提言に対して市は、これら一つ一つの課題にどのように対応したのか、また対応するつもりなのか、もう一度市長に答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど運営協議会の皆さんから頂戴をした課題につきまして回答もさせていただいておるところでございますけれども、基本的にそれぞれの課題解消に向けて検討してまいりたいというふうに考えておるものでございます。現に幾つかの案件につきましては、その協議が済んでおるというふうに理解をいたしておりますが、その前段で、やはり共通の課題といたしまして、先ほどのソフト面とかヒューマンウエアの面、こういう国と地方の関係の中で、やっぱり現実が回っておる。

もう１つは、それぞれの小学校区におけるその特徴といいますか、背景もございますので、そういう中で、今日、的確に対応がなされてきておるものというふうに思います。しかし、幾つかの課題が存在しておることも承知をいたしておりますので、先ほども申し上げましたように、運営協議会の皆様、そして個々の運営委員の皆様の個別の課題につきましても、全体の中で整理をさせていただく中で検討、対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

これらは市民の要望であり、議会の要望です。これらの提言一つ一つに対して本当に真摯に向き合ってくれているのか。ことし３月議会でも服部議員の質問に対する市の答弁は、さっきと同じような答弁でございました。

子ども・子育て関連３法が可決成立したからとか、子ども・子育て会議をするからとか、今後、学童保育の改善も図られるだろう。だから、国が定めるべき基準に基づいて、今後も皆さんと協議しながら、今後というふうに、ずうっと先延ばしにされておられますけれども、今すぐにこれらの問題に取りかかってほしいと切に願っております。

部屋が手狭、学校が遠過ぎる、プレハブで空調が劣悪である、遊び場がない、期限つきである、場所が危険など、こういった課題は学校の空き教室や、なければ敷地内に公設でつくれば全て解決することではないでしょうか。既に多くの自治体がそれを行っております。

次の表をごらんください。

こちらは全国の学童保育の設置場所の箇所数を示しております。ことしの５月現在で２万１，６

３５施設のうち、１万１，４３４施設が学校内に、６，３２３施設は学校以外ではございますが、全て公設です。合わせれば全国の８１％の学童保育所が公設なんです。

そして、亀山市においても学童保育は公設に基本を置くべきということは、もうずうっと前から市民からも議会からも要望がされてきたことであり、提言されてきたことであります。今すぐ考えていただきたいと思います。今、市内の多くの施設で困っているからです。なぜ公設を基本に考えないのか、再度市長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、先ほどご要望といいますか、４点の運営協議会からの要望に対してお答えをさせていただいたんですが、市議会からの提言書を頂戴いたしておりますので、このことにつきましても重く受けとめさせていただいて、今日まで展開させていただいてきておるところでございます。

一方で、国においてのさまざまな議論が動いておりますので、注視をしていきたいというふうに思っております。

これらを踏まえまして、提言の中にございました、今後の学童保育所の質の向上、方向性につきまして、慎重に検討して判断をしていきたいということと、例えば先ほどの基準、位置づけをしっかりするということで、私どもは来年度、学童保育所の基準に関する条例を整備してまいりたいという意向を持たせていただいております。

さて、今の公設、民設の議論でございますけれども、本市におきましては、民設・民営を基本として展開をいたしておるところであります。近年、例えば加太、それから神辺の学童保育所のように、市の所有地を提供させていただいたり、市の建物をお使いいただくなど、従来とは少し異なる形での公的関与を強めて、これら柔軟に対応いたしてまいったところでございます。その表でいきますと、ピンクのところに入るかなというふうに思います。

学童保育所は子供の放課後拠点の一つでございまして、ひいては地域力の向上にもつながるものと認識しておりますので、今後も基本方針を持ちながらも、必要に応じて公的関与を行いながら対応させていただきたいというふうに考えております。

民設にこだわっておるということでは、基本方針としてはそういうものを持っておるところでございますが、恐らく公設でも、民設であろうとも、やっぱり放課後の子供の対策の拠点として学童保育所をしっかり位置づけていくという基本方針を私どもは持たせていただいておるところでございます。

したがいまして、先ほど申し上げました、国におきましてさまざまな動きが出ておりますので、今後、それらに関する市の子ども・子育て会議が既に立ち上がっておりますことから、全体の子育て支援策の一環として、この協議の結果を踏まえながら、その方向性をしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

学童保育の基準に関する条例を来年つくっていくというお答えがございました。でも、今困って

いる人たちが現在いるんです。そして公的関与を深めているとはおっしゃいますけれども、やはり安心で安全だというのは公設ということもあると思います。もちろん、絶対に公設というわけではないです。だけれども、民設・民営を中心にという、その市の方針自体をもっと緩和していただけないかという思いで質問させていただいています。

明らかに公設と民設の学童保育所には差があるんです。市長は市内全ての学童保育所へ行ったことがございますでしょうか。子供たちがいる中で、ちょっとでも過ごしていただいたことがございますでしょうか。

私は、昨年、教育民生委員会の管内視察で公設と民設の市内の学童保育所を回りました。どちらもさまざまな課題は抱えておりましたけれども、明らかに差がございました。建物の安全性や安心感です。圧倒的な差がございました。

私は一時期、昼生の遊友クラブさんにも夏休みにお手伝いに行っていたことがございます。真夏のプレハブの部屋の温度は４０度近くまで上がって、２つのクーラーを使ってもほとんどきくことはありませんでした。雨の日は狭い部屋にたくさんの子供がぎゅうぎゅう詰め、そこで本を読む子もいれば、走り回ってぶつかって、そのうちけんかが起こるということもございました。とにかく狭い中で子供が元気に動き回っておりました。私はこういうのを見て、何だかせつなくなりました。同じ亀山市に住む子供なのに、どうしてこんなに差があるのでしょうか。

子ども・子育て新システムへの制度移行を待って、いつまとまるかわからない協議を重ねて、一体あとどれだけ待てばいいのか。これ、誰にお答えを伺えばいいのかもちょっとわからないんですけれども、お答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁をお願いします。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大きな全体としては先ほど申し上げたような状況の中にございますが、しっかりとこれは、その国の制度を待ってというよりも、私どもは既にその子ども・子育て会議を立ち上げて、この問題も含め放課後の対策につきまして、しっかりと整理をしていきたいというふうに考えておるところでございますし、一方、三重県におきましても、昨年度、鈴木知事のほうで県下の学童保育所の実態調査を全部整理していただいて、調査結果を公表されておるところでございます。県の動きとも連動していく必要もあろうかと思っておりますので、こういう制度移行期に入っておりますが、亀山市として、しっかりとこれら全体の流れの中で今後の学童のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

例えば、西小の学童につきましても従来からの懸案課題でございますが、現在、その改善に向けた協議を進めさせていただいて、前進をしておるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

子供たちは、こうしている間にも本当に成長しております。あっという間なんです。幼少期の子供たちの目覚ましい成長というのは、まさにこの時期なんです。学童保育では、学年の違うお兄ち

ゃん、お姉ちゃん、そして学年が下の子供、一緒に部屋で過ごしております。けんかになりそうなときだって、指導員さんが入る前に高学年の子が入って仲裁をしたり、また宿題だって何も言わなくても、同じ部屋にいる子が黙って誰か横についてアドバイスをしたりとか、こういったことを始めます。時にはとんでもない遊びをし出してブームをつくってしまう子もいますし、自分勝手に振る舞って周りの子が離れてしまい、ひとりぼっちになってしまう子もいます。

子供たちは、この学童保育の中で、子供同士で触れ合い、ぶつかり合いながら、人間として社会を学び、人間との関係を学び成長しています。それを私は一緒にいる時間に目の当たりにしました。そして、お母さんたちも学童保育を通してさまざまな交流をつくっております。時々、地域のおじいちゃんが畑でとれたキュウリやスイカを持ってきてくれました。子供たちだけでなく、大人も、そして地域もともに育つ場所が学童保育なのだと思います。

いつも行政と地域と学校と家庭と一緒に連携することが大切だということをよく耳にしますが、学童保育こそそういった連携をうまく生み出す場所の一つではないかと私は思っております。

再度尋ねるのですが、学童保育はそんな貴重なつながりを生み出す可能性を秘めております。そして、やっぱり子供が長時間過ごす学童保育所が安全で安心できる場所であってほしいというのが誰もの願いのはずです。何としても子供たちに用意してあげたいと思います。

ふだんから子供たちに接している教育長にお尋ねをいたします。

私は、今までさまざまな人に学童保育についてお話をしてきました。学童保育をつくるなら学校内がいいと、ほぼ１００％と言っても過言ではないぐらい、たくさんの人が学校内に保育所を設置することを望んでおります、安全ですから。しかし、亀山市では、学校内、学校施設内に学童保育所を設置することに、どちらかというと反対をしているような状態です。この理由は一体なぜなんでしょうか、お答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

豊田議員の質問にお答えさせていただきます。

その前に、私自身もずうっと以前から働く女性として学童保育所の必要性は考えておりましたし、必要性を求めてまいりましたし、それから他市のいろんな学童保育の施設も見学もさせていただきましたし、亀山市内全部ではございませんけれども、幾つかの、直接の担当ではございませんけれども、学童保育所を拝見させていただく機会もございましたので、それもあわせて先につけ加えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、放課後の子供の安全で健やか活動場所を確保していくために、市長部局との連携はこれからも、今までもそうですけれども、重要になると考えております。

多分、今議員のおっしゃってみえることは、施設・設備面から学校内にということを強くおっしゃっておられるというふうに受け取らせていただいております。ですが、教育委員会といたしましては、学校の持つ本来の目的、それを見失ってしまっては、私はいけないと思っております。そして、子供は学校において、放課後のいろんな活動とか、さまざまございますけれども、学校にふだん日常におります児童への教育活動、これが当然のことであると思いますけれども、最大優先になってくると思いますが、それと放課後の子供たちの生活の過ごし方とはそれぞれ違った側面がござ

います、いろいろな教育的な見地から。それで、私はそのことについては、きちっと縦分けをしていく必要があるかと考えております。

実際のところ、空き教室は、現在、これから設置が必要と思われます亀山南小学校、それから白川小学校もございませんけれども、空き教室がございません。そういった場所を提供するような部屋というのはございませんので、まずそれをご認識いただきたいと思います。

それから、校地のどこかに建てたらいいのではないかというふうなお考えも、やはりこれもいろいろな学校のふだんの学校教育の活動をするのに、そのことがどういうふうな状況になるのか。学校関係者の、教員ですね、実際にその学校を管理する全体の面で学校長を初めとする学校の職員ですけれども、そういった部分で、やはり学校の敷地外に設置するのであれば、私はそういう方向が望ましいというふうに考えております。もう一度申し上げますと、学童保育所は、学校施設と別の施設で運営されることが望ましいと考えております。

いずれにいたしましても、子供の放課後施策につきましては、市長部局と連携をとりまして考えさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

もしも、学校の施設内に学童保育所が設置された場合のふだんの学校の管理や学校の環境にどう影響するのかということは実際に置いてみなければわからないので、ぜひこれから検討していただきたい、協議をしていきたいと思います。

また、教育委員会としては、放課後というのは学校の外にあるべきだというお考えだということでした。しかしながら、じゃあその学校外にしたとして、本当に場所が見つからなかったときに、そのプレハブでいいのかとか、本当に危険なところでいいのかというふうに考えていけば、どこかでやはり妥協点といいますか、どこかで話し合いでまとまるところを持ってくるべきだと思うんですけれども、それがプレハブであったりとか、耐震強度が悪いところであったりとかというのは、もっともっと悪いことだと思います。その辺は、やはりもっと話し合いをしながらでもしっかり進めていきたいと思いますけれども、ただ、何だかお話を聞いておりますと、何か大人の都合で子供が中心に考えられていないのではないかという感がしました。

先ほども、お話、少しございましたけれども、ことし、南小学校でも働くお母さん方が力を合わせて南小学校区にも学童保育をつくろうと立ち上がり、市内の他地区の学童保育さんにもご協力をいただきながら、現在、設置場所を探し回っている状況です。

そんな中で、南小学校区のお母さんたちも、他地区の学童保育さんと同様な問題に今対峙しております。安全で安心できる場所が見つからないのです。今回、私が質問させていただいたのもこれが理由です。これから、保護者、地域、民生委員さんやＰＴＡさん、地元の議員など力を合わせながら立ち上げに取り組んではいきますけれども、建物や設置場所については、市や教育委員会の理解がないとできることにも限界がございます。

亀山市では数年前から随分待機児童が問題になりまして、保育所の整備が中心に行われてまいりました。昨年は待機児童館ができ、ことしは新しい民間保育所が開設されたりと、整備がどんどん進んでまいりました。それは、もちろん私も大変いいことだと思っております。しかし、待機児童

の問題は、保育所問題だけに限りません。同じように、小学校の児童さんの学童保育所も深刻な問題を抱えています。保育園では７時まで預かってくれたのに、学校に上がった途端に預かってもらえず、仕事を早く切り上げなければならなくなり、茫然とするお母さんの声を私も多く聞きました。こういった悲鳴は、お母さんだけに限りません。共働き世帯の後支えをしなければならなくなったおじいちゃん、おばあちゃんや、仕事を早く切り上げなければならなくなったことで期待した労働力が得られない会社側にも支障が出てきております。こういった負のサイクルは現代のシステムに問題があると思います。それに最初に立ち向かうのが自治体ではないでしょうか。

亀山市は、子育てにおいて途切れのない支援をうたっております。ことしも立派な保育園ができ、幼児の待機児童がなくなりました。ぜひ学童保育問題においても同じように、保育園で途切れることなく、小学校においても支援いただけるよう、はざまで困る人が出ないように目を配っていただきたいと思います。

どうか市長には、民設・民営を基本にという考えをまず改めていただき、教育長には、安全で誰もが安心できる学校内への設置を視野に入れていただくこと切にお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、空き家情報バンク制度についてお伺いをいたしたいと思います。

この空き家情報バンク制度につきましては、以前にも私、何回か議会の中で触れさせていただいておりますけれども、今の現状について、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

そもそもこの制度の目的は何かということから、まずもう一度お伺いさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンク制度の目的でございます。この制度は、Ｕターンや田舎暮らしを希望する方などに、当市のホームページなどを利用して市内の戸建て空き家の売買、または賃貸の情報を提供することによりまして、市内の空き家の有効活用を行い、定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として行うものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とございました。とてもすばらしいことだと思いますが、あれから利用者というのはふえましたでしょうか。登録、契約、相談や問い合わせの件数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンクの登録件数でございますが、６件の登録がございまして、うち賃貸が１件、売買１件、計２件の契約が成立をしているところでございます。

また、問い合わせの状況につきましては、登録物件に対しましてホームページの閲覧による県内外の方から数十件の問い合わせがありまして、現在、小野町の登録物件の利用申し込みが３件、加

太市場、加太板屋の登録物件の利用申し込みが各１件、合計５件の利用者申し込みがございました。

今後、この物件登録者と利用の申込者の交渉によりまして契約に至っていくものであるだろうというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

登録が６件に契約が２件ということで、少ないようですけれども、以前と比べてふえていますのでとてもいいことだと思いますが、このふえた理由というのは何だとお考えでしょうか。

また、契約まで至った件数、２件ございますということですけれども、この契約に至った理由というのはどういったものがあったか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

登録物件が増加した理由につきましては、市の広報とかホームページへの掲載、自治会との協議を行うことで市民の皆様に周知がされたものというふうに考えております。

また、ホームページのリニューアルや全国ネットの移住サイトからのリンクなどによりまして、利用の申し込み件数、問い合わせの件数につきましても、幅広くＰＲができたことによる効果が出たものというふうに考えております。

契約に至った理由につきましても、問い合わせもふえて、このＰＲが進んだことによりまして、たくさんの方がこの情報バンク制度を利用されたということで、契約に至ったものというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

次の質問に移りたいと思います。

地域との連携についてということですけれども、まず空き家というのは、亀山市内、地域に個々に存在しておりますので、この地域との情報交換、連携が不可欠だと思いますが、現在、どのように地域と連携をしているのか、お答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

地域との連携でございますが、この空き家につきましては、自治会の皆様の情報が欠かせないものでございます。現在、加太地区などの中山間地域では空き家が多く発生しております現状から、主にそのような地区の自治会と連携を図りながら、空き家登録物件の情報の提供を受けておるところでございます。

また、小野町自治会におきましても、数件の空き家登録物件の情報の提供がありまして、そのうち１件の登録が行われたところでございます。

今後は、その他の地区の自治会につきましても協力をお願いし、連携をとりながら空き家情報バ

ンク制度を推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

地域にもさまざま事情がおありでしょうし、関心が薄いところもあるようですけれども、制度の内容や目的をわかりやすく説明する必要があると思います。

また、空き家情報バンク制度を知らない人というのもまだまだ多いと思いますが、ＰＲ活動を工夫してはどうでしょうかと私も思っております。ということで、皆様に資料としてお配りさせていただきました。

こちらは三重県の大紀町の空き家バンク制度のパンフレットなんですけれども、とても絵を入れて、例えば売る側なのか、借りる側なのかというふうに分けてわかりやすく説明をされております。こちらのほうのパンフレットにつきましては、こんな感じなんですけれども、前に私が空き家情報バンク制度の説明のときに使いました図がこういう感じです。なるべくわかりやすくと思っていろいろ自分なりに考えましたけれども、やっぱり絵がついていたりとか、流れが、ストーリーがあったりするほうがわかりやすいのかなあと思いましたので、このような工夫をされてはどうかなと思います。ホームページだけでなく、こういった紙面のわかりやすいパンフレットをつくってはどうかなあと思っております。

次に移りたいんですけれども、今、加太とか小野町のほうでいろいろ登録があるというふうなお話がありましたけれども、先ほど一番最初の質問の中で、定住を促進し、地域の活性化を図ることが目的というふうにございました。本気で定住を望んでいる自治体であれば、例えば定住体験ツアーなどを組んでいる自治体なんかもございます。こういった定住をしてもらうための前段階の準備といったことを、お考えがあるかどうかをお答えしていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今現在、その考えているところはございませんが、今後、空き家のその登録状況とか移住希望者の利用者の状況などを踏まえまして、またその要望もお聞きして、他市町村の制度もまた研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

ホームページも今度更新するということでしたので、そういったこともまず考えつつやっていただければなと思いました。

もちろん、ほかの県外、また県内でも、大紀町さんでもそうなんですけれども、空き家を利用した定住体験ツアーなどをして定住に直結させるような取り組みをされているところもございます。空き家を利用するなり、例えば新規にリニューアルしました関ロッジや、あと鈴鹿峠自然の家など、

いろんな亀山市には設備もございますので、そういったのを利用しつつ、１泊２日とかで亀山市に泊まっていただいて、どんな感じなのかなというのを知っていただくのも一個の案かなと思います。

次に、３．広報活動についてということですが、これは前回の質問の中でも私のほうからもさまざま提案させていただきました。例えば、空き家情報バンク制度のお知らせ、それから説明、そういったものを公用の封筒へ印刷したりとか、全国ネットに登録したり、地域情報やお役立ち情報をその中に入れたり、フェイスブックなどに掲載したり、こういったことをしてはどうかというふうにいろいろご質問、ご提案をさせていただきましたけれども、そういった取り組みは何かされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンク制度の広報活動の現状でございますけれども、物件の募集については、市の広報、ホームページへの掲載、自治会との連携を行ってＰＲをしておるところでございますが、物件を探してみえる方は、主に市のホームページをご利用して問い合わせいただくのが現状でございます。

昨年、豊田議員にもご提案をいただきまして、全国版の空き家情報バンクのサイトからホームページにリンクできるよう改善したということによりまして、以前より大変充実しているというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

つい先日、その亀山市の空き家情報バンクのホームページにアクセスさせていただきまして、ちょっとこれプリントで刷ってきたんですけれども、こういうふうに写真が大分多く掲載されていたり、それから市のお役立ち情報、お得情報といいますか、亀山市の制度の紹介などがすぐのところにあります。

例えば、亀山市では中学生までの医療費が無料であること、それから子供の出生祝い金があることや、農地取得に関する要件の緩和など、亀山市ならではのお得な情報などが一緒に掲載されている、これはとてもポイントが高いかなと私は思っております。こういったことをしていただいたのは、とてもよかったかなと思っております。

また、亀山のシティプロモーションのビデオもそこにリンクしていただいたりとかあったんですけれども、もしできるのでしたら、こういった亀山市の物件情報が並んでいるのはすごくいいんですけれども、例えば亀山市を知らない方がこのページを見て、さあ住もうと思ったときに、亀山市というのがどんな形をしていて、どの地域にそれがあるのかというのがわかりにくいと思いますので、例えば簡易な地図を張りつけて、そこに落とし込んでいく、何番というふうに入れていったりとか、そういった工夫をしていただいたり、また定住というと生活に密着しておりますので、例えば亀山市は溶融炉があることによってごみの分別がすごく楽だということや、あと白鳥の湯がすごく安くてみんなで入れるとか、「あいあいっこ」なんかが「あいあい」の中にあって子供の子育て

にとても優しいよとか、そういったいろんな亀山のいいところってありますので、そういうのもぜひ入れていただければと思います。

そして最後になりますけれども、これはちょっと提案なんですけれども、他地域では空き家コンシェルジュというのを実施しているところがございます。空き家に限らずですけれども、私も亀山コンシェルジュというのを空き家に限らず実施したらどうかと思います。つまり、亀山市というのはこういうところなんですよ、こういういいところがあるんですよというのを、職員が亀山をすぐにアピールできる、亀山をすぐに説明できるという部署を持てば、すごくこれは新規の転入者や、市民の方にとってもすごく重宝されるのではないかと思います。

オリンピックで日本はおもてなしの精神と言いましたけれども、やっぱりこのおもてなしの心というのを、この亀山コンシェルジュというのをつくったり、そういうことをすることによっておもてなしの精神でお迎えするというのはとてもいいかなと思います。

空き家情報バンクについて、この前は主に制度についてお聞きしました。そして、今回はその進展について現状を聞かせていただいたんですけれども、この空き家の問題については、皆さんに本当に真剣に考えていただきたいと思い、いつも質問させていただいております。

空き家というのは放っておくと、本当に人と一緒でどんどん死んでいくというか、朽ちていきます。もし、１カ月に１回でも空気を入れたり、手入れをしていればずうっと使えて、負の財産ではなく生かせるものであるはずなのに、やはり手を加えないことによってどんどん朽ちていく。それで、ほったらかしになってしまって、最終的には景観悪化につながったり、そしてそれが治安の悪化につながったりと、そのころにはもう手おくれなんです。だからこそ、今、空き家について皆さんが手入れをするためにも、空き家を放っておかないで、例えば空き家情報バンクを利用してもらって住んでいただいたり、借りていただいたりと、２次利用を考えていくというのはとても大事なことだと思いますので、提案をさせていただいて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

６番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩といたします。

（午前１１時５０分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは、早速ですが、通告に従いまして順次質問させていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをします。

行財政改革の取り組みについて、今回、大きく５点質問させていただきます。

まず最初に、行財政改革で目指すものと取り組み方についてということをお尋ねいたします。

行財政改革大綱は、昨年１０月に見直しを行い、この２５年からは市長を本部長として現在取り

組んでおられます。ちょっと古い自分の資料を見ましたら、平成９年に亀山市では３月に行政改革大綱が策定をされて、そのときに質問した記憶があって、それからいくと、もう１６年ぐらい行政改革についてはずうっと取り組まれていると。当時の質問でも、行政改革は、これまでの行政スタイルを変えて行政機構のスリム化、効率化、質の高いサービスの提供を求めるというふうなものではないのかということで質問した記憶があります。

今回の行財政改革大綱では、市民への視点、行政経営の視点、それから財政運営の視点と３つの大きな視点で取り組むこととしておりまして、行政経営の視点では、民間経営の視点と発想を取り入れ、経営型の改革を実行し、効果的・効率的な質の高い行政運営を進めるというふうにしております。

財政運営の視点では、議論ございましたが、歳入に見合った歳出という財政運営の基本に立って持続可能な健全財政を目指す、そのことが大きくテーマとして掲げてあります。

ここで、改めて行政改革、財政改革、どんな改革を目指そうとしているのか、確認の意味も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

２０番　竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市行財政改革大綱では、まちづくり基本条例を基本として、透明な市政運営の推進のための、先ほど申されたような市民への視点、効果的・効率的な行政システムの構築のための行政経営の視点、財政改革の推進のための財政運営の視点、この３つの視点を定め、常にこの視点を意識しながら、不断の行財政改革に取り組むことといたしているところでございます。これら３つの視点については独立したものではなく、それぞれ重ね合わせて取り組むことによって、行財政改革大綱の目標である開かれた市政の推進と行財政運営の強化を達成することができるものと考えております。

ご質問の行政改革と財政改革の目指す方向でございますが、行政改革におきましては、市民との情報共有や行政サービスの質の向上などによる透明な市政運営、マネジメントシステムの有効活用や職員の人材育成などによる効果的・効率的な行政運営を、また財政改革におきましては、歳出構造の刷新、歳入改革の推進による持続可能な財政運営を目指しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

平成９年に質問したという中で今言いましたが、行政スタイルを変える、行政機構のスリム化、効率化、質の高いサービスと、ある意味、言いかえればこのようなこと、だから、余り本質的には行財政改革の流れというのは、私は変わっていないんだろうというふうに思います。

ちょっと基本的な質問をさせていただきましたけれども、実は今の行財政改革大綱から見ますと、財政不足に陥るんではないかというふうなことが大きなテーマとなってきている。持続可能な財政運営が可能なのかと、持続可能でなければ質の高いサービスも提供できませんので、そういう意味からいくと、一番やっぱり大きな課題は、その財政、財源不足に陥るのかどうかということだと思うんです。そうしますと、現在、実施計画を取り組んでおられるんですが、こういう実施計画の進

め方で十分に対応できるんだろうかということから確認をさせていただきました。

効果的・効率的な質の高い行政経営、それから歳入に見合った歳出、持続可能な健全財政を目指す、私は、これは目標としては大変正しいものであろうというふうに思います。

ただ、実施計画を見ますと、何か成果があったあったというふうなことで確かに書いてありますけれども、それは一個一個の計画を進めているという感じだけであって、実際にはやはり大きな目標が何かあるんだろうと。今で言えば、そのことが全て財政不足なり財政見通しを手助けしていくというか、経費削減だったら歳入を入れると。そんな料金の見直しをやって、そういう小手先の話ではなくて大胆に進めていく。大なたを振るうというか、そういう視点で個別計画を進めていかないと、一個一個をやったと言っていても、今いろいろおっしゃったような目指す方向ときちっと合っているのかどうかというふうなことで質問させてもらったんです。

そうなりますと、今のそういう細かな施策、細かな実施計画をずうっとやっていただいておりますけれども、その積み上げの中で本当に今おっしゃったような効果的・効率的な質の高い行政経営とか歳入に見合った歳出、財政運営、本当にできるのかというふうな懸念を持つんですけれども、もう一度、きっちりとそういうことで取り組んでいけるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革への取り組みにつきましては、行財政改革推進本部のもとに、行財政改革大綱に位置づける１５の施策と後期実施計画の５５の実施事業を着実に進めているところでございます。

その取り組みの一つとして、今年度から事務事業評価の範囲を拡大し、これまでの主要事業に加え、標準事業においても事務事業評価を実施したところでありますが、この評価結果を事務事業の見直しや予算編成に活用することにより、質の高い行政経営と財政運営を一体的に進めてまいりたいと考えています。その中には事業評価とか、また事業仕分けとか、それとか予算編成改革とか、そういう中できちんと順位も入れがてらやっていく必要があると考えておるところでございます。

また、今年度から財政部門と行革部門を統合し、財政行革室として組織を再編し、行政経営の視点と財政運営の視点をより一層一体的に捉えて取り組んでいくこととしたところでもございます。

このように、行政経営と財政経営、それぞれの取り組みを分けて考えるのでなく、一体的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

組織の改正をして、評価シートもふえてと、これも全部個々なんですよね。結果的にそのことが、これから起こり得るだろう、懸念されることへきちっと結びつけていけるのかどうか。それを一個一個やったというのは結果ですけれども、それがもっと大きな結果に結びつくということが私は重要じゃないかというふうに思う。

そういう意味で２点目に、行財政改革取り組みの総括報告ということを書かせていただきました。ちょっと何か実施計画も全部報告してるのにというふうに思われるかもしれませんが、これまでの実施計画は、２３年度は各種計画、成果報告ということで、それから２４年度からは施策評価関連

資料として分野別の計画実績として報告をしていただいております。

やはりその取り組んだ結果が個々の結果報告ではなくて、その取り組んだ結果が最終的にどこにどう結びついたんだ。例えば、歳入ではこういうところに来たんだ、歳出ではこういうところがカットになったんだということは、個々の経過がわからないんですよね。そうしたら、幾ら計画を２０個、３０個進めようが、それがどういう結果に結びついたかという報告がない限りは、この最後の質問で病院のところでももう一度お聞きしますが、やったことの結果が、本当にそれが実績になっているのかどうか。私は、そういう報告がなければ検証にはならないというふうに考えておるんですけれども、そういう意味での１年間取り組んだ段階で、どんなところにどういう波及効果があったんだ、そのやったことによってですね。そういう報告にまとめるべきじゃないかと考えますが、そういうことへの考え方について確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度の行財政改革の取り組みの成果につきましては、行財政改革大綱の３つの政策ごとの実績及び後期実施計画の５５の実施事業の成果などを取りまとめ、亀山市行財政改革大綱後期基本計画実績報告として議会に資料提出をさせていただきました。

今回の提出の中では、今申し上げましたとおり、前年度よりは少し政策ごとの実績を取りまとめたところでもございます。これまでから行財政改革大綱につきましては、分野別計画として実績報告とさせていただいてきましたところでございます。

来年度以降の実績報告につきましては、着実に行財政改革を進めていく中で、行財政改革推進本部会議での意見も踏まえながら、総括的な報告として整理をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ぜひ、やっぱり個々の結果がどこへ来ているんだという、自己満足で終わってしまう、やったやったというだけではなくて、それが歳入や歳出にどういう影響を及ぼしていると、その結果、より持続的になったということなのか、わかりやすく１年間の報告ができるような、少しそういうこともお願いをいたしたいと思います。

次に３点目に、効果的・効率的な行政システムの構築ということで３点お尋ねをしたいと思います。

最初に、人事情報室の設置の目的についてお尋ねをいたします。

亀山市行財政改革大綱の政策の２に効果的・効率的な行政システムの構築が８項目ありますが、その中に職員の意識改革、人材育成、事務事業の効率化というのがうたってあります。この４月の組織改正で、これまでの情報統計室の統計業務を除く事務と人材育成室の事務が一体となって人事情報室というのが新設をされました。今回設置された目的、またどのような効果を求めていく組織なのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

本年４月の組織・機構改革におきまして、人材育成部門と情報化部門を統合いたしまして企画総務部に人事情報室を設置いたしたところでございます。

設置の目的といたしまして、まず第１に上げられますのは、職員の情報リテラシーを向上させる体制をより強固にするということでございます。

これまでから、庁内においてハード面の情報化が進められる一方で、職員の情報化推進に関する意識に格差が生じていることや、情報通信に関する十分な専門知識を有する職員が少ないなどのソフト面での課題も指摘されておりました。また、研修につきましても、情報化部門での開催でありましたことから、参加者も限られた職員であったというふうに考えてございます。

今回、人材育成部門との統合を図ることによりまして全庁的な研修体制が構築をされまして、職員の情報化に対するさらなる意識の啓発や、情報リテラシーの向上と同時に、専門的人材の育成が図られるということを考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

行財政改革の取り組みを進めるという、まず効果的・効率的ということであれば、今これだけ情報化になっている中で人と情報がくっついた部屋ができたというのは、非常に私としてはいいことだなと思いながら、今おっしゃったように、ハードだけの情報化に、少し内容を見ておりますと、ちょっとハードっぽい情報化であったのが、人と情報がくっつくことによって情報のソフト面みたいなものがこれによってうまく引き出せれば、という答弁をいただきましたので次に入らせていただきます。

２点目に、そうなりますと職員の意識改革と人材育成というところでお尋ねをしたいと思います。

職員の、今答弁でもありましたが、情報へのスキルアップということが情報化と相まって事務事業の効率性も、またアップするのではないかなというふうにも考えます。

職員の研修については、これも以前確認したことがありますが、今は長期研修計画というものが策定をされて、そこで運用されている。情報については、先ほども申しましたが、システム管理とか機器の管理を中心にこれまではやってこられましたので、答弁にもございました、職員への研修みたいなものの観点は余りなかったのではないかな、そんな気がします。

今回、人事情報室としたことで、ソフト・ハードの管理だけではなくて、人材育成、それから情報研修も一体となる、今もそういうお話がありましたが、私はさらに、これは進めやすくなってきたんではないかなと。

そういう意味で、過去何回も情報リテラシーの向上については質問をしました。やっぱり１人１台体制ができて、もう１０年以上たつと思いますけれども、職員間の格差があれば、それは業務の遂行上、やっぱりロスが生まれるんではないか。職員の情報リテラシーが進まないと、そのロスが逆に言えば効率化を阻害するというふうなことで質問をさせていただきました。

今回の組織改正では情報と人事が一緒になったということで、情報リテラシーの向上に向けて、これまで余りいい答弁がなかったような気がしますけれども、具体的にそのような取り組みについ

てお考えがあるのか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

市の行財政大綱の政策のⅡの中で効果的・効率的な行政システムの構築の施策の一つに職員の意識改革と人材育成、これと事務事業の効率化といったのがございます。その中の職員の意識改革と人材育成におきましては、研修制度の充実などにより職員一人一人の能力を高めまして、全ての職員が行政改革をみずからの問題として認識をし、より質の高いサービスを提供できる人材を育成することといたしております。

先ほども人事情報室の設置目的で触れさせていただきましたが、職員のスキルアップにつきましては、情報リテラシーが備わることにより大きく効率性が増すものというふうに考えておりまして、こうした意味で研修体制の充実は必要不可欠なものでございます。具体的には、長期研修計画にも位置づけておりますけれども、庁内におきましては、情報セキュリティー研修をやっております。また、専門機関派遣研修では、市町村のアカデミーや県市町総合事務組合等のＯＡ研修や、民間企業が行います通信制講座、さらにはｅ－ラーニングなどの活用を図りまして、研修機会の拡充に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

検証や長期の研修計画の中でも、専門教育、ＯＡ研修というふうなことが言われます。これは、多分この前、以前に質問したときも、そういうふうなＯＡ研修とかがあって、ただ、実際ＯＡ研修に行った人の声を聞くと、何かやりづらかったというか、やっぱりお金を出していくわけです、ただじゃありませんので。職員がみずからお金を出して研修に行くわけですけれども、やはり受講しづらさみたいなものがあって、そういう意味からいくと、ただ一人一人が行っても、これもまたなかなか先に進むもんではない。その後、リーダー研修ということもあるわけですけれども、じゃあ職場リーダーと、これは職制という問題もあって、やはり今のご答弁だと流れはいいのかもしれませんけど、それは過去からこういう答弁はあるんで、やっぱり研修がいかに広がっていくのか、職場に浸透していくのかという、そこの部分が少しまだまだ、ちょっとつくり切れていない。それが従来の情報と人材が分かれていた、私は少し問題点でなかったかなあというふうなことも過去も指摘はしたことがあります。とは言うものの、これ一緒になりましたので、ぜひそういうものも進めてほいしいのと、亀山地域エンパワーメントプラン、これも終わっていますけど、２４年度までですので。ここにも同じようなことが書いてあるんですね。今後の課題では、情報システムやパソコンの活用が進み、職員の情報化リテラシーも向上したが、使いこなし、業務に活用する能力に格差を生じていると。また、その中の成果と課題でも、ＩＴを活用するマネジメント能力の向上にも取り組まなければならないと。

さっきの行革の成果と課題というところからいけばですよ、これは終わっているんですよね、この２４年度でもう。ということは今の答弁自体がおかしくなるんですね、今度ね。もう既に実施をしてやっておりますというふうになるわけです、本来は。

ところが、やっぱりこういう質問をすると、またそれに増してこうやりたいというふうになると、エンパワーメントプランって何のためにあったのかという議論になってくる。これは過去も確認をして、エンパワーメントプランを決めた。ただ、ここにはあんまり人材研修のことが書いていないんです、エンパワーメントプラン自体にはね。だから、やはり今回の人事情報室の設置というのはこういうところの補完をしているということで、非常に私は重要と考えます。ぜひ、またどこかの機会で確認するかもしれませんけれども、やはり前向きなそういう資質の向上に向けて、次の質問にも大きく関連する情報リテラシーになりますのでお願いをしたいと思います。

次に、３点目に入らせていただきます。

事務事業の効率化ということでお尋ねをいたします。

行財政改革大綱の政策のⅡに、先ほど言いました効果的・効率的な行政システムの構築という中には情報化の視点からの効率化ということもありますので、確認をさせていただきます。

予算書を見ますと、行政情報システムへの管理費で２億円、これは住基システムとか、さまざまなシステムがありますので、そこで２億円、それから行政情報化推進研修事業というのがありまして、これが３５０万円ある、２億円近いお金を毎年予算化していると。これだけの情報、私が議員になったころは、まだバッチシステムといって会計処理なんかも最後にパンチカードか何かで入れて、今みたいにデュアル処理はありませんでしたし、１人１台もなかった、パソコンすらなかったんですね、職員に。そんな時代から十数年たって、相当の情報化投資もされましたが、業務効率は確実に改善しているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

議員ご指摘のとおり、行財政改革を推進するためには、行財政運営の簡素化・効率化は大変重要なことでございまして、以前より庁内事務の合理化とともに、ＩＴを活用した行政システムの構築といったことを進めてまいったところでございます。

具体的には、平成１２年度でございますけれども、全庁的にＬＡＮが敷設をされまして、１３年度に初めて職員１人１台パソコンが整備をされました。その後、１４年度には財務会計、文書管理システムといったものが構築をされまして、さらに２３年には統合型地理情報システム、また昨年度、２４年度には人事給与システムといったものが導入をされておりまして、業務の効率化を図ってきたところでございます。

このように庁内におけます行政システムにつきましては、ここ十数年の間に本当に目覚ましく発展を遂げてまいりまして、業務効率も向上したというふうに認識をいたしております。

やはり職員がシステムを十分に使いこなせていない、使いこなせてこそ最大の効果を発揮するものでございまして、今後におきましても、職員の情報リテラシーのさらなる向上といったことを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

市民とかかわっていく部分とか、それから財務会計みたいにお金とかかわる部分、それから例規

システムみたいな仕事上必要な部分、ですから、例えばそういう紙ベースであったものがシステムに変わっていたと、これは確かに仕事の効率化としては格段にいったのかもしれません。ただ、その１人１台が１３年から始まって、約十数年ですかね、そういう中の今質問にちょっと変えさせてほしいと思います。やっぱりシステムはどんどんよくなってきて、これは多額の管理経費もかかりますけれども、それは相当迅速化が図られたのではないかと思いますけれども、１人１台というところで少し視点を変えたいと思います。

そうすると、私は２３年９月に１人１台パソコン体制のことを確認しました。仕事の効率化が進んで時間外の削減なんかに寄与しないのかというふうな質問をさせていただいたときに、答弁は、時間外勤務の削減、職員数の削減を直接の目的とはしていないと、経費や職員数の削減効果の具体的な評価はしていないということでございました。そうすると、何のためにこれ１人１台入れたのかというのは、やっぱり仕事の効率を上げるために入れているわけですよね。その手書きで、私が議員になったころは、ワープロばっかでしたもんね。それがようやく１人１台体制になって、じゃあ何が変わったんだと。もし、これもとのワープロしかない時代に戻ったときに、どれくらいその仕事量が変わるんだと、この答弁ではおっしゃっていないんですね。そういうところに寄与するようなことは考えていないと、簡単に言えば鉛筆と紙と、昔電卓がパソコンにかわったぐらいの印象ですよね、これからいけばね。でも、そこには相当の投資がされているわけですね。そう思うと、ＬＡＮも構築し、１人１台つながり、それだけでも相当の効率が上がったんではないかなという印象を持った質問の答弁がこれでした。

そうなりますと、事務事業の効率化を職員配置の面から見ますと、正規職員と非正規職員の配置がここ五、六年は逆転をしてきたと、人数的にですね。

２５年３月定例会の議員の質問に、正規職員が４６４名、非正規職員５３８名というふうな答弁もございました。

決算カードの数字を見ますと、臨時職員は１７年の３６７名から２４年が５７４、２５年はちょっと減りまして５３８と、それにしても２００人ぐらいの人が１７年に対してはふえてきていると。そういうことを含めて、改めて正規職員数、非正規職員数の状況について確認をいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

平成２５年度におけます正規職員数４６４人につきましては、一般会計の職員数でございまして、対しまして非正規職員５３８人につきましては、全会計の職員数でございます。

改めまして、２５年度におけます一般会計及び全会計の正規職員数と非正規職員数を申し上げたいと思います。まず、一般会計でございますけれども、正規職員４６４人に対しまして非正規職員につきましては４８６人でございます。それから、そのうち非正規職員の中でも保育士だとか給食調理員など資格を必要とする方も見えますので、その人数が２９８人となるところでございます。なお、非正規職員のうち事務補助員につきましては、５２人となっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

３月の答弁は、一般会計の正規職員と全会計の非正規職員ですね、そういうちょっと入りまじっているということでしたので、一般会計では正しくはたしか４６４人と４８６人とおっしゃったと思いますが、それで資格が２９８人、事務補助が５２人と確認をさせていただきました。

あと、確かに２３年９月に、たしか時間外の質問をしたときに、今おっしゃったように、臨時職員の増加の要因としての緊急雇用創出特別支援教育の学習生活指導員、介助員の増、それから保育園の障がい児受け入れの増、そういうことで相当ふえてきたというふうなことの答弁がありましたので、約３００名については、少し今回の議論からはちょっと除外をさせてもらいます。この数がいいか悪いかは、また、ちょっと今回の質問とはずれますので。

残りの事務補助の５２人というと、私は当初、事務補助がもっと多いのかなというふうな印象でちょっとこの質問を考えたというか、通告をさせていただきました。

もう一度、その事務補助、これも臨時職員側へ、さっきの２３年９月の臨時職員がいて、そのとき数はちょっとつかんでいなかったもんですから、正規職員の仕事がそっちで賄うことはないのかなというふうな質問をさせてもらったら、それはないというふうな答弁もありましたので、今回、その５００名近い臨時職員がいて、どれぐらい事務補助がふえたのかなということで質問をつくりましたけれども、５２人でしたので、ちょっとそれをベースに、この５２名というのが歴年であんまり変化がないのかどうか。

さっき言いましたように、非正規としては決算カード上は２００人ぐらいふえていますけれども、事務補助的な人の変化というものは、ここ数年の変化があるのかないのかだけ、ちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

一般会計の事務補助員５２人と答弁させていただきましたけれども、この事務補助員につきましては、ここ数年大きな増減はございません。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

事務補助的な非正規職員がふえていないということで、少し私のその認識からずれてきたんで、これが大きくふえていれば、さっきの仕事の効率性という問題からいけば、相当大きな影響があるかなというふうに思いましたので今回質問させていただきましたが、ふえていないということで確認をさせていただきます。

ただ、今後のその経費削減的な考え方であったり、それから権限移譲的なものもどんどんふえてくると、そうなると事務事業自体がふえてくるわけですね。そうすると、その２３年９月の答弁でもありましたように、臨時職員と正規職員の仕事のすみ分けはきっちりされているんだというふうになると、今後、さらに事業量が増大したり、権限移譲でふえてきたりすれば、どうしてもこれは正規職員側への負荷がかかってくるようになるだろうというふうに思うんです。そうなると、これは非正規職員の方には頼めない仕事になりますので、そうしたらどうやって処理するかというと、

時間外をふやすか、仕事の効率を上げるかというふうな考え方になってしまうと思うんですけれども、例えばそういう今後の業務量増があった場合、正規の職員は、これずうっと減らしてきて定員適正化計画で安定させていますので、もうこれがふえないとなると、やはり今後もし、仕事量が増大するといつもおっしゃっていますけれども、増大していくときにどうやって解決をしていくのか、業務の仕事が多くなった場合ですね。これ、臨時を入れてもできないんですよね。非正規職員は正規職員とは重ならないわけですので、事務補助的なものはそう多くならないと考えたときに、定員適正化計画である程度安定している職員と増大する仕事をどうこなしていくか。その部分で私としては、やっぱり効率化を高めて解決をしていかないと、とても太刀打ちできない、職員をふやせませんのでね。そういう意味での人事情報室の業務というのは、先ほどいろいろご答弁をもらっておりますけれども、本気になって効率化という問題を人材育成の視点から進めていく、そういう本気度というか、今までは情報と人材が分かれておりましたので、なかなか質問しても答弁者が違っておりましたけれども、今度は同じ部長で答弁できますので、そういうふえる仕事量に対してきっちりと取り組んでいく本気度があるのか、もう一度確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

権限移譲等によります業務量の増加に伴います負担といたしましては、やはり正規職員が担っているものというふうに認識をいたしておりまして、こうしたことが時間外勤務の増加にもつながっているものというふうに考えているところでございます。

しかしながら、こうした事務負担につきましては、日々の事務事業の改善の積み重ねにより解消できるものというふうに考えておりまして、今後におきましても、ＩＴ技術の活用といったことを図りつつ、事務事業の効率化といったことを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

言葉ではそうなるんですけど、やはりずうっと何年か確認しても、これだけ寄与したなんていうことをあんまり聞かないんですよね。おかげさまで、事務改善で１割ぐらいカットできましたとか、事務効率がこの部署ではこれだけ上がりましたというのはほとんど聞いてこない。それはそうですよね、きちっと定められた仕事が多いわけですので。定期的な仕事の中に、まずお仕事をされて、それ以外のところで起案の仕事とか、自分たちの事務の仕事をされるわけですので、うまく考えていかないと、なかなか減らせない部分もあるわけで、そこはやっぱり人材育成として処理能力の高まるような方向や人をつくっていかないと、なかなかこれは効率が上がってこないというふうなことで、ちょっと質問をさせていただきました。この項を終わらせていただきます。

次に、大きな４点目で公共施設白書の取り組みについてお尋ねをいたします。

きのう、片岡議員からも竹井が質問するということでありましたのでさせていただきます。

これも２回ほど質問させていただいて、２４年６月定例会のときには検討してみたいというふうなことも、職員の研修も派遣をさせたいというふうなことでございました。

新聞記事でも、伊賀市で何かそういうことを取り組まれて、少し施設の配置とか、統廃合の資料として使えるんだというふうなことが載っておりました。

財政改革における将来負担の把握とか軽減を図る上でも、私は重要な取り組みというふうに考えております。そういう意味では、今回の実績報告にも特に取り組んだみたいな様子もないんですが、やはり今後、今やっておられます長寿命化、それから建てかえもあるでしょうし、物によっては統廃合ということも考えられますので、そういう基礎資料がないと議論すらできない。１点１点を議論していても、それはピンポイントの議論ですので、全体を把握しながら、どの順番があるのかというには、やはりこの白書の必要性、私は相当重要というふうに考えますが、もう一度考え方を確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公共施設の白書の作成につきましては、現在、業者に委託することなしに、契約管財室を中心に作成作業を進めているところでございます。

現在考えています白書の内容といたしましては、行政財産の建物について用途別、建築年代別、維持管理費用、更新費用などの面について取りまとめを行い、中・長期的な視点による公共施設のあり方を検討する上での基礎資料といたしたいと考えております。

また、この公共施設白書は、今後の財政支出の見通しにも活用していきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

私たちが視察に行ったところでも自分たちでつくられたということでやっておられましたけれども、実は少しそういう動きがあるということでしたので、それを確認させていただきます。

最近の新聞記事にも、ちょっとこれ少しずれがあるのかもしれませんが、総務省が２６年度にも会計方式の一本化ということで、固定資産の価格や築年数の一覧できる台帳の作成を促すというふうな新聞記事が載っております。

そうなりますと、その新聞の解説では、台帳を作成することでインフラを計画的に更新ができること、それから価格情報が明らかになれば不要な固定資産の売却や施設の統廃合や投資の抑制にもつながるんでないかと、そういうことが書いてありました。ですから、公共施設白書をつくる価値と、今回、その総務省が言う台帳をつくる価値というのは、まあまあ似たようなところなんで、先行的にやっておいても、私は決して損にはならないというか。

以前にも言いましたけれども、私たちが臼杵市へ随分前に公会計の視察に行ったときに、もう既に公開されておりました。ホームページで全て施設の一覧が出て、減価償却費も全部入っておるんです。随分前ですね、１０年ぐらい前だったですかね。それが亀山市の出していただいております財産調書、これは見ても土地と建物の増減だけですよね、面積の動きだけなんです。何の価値を持つんだろうかと、最近になってみると、今まで気づかなかったですけれども。そういう意味では、やはり一覧を出すのに３日もかかるような、事務手続が要るような、そういう状況から、市民に大

きく公開をして、今の状況を見ていただくということで、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、大きな５点目の医療センターの経営健全化についてお尋ねいたします。

これは決算の質疑でも確認をいたしましたが、純損失も２１年度から４年連続計上して、大変厳しい今状況に入っております。まさに、早急に財政健全化を検討する時期にというか、もう既に入っておるんですが、本当に早急に検討する時期になってきたと考えます。

行財政改革大綱の財政改革の基本方針、そこの策定の必要性というところには、医療センターの医師不足による経営悪化に伴う恒常的な赤字補填は、一般会計において大きな負担となっている。やっぱり経営の健全化に努めるというふうに書いてあります。この行財政改革大綱の中における病院経営の健全化の取り組みの進捗について確認をいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

平成２４年度の行財政改革の取り組みといたしましては、入院・外来・透析等の診療体制を充実し、地域の実情に応じた医療を提供することにより収益性を高め、経営健全化を図ることに努めてまいりました。

進捗といたしましては、医療センター改革プラン及び地域医療再構築プランに基づき取り組みました結果、医師、看護師の確保の面におきましては、三重大学との連携強化による総合診療医、整形外科医の確保、三重大学臨床研修病院の指定、看護師修学資金制度の充実等を図ってまいりましたほか、近隣の総合病院との連携、例えば地域連携パスの活用でございますが、これらによる転院受け入れも行いながら、それぞれの病院の役割分担を図ってまいりました。

一方、改革プランにつきましては、数値の目標の達成には至っておりませんが、平成２０年度に対して平成２１年度から２３年度は徐々に数値は回復し、経営改善が図られつつありましたが、平成２４年度におきましては、透析専門の常勤医不在や看護職員の離職・入職が多かったことから、病棟運営体制を絞ったことなどにより、前年度数値を大きく下回る結果となったところでございます。

今後は、まず看護職員の確保、定着が重要な課題と認識しております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

多分これは決算のときに答弁をいただいた内容と同じだと思うんです。ただ、冒頭にも言いましたけど、やったことがどこの結果に結びついたんだということが行政改革、ちょっと２回目に地域医療再構築プランの取り組みを聞こうと思いましたが、多分答弁は同じ方になりそうなんで、両方重ねて言わせてもらいます。

先に構築プランをちょっと言わせていただいて、質問させていただきます。

今、答弁されたのは、多分決算でも言われた内容だと思うんです。同様の視点からいけば、医療センターの経営健全は、地域医療の再構築プランにも２２年度から２５年度までの取り組みとして記載がされておる、これダブルで記載がされておる。分野別の計画実績の資料が出ておりますので

ちょっと見ておりましたら、３３の項目がございまして、全て実施完了になっております。そのことが結果的に経営改善に結びついたのであれば、２１年度から発生した４年連続の純損失の計上とは何かリンクされてこないと、経営改善のために取り組んだのに、経営改善になっていないということになってしまうんです。

例えば、一例を言います。ここに書いてあったことを言いますと、ＭＲを買いました。減価償却費が当然発生をしてまいります。一般会計負担金として繰り入れ、収支赤字の圧縮を図ったとあります。これ、どういうことなんだろうかと思うんですよね。収益的収支としては２，０００万ぐらい圧縮を図っても、どこからそのお金が出ているんだということを考えますと、これも市税なんですね。他会計負担金に振りかえただけなんです。ということは、最終的に市からどれだけ病院にお金を入れる、さっき言いましたように、恒常的な赤字補填とともに他会計負担金も、これはルールで決まっているからとおっしゃるかもしれませんが、２，０００万ふやしているんです、その部分はね。それなのに収益改善につながったと、こんなばかな話はここには書くべきではないと思うんですね、改革プランとしては。それは、結果はそうかもしれません。

だから、結局、改革プランでも行財政改革大綱でも、どうも見ますと再構築プランの進捗は、それぞれそこを軸に書いてありますので、今おっしゃったようなことが経営改善は進んだのかと私は質問しておるわけですので、進んでいないという答弁なのかもしれませんね、これ。１億４，４００万近い赤字ができたのは、経営改善が進んでいれば、おかげさまでこの数年の純損失は解消できましたと。看護師の確保もできましたというのが、経営改善が進んだのかという私は答弁だと思うんですけど、今のはその背景をおっしゃっているだけで、経営健全の取り組みの進捗にはなっていないと思うんですよね。取り組んだことの結果をおっしゃっているだけなんです。そういう意味からいくと、やはりやったことと結果というものをどうも結びつけていないような気がするんですけれども、そういう意味でちょっとことしの４月に担当になられたばかりで、なかなかその経営状況まで把握しづらいのかもしれませんが、本当に医療再構築プラン、３３項目やった中で経営改善に結びついたのかどうか。医師の確保は理解しておりますので、経営改善として進んできたのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

経営改善として進んだのかどうかということでございますが、地域医療再構築プランの推進によりまして医師の人材確保は図られ、診療体制は充実しつつあるものと考えております。

しかしながら、経営改善の面におきましては、看護職員の離職の影響が大きく、平成２４年度は、平成２１年度から平成２３年度までの状況に比べますと、やはり一歩後退した状況と認識をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今、健全化が進んでいるかどうかの質問ですのでね、経営状況がどうこうじゃなくて、健全化が取り組みによって進んだのかどうかという確認ですので、そこをちょっとご理解願いたいと思いま

す。

そうなりますと、先ほども言いましたけれども、行革も再構築プランも、行革自体がもう再構築プランによって行政改革を進めておりますので、そうなると、再構築プランがその医療センターの経営改善の大きな計画の一つです。そうなると、進捗管理というものが非常に重要です。これも２３年１２月に進捗管理を聞きました。強固に庁内連携を図るため、部長級による亀山市地域医療推進会議、補助機関として室長級で構成する地域医療推進ネットワーク会議を設置していると答弁がございました。開催状況も含め、具体的にどのようにこの部門が経営健全化に役割を果たしたのか、そして誰がこの推進の責任を持っているのかを確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

地域医療再構築プランの具体的取り組み項目につきましては、健康福祉部、市民部、消防、それから医療センターと、それぞれの担当部署がございまして、この中で市立医療センターの経営健全化に関する取り組みにつきましては、私ども医療センターが担当しております。

なお、再構築プラン全体の所管部は、健康福祉部でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

時間がないんで、そういう答弁だったらやめてほしいと思うんですけどね。誰が取り組んでいるのかって聞いているんですので、多分松井事務局長が答えること自体がおかしいんじゃないですかね。

もう一度聞きますけど、誰がやっているんですかね、これ再構築プランの進捗は、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

亀山市地域医療再構築プランの所管につきましては、健康福祉部でございます。この取り組みといたしましては、先ほど医療センター事務局長が申し上げましたとおり、プロジェクトをつくり、これは総合計画の後期基本計画の中の４つの戦略プロジェクトの一つとして、みんな健康プロジェクトの一つ、その中で再構築プランを見直すということで現在取り組んでおります。

その中で３つの柱を立てておりまして、保健・医療・福祉のネットワークの強化、それから先ほど来申し上げております市立医療センターの経営健全化と救急医療提供体制、それから３点目に健康文化・亀山モデルの創造と、この３つを柱に掲げて取り組んでおるところでございます。

特に医療センターの経営健全化につきましては、市長マニフェストにもございました病院事業管理者の配置、責任の明確化、あるいは在宅医療の推進、ここらのことを中心に取り組んでおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ちょっともう時間がありませんけど、私が聞く、誰が進捗の管理をしているんだと。構築プラン、健康福祉部ですよね、これも。当初はそうなっているんですよ、これ。やっぱりそういう答弁のすりかえをやめてほしいと思いますね。

それで、部長級による、室長級とやったのかと聞いているんです。ちょっと時間が来ましたから委員会で聞きますけれども、その答弁すらない。これで本当に経営健全に皆さんが携わっているんだろうかということを、ちょっと私は危惧を持ちますね。

だから、一個一個やっても結果が結びつかなければ意味がないんじゃないかということを私は言いたかった。それを申して終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

２０番　竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５０分　休憩）

（午後　２時０１分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

ことしの夏は大変例年にない猛暑ということで、大変厳しい日常生活を送られる中で、確かに生活弱者の方も大変厳しかっただろうというふうに聞き及んでおりますけど、農作業に従事している人はもっと苦しかったと思うんです。熱中症で命にかかわるような中で、保全管理なり農作業に従事しておったというふうに聞いております。

また、昨年の災害復旧が十分に進まず、関地区において７町歩の田を減反せざるを得ないと。農家でありながら、ことし１年間、お米を買ってしか食事ができないということについても、農家にとっては非常に厳しい１年だったろうと。また、その災害についても復興のめどがついていない、来年以降、そこで田んぼができるかということも大変今不透明であると。

そういうような中で、今の亀山市における農業施策について、今回、一般質問を１点に絞って市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

今申し上げましたように、農業と農政を取り巻く環境は、非常に極めて厳しく、亀山市においても農業所得の減少や担い手不足、農地の利用集積の伸び悩み、加えて獣害による農作物の被害等、農業経営力は非常に低下し、耕作放棄地が増加し、農業の基盤となる農家数の経営耕作面積も年々減少しておるわけであります。

そんな中で後期基本計画の基本施策の中には、農家の目指す姿、目標、施策がるる掲げられておりますが、農業の健全な発展と農業の振興を図るためというものの、余りにも現実と将来が乖離しておる、本当にできるんだろうかという思いであります。

そういったところにおいて、亀山市の今の農業において、市長として亀山市の農業に対する認識、

どのように今のこの亀山市が置かれておる現状の認識を持ってみえるのか、そして現状をどういうふうに捉えておるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

１９番　小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど市長に就任してから４年半ぐらいたちましたが、農業に対する市長の認識をと、こういうご質問は本当に初めてでございますので、私自身の農業に対する基本的な認識をまずは申し上げたいと思います。

我が国の農業政策は、議員ご案内のとおり、戦前・戦中の食料事情において制定された食管法が平成６年に廃止をされまして、食糧法へと移行するまでの半世紀以上にわたりまして国による一元管理体制が敷かれてまいりました。それ以降も、自主的な需給調整、輸入自由化の圧力、都市と農村の所得格差や後継者不足などを受けて、平成１１年に食料・農業・農村基本法、それから平成１５年に新食糧法が制定・改正されました。

一方、農地保全の視点から、農地法、農振法の改正もなされまして、都道府県への権限移譲などを通じて、一部規制の強化も図られてきたものだというふうに理解をいたしております。

これらを背景に本市の状況でございますが、少し議員も触れていただきました。農林業センサスや農業産出額の推移で本当に明らかなように、これは３０年来、大変厳しい流れの中にございます。

とりわけ、昨今、農業を支える担い手の高齢化と耕作放棄地の増加は、本市の農業の最大の懸案課題であるというふうに考えております。

その一方で、意欲ある農業者の奮闘とか、亀山茶、あるいはジネンジョ、あるいは亀山ラーメン等のブランド化や農商連携の取り組み、それから「かめやまっ子給食」によります生産者の関与拡大と食育環境の整備など、未来へとつながる芽生え、まだまだ小さいわけでございますが、そういう新たな動きも始まっておると感じております。

国民の食並びに環境保全への関心が高まって、ニーズが多様化・高度化しております近年、私自身は、農業は成長産業の一つであると確信をいたすものでございます。

一方で、お触れいただきました、やっぱり自然と対話していかざるを得ない、天候とか自然環境、この状況もございます。こういう中で本市におきましては、やっぱり中山間地域を含む耕作条件の限界があることも事実でございますので、今後、国におけるＴＰＰ交渉の行方と農政の新展開並びに本市の特性をしっかりと見きわめて、再生協議会の機能も生かしながら、農業振興と環境保全の両立を図っていかなくてはならない、大変重要な局面にあるというふうに認識をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

ちょっと認識が甘いというか、その国であるとか、今日までの経過はよくわかるんですけど、今、亀山市の成長産業の一つやと言うけど、それは大きく認識を変えてもらわないかん。今の亀山市の農家の減少について、農家数にしては、今１，８７８戸、過去においては４，０００以上あったんで

すけど、約５年間に１００戸から２００戸、多いところは４００戸、やっぱり農家数は減っておるわけです。この５年間でも約２００戸数、専業農家が減っておると。こういう中で、まだまだ減るであろうと。専業農家は、ますます減少しておりますが、確かに兼業農家はふえておるんですけど、これは団塊の世代の方が農家を、露地栽培等を含めて農業をやっておるということで若干の横ばいですけど、経営耕地面積についても１，７９０ヘクタールとありますが、これにつきましても年々減少しておりまして、これもセンサスによると、亀山市の農地は５年間で約１００ヘクタール、耕作放棄地をつくっておるという現実です。これも、まだ今、それが戻っておるわけじゃない、まだこれからもふえると。

そうしておる中で、それからまた農作物の販売金額、規模別経営体につきましても、ほとんどの農家は１００万円以下ですわ。大規模農家以外については、ほとんど８割以上は小規模農家で１００万円以下の所得しかないわけです。そうした農地が、農家も減り、それから耕作面積も減る中で、なぜこれが成長産業としてどうやって位置づけるのかという意味がちょっとわからんです。

特に基幹的農業従事者の年齢構成においても、約７０歳から７４歳が圧倒的に多いわけです。６５歳以上の農業従事者が７７％を占めておるという、このような農業の実態をどのように今捉えておるかということ、私が申し上げたのと市長の認識は、余りにも乖離し過ぎておる。そして、それが成長産業として位置づけて農業を育てるというのが、育てられようがないでしょう。

再度、今、私が申し上げた農家数、それから農地、耕作放棄地、それから高齢化という今の実態の、これはあくまでも市がセンサスをもとに基盤整備のその計画を立てたときに、このような数字をもとにして掲げておるわけですけど、その辺についての認識をどのように今捉えているかということ、それではちょっと甘いんじゃないかと。もう少し現実を見た上で市長の考え方を、再度もう一遍お聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の議員が触れていただきました農家数の今の現状、さらに耕地面積の状況、それはもう当然、今の厳しい状況にあるというふうに考えております。

ただ、先ほど農業は成長産業の一つであるという考え方を示させていただいたのは、やっぱり工業社会、工業優先の政策が重きを置かれてまいりました。そういう中で、やはり今の食環境、さまざまな視点からも農業という産業自体は、全国、日本の産出総額は８兆円でございますので、これは実は世界規模でも世界第５位の農業大国であるというふうにも考えております。

また、消費者の考え方、あるいは生産者の考え方、大変ニーズが高まっておりますので、その中で農業自体はしっかりとした展開ができれば、今後も成長産業の一つであるという認識を示させていただいたものでございます。

ただ、亀山におきましては、先ほど申し上げました最大の課題は、ご指摘のように、その主体となりますのは７０歳から７５歳の間の方が一番多く、その方が主体という、今の構造、高齢化の問題というのは、一番の最大の課題でございます。そこに対して、本当に担い手の育成でありますとか、さまざまな施策を今後も展開をしながら、やっぱり亀山の厳しい状況を少しでもいい方向へ展開できるよう取り組んでいくという考え方を今申し上げたつもりでございますので、ご理解いただ

きたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

その日本が農業大国やとか、そんなことは、それはよくわかっておるし、今度のＴＰＰの関係でも農業に及ぼす影響等は、いろいろな条件はあろうかと思うんです。事亀山に関して、市長は今この４年間、市長として何としてどのように農業を育ててきたのかということなんですけど、ただ市長は、亀山市農業再生協議会という大きな、亀山市全体を網羅する各種団体の専門家を含めて入っておる会長なんですね。これ、充て職と違うんです。やっぱり市長は、予算と権限を持った上での会長やと思うんです。

その中には、農地の利用の集積だとか、耕作放棄地、担い手の育成、それから営農集落とかといったことが事業の主な、この事業を取り仕切る会長としてやらざるを得んことをやっておれば、このような厳しい数字は出てこないし、将来も、もう少し明るく言えば成長産業として取り組める農業になりつつあるという、でなければならんと思うんです。しかし、もう減退の一途です、今。特に中山間、後で中山間のことは申し上げますけれども、やはり今の農業再生協議会、約３０名から見える中の市長は会長として、農業全般の施策を決めるのは、ここで決められておると思うんですよ、市長の意を酌んで。それが、今言われたことが少しも進展していない。ただ、絵に描いた餅で、事業内容を見ると、米の所得補償交付金を幾ら出したとかという、そんなことだけで、本来の農業の基盤となる農地に対する考え方というのは、何もこれ事業の中に含まれておらん。だから、絵に描いた餅の協議会であってはならんので、やはり農業の再生協議会として、農業のかなめとなる農業委員会も、全ての農業を含めた最高の団体の長である以上、今の認識では農業は衰退する一途をたどると思うんで、もう少し認識を深めていただいて、予算と決定権を持つ市長として、もう少し農業に手厚い事業を展開していただきたいと思うんですけど、再度、この今の農業再生協議会とは、どういうものであって、何を協議しておるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

農業再生協議会とはということでございます。

農業経営の安定、自給率の向上、農業の多面的機能を維持するための経営所得安定策の推進、農業者団体の連携体制の構築、戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進、地域農業の振興、農地の利用集積、農地荒廃地の再生利用、担い手の育成確保等に資することを目的に構成されたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

構成されただけでは、何もつくる必要ないですね、別に。構成されて、そこで審議されたことがどのように具現化して、施策として実行するかというための協議会でなけんならん。今の部長の話は、これでは別に市長が会長をする必要も何もないですね、これ。何のために、こんなごうごうし

い、３０名からの人を寄せてやらなければならんのかと。何も具現化しておらんような、こんな協議会はする必要はないんで、今後、もう少し中身のある協議会の事業、審議内容をこれから公表していただきたいというふうに思います。

次に、農業振興地域の実態と動向、また今後の施策についてお伺いいたします。

農業振興地域は、農業生産の場として優良農地の保全なり、また確保を図るとともに、景観形成や、保健、保養、教育の場として活用を図るとあります。

亀山市における農業振興地域は、今日までどのようにこの振興地域の動向があったのか、実態はどうなのかと。そして、今後、この農業振興地域の見直しをということも今度書かれておりますけど、今、市長としてこの農業振興地域について、どのように今後取り組み、現状をどのように認識されてみえるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

農業振興地域の問題でございます。現状といたしましては、１０ヘクタール以上の集団的に存在した農地、土地改良事業などの施行に係る区域に当たる土地、その他農業の振興を図るためにその土地が農業上の利用を確保する必要がある土地としてございます。

それと、ただいまちょうど計画の見直しも現在行っており、その現状の中で判断をして、これから決定するものとしております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

本当は市長がどれだけその認識をしてみえるかを聞きたいんですけど、部長の話はあんまり聞きたくないんです、私。市長としての今の段階、知らんことは知らんでいいんですわ、知っておる範囲内を聞きたいんですけど。

今の農業振興地域は、市街地や山林地帯を除く約７，２３７ヘクタールが指定されておるわけです。この土地利用の現状としては、そのうち農用地約２，３３９ヘクタール、農業用施設用地は約１１ヘクタール、山林・原野は約２，６１４と、その他約２，２７２ということになっております。これは５年に１度、適用事案の見直し等をするということですけど、なかなかこれは見直しについては、手続上、非常に難しいということでいろいろトラブルが起こっておるわけですが、その農振農用地の中の農用地の考え方、今日までの、農振農用地の考え方については、これがあったから農地が守られたという立場もあれば、この農地を付加価値がついたがために有効利用を図ろうとするという考え方もある。しかし、この農用地については、網がかぶった中では、非常に厳しい規制がかかっておる。亀山においても農用地については非常に厳しい規制がかかっておると思うんですけど、市長として農振農用地についてどのように考えて取り組まれておるのか、お聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この１０年でも農地法や農振法の改正がなされてまいりました。その中で、議員ご指摘のように、やっぱりこの法規制、いろんな制度がしっかりと、これは農地を保全していこう、こういう考え方は強化されておるというふうに考えております。

先ほど部長が申し上げたような考え方に基づいて運用させていただいておるところでございますが、やはり亀山市といたしましても、農用地区域を含む農業振興地域整備計画を昨年度から５年ごとの見直しの作業に入っておるところでございますが、農用地区域の設定については、農業振興地域の整備に関する法律の規定を軸に、今後、守るべきものという農地につきましては、農用地区域としてしっかりと保全をしていくという考え方が基本に必要かというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

そうすると、市長は、その今の農業振興地域の農用地については農地として守るという立場であると、これは農業委員会も同じように、やっぱり農振農用地については、農地を守るための一つの網のかぶった上位法令の中で運用するというのが農業委員会の立場であろうと思うんです。

しかし、この実態としては、やはり都市化が進む中で農振農用地としては、非常に不利・不合理の場合も出てくる。やっぱり道路とか住宅とか企業とかというのが張りついた中に、やはり５年のうちに見直しをしているだろうと思うんですけど、それについては無理もあるということで、今までにこの農用地の法律によって農地を守る立場でかなりの農地は守られてきたと思うんですけど、やはりその中には時代の流れ、社会環境の変化によって、やっぱり適用除外申請をなされたときには、それなりに農業委員会、また県の農業会議で審議された中で適用除外をされる場合もあると思うんです。それはそれにおいて、その地域の方々、また市の方針、またその土地の価値観によってある程度は運用されてきたと思うんですけど、しかし、今いろいろ問題になっておるところは、亀山市に１カ所あると聞いております。それについては、いろんな意味で適用範囲がされるところとされないところとがかなり混乱しておるということでですね、去年も農振農用地の適用除外が８件出たと。その中で１件が却下されたがために、１年以上、当然採択される農地が８カ月以上農地転用がおりなかったという原因をつくっておる地域でもあったと思うんです。

そこらについて、これは皆さんご承知のように、片岡議員が言われる能褒野地区なんですね。この地区についてのいろいろ問題はあろうかと思うんです。農地を守る立場からと、やっぱり付加価値のついた土地の有効活用という面とは、やっぱりあると思うんですけど、この辺について市長はどのように認識をされて、今後どのような方向でこれを解決するのか。その方策等についても、土地マスタープランにも掲げてあることもありますし、総合計画でもその方向性は掲げてあるのやけど、やはり市長の考え方が大きく左右すると思うんですけど、市長としての考え方についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

農用地の区域の除外につきましては、法律に基づいて、さまざまな支障、あるいは条件、例えば農家の子供が独立することによる住宅建築とか、企業が既存敷地の事業拡張をする場合とか、そう

いうケースがあって、これらの地目変更につきましても、農用地区域の除外後、農地法の手続はまた行っていただいて、目的どおりの地目に転用されておるという運用の実態が今日までにも、これは全国的であろうかと思いますが、続いてきたということでございます。

そこで、能褒野地区についてお触れいただきました。ご案内のように、戦後の開拓、それからさらには農業の基盤的整備等によりまして市内有数の一団の畑地であるというふうに考えておりますし、農用地区域の指定となったエリアでございます。

一方では、畑作経営の悪化とか、高齢化、後継者不足、宅地化の進展などから農地と宅地の混在が生じておりまして、耕作放棄地の発生など幾つかの課題を抱えていただいておる地域であると、このように認識をいたしておるところでございます。

さらに、前回もそうでございますけれども、農業振興地域整備計画の見直しの要望を頂戴しておるということでございます。

この能褒野地区のあり方につきまして、市の考え方をということでございました。これは先ほど申し上げましたように、農地を守るという観点と、もう１つは都市計画法によります土地利用上の、こういうバランスをやっぱり考えていく必要があろうと考えておるところでございますが、今後の土地利用に関しましては、それらの法的要件や社会的状況を含めてさまざまな観点から検討してまいりたいと思いますし、地域の皆様、耕作者の皆さんのご意見や、あるいは地域の皆さんのご意見もお聞かせをいただいておる今状況でもございますので、そういう多面的な角度からの検討をしっかりとさせていただきたいと、このように認識をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

確かに農地を守る立場と、それから基盤整備の進捗状況によって、社会的・法的によって市長は考えるということなんですけど、農用地については、その地目変更、用途廃止、除外等については、確かに地元地域、また地権者等があるんですけど、それには農地利用の集積円滑化事業、そういう事業もあれば、農用地利用改善事業、そういった事業をうまく使って、今の農用地については、やっぱり農地として確保するべきところはするべき、しかし、それにそぐわないところに付加価値がついて、どうしても有効活用を図るところについては、やっぱり適用除外というものを認めざるを得ないというふうに思っておるわけですけど、なぜこのように、余りにも再三、今回も議会にも要望書が地元から上がってきております。過去の経緯から見ても、どちらがいいのか悪いのか、言い分を聞いても、やはりこれは市がいかなる方針を示すべきやと。農業委員会側は、やっぱり農業委員会は農業委員会としての法に基づく手続を踏むのであって、あくまでも市がどのような方向を示すかということが大きく左右すると。

特にその都市マスタープランの中にも、もう既に能褒野地区については花木生産などの生産拠点として活用されてきたが、地域は、現在、土地利用の現状が将来において土地の利用目的等勘案して非常に難しいと。地域住民と行政がともに話し合って、今後の適正な土地利用を図りたいというふうに都市マスタープランでも書かれておるわけですね。

そうしたことから、やはりこれは地元なり農業委員会の農地農用の法もあるというものの、やはり社会状況の変化、都市化によってなるなら、あれほどまでに混乱しておる、混乱しておるという

ことは、やはり市が都市計画基盤として道路なり排水なりというものを、それは今すぐできる、できやんじゃないです。できるのもあるやろうけど、それは市が示すことによって、その都市基盤として、住宅として、また工場として、また産業としての、農地は農地とするという方向が見えてくると思うんです。今のままであれば、目的は非常に農地としての道路網の整備等に伴っておるんで、やっぱり市が地元と十分話し合って、能褒野地域全体のその都市マスタープランで示されておる、あの区域だけでも、やっぱり基盤整備の将来像を示すことによって、適用除外もおのずと決まってくると思うんです。

そこらが、やはり地元と市との、行政の考え方がまだまだ乖離しておる。話し合っておる機会もないというふうに聞いておるんですけど、もっと市長以下執行部が能褒野地域についての土地基盤のあり方、将来像というものをきちっと示した上での範囲内の農振農用地の扱いを今度の見直しの中で決めていくべきだと思うんですけど、その辺について市長は今の、今は能褒野地区で、ほかのところは農振農用地を一生懸命守っておる、保全管理しながら守っておるんですけど、余りにも今、農振農用地の適用除外について混乱を来しておるところについては、そのような方向で、もう少し強い姿勢で市が将来像を示すべきだと思うんですけど、市長の考えはいかがですか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

能褒野地区の今の状況、社会の変化の中で、確かに昭和４０年代、あるいは５０年代、その後、平成へ入ってという流れの中で、本当に状況が既に展開をしてきたというふうに思っております。

この能褒野地区の課題については、それこそこの１５年来ぐらいの課題であるというふうに私自身認識をさせていただいておるものでございますが、全市的な視点、それから能褒野地区の固有の、ある意味あれだけまとまった、点在をしておりますけれども、混在をしておりますが、非常に一団の優良農地であったという中での問題と、これは今個々の問題で少し状況に合わせて、その農用地の除外をやるべきではないかというご趣旨だろうというふうに思って聞かせていただきました。

いずれにいたしましても、全市的な判断、それからこの能褒野の固有の問題、それぞれ総合的に考えなくてはならんということを本当に認識いたしておりまして、先ほどの農業再生協議会は、私、会長に、それから農業委員会、それからＪＡ、それからこの皆さんが副会長、それから各種生産団体、地域の皆さん、多くの方がかかわっていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、市としての方針を確立せよという中で、先ほど申し上げましたように、地域の皆さんのさまざまな、生産者の皆さんの中にもいろんな考え方があろうかと思います。それ以外の耕作をしていない皆さんの思いもあろうかと思います。しかし、そういうことを踏まえて、今検討をさせていただくという考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

私、除外をせえと言うておるわけでありません。除外すべきところがあるけど、除外できないところがあるという、こういう混乱した、困惑しておる地域であるので、やはり市としての都市基盤整備を進めるならば、もう少しきちっとした整備を進めることによって、おのずと守るべき農地は

守るべき農地として、除外すべきところは除外すべきとして、おのずと決まってくるんではないかと。だから、市の姿勢を示すべきだということを申し上げておるのであって、私は除外することを前提としてこの農振農用地、能褒野地区についての基盤整備をせよと言うておるつもりはありませんので。それについては、その状況に合わせて、やっぱり地域の方々ともう少し話をして市の姿勢を示してほしいということを申し上げておるので、もう少し、その能褒野地区にかかわらず、農振農用地の見直しについては、地域住民、地域の方々ともう少し話を詰めていただいて、よりよい守るべき農地とそれ以外の農地については、もう少し慎重に市の姿勢を示した中で、農業委員会なり、そういう団体におんぶにだっこして結果だけを見たのでは市長としての農政に対する認識が非常に薄いと思うんで、もう少し前面に立って市長としての考えを、行政としての考えを前へ示してほしいというふうに思います。

次に、移らせていただきます。中山間地域の現状と取り組みについてでございます。

また、近年、深刻な中山間地域の農地保全が、農地従業者の高齢化、後継者不足により農地の維持管理が難しく、耕作放棄地が急激に増加しておると、今も市長も申し上げたとおりであります。地域の状況に応じた生産基盤強化とあわせて、中山間地域等の直接支払い制度の拡充なり、また拡大を図る、そういう施策で担い手への農地の集積など、耕作放棄地を少しでも抑制するために、特に農用地については、特に農地を守る意味から維持管理を進めるべきであろうというふうに思っておりますが、このままではこの今の中山間地域を、どの地域までを市長は中山間地域として認識してみえるのか。このままであれば、中山間地域は過疎化の一途でございます。限界集落に着々と進んでおるという状況であるなと。

先ほども空き家のバンクについても、空き家がどんどんふえておるというのは、今建設部長は、空き家がふえておるということは、農地はもっと崩壊しておる、農地はもう崩壊しておるということですわ。だから、今のそういう市は、今空き家がどんどん中山間でふえておるということは、空き家がふえておるだけではあかん、空き家がでけたということは、農地はもうそのまま荒廃されておるということですよ。空き家の問題イコール、それ以上の農地、山林、そこらはもう既に荒廃、荒れ地になって、放棄地を通り越しておるという現状になっておると思います。

そういう意味において、中山間地域における、市長はどの地域を、その地域指定をすることは余り好ましくないけれど、どのような条件を中山間として、また今のこの後継者問題、空き家に係る荒廃農地が急激にふえておるということについての市長の見識、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中山間地域のエリア自体は、指定エリアというのは、議員もご案内のとおりであろうかと思います。

そこで、中山間地域の農業振興についての、その市長としてどう考えていくのかということでございました。確かに今ご指摘のような状況、これは亀山に限ったわけではございませんが、どちらも条件の不利地域でございます。そういう中で、高齢化、担い手不足という共通の課題を抱えておるところでございます。鳥獣被害等々も顕著であろうかというふうに思います。

これからの中山間地域での農業を考えますと、これは個人での農業経営には限界があるというふうに考えておりまして、集落全員が参加する営農組織によって農業経営や農地保全に取り組む必要があると考えておるところでございます。その営農組織を中心に地域の活性化を図る手法を模索していく必要があろうかと思います。

同時に、そのそれぞれの、いわゆる農村の過疎化に向かっていく、高齢化していく、こういう中での本当に地域の、農業に限らず福祉もそうなんですが、農村としてのそういう地域づくり、人づくりの視点でのアプローチも必要だというふうに考えておりますし、現在、市内のそれぞれの中山間に位置づく地域では、さまざま今頑張っていただいておるというふうにも認識をいたしております。

市といたしましても、まとまった地域を活性化していくという取り組みに対して積極的に今後も支援してまいりたいと思っておりますし、現在でもさまざまな議論が重ねられておるというふうに感じております。

また、昨年度におきましては、この中山間地域において若い新規就労者の認定がございました。また、中山間地域への就農相談もございます。さっきの空き家バンクも含め、やる気のある、あるいはその地域へ入って頑張っていこうという思いを持っていただく新規就農者の皆さんには、ぜひ将来の地域農業を担っていただくためにも、やっぱりその環境をしっかりと整えていく必要があると、このような認識をいたしておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

それだけ認識していただいたら、もう少し中山間地域に対して、手厚い政策、制度というものをやるべきであって、やはり今、耕作放棄地はどんどんふえておる中で、いかにしてそれを農地として、農地の多目的機能というのは、やっぱりダムとか保水調整池とかって大きなまだ農地としての、作物をつくらなくても、やっぱりそれだけ機能を持っておる。そのためには保全管理をするというためには、やはりもう少し手厚い制度を導入する。今の中山間支払い制度では、なかなかこれは制限があってできない。それに似合う市単として、何としても農地を守るんやという制度をつくるべきであろうかと思いますし、今、営農組織に近いような組織をつくって法人化をするところもありますけれど、ほとんど今営農団地のところは、圃場整備された大規模農地のところはうまく機械等を運用して営農をやっておるんですが、中山間ではなかなか営農はできないです、市長が言うように。

たまたま今、小川のほうでも営農で地元の方が寄っておっても、最低の年齢者がもう７０歳近いんです。６８か７０近い人が、それが一番若い方ですよ。年寄りの方は８０の人がおる。少なくとも五、六人が寄って、何とか集団で地域を守ろうやないかというについても、これは中山間の補助制度にしても、土地改良事業の補助金を使っても、とてもやないが普通の農地と違って非常に丘陵な農地をなかなかその地元施工、地元管理だけではできない。やっぱり保全管理をするという、その多目的機能を持った農地を保全管理するという考えは、市が立って、その地域、地域に合った手厚い制度をつくり上げて、それで市の求める中山間地域の農地の保全に努めていただきたいなあと。そういった意味において、やはり少なくとも保全管理と言えば、土手の草刈りとか、農地としてい

つも復元できる、耕作放棄地にならない保全管理をして、貯水能力を持って、災害に強い中山間にするためには、なかなかその地元だけでは賄い切れない、高齢と資金の問題があるので。それらについて、もう少し手厚い制度を考えていただくお考えがあるかないか、簡単に。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは申し上げるまでもございませんが、本市にあります中山間の非常に条件不利地域における農用地の保全管理を行政として、それは限界は当然あるわけでございます。あるいは、国の制度、県の制度を活用して、中山間地域の直接支払い制度がこの十数年来、創設をされたり、そういう施策は打たれてまいりましたけれども、現実は大変厳しい状況の中にあると認識をいたしております。

農地が持つ多面的な機能の保全に努めるということは大変重要でございますし、それに対して交付金等々の支給も現にされておるわけでございまして、そういうことに対しまして、今、少し農政の新展開、今後、国においてどうなっていくのかというのは注視をいたしておるところでございますけれども、こういう動きも踏まえ、うちの特性もしっかり見きわめて、その対応をしてまいらなくてはならないと思っております。

この数年で起こったことではございませんので、やっぱり長い、昭和４０年代、５０年代、そういう流れの中で今日に至っておる中での打開策というのは本当に大変難しいものがございますが、先ほど前段申し上げましたような取り組みの中で、ぜひ今後は対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

十分熟慮して対応していただきたいなあと思います。

その次に、農業経営基盤の強化施策についてということでございますが、２５年３月に亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想という立派な基本構想ができております。今まで申し上げたことは、全てここに網羅されておるわけです、現実も将来も。これは農業経営基盤強化促進法の第６条第５項の規定によって基本構想を変更して、この３月に定められたということですけど、今までの経営基盤強化促進からこれに変わらざるを得んだ、変わった中身、状況の変化で変われたと思う、社会情勢の変化によって変わられたと思うんですけど、この基本構想を変更したことについて、何を変えたのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

基本構想の変更の内容ということでございますけれども、やはり今議員もおっしゃってみえました担い手、また耕作放棄地とか、そういう今の状況を踏まえた中で農業のあり方として、６次産業化、または地場産の推進、地域資源を生かした農業というふうなものに１つのものを出させていただきました。

それと、農業の担い手の育成確保というところに集落営農を追加させていただいて、個人ではな

く、やはり地域でその担い手をカバーしていただくというふうな趣旨でございます。

それと、地域の実情に即した対応的なというふうなところに中山間地等におけるというふうなことで、やはり当市が抱える課題としての地形の問題、中山間というふうなことについての意識づけをさせていただいております。

それと、この時代をあわせまして営農類型ごとに指標を設けさせていただいて、上位計画と整合して、農業の規模、面積、労働力、育成目標などについて変更させていただきました。

それと、６次産業を含めて生産基盤、流通というところに加工というふうなことで、独自のブランド的なものをというふうなことの農業の付加価値をつけさせていただくというふうなことで、その計画の変更が主なものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

本当に結構な計画なんです、これ実現すれば。これは多分実現すればですが、今まで言うたことが全て実現できる、ただ、絵に描いた餅にならんように。特に今まで議論してきた中山間の問題なり、鳥獣の問題なり、それから耕作地の問題なり、これに全て書いてあるんですけど、これが実現すればいいんですけど、この絵に描いた餅になる可能性は８０％ぐらいあると思います、これ。まず、ほとんど不可能やと思う、今の答弁の中身では。それについては、もう少し身のある、農家にとって明るい希望の持てる振興、基盤整備、促進になる施策を打ち出してほしいと思います。

時間がありませんので、最後に農林業が果たす自然環境保全強化ということについてでございます。

ご承知のとおり、農林業が受け持つ、亀山市全域の約７０％を、６４％が山林、それ以外の田畑がこの亀山市の自然環境を守っておるということは、皆さんもご承知かと思います。災害に対しても、やはり災害が起こっておるのも、やはり自然の環境保全、山林については、こういう保水能力がのうなった。農地については、荒廃農地にして一旦水が出る、土砂が流出する、全てが、やはりこの環境のもとは農林にあると思います。それを一生懸命守る農林圏については、もう少し施策の方向を慎重に向けていただきたい。

確かに市長と副市長は文化、文化で、ややもすれば文化に一生懸命目が向いて、実態のある無形文化財には一生懸命で、有形である田畑には一向に目が向いておらん。無形文化財になるような文化に向いておったんでは、なかなか文化も大事ですよ。だけど、文化を育てるには自然環境があっての文化なんですよ。だから、もう少し、文化も大事ですけど、やっぱり自然環境の保全をしてこそ初めて新しい環境ができて、そこに住む人らが文化を育み育てるというのが物の道理やと思うんです。

わけのわからん文化、文化と言うだけでは、我々、風船みたいな文化と言われてもなかなか、これは無形ですでね。我々はその農と林は有形財産を一生懸命守り育てて、そして自然災害、安心・安全、そういうことを守っておる。そういう中で、もう少し農林に対する考え方、災害についても全部そうです。農地の災害復旧もできていない。河川の河床が上がったのも全ては、今まで市ばかりでなしに、市・県・国において農林に対する考え方そのものがなおざりにされたことの結果が大きな災害を起こしておるというのも事実であろうかと思います。

特に私は農業で申し上げたんですけど、林も同じく、農林がいかにしてその保全管理をし、適正に管理されることが環境を守り、安全・安心の源であって、そうして初めて文化が芽生えてくると、育まれるというふうな観点から、もう少し農林に対する自然環境保全に努めていただきたいと思いますが、市長としていかに今後取り組んでいただくか、見解をお聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご所見のように農林業が持つ意味、これは全くの同感でございまして、そういう思いで、その文化を強調されましたが、確かに今の環境、健康、医療等々、本当に重点的に展開をさせていただいてまいったつもりでございます。同時に、本市でも３年前になりますが、これは直接農林業とは関係しませんが、やっぱりこの自然環境保全をしていくということで、鈴鹿山系の鉱区禁止地域の指定、１万１，５００ヘクタール、本当に市民の皆さんと行政が共通の思いで取り組んだ取り組みであったというふうに思っておりまして、そういう亀山の自然環境を守り育んでいくためにも農林業の健全な維持発展というのは、これは不可欠であるという認識を持たせております。

しかしながら、先ほど申し上げたようなさまざまな課題も抱えておるところでございますし、国の動向等も見きわめて、今後、本当に亀山市の特性に応じた施策展開をしてまいりたいと考えております。

ちなみに、農林水産業費のこの数年の推移を見ますと、平成２０年度から２４年度の比較で言いますと、農業振興費につきましては、議員の皆さん、これは決算ベースでございますけれども、４，５００から６，８００万ということで、約４９．４％の伸びを示しております。それから林業振興費につきましても、同じく６，１００万から７，０００万と、１３．７％の関連予算をふやしてきたという経過の中にございます。

予算自体は限りがございますけれども、議員のご趣旨の、今後もしっかり環境保全し、農林業を健全に発展させよという趣旨につきましては、しっかりと未来を見据えて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

また時間がありませんので、今回は農ですけど、今度は林も含めて、またもう少し、ただ予算を、金をつけたからって、生かすこと、生かして、やっぱり教示をする、初めて利益、効果が上がっての予算だと思うんですけど、確かに予算はつけていただく、それは全部ついておると思いますよ。しかし、現実は農家にしても林家にしても、決して生活ができる状態になっていない。難しい状態であるということの中で、少しでも保全できる、やっぱり山にしても農地にしても守り育てる手段、方策ということを今後考えていただくことをご要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１９番　小坂直親議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５３分　休憩）

（午後　３時０３分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田でございます。

きょうは１件だけの質問にさせていただいたわけでございますけれども、その内容としましては、８月１７日から８月２０日まで４日間にわたり、大会そのものは３日間と聞いておりますけれども、平成２５年度全国中学校体育大会ソフトボール大会の男子の部が西野公園と東野公園の２会場で開催されております。大会は既に終了しておりますが、この中学校の全国ナンバーワンを決定する大きな大会の大会開催の結果についてを中心に３件をお伺いしたいと思います。

まず１件目として、大会開催市としての総括についてお伺いいたします。

この大会は、中学校世代、特に３年生にとっては部活動最後の集大成の大会、あわせて全国のブロック予選をクリアしてきたチームによるハイレベルなチャンピオンシップの大会でもあります。

そこで、まず市長にお伺いいたします。

このような大会が亀山市で開催されたことについて、開催自治体の市長として、この大会を行ってきた、ご所見をお伺いしたいと思います。どのように感じておられるか。

○議長（櫻井清蔵君）

１２番　前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

このたび、本市で開催をされました全国中学校体育大会第３５回全国中学校ソフトボール大会につきましては、まずは盛会裏に開催できましたことに対して、大会関係者初め議員並びに市民の皆さんのご理解やご支援に心から感謝を申し上げたいと思います。

また、開催県代表として出場いただきました亀山中学校の活躍につきましては、私も観戦をさせていただきましたが、大変スポーツに打ち込むひたむきな姿に触れて感動させていただいたところでございます。今後の成長が大変楽しみであるというふうに感じさせていただきました。

これらのことを機に、本市の次代を担う子供たちがより大きな舞台へ羽ばたくような人づくりへとつながっていけたらなという思いを強くいたしております。

また、このような大きな大会が本市で開催されますことは、市民みずからスポーツに取り組む意欲を高め、夢や希望、感動を与えることにつながるものと考えておりまして、今後も全国規模の大会の開催など、競技スポーツの奨励に取り組んでまいりたいと考えております。

また、こういった大きな大会の開催の運営のノウハウというのは、やっぱり蓄積をされていくというふうに考えておりますので、そのノウハウの蓄積がスポーツだけではなくて、さまざまな交流の機会に今後も生かすべきだと、このように感じさせていただいたところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

じゃあ、続いて教育長にお伺いしたいと思います。

亀山市教育委員会は、この大会の主催者となっておりますが、主催者の一員として、この大会をどのように位置づけてかかわってきたのかをお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まず最初に、平成２５年度全国中学校体育大会第３５回全国中学校ソフトボール大会の開催に当たりまして、熱戦を繰り広げた選手、監督、コーチ、厳しい暑さの中、応援いただきました保護者、そして地域の皆様、本大会全般にわたりご協力いただきました三重県及び亀山市ソフトボール協会の皆様、大会の運営を支えていただきましたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これは、もちろん亀山市教育委員会もかかわらせていただいていることでございますけれども、全国中学校体育連盟の主催の行事でございまして、私ども開催地枠があるということも聞かせていただきまして、当初いろんなことを考えさせていただきながら、関係者、担当者、事前に宇治市で行われたときには視察に行くなどして、そのやり方等を協議させていただいたわけですが、やはりメーンの主催であります、中体連のさまざまなやり方の中で間際の間際まで決まらないこともたくさんございまして、その点は非常に厳しいといいますか、こちらの取り組みもなかなか決定できないまま過ぎていったこともございましたけれども、今申し上げましたように、たくさんの方々にご協力いただき、結果としてすばらしい大会になったというふうに感じさせていただいております。

そして、この全国の大会で子供たちが活躍する、そういった経験がほかの競技でも、この後、例えば、小学生ですけれども、ドッジボール、それから中学校の女子のバレー、そして陸上と、全国の大会に出場するという、そういったことも続いておりまして、何かそういった機運が出てきたのではないかなと大変楽しみにしております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

今、市長と、それから教育長から大会の評価というか、ご所見をいただきました。いいことばっかあったような答弁をいただいたわけでございますけれども、私も大会というより、競技そのものは、非常に意義ある中身の濃い大会だったと評価している者の一人でございますけれども、大会運営全般を見ますと、必ずしもこれでよかったんかなあというちょっと疑問点も感じましたので、続いて質問に入らせていただきたいと思います。

前もってちょっとお断りしておりますけれども、競技運営につきましては、中学校体育連盟、それからソフトボール協会が熱心に準備の段階から入っていただいて、大会そのものは順調に運営されてきたということは、私もずうっと初日から最終日まで観戦したわけじゃないんですけれども、

よかったんじゃないかなという感じは受けておりますが、開催市として、あるいは先ほどから申し上げております、主催者である教育委員会として、この大会運営でよかったんかなあという疑問な点も感じたことがありましたので、その辺について２点目で確認させてもらいます。

この大会は、約３年ぐらい前に亀山市での開催が決定されたと聞いておりますが、２年、３年の間に、この大会の市民への案内や広報、周知は当然なされてきているべきものと思いますけれども、いつごろから行われてきたのか。

また、その案内や周知広報の方法、どのような方法で、大会を迎えるまでの間、知恵を絞ってきたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

大会開催の市民への案内についてでございます。

大会開催における市民への案内につきましては、三重県中学校体育連盟と連携を図りつつ、亀山駅、市内各コミュニティセンターにポスターを掲示し、市の公用車１０台に大会開催を記したマグネット式ポスターを張りつけました。また、亀山中学校に横断幕を設置いたしたところでございます。

教育委員会といたしましては、「広報かめやま」、ＺＴＶの文字放送で案内、亀山市公式フェイスブック“かめやま”、イベント情報、亀山市教育委員会ホームページの掲載を行いまして、市民への案内について、できる限りの取り組みを行ったところでございます。

このご案内については、６月下旬に中体連での運営体制が決まりましたので、７月上旬からＺＴＶの放送等を通じまして周知を図ってまいりました。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

今、教育委員会のほうからいろんな広報の方法をご答弁いただきましたけれども、実際には７月に入ってから、大会２カ月ぐらい前からスタートということでございますね。２年以上前から大会開催は決定していたわけですね。確かに抽せんはずうっと後ですから、例えば開催地枠で出場した亀山中学校が、何日、どの会場でどういうチームと対戦するか、そういうことはわからないと思いますけど、開催決定、大会が亀山でありますよ、あるいは地元の亀山中学校が出場しますよという広報周知はずうっとなされていないんですね。そんな難しいことじゃないと思うんですよ。

私は、たしか６月の議会だったと思いますけれども、市役所へ懸垂幕でも出せないのかということは質問させていただきました。全然ないですね。

三重高校の関出身の若林投手の頑張れという懸垂幕は、決定してすぐに、これは有志の方がこちらへお持ちいただいて、市のほうで許可いただいて出したと思いますけれども、すぐに出ました。結局、この大会の懸垂幕はどこにも出ていません。あるいは、亀山市独自ののぼり旗をいろいろな地域へ立てる方法とか、あったんじゃないかなと思うんですよ。全然なかったですね。

確かに中体連との連携というお話がありましたけれども、別に中体連と連携しなくても、開催案内は幾らでもできると思うんですよ、独自に。私が今質問させていただいたのは、教育委員会、あ

るいは亀山市としてどんな方法で周知を図ってきたのかということを私は質問させてもらっておりますので、そのところ、やっぱりそういうところの姿勢が十分じゃなかったのと違うかなという感じを強く受けております。

また、ＺＴＶとか、ほかのイベント情報等も含めて出してもらってありますけれども、亀山中学校が出ていますよというのは何もなかったですね。大会の開催案内はありましたけれども。

それから横断幕、亀中のグラウンドのネットにかけてもらってありました。全国中学校ソフトボール大会が開催されますという、開催の案内ですね。開催地は津市と亀山と入っておりました。それだけですわ。だから、恐らくあれを見た方は、女子の大会が亀山であったんかなあと、当然常日ごろから練習して部活をやってきたのは女子のチームですから、と思われる思いますけれども、具体的な詳しい内容は全然なかったです。なぜ出せなかったのか、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども答弁の中で一部申し上げましたけれども、私たちが想像していた以上に中体連のさまざまな規約というものがございまして、その中で進めなければならなかったという状況がありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

そうすると、広報は勝手に行ってはいけないというような規約が中体連のこの大会規約の中にあったということで理解させてもらっていいんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

例えば亀山中学校が出場するとか、そういったことにつきましては、正式によその地域ではそれぞれの大会を勝って、立ち上がってきて、ブロックで最終的に決まるという日にちがございますので、その日にちまでは公にいろいろ発表するということが難しいような状況にあったというふうに担当者から聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

亀山中学校は、開催地枠で出るんですよ。ほかの地域、東北から九州までの１５チームについては、当然予選をクリアして大会に出てみえると思います。その辺のところにつきましては、中体連なりとの十分交渉の中で対応する気があればできたんじゃないかなという感じがしますので申し添えておきます。

時間の都合がありますので３点目に移ります。

３点目といたしまして、西野公園、それから東野公園の施設の利用制限がなされておりました。

具体的な内容を教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

施設の利用制限でございます。大会期間中、西野公園及び東野公園におきましては、駐車場の確保、緊急時の救急車両の場内進入時の安全確保の観点から、三重県中学校体育連盟が両公園の全施設を借り切り、公園の占用許可を得て施設の利用制限を行いました。

利用制限につきましては、事前に「広報かめやま」、ＺＴＶ文字放送、亀山市教育委員会ホームページのほか、大会前より看板を設置いたしまして市民への周知を図ってまいりました。市民の皆様にご協力をいただきまして、大会運営上大きな混乱もなく、大会を終えることができましたことにお礼を申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

今のお話のとおり、特に西野公園、テニスコートを利用できません。プールも利用できません。体育館も利用できません。それから、スポーツ研修センターの各施設、弓道場等も含めて利用できなかったんですけれども、安全確保のために全施設を占用使用にという、その要望が中体連からあったということでございますけれども、それについて施設を管理している所管部としてはどのようにお考えですか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今回の全国中学校体育大会ソフトボール大会に伴う施設の全面使用の許可についてのご質問でございますが、運動施設の使用許可は指定管理者にて対応しておりますが、参加者数が多く見込まれる場合につきましては、大会主催者と協議を行い、他の利用者と混乱を生じないよう、役員の配置など、大会主催者に対応をお願いしているところでございます。

今回につきましても、全国からの応援、また地元亀山中学校の出場で多くの方がお車で観戦に来られるのではとの予想がされましたことから、また大会の円滑な運営の観点から、主催者と協議を行い、施設の全面使用により対応を行うこととなったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

この大会に県外から亀山へお越しになる方の数は大体７００名ぐらいと、予想としてお伺いしております。西野公園と東野公園で同じように大会をやっていたわけですから、半分半分として４００人の方が西野公園へお越しになると。それから、地元の応援団の云々もありましたけれども、会場をお借りする時点では、例えば亀中が東野でゲームするか、西野でゲームをするかもわかりませんし、ましてや時間的なこともわかりません、の中でプールも使えませんよと、テニスコートも使えませんよというようなことで対応したわけですね。その辺はどういう理由ですか。

今まであそこの施設で、もっとたくさんの方がお越しになるイベントがあったと思います。こういうケースはございましたか、過去に、お伺いします。

確かに私も絡んでおりますけれども、例えばシティマラソンとか、そういうのはありますけれども、体育館を使ってやるイベントなんかで、夏だったかどうかわかりませんけれども、全施設を使用禁止にするとか、利用制限をするというようなことは過去にございましたか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成２４年８月でございましたが、全国高等学校女子ウエイトリフティング競技大会がございまして、このときには西野公園の体育館で開催をされましたけれども、西野公園の野球場及び西野公園運動広場を大会主催者の占用使用ということで使用許可をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

ウエイトリフティング女子の大会、私も観戦にお邪魔させてもらいましたけれども、スポーツ研修センター、弓道場、あるいはテニスコート、制限しておりましたか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

確認させていただきまして、後ほどご答弁をさせていただきます。

それと、駐車場の関係で、先ほどお越しいただく方が各会場に４００名ということでございます。西野公園につきましては、駐車場のスペースのほうが、一般駐車場が３４０台、障がい者用の駐車場が８台、大型バスが８台で、合わせて３５３台分の駐車スペースがございます。

また、東野公園につきましては、一般・障がい者用合わせて１００台でございましたので、中部中学校からのシャトルバスを利用して対応ということで、中部中学校に駐車スペースを確保したほか、地元の事業所さんの駐車場もお借りをしております。

西野のテニスコートとプールの関係でございますけれども、テニスコートとプールの利用者でございますが、平日ですと大体１００人程度、日曜日になりますと２２０人ほどの方がご利用されますので、駐車場の関係もございまして、混乱を防ぐために中体連の占用使用ということで対応させていただきました。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

駐車場の件につきましては、東野公園の関係があるんで今から確認しようと思ったんですけれども、東野公園は、当然体育館は使えなかったと。それから、駐車場へも一般車の乗り入れはできないということで、観戦をされる方、あの公園へお越しいただく方は中部中学校を利用してくださいということでございましたけれども、聞くところによりますと、中部中学校以外の企業さんの駐車

場とか、その辺もお借りして、シャトルバスで送迎するということを聞いております。

私は、大会が亀山と決定した時点では、ほかの企業さんの駐車場を借りないと対応できないかなという感じもしていたんですけれども、シャトルバスで送迎という話をお聞きして、しばらくたってから考えたんですけれども、なぜ中部中学校の駐車場にしたのかなというのは非常に疑問を感じました。

東野公園会場で競技を、例えば１試合目を観戦したいと、それで２試合、あるいは３試合目の試合を西野公園の会場の試合を観戦したいという場合は、東野公園へ行こうと思ったら、一旦中部中学校のグラウンドへ車を置いて、東野へシャトルバスで来て、さあ西野へ行こうかと思ったら、また中部中学校まで一旦車をとりに戻って、そして西野公園へ行かなあかんわけですな、わざわざ。

それで、私、早目な時期にもちょっとお話もさせてもらったんですけれども、今、西野公園の北駐車場の奥に民間の方が使用してみえる空き地がございます。約４５０台とまると思います、きちっととめれば。そこが隣接しておれば、西野のほうへ何台入ろうが、極端な話をすると約七、八百は入るわけですから、あそこを東野の車も回すようにすれば二度手間じゃなかったと思うんですよ。

その辺の対応は、結局はされなかったんですけれども、そういうことをお考えにならなかったかどうか。わざわざ三角、飛んで、無駄が多い車の迂回をされたのか、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

両公園の駐車場の確保でございますが、今大会開催に当たりましては、東野公園の駐車場収容の問題をどう解決するかということについては、当初より大きな課題となってございました。

東野公園周辺の駐車場につきましては、企業の所有しているものも多く、大会の初日の１８日の日曜日以外はお借りできない状況がございまして、大会期間を通じて使用可能な中部中学校を駐車場として使用することにいたしました。

また、中部中学校は、東野公園で試合を控えるチームの練習会場として設定されており、練習の見学に見える保護者等の利用も考慮して、中部中学校を大会駐車場として東野公園との間にシャトルバスを運行いたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

チーム関係者はそれで結構ですわ。市内の方で東野の競技を見たいなあ、応援したいなあという方の場合、一々中部中学校まで車をとめに行かなだめだったわけですね。私も月曜日にちょっとのぞきたいなと思って行ったら、だめですよ、中部中学校へ行ってくださいと言われました。わざわざ５分、１０分見るのに中部中学校まで車をとめに行って、そしてそこからシャトルバスを利用してあそこまで来るということはしたくなかったので、本当はいけないんですけれども、ちょっと近くの路上へ車をとめてのぞきに行きましたけれども、これが市民の感覚だと思うんですよ。やっぱり余り大会運営に支障がないんであれば、ほかの施設もどんどん利用していただいて、例えばテニスをしたついでに野球の応援をしてもらうとか、プールへ行く前にちょっと競技を見てもらうとか

というような方法をとろうと思ったら、やっぱりある程度は幅広く開放して対応する、あるいはもっと利便性のいい方法を考えてもらうべきじゃなかったのかなというように思いました。

これにつきましては、確かにその中体連の要望等もあるかもしれませんけれども、何もそこまで中体連の言うことを、はい、はいと聞く必要もなかったと思うんですよ。やっぱり開催地としての威厳も保って、できないものはできないというようなことで対応してもいいんじゃなかったかと思うんですけれども、その辺のところ、今後の宿題として考えていっていただきたいと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて２件目として、亀山中学校男子ソフトボール部についてお伺いいたします。

このプログラムを見ますと、チームは２年前に創部して現在に至っているというようなことを記述してもらってありましたので、この大会に臨むためのチーム編成の経緯と大会結果、私も、詳しい中身を聞いておりませんので、どういうような結果であったのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

チーム編成の経緯と大会結果でございますが、亀山中学校男子ソフトボール部につきましては、地元開催地枠が与えられたことを絶好の機会と捉え、平成２３年４月に創部いたしました。本年度、３年生１４名、２年生１名の計１５名の部員で大会に向け、夏季休業中も熱心に練習に取り組み、高校生チームとも練習試合を積み重ねまして大会を迎えたところでございます。

大会では、１回戦で関東ブロック代表の群馬県高崎市立倉賀野中学校と対戦し、１２対５で敗れはいたしましたが、強豪校を相手に５点を奪うなど健闘いたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

１５名の選手で大会に臨んだということで、結果はまあまあよう頑張ったのかなあというような、私も感じを持っているわけでございますけれども。

次に、この中学校ソフトボール部、言ってみれば応急措置でチームを編成して大会に臨んだと。３年生中心ですから、当然この大会が終わったら、３年生はもう卒業を迎えるわけですから部活はされていないと思うんですけれども、せっかくできたこの亀山中学校男子ソフトボール部、今後どのように進めていくのか。

当然これは亀中の部活ですから、教育委員会がとやかく言う問題じゃないかと思いますけれども、何かその辺のところについて、方向性について指導力はあるのか、中学校へお任せなのかどうか、その辺のお考えを聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

ソフトボール部の存続についてどうかということでございますが、亀山中学校男子ソフトボール部の今後につきましては、部の存続等は学校長の判断によるところとなります。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

ですから、そんなことは承知の上で確認しておるわけですね。これは学校の問題だけれども、教育委員会として、せっかくつくったチームやからぜひ続けていくべきだ。いやいや、もう大会が終わったから、もうおたくら好きにしたらええよという方向性を持っているのかどうか、その辺の方向性についてお考えがあればお伺いしたいということで、うちは、もう教育委員会は関係ないんやというような答弁してほしくないと思っております。その辺どうでしょう。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

この件につきましては、もちろん私もせっかくできた部でありますので、できたら学校の事情の許す限り継続していくことも可能かどうかということを学校長と相談させていただきました。学校長といたしましては、当然クラブを立ち上げるにつきましては、どのクラブでもそうですけれども、職員会議で職員の意見も参考にしながら決定していくものでございますので、やはりその判断をまたざるを得ないというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

確かに男子のソフトボールというと、なかなか部員も集まらないとかというような難しい問題もあろうかと思います。しかし、亀山の場合、長年、小学校の市子連のソフトボール大会等もありまして、ソフトボールになじんできた子供はたくさんいると思うんですよ。だから、その辺の子供さん、特に６年生が卒業して中学校に来るときに、いろんな部活をしたいという子供は多いと思いますけれども、ソフトボールもその部活の中の選択肢の一つとして大きくアピールして、ぜひチーム編成に向けて努力していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

さっき１件目のところで１つ確認漏れがありましたので、済みません、前後しますけれども、１件目のところで来訪者、これは選手、監督等も含めてのチーム、あるいは大会関係者、あるいは父兄等も含めての約７００名の亀山への来訪者についてどのような対応をされてみえたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

本大会の来訪者への対応でございますが、来訪者の方々へのおもてなしといたしましては、大会期間中に亀山市観光ブースを開設いたしまして、亀山市観光パンフレット、亀山市みそ焼きうどんパンフレットの配布を行いました。また、亀山茶のパックを１，８５０個、配布をいたしたところでございます。

これらを行いましたことによって、大会を終え帰られる方々からは、市の関係者に対しまして、「いい思い出になった」「親切に対応していただき、ありがとうございました」などの声を多数か

けていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

観光のパンフレットとか、みそ焼きうどんのパンフレットとか、また亀山茶のパックを配ってもらったようですけれども、問題は、せっかく亀山へ来てもらったわけですから、いかに亀山の観光地へちょっと足を延ばしてもらうか、あるいは会場へいかに長く足をとめていただいて亀山を楽しんでもらえるかということを私期待していたんですけれども、あのブースはちょっと寂しいかなと思ったんですけど。確かに私も、大会関係者というよりも、選手の一部の人に「亀山はどうやった」と聞いたら、亀山はソフトボール場があるわけですから、いい会場ですね、これは評判がよかったです。しかし、やっぱり最初のほうにお話ししましたように、駐車場の問題については必ずしもいい声は聞かせてもらっていないです、ちょっと不自由やったとかね。

それから、たまたま東野公園のほうへ散歩とかジョギングに来た地元の方、あそこまで行ったら、きょうは使えませんよと、車は入れませんよと言われたんで、当然車で来てですよ、帰ったとかというようなことも３人ほどお聞きしたこともあったんですけれども、その辺のところでちょっと、確かに競技そのものは成功やったと思いますけれども、大会全体を見ると、もうちょっと頑張ってほしかったなあというところがありますので申し添えて、その辺のところ、それ以上はもうお話しさせてもらうことはないんですけれども、次に移りたいと思います。

３点目として、大会に係る予算措置についてお伺いをいたします。

まず１点目として、この大会に係る予算、教育委員会、亀山市も含めて、市長部局も含めて何ぼほど支出をなされてきたのか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

本大会運営に係る予算措置でございますが、平成２５年度全国中学校体育大会ソフトボール実行委員会に対しまして、特別負担金といたしまして４５万円を支出いたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

そうすると、中体連へ４５万の支出が、これは新年度予算のほうへ計上されていた分やと思うんですけれども、それ以外、９月の補正予算にも全然上がっておりませんから、多分幾らも支出はされていないと思うんですけれども、もう少し亀山の独自性を出して、補正を組んで対応していただくとありがたかったなあと。それによって亀山の評判も、また一段と評価、評判が上がったんじゃないかと思いますので、そのところちょっと残念な感じがしますけれども、済んだことですから、もうこれ以上申し上げることはありませんので、これで終わりたいと思います。

２点目として、亀山中学校ソフトボール部、急造とは言えチームをつくって大会に臨んだわけですから、選手個々の備品と言ったらいいか、消耗品と言ったらいいかユニホームとかスパイクとかもあると思いますし、それからバットとかボールとか、いろいろな経費はかかってくるかと思いま

すけど、この辺の予算措置はどのようになされてきたのか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

バット、ボール等の備品といった経費につきましては、平成２４年度に亀山中学校クラブ活動備品費から男子ソフトボール部に備品の購入費として１７万８，０９０円を支出いたし、その内訳は、ソフトボール用ベース、バットなど１４品目となっております。

また、消耗品費といたしまして１万５，０００円を支出いたしまして、その内訳は、練習球、ロジンバックとなっております。

さらに、平成２４年度特色ある学校づくり推進事業から、バッティングゲージ製作費といたしまして２２万７，０００円を支出いたしております。

本年度におきましては、全国大会等への出場の際の補助として、開会式出席のためのバス代１万１，０００円ほどの補助を行う予定でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

出場選手のユニホームとか、あるいはソフトボール用具ですね、個々の選手が使う、この辺はどのような対応をされてきたのか。結局、個人負担ということですか、それとも、また学校のほうでつくったのか、その辺のところ、どういうような対応をされたのか確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

選手のユニホーム代でございますが、どのように対応したのかということでございますが、ユニホームにつきましては、応援をしていただいております方々からのご寄附等で対応すると学校長から伺っております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

そうすると、選手の個々の用具は寄附をもって対応したということで、当然そうすると選手たちはそれを持って高校へ行くか、高校で野球をすれば、それはソフトのユニホームやから野球で使わないと思いますけど、ソフトボールをするとかして、これを契機にソフトボールを続けていっていただくとか、そのように解釈させてもらっていいんでしょうか、その辺のところまでは読んでいないですわね、当然のことながら。そのユニホーム等はどのように対応していくかというのは考えてみえるのかな。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

その件につきましても、学校長の考え方を聞いてまいったところでございますけれども、それは

今後、部ができるかどうかも含めまして、また未定のところがございますので、とりあえず学校のほうで保管をすると、今のところでございますけれども、そういうふうに聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

大会が終わって１カ月もたってしまったイベントのことをくどくどと質問させていただいて、何を考えておるのや、前田はと思われたかもしれませんけれども、私は今回、こういう内容の質問をさせていただいたのは、現在の亀山市は、必ずしもスポーツの振興に積極的な施策を講じているとは言いがたいと、個人的には思っております。

今、県内の各市町では、２０２１年の三重国体開催の内定とか、この通告の後に決定しました２０２０年のオリンピックの東京開催の決定などによってスポーツに対する関心が高まりつつある時期だと思っております。

これからは、このような大会、イベント、三重県へは国体を迎える自治体として大きな大会が次々と、競技種目は別として話があるんじゃないかと。一番確実にわかっているのは２０１８年やったかなインターハイ、これは間違いなく来ると思います。それから、二、三年先には天皇杯の軟式野球全国大会が来るというのを伺っております。これ以外にも、多くの全国レベルの大会が三重を開催地として求めてくるんじゃないかと思っております。そのときのためにも、このたびのソフトボール大会の運営について、亀山市としての対応をいま一度十分に検証していただいて、そしていいところは当然そのまま踏襲すればいいんですけれども、見直すべきところも多々あろうかと思いますので、その中には、私がふだんから申し上げております、市内スポーツ施設の充実とか、選手の育成、あるいは強化など、スポーツ推進計画でも言われております施策の推進に力を注いでいただいて、より中身の濃い、スポーツ立市亀山となるようなことを期待してということで質問をさせていただきました。ぜひ、今まで以上に、スポーツ推進計画に基づいて施策を講じていただいて、中身の濃い亀山市にしていただきたいということを強くお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１２番　前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時５１分　休憩）

（午後　４時０２分　再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は亀山市名誉市民条例についてということと公共の電灯のＬＥＤ化についてという、この２

点について通告をさせていただいております。

まず、亀山市名誉市民条例についてです。

この名誉市民条例につきましては、旧亀山市において存在していたものが合併時に新市において諮るということで、合併後、しばらく表に出ていなかったと思いますけれども、それが本市にゆかりのある彫刻家である中村晋也さんが文化勲章を受章されたとか、その辺を機に、平成２０年１２月議会に提案され、制定されまして、そしてまたその中村晋也さんが名誉市民第１号となったわけであります。ただ、そのとき、科学技術、学術等の文化の進展に貢献し、その事績が国家的に卓絶する者に対し、その栄誉をたたえ、功績を顕彰し、もって文化の向上に対する市民の意欲の高揚を図るという目的があるわけですけれども、この科学技術、学術等の文化だけなのかとか、スポーツとかをどうするのかとか、あと国家的に卓絶するという、この国家的にというのが旧条例にはなかったということで、これはどれくらいのものなのかというような、特にこの表現の問題について指摘はされていたわけです。

その後、５年間経過しまして、社会情勢も変化してきまして、市の状況も変化してきた中で、昨今、特に最近、先ほど前田議員もおっしゃっていましたけれども、オリンピックが決まったとか、こういうふうな状況で、今後、これスポーツの活躍とかが郷土の誇りとして取り上げられることも想定されてくるだろうという中で、本市の名誉市民条例によって、例えばスポーツで大活躍された方がこの制度にどうなんやというふうに照らし合わせてくることも出てくるのではないのかなというふうに思うわけですけれども。

そこで、まずお尋ねいたしますけれども、例えば、これはスポーツで活躍された方がこの制度の対象となることは現条例で可能であるのか、あるいは対象とするには現条例の改正が必要なのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

現の名誉市民条例につきましては、平成２０年１２月議会でご議論をいただきまして制定をされた条例でございます。

その中で、科学技術、学術等の文化の進展に貢献をしという形で目的の中で書かせていただいております。この中の文化の捉え方でございますけれども、ご質問のスポーツに限らず、生活文化、食文化なども広く文化として捉えておりますけれども、平成２０年１２月の条例制定のときの議会の質疑の内容でございますけれども、質疑の中でもご議論がございました。

質問の中で、例えばほかにノーベル賞をもらうとか、スポーツの関係で特に国家的に卓絶された方が市民から出た場合は、その都度、その都度考えていくのかといったご質問もいただいているところでございます。

その中で答弁といたしまして、ノーベル賞は文化勲章と直結しておりますので今回の条例に該当するところでございます。そしてまた、スポーツ、オリンピックで金メダルを何回もとったとか、いろんなそういったことだというふうに思いますけれども、議員もご承知のとおり、亀山市表彰条例というのもございます。その中で功労表彰、特別表彰をすることができますので、これらにおい

て表彰させていただくことになるというふうに考えておりますという形でご答弁を申し上げておりまして、現在、こういった考え方に変わりはございません。

ただ、スポーツ部門で文化勲章等、国家的な章を受章された方については、現の条例で推薦を考える必要があるというふうに、したがいまして、改正をする必要はないだろうというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ご答弁をいただきました。ちょっと聞き取りの中では、絶対にスポーツは無理というような感じの聞き取りを、そういう答弁やったもんで、ちょっときょうは長引くかいなと思っておったんですけれども、まさかそういうふうな答弁が返ってくるとは思ってもみなかったんですけれども、そうしますと、やはりスポーツの功労者というか、スポーツで多大な功績を上げられた方も状況によっては対象になってくるということなんだろうなと思うんですけれども、それを聞いて、それならわかるという話であるんですけれども。

先ほどちょっとスポーツの話を出しましたんですけれども、これ、スポーツというのが文化でないというような話もあるんですけれども、先ほどのその条文どおりに科学技術、学術等の文化というふうな、これはあるんですけれども、この科学技術、学術等という、特にこの学術までに限ってしまうと、やはりスポーツ以外にも、例えばノーベル賞は先ほど該当するということやったんですけれども、ノーベル物理学賞とか医学賞とか、この辺は確かに科学技術、学術とかになってくるんでしょうけれども、例えばノーベル平和賞なんかになってくると、多分学術とか科学技術とはちょっと違うんですね。平和維持活動とかでそういう活動をされて、本当に国家的に評価された方であればですよ、多分文化勲章に直結するのは、恐らく物理学賞であるとか、その辺だけやと思うんです。

どっちにしても、余り科学技術とか学術に、この言葉にこだわってしまうと、ノーベル平和賞とノーベル物理学賞、例えばこの亀山市で同時に受賞された方がいらっしゃったら、ノーベル化学賞とか物理学賞は対象になるけれども、平和賞はならないとか、こんなことも起こってきますので、その辺を特にまず確認させていただいたわけです。

そんな中で、議会としてもこの辺、いろいろ意見はありましたけれども、ただ、この辺の表現の問題、この辺は今後ちょっと検討していっていただくべきではないかというふうに当時の議論はあったと思います。

そのころ、私、ちょうど総務委員会、これはたしか総務委員会の議論やったと思うんですけど、総務委員長をさせていただいていまして、私自身はそのときは発言しなかったんですけれども、その際、いろいろな方の発言を聞かせていただきました。このときは、この中村晋也さんという方をどうするかということを、まず大前提というのがありましたので、その中村さんを推挙するとか、あと名誉市民条例というものを制定すること自体は、異論はあんまりないんやけれども、やはりこの名誉市民条例というのが、当時、田中市長でしたけれども、田中市長もまず中村さんをというのがあったもんでというふうなことをそのとき言われておったと思うんですけれども、そういう意味でちょっと敷居を上げるというか、限定するような言われ方をしておったと思います。そういうふ

うなのもありましたので、ただ、この表現ではちょっと敷居が高過ぎるんじゃないかとか、その辺の議論はあったかと思います。

そこで、お尋ねしたいんですけれども、私、この中で特に問題というか、ちょっとこれはどうかと思うのが、故人を除くという条項です。この名誉市民条例なんですけれども、以前、特に服部議員とかが指摘されていたと思いますけれども、本市出身のアルピニストの尾崎さんが亡くなられたとき、やはり亡くなってからその功績というのは非常に脚光を浴びたと。ただ、この方が、じゃあ対象になるかどうかというのは別にしまして、この方を名誉市民の土俵に上げようとしても、もう亡くなってしまっているから、故人であるからという理由で、その土俵にすら上げられない、こんなことが起こったので、この故人を除くというのはいかがなものかというのがありました。この辺も含めまして、私はこの故人を除くという規定、やはりこれは除外すべきでないかと思うんですけれども、その辺を含めまして見直しの考えはないのか、この点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

現在の名誉市民条例につきましては、文化勲章等の国家的な章を受章された方を対象としているものでございまして、政治家を除外しつつ、旧名誉市民条例にうたわれておりました故人に対する付与についても生存者に限るとの規定を設けて明確にされたものでございます。

このように、当該条例につきましては、他市における名誉市民条例とは異なる、亀山市独自の条例であるという認識をいたしておりまして、平成２０年１２月の制定当時、市議会においてもさまざまな議論がなされ、条例制定に至った経緯もございますことから、現条例を尊重いたしまして、今後も名誉市民の推薦に関しましては、現在の条例の規定に基づいて取り進めたいというふうに考えているところでございます。

また、故人を除くとされたことでございますけれども、旧亀山市の名誉市民とは一線を引いて、引き継がないといったことにしたことや、また亀山市においでいただきまして、直接ご提言やご意見、ご指導をいただくことが市民にも身近に感じるといったこともございますし、文化の発展や向上に寄与するものと考えられるものでございますので、現条例におきましては、故人を除いているものというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

現条例についてはそういう認識をしているものということやったんですけれども、確かに認識としては、やっぱりそうなんだろうなと思うんですわ。ただ、先ほどちょっとその当時の議論とかを申し上げましたけれども、そのときの田中市長の答弁とか、いろいろ聞いておりますと、やはりこの中村さんを大前提にしたという部分があったと。そうすると、やはり旧名誉市民条例というので、当然その旧名誉市民、旧名誉市民と言ったら失礼ですけれども、旧条例における名誉市民の方の扱いをどうするのかというのも、これは宙に浮いておったと思います。その方をもう一度名誉市民にするのかとか、その辺の議論をし出すと、中村さんをまずという動きから、ちょっと違う動きになっていってしまう部分もあると。やっぱりその辺があるので、まずは、もちろん田中市長のいろん

なほかの思いもあったと思いますけれども、当時は、まずはこの条例を制定すべきというふうな雰囲気だったと思います。実際、その総務委員会の中でも、表現的にはもうちょっと考えていかなあかんとか、対象をもうちょっと考えていかなあかん、もうちょっと議論をせなあかんのと違うかという話もありまして、実際、委員会の中で継続審査すべきじゃないかというような意見もあったりとか、これ、たしか採決したら、２人が継続審査すべきというような話もありました。ほかにも、賛成はするけれども、やはりこれは今後の議論にしていくべきではないかとか、そういうふうな話もありました。まず、名誉市民条例というのをスタートさせることが大事なんやというふうな話もありましたので。旧条例の名誉市民の方、やはりこの方々は尊敬はせなあかんもんであるんですけど、この扱いというのは、もう一度この名誉市民条例によって掘り起こすとか、そういうもんではないと思うんですよ。その扱いは扱いとしておいて、今回、故人というふうなもので縛ってしまうと、先ほどの尾崎さんのケース、尾崎さんがどうかというのは別にしまして、その土俵にも乗せることができないということがある、これはどうかと。

実際、亀山市以外にこういうふうな故人を除くという規定をしているところがあるのか、私、ちょっと調べてきたんですけれども、正直私では見つけることができませんでした。日本全国見ても、亀山市ぐらいでした、この故人を除くという規定をしているのが。

もう１つ、先ほど文化振興とか言われまして、文化勲章を受章された方、ノーベル賞を受賞された方という話もありましたけれども、これは単純な話、この文化勲章、ノーベル賞をさらに受賞された方が見えて、さあこの方を名誉市民条例で名誉市民にしようやないかという動きが出たときに、そのときに不幸にしてその方が亡くなられたりするとしたら、この故人を除くという規定によって、これ条例上は不可能になるんですよね。そのときになってどうされるんでしょうかということです。この辺を思いますと、この故人を除くという規定は、やはり亀山市だけというか、中村さんをというふうに急いでというか、あのときはこういうふうなつくり方しかなかったんじゃないかと思うんでね。今、櫻井市長になって、もう一度この亀山市というのを、大分落ちついてきた、この状況でもう一度考えていただいてもいいんではないのかなと思いますけれども、その点の考え方、市長、一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど私が就任をさせていただく直前の平成２０年１２月定例会でさまざまなご議論があったんだろうというふうに拝察いたしますが、その中で制定に至ったということだというふうに思っておりまして、当時の前市長さんの思いというのは、今、この条例は、ある意味全国的には、その故人の部分についてもそうなんですが、政治家を除外するという考え方も含めて、まさに独自の条例として提案をされて議会で制定もいただいたというふうに、私はその当時のこのまちのさまざまな角度、背景、中村先生のご功績、こういうことを本当に総合的に考えられて提示をされたと、そのご見識に敬意を表したいというふうに思います。全国とは少し違うかわかりませんけれども、ここにはさまざまな思いが組み込まれた条例ではないのかなというふうに思っております。

その故人を除くということにつきまして少し触れていただきましたが、まさに顕彰するだけではなくて、本当に今のまちづくりや人づくりにその方がご貢献をいただくという視点、それからなかなか故人につきましては、その時代背景と現在の時点では、それぞれ立ち位置とか背景によっても、やっぱりその故人の皆さんの評価というのは変わるんだろうというふうに思っております。

したがいまして、こういう条例になっておるということを、議論の積み重ねも含めて私は尊重をしたいというふうに考えておるところでありまして、現在の段階におきましては、新たにその故人を対象に広げるというような視点での改正については、考えていないということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

故人を除くというか、故人を対象にする気はないということですけれども、何も大昔の人を引っ張り、もちろん大昔の方だってそういう方はあり得ると思いますけれども、つい最近亡くなられた方であっても、その死をきっかけにその功績がクローズアップされることもあるだろうと。そういうふうな方を、その辺の事情も含めて、審議会があるんですから、その審議会で切ると言ったらおかしいですけれども、それを選ぶというか、それができるんですから、故人を除くということにそこまでこだわる必要はないんじゃないのかということなんですけれども、現時点ではそういうご答弁ですので、とりあえずそれ以上ではないんだろうなということで次に行かせていただきますけれども、やはり故人、亡くなられた方、仏さんになられて、逆に言うたら、今までの生きている人間よりも格が上がるというふうに仏教では言われていますけれども、やっぱり亡くなられた方というのに対する尊厳というか敬意、こういったものも含めて、故人を除くというのは私は時代に即してというか、事実、亀山市だけこういうふうな規定があると。この辺は、ちょっといびつというか、おかしいなと思いますんで、そのことはもう一度、変えろというよりも、まず検討していただきたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に、公共電灯のＬＥＤ化についてということで通告させていただいております。

道路灯や市有施設内の照明等、公共の電灯のＬＥＤ化に対する市の考え方はということで通告させていただいておりますけれども、この辺につきましては、３月議会で髙島議員が詳しく質問されておりまして、これについてもいろいろと検討されるようなことを言われていたんですけれども、それから半年たちまして、現在、結構社会情勢も変わったりもしていますので、半年のうちに、その後、ＬＥＤ化やＬＥＤ化に向けた市の施策に何か進展があったのか、その点、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

ＬＥＤ照明につきましては、低消費電力、長寿命であり、かつ従来の電球に比べCO_2の排出量が抑制でき、省エネ対策としても有効であることから、公共施設においても徐々に取り入れているところでございます。

平成２３年度におきましては本庁舎１階南側の改修時に、医療センターでは平成２２年度から２４年度の部分改修時に、また平成２４年度においては、井田川小学校の教室増設時に廊下等へのＬ

ＥＤ照明を採用したところでございます。

引き続き、施設の改修時や器具の取りかえ時には、ランニングコストの削減や地球温暖化防止に貢献できることから、順次交換を行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

道路の照明灯のＬＥＤ化につきましては、技術力の向上もございまして、機器やシステムの保守管理に必要な費用と機器を導入する際にかかる費用を比べますと、８０ワットの照明灯を新設した場合には、経済的な効果があるというふうに聞いております。

したがいまして、今後、通学安全灯を新設する場合は、ＬＥＤ灯での設置を進めたいというふうに考えております。

なお、高速道路下などのボックスの中に設置をされております蛍光灯につきましては、昨年度よりＬＥＤの球に取りかえを行っておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

公共の電灯というとらえ方で、防犯灯はうちが補助金を出しておりますので、ＬＥＤの防犯灯につきましては、環境に優しく、省エネで長寿命でありますことから、近年、ＬＥＤ防犯灯の需要が高まり、価格が補助対象内で設置可能となっております。市では、新設や修理を希望される自治会に対しましてＬＥＤ化をお願いしておるところでございます。

そのことから、平成２４年３月に自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱を改正いたしまして、球切れ、センサーの故障による修理についても、ＬＥＤへ更新した場合、補助対象としたところでございます。

改正によりまして、着実にＬＥＤ化が推進されているものと考えているところでございます。平成２５年度におきましては、およそ新設５０灯、修繕１００灯分の予算におきまして補助金交付事務を行っているところですが、修繕におけるＬＥＤ化への要望が多く、計画的な対応が必要であると考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

いろいろと３月から努力されたんやなというのが伝わってきたかなと思います。技術の向上というふうに先ほど三谷部長が言われましたけれども、特に最近ＬＥＤ化というのが、以前からもそうやったんですけれども、さらに急速に、節電の話とかもありまして注目されておるわけなんですけれども、私が特に評価したいのは、特に防犯灯の球切れの際に、これのＬＥＤ化の補助でして、この地元の防犯灯の球切れが起こった場合、結構この球の値段というのが安くはない。これが自治会の負担となっておるわけなんですけれども、これが何回も切れるとばかにならない。ただ、これをＬＥＤ化することで、そのときは多少の負担はあるけれども、従来の球切れの交換の負担よりはち

ょっと高いぐらいの話で、それで長寿命化が図れると。そうすると、球切れのことを思えば、自治会としてもそれでええことやなと。同時に、自治会の防犯灯の電気代も安くなると、これは今市の負担なわけですけれども、その辺があって、非常にこれはいい施策やと。

中でも、特に自治会の方の節電に対する意識が上がるというか、従来あるこの施設やけれども、ＬＥＤにかえることで長寿命化とか、その辺で節約とか節電とか、そういうふうな意識が上がる、この辺が一番大きいんじゃないのかなと思います。

ただ、そういうふうな感じで非常にいい施策やなと私は思っておったんですけれども、昨年は結構遅い時期までこの球切れの交換の補助というのがあったと思うんですけれども、ことしに関しては、もう７月ぐらいに予算オーバーになってしもうてという話を聞きました。この辺につきまして、先ほどちょっと触れられましたけれども、もうちょっと詳しく状況をお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

ＬＥＤに対して自治会からの申請は、６月までに申請をしてほしいと。新設については、その現地も確認をして、設置に向けて補助をさせていただいておるんですけれども、修繕、ＬＥＤに取りかえについては、現の蛍光灯の防犯灯が完全に壊れてしまっている以外については翌年度にお願いをしておるというような状況でございます。１００灯分の修繕の予算を持っておりますけれども、予算の範囲内ということでご理解をいただいておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

予算の範囲内でということで、特に先ほども言っておりますように、球切れの場合というのは一応そこまでの負担ではないけれどもということで、ただ、これの補助がない場合は、多分全部ではないでしょうけれども、従来の球を使うということになる。そうしますと、やはりその分、電気代も市の負担ですよね、これがふえるというわけですよね。それを思うと、いずれそれにかえていきたいんやというようなものがあるんやったら、それこそ補正を組んでいただくなりしてもいいんじゃないのかなと私は思うんですけれども。今回も既に予算オーバーというようなこの状況が出ている中で、今後この辺の、来年度の予算はもっとふやしてもらうとか、あと補正を今からでも組んでもらうとか、その辺のお考えはないのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

防犯灯の球切れについては、議員が申されるように、蛍光灯は１年ないし２年で切れるというようなことも聞いております。ＬＥＤにかえると１０年近くもつということで、電気代についても４０ワット以下で省エネであるというのは十分承知はいたしております。ただ、市内には４，３００基ほどの防犯灯がございまして、今現在、３１７基がＬＥＤに移行していただいております。その４，３００という数の中で、先ほどもご答弁をさせていただいたように、一気にというのはとても

難しいかなと思っておりますので、計画的に順次、予算もにらみながら実施をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

計画的にということですけれども、計画的に補正を組んでいただきたいなというようなぐらいのことですもので。３月議会に髙島議員のこの一般質問を聞いたせいか知りませんけど、それで殺到されたのかもしれませんけれども、やはりそれだけに限らず、全体的な自治会というか、全市的にこういうふうな傾向が強まっていると思います。

今回、東町商店街の話がありましたけれども、これもＬＥＤ化という話がありました。ＬＥＤ化することによって、そちらで多分ＬＥＤ化されたんやったら、国の予算とかも使われるとかということですので、そちらでこれから使うかもしれなかったＬＥＤ化の予算というのはそこで充当されているかもしれませんので、それこそ計画で考えたら、今後に余裕ができたというふうに考えられるかもしれませんので、この節電とか省エネとか物を大事にするという、この辺の意識も含めて、ぜひこの辺を考えていっていただきたいなと思いますので、その点をお願いいたしまして、ちょっと残しましたけれども、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

１４番　宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

議長のお許しを得ましたので、関連質問をさせていただきます。

関連質問につきましては、我が会派の豊田恵理議員の学童保育に対することでございます。よろしくお願いしたいと思います。

学童保育の重要性のあり方については、豊田議員の答弁の中でよく理解はできました。

この学童保育の問題については、我々も議員生活の中でいろいろ勉強もさせていただきまして、他市の状況も聞かせていただきました。

例えば、愛知県の小牧市を視察いたしまして、そこで勉強したんですが、担当者に「あんたとこら、何考えておるの、学童保育たるものは公設・公営に決まっておるやないか」と言われて、私は帰ってきたものでございます。

それから、岡山県の何市かちょっと今記憶にございませんが、ある学校へお邪魔して、その中で空き教室を利用した学童保育をやっているんやと、これは学校の施設を使っていただいて、子供たちが学校の遊び場、運動場を使って保育ができるというので非常に効果が上がっておるということも聞かせていただきました。

その中で、昨年のこの議会の中でですよ、昨年の教育民生委員会で鈴木委員の質問だったと思いますが、これに対して教育次長の答弁で、「放課後の子供を支えるところが要るという現状であれば主体的な役割を果たす」と答弁されております。その中でも、教育長とも話をした中での答弁だということが記録には残っております。

そういう中で、きょうの教育長の答弁を聞かせていただきますと、学校は、そりゃあ当然、空き教室がない、敷地が狭い、やでだめよというような私は答弁だったと思います。そういう中で、私は残念で仕方がないんです。

前回、市の組織・機構を変えた中で子ども総合センターの中に、今のセンター長さんでございますが、教育者の方がセンター長に配置されました。そういう中で、子育ての事業の中で学童保育も含めて、そういう取り組みもやっていくんやなというふうに私は思っておりましたが、きょうの教育長の答弁では、これは違うなあというふうに私はうかがえたわけでございます。

そういう中で、再度この学童に対する取り組みを確認いたしたいと思いますし、今回は南小学校区の中で学童保育所の設置に向かって取り組んでおられますので、今後、どのように指導されていくのか、お聞かせ願いたい。

特に先ほど来、よその例も挙げました。当市では公設が４つ、民設が６つございますけれども、こういう中で、やはり私は公設でお願いしたいという一人でございます。そういう取り組みの中でも、もう一度確認したいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

１４番　宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

昨年は、議員は子供教室の整備ということで放課後子供対策についてご質問いただきました、ご議論がございました。今回、南小学校の学童の設置に向けて公設でというお話を今いただいたところでございます。この考え方ということでございますが、きょう、午前中も豊田議員にお答えをさせていただきました。私どもといたしまして、今後、子ども輝きプロジェクトの取り組みの一つとして子ども・子育て会議を現在開催しておりまして、５年後、１０年後の姿を見据えた子ども・子育て会議での議論を進める中でプランとしてお示しをできるだけ早い時期にしたいと、現在、その作業をいたしておるところでございます。

一方で、お話しございました南小学校の学童の、今、立ち上げに向けた準備会の皆さんがいろいろご議論いただいておることを承知いたしておりまして、私ども健康福祉部の担当室のほうへ相談というか、協議も頂戴をしておるというふうに認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、他の学童の運営委員会の皆さんもそうなんですが、さまざまな協議を市としてもさせていただいて、可能な限りのサポートをさせていただく、このことには変わりはございませんし、今後、いろんな課題も出てこようかというふうに思っておりますので、南小学校の準備会の皆さんと市は、しっかりとまた協議を真摯にさせていただきたいと、こういう現状というふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

この質問の中で、市長から公設でやっていくよという答えは出ないと思ってはおりました。しかしですよ、これ、今までの公設、民設の中で、豊田議員の資料で見せていただいてもですよ、例えば西小学校区のおひさまは羽若に借りられて、そこを使っていただいておる。施設の老朽化、いろいろ等もございまして、近くへ越してくるということも耳にしております。そういう中で、やはりこういうような学校の近く、学校敷地内がベターなんですけれども、学校の近くにつくるべきではないのかなというふうに思っております。

特に教育の中で、平素は地域の皆さんにお世話になって子供を教育していただきたいということも言われております。例えば、教育の中で通学路に対して、また地域に子供が活動する中で、やはり地域の皆さんにもお世話になっておるということもございます。そういうことで、今後、亀山市の未来を背負っていただく子供を育むためにも、やはり私は学童保育、いわゆる教育とあわせて公設でやっていくべきではないかという思いの一人でございます。

できましたら、ここで、公設で、今後、今までの分も考え直していきたいということが、市長、もしありましたら頂戴したいなあと思っておりますが、いかがですか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

従来の考え方を見直してということですが、午前中も申し上げました、今までもそうなんですが、公設であれ民設であれしっかりと、そのそれぞれの特徴がございますので、それに合わせて、やっぱり市としてはこれからもしっかりと応援をさせていただくということに尽きようかというふうに思っております。

ただ、今、少し触れていただきました案件につきまして、今後、子供の放課後のあるべき姿も含め、教育委員会と市当局はしっかりと協議をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

前向きの答弁、ありがとうございます。

先ほども私お願いしておきましたが、この学童保育所を推進するためにも、やはり子ども総合センターが、教育委員会も含めまして指導していただきたいなというふうに思っております。

今までのこの施設につきましては、学校内の敷地に建てておるところ、また近くに公共の土地があったところとか、いろいろございますが、学校が使わせていただけないと、南小はもうどこにあるか、全く私らも検討できませんので、地域の皆さんにも頑張って働いていただきますけれども、行政としてもよろしくお願い申し上げまして、私の関連の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

１４番　宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

あす１３日から２６日までの１４日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす１３日から２６日までの１４日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの２７日は午後２時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。

（午後　４時４６分　散会）

●議事日程（第６号）

平成２５年９月２７日（金）午後２時　開議

第　　１　議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について

第　　２　議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　　３　議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　　４　議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

第　　５　議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

第　　６　議案第６０号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第　　７　議案第６１号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　　８　議案第６２号　平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　　９　議案第６３号　平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

第　１０　議案第６４号　平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１１　議案第６５号　平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１２　議案第６６号　平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１３　議案第６７号　平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１４　議案第６８号　平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について

第　１５　議案第６９号　平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第　１６　議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

第　１７　議案第７１号　平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

第　１８　議案第７２号　工事請負契約の締結について

第　１９　議案第７３号　和解及び損害賠償の額の決定について

第　２０　議案第７４号　市道路線の認定について

第　２１　議案第７５号　市道路線の認定について

第　２２　請願第　３号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

第　２３　請願第　４号　「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書

第　２４　請願第　５号　防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書

第　２５　請願第　６号　保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

第　２６　委員会提出議案第２号　地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

第　２７　委員会提出議案第３号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について

第　２８　委員会提出議案第４号　「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

第　２９　委員会提出議案第５号　防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について

第　３０　議員提出議案第６号　保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

第　３１　常任委員会の所管事務調査の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君

上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部　満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

（午後　２時００分　開議）

○議長（櫻井清蔵君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第６号により取り進めます。

それでは、去る１０日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第１、議案第５５号から日程第２１、議案第７５号までの２１件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５５号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第７２号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第７３号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

平成２５年９月１９日

総務委員会委員長　中　﨑　孝　彦

亀山市議会議長　櫻　井　清　蔵　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について　原案可決

平成２５年９月１８日

教育民生委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　櫻　井　清　蔵　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について　原案可決
議案第７４号　市道路線の認定について　原案可決
議案第７５号　市道路線の認定について　原案可決

平成２５年９月１７日

産業建設委員会委員長　前　田　耕　一

亀山市議会議長　櫻　井　清　蔵　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５８号	平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第５９号	平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６０号	平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６１号	平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６２号	平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６３号	平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６４号	平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６５号	平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６６号	平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６７号	平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６８号	平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について	認　　定
議案第６９号	平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第７０号	平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認　　定
議案第７１号	平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について	認　　定

平成２５年９月２５日

予算決算委員会委員長　小　坂　直　親

亀山市議会議長　櫻　井　清　蔵　様

○議長（櫻井清蔵君）

初めに、新　秀隆総務委員会副委員長。

○３番（新　秀隆君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

本日は委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る１０日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１９日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を行いました。

まず、議案第５５号亀山市税条例の一部改正については、地方自治法の一部改正により、年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに、市における税務業務の効率化を図るため、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を見直すことや、金融所得課税について損益通算の範囲が拡張されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税ともに見直されることから、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、施行日が平成２８年１０月１日や平成２９年１月１日となっている理由と、国等から改正に伴うシステム改修の補助金について質疑があり、これについては、日本年金機構のシステム改修が必要であることから、国にあわせた施行日としていること、また市のシステム改修も必要と認識しているが、それに係る補助金等については、現在のところ国からの通達はないとの答弁でありました。

さらに、今回の改正により、税収への影響について質疑があり、これについては大きな影響はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第７２号工事請負契約の締結については、消防救急無線デジタル化整備事業に伴う消防指令センター高機能化更新工事の契約について、議決を求めるものであります。

審査の過程では、随意契約により経費が節減できる部分はなかったのか、また競争入札による新設と随意契約による既存施設の改修の差異について質疑があり、これについては、他社に工事を発注した場合、施設及び附属機器の移設や仮眠室等の設置などの費用が発生するため、経費の節約につながっている。また、新設による積算はしていないが、場所の問題や現在の施設・機器の移設等を総合的に検討した結果、随意契約が最良の方法と判断したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第７３号和解及び損害賠償の額の決定については、平成２３年１２月に発生した交通事故による損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定することについて議決を求めるものであります。

審査の過程では、示談交渉は市の顧問弁護士に託されたのか質疑があり、これについては共済会の任意保険の顧問弁護士に任せ、示談に至ったものであるとの答弁でありました。

また、市の車両に損傷はなかったのかと質疑があり、これについては相手方の自転車と接触したものであるが、車両の損傷はなかったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、髙島　真教育民生委員会副委員長。

○２番（髙島　真君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、１０日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１８日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第５６号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法において、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定の改正や、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことなどに伴い所要の改正を行うものであるが、亀山市税条例の一部を改正する条例とのかかわりについて質疑があり、これについては、今回の改正に伴い損益通算が可能となることから、国民健康保険税の所得割のもととなる所得への影響があるとの答弁でありました。

採決の結果、議案第５６号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、尾崎邦洋産業建設委員会副委員長。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る１０日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１７日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第５７号亀山市営住宅条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の適用対象が拡大され、題名が改正されることに伴う改正と、老朽化が著しい市営住宅の亀田住宅４戸と野村住宅１戸の用途を廃止するための改正であります。

審査の過程では、適用対象者が拡大されることで、ＤＶ被害者の入居実績とトラブルが発生したときの対応策について質疑があり、これについては今までそのような被害者の入居実績はないが、対策としては加害者との連絡がとれないようにするなどの配慮をしていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第７４号及び議案第７５号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である能褒野４７号線及び能褒野４８号線の路線認定について、議決を求めるものであります。

審査の過程では、いずれも質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、宮村和典予算決算委員会副委員長。

○１６番（宮村和典君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

去る１０日の本会議で付託のありました議案第５８号から議案第６２号までの平成２５年度各会計補正予算の５議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、１７日に産業建設分科会、１８日に教育民生分科会、１９日に総務分科会を開催して審査を行いました。

また、議案第６３号から議案第７１号までの平成２４年度各会計決算の９議案については、２４日、２５日の２日間にわたり当委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、渡部代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受けました。続いて、財務部長から健全化判断比率、各会計資金不足比率の報告、そして各部長から予算決算委員会提出資料の説明を受けた後、質疑に入り、慎重なる審査を尽くしました結果、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第６４号平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第６５号平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての３議案については反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第６６号平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６７号平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６８号平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について、議案第６９号平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７０号平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について、及び議案第７１号平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定については、いずれも原案のとおり、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

なお、委員会として、１つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめるとともに、今回資料提出された施策評価シートや事業評価シートによる行政評価の成果及び課題を今後の予算編成に反映されたい。２つ、市税、国保税等については、公平性の観点から、より一層の徴収努力を行い、収納率の向上に努められたい。３つ、行財政改革大綱に掲げた財政運営の基本である歳入に見合った歳出の実現に向け、適確な事業の選択と集中により持続可能な健全財政に取り組まれたい。４つ、繰り越した事業については、事業の早期完了に向け、なお一層努力されたい。５つ、医療センターについては、医業損失が増加していることから、亀山市地域医療再構築プランを踏まえ、引き続き積極的に医師・看護師の確保に取り組むとともに、収益性を高め、経営健全化に努められたい。

以上５点の意見を申し添えたところであります。

次に、２５日の決算議案の審査終了後、議案第５８号から議案第６２号までの平成２５年度各会計補正予算の５議案について、各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、その結果、議案第５８号平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について、議案第５９号平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第６０号平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第６１号平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について、及び議案第６２号平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）については、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり全会一致で可決すること

に決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第５５号から議案第７５号までの２１件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算並びに議案第６４号平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第６５号平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

まず一般会計です。

この予算案を審議したときに、市民の負担軽減を図り、中小企業や商店の営業を守ることが今求められているのに、こうした予算がほとんどないという理由で反対をいたしました。

決算審議で明らかになったように、市民生活はますます厳しくなっています。市税や国民健康保険税の滞納額の増加傾向が続き、生活保護の受給者や就学援助の件数も増加しています。

また、市の答弁で、市内での雇用を失い、他市へ雇用を求めて転出したため滞納となっているケースが多いことが明らかになりました。これは、今の日本が抱える非正規労働者の増加や雇用の不安定さと、雇用を失った場合のセーフティーネットの不十分さを示しています。そして、こうした雇用の不安定さやセーフティーネットの不十分さがさまざまな滞納を生む大もとの要因となっています。地方自治体が果たすべき役割は、このような国の悪政に対して、市民生活を守る防波堤となることではないでしょうか。

決算の認定に反対する第１の理由は、こうした市民の負担軽減を図り、農業・林業を初め市内の産業や暮らしを守るための予算執行が十分でなかった決算だということであります。

反対の第２の理由は、市税の大幅な落ち込みで歳入が減ることが明らかなのに、あれもこれもという姿勢で予算編成したため、みずから掲げた財政改革の基本方針である歳入に見合った歳出と選択と集中がほとんど具体化されず、そのために多額の財政調整基金を取り崩して予算編成がされ、口を開けば財政が厳しいと言わざるを得なくなった決算ということであります。

特に、平成２８年度には財政調整基金がなくなり予算編成ができなくなるという中期財政見通しを示しながら、一方では崩して使うことができないリニア基金や庁舎建設基金といった特定目的基金を積み増ししたことです。十数億円という多額の取り崩しのできない基金を積み立てながら、財政調整基金がなくなりそうなので、市民に負担増と市民サービスのカットを押しつけるということ

は到底認められることではありません。

そのほか、個別の施策や事業では、全職員数の半数を非正規職員が占めるという異常な職員体制、老朽化が進むのに建てかえ計画がいまだに示されない公立保育所、公設を求める声に応えない学童保育所、市内の中学校で統一されず、亀山中学校と中部中学校で続く完全給食ではないデリバリー給食、随分以前から問題点が指摘されながら、いまだに見直しの進まない補助金、計画したころよりその必要性や緊急性が弱まり、これからの見通しも十分につかない都市計画道路の野村布気線など、問題のある施策や事業も少なくありません。

以上のとおり、市民の暮らしを守る立場から平成２４年度の決算は認められません。市民の立場から見て問題の多いこの決算の認定には反対するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計決算です。

平成２４年度の決算は、１億５，０００万円ほどの前年度繰越金などにより黒字決算となりましたが、依然として被保険者の生活は大変です。市の資料によれば、国保世帯の年間所得が２００万円以下の世帯が８割近くを占め、滞納世帯の８割が年間所得が２００万円以下の世帯となっています。こうした所得水準では、現在の国保税は払いたくても高くて払えないというのが実態であります。このため、平成２４年度の決算は収納率の低下傾向がとまらず、国保税の滞納額も５億８，０００万円にも達しています。

これまで私たち議員団は、保険税の値上げによって収納率の低下を招き、国保財政を悪化させ、さらなる保険税の値上げという悪循環を断ち切るためにも、国保税の引き下げが必要だと主張してまいりました。こうした悪循環から抜け出すためには高過ぎる保険税を引き下げ、払える額にするしかありません。こうした悪循環を断ち切り、持続可能な制度とするための国保税の引き下げが行われなかった決算の認定には反対をするものであります。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算です。

この後期高齢者医療制度は、お年寄りを大事にしない、長生きを喜べない問題の多い制度で、廃止すべきであります。私たちは、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めていることから、この決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

１８番　服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立採決をいたします。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合はその議案等に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、起立採決により、着席している場合は反対とみなすことにいたします。

それでは、討論のありました議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６３号平成２４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第６４号平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６４号平成２４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第６５号平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６５号平成２４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第５５号から議案第６２号まで及び議案第６６号から議案第７５号までの１８件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、
議案第５５号　亀山市税条例の一部改正について
議案第５６号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第５７号　亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第５８号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
議案第５９号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６０号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６１号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第６２号　平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第６６号　平成２４年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６７号　平成２４年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６８号　平成２４年度亀山市水道事業会計決算の認定について
議案第６９号　平成２４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第７０号　平成２４年度亀山市病院事業会計決算の認定について
議案第７１号　平成２４年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
議案第７２号　工事請負契約の締結について
議案第７３号　和解及び損害賠償の額の決定について
議案第７４号　市道路線の認定について
議案第７５号　市道路線の認定について
は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決しました。
次に、日程第２２、請願第３号から日程第２５、請願第６号の４件を一括議題といたします。
請願４件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５条の規定により報告します。

平成２５年９月１８日

教育民生委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　櫻　井　清　蔵　様

別表

受　理　番　号	請　３
受　理　年　月　日	平成２５年８月２９日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　太田　淳子　他２名
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　４
受　理　年　月　日	平成２５年８月２９日
件　　名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　太田　淳子　他２名
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　５
受　理　年　月　日	平成２５年８月２９日
件　　名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 　亀山市ＰＴＡ連合会 　　会長　太田　淳子　他２名
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　６
受　理　年　月　日	平成２５年８月２９日
件　　名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町１丁目９番９号 　亀山市ＰＴＡ連合会 　　会長　太田　淳子　他２名
紹介議員氏名	小坂直親、中村嘉孝、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（櫻井清蔵君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願４件に対する討論を行いますが、通告はございませんので、討論を終結し、請願第３号から請願第６号までの４件について、起立により採決を行います。

まず、請願第３号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第３号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第４号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第４号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第５号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第５号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第６号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第６号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、日程第２６、委員会提出議案第２号から日程第３０、議員提出議案第６号までの５件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、中﨑孝彦総務委員会委員長。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第２号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、総務委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書本文の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

地方税財源の充実確保を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。よって、政府におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望いたします。

記１．地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

１つ、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

２つ、特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

３つ、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

４つ、依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

５つ、地方公務員給与の引き下げを前提として、平成２５年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段としないこと。

２．地方税源の充実確保等について。

１つ、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、国と地方の税源配分を５対５とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

２つ、個人住民税はその充実確保を図るとともに、地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

３つ、固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については現行制度を堅持すること。

４つ、法人住民税は均等割の税率を引き上げること。

５つ、自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

６つ、ゴルフ場利用税はゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

７つ、地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、森　美和子教育民生委員会委員長。

○８番（森　美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第３号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、教育民生員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書本文の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等、教育水準の維持向上を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで２００４年の三位一体改革や２０１０年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

１９５０年に地方自治を進めるという観点から、義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後児童１人当たりの教育費に約２倍の地域間格差が生じた結果、１９５３年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし、１９８５年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、２００６年からは国庫負担率が３分の１に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。しかし、地方財政が厳しくなり、１９８５年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率が年々低下しています。

２００７年度における措置率の全国平均は６５．３％で、三重県では４９．０％、東京都では１６４．８％、秋田県では２６．９％となっており、地域間格差も広がっています。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の地方財政状況に影響されることのないよう義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれましては、義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を図られますよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

続きまして、委員会提出議案第４号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書についても、意見書本文の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書。

三重県では、２００３年度から小学校１年生の３０人学級が実施されており、その後も小学校２年生の３０人学級、中学校１年生の３５人学級と他学年への弾力的運用等拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、子供たちが活躍する場がふえて、ますます意欲的になった、子供の話をじっくり聞くことができる等の保護者、教職員の声があり、大きな成果を上げています。

一方、国においては、２０１１年４月の義務標準法改正により、小学校１年生の３５人以下学級が実現し、２０１２年には法改正による引き下げではないものの、小学校２年生への実質的な拡大が実現しました。しかし、２０１３年度は文科省が２０１２年９月に策定した新たな教職員定数改善計画案に基づき概算要求がなされたものの、新たな学年への３５人学級の拡充は措置されませんでした。また、教育課題に対応するための定数改善も不十分です。

２０１０年における日本の教育機関に対する公財政支出の対ＧＤＰ比は３．６％で、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国中、データ比較が可能な３０カ国において４年連続で最下位でした。今回は２０１０年度から実施されている高校無償化が初めて反映された数値でしたが、加盟国平均の５．４％に遠く及びませんでした。

２０１３年６月に閣議決定された第２期教育振興基本計画でも、同年４月の中教審答申から後退し、「ＯＥＣＤ諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられました。

山積する教育課題の解決を図り、未来を担う子供たち一人一人を大切にした教育を進めるためには、学級編制基準のさらなる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

よって、政府におかれては、教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算の拡充を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

続きまして、委員会提出議案第５号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書についても、意見書本文の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書。

２０１２年８月２９日、内閣府に設置された南海トラフの巨大地震モデル検討会は、第２次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高及び浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大２７メートル、尾鷲・熊野市では最短４分で第一波が到達などとなっています。また、最大の死者数は約４万３，０００人とされ、三重県が２００５年に取りまとめた想定約４，８００人を大きく上回るものとなりました。

２０１３年５月２８日に、国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備に加え、防災教育を初めとする事前防災等の対策を具体的に実施すべきとしています。

このような中、三重県では学校の耐震化が着実に進められており、２０１３年４月現在の耐震化率は小・中学校が９７．５％、高校は９９．３％、特別支援学校は１００％となっています。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等が進められています。

一方、２０１２年９月４日、文科省は学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けての中間まとめを公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り２０１３年度中、遅くとも２０１４年度までに、落下防止対策については２０１５年度までの速やかな完了を要請しています。また、三重県教育委員会の調査によると、２０１３年２月現在、公立小・中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「できている」「おおむねできている」は７２．１％、校内のガラス飛散防止対策が「できている」「おおむねできている」は３５．７％となっており、非構造部材の対策はおくれています。

学校は、子供たちを初め多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の９１．９％が避難場所となる等、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、当面、早期の耐震化率１００％達成が急がれます。また、学校、家庭、地域が連携して災害から子供を守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

さらに、近年、登下校中における交通事故や傷害事件、不審者による声かけやつきまとい等、子供たちが被害者となる事案が後を絶ちません。三重県は学校安全推進事業を実施し、子供の防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取り組みを進めていますが、子供たちの安全・安心の確保に向け、学校内外で子供の命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

よって、政府におかれては、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しを初め、総合的な学校安全対策の充実を図られますよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

以上をもって、議案の提出とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、１５番　片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第６号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、提出者の私のほうから意見書本文の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えています。

２０１１年度文部科学白書は、社会のセーフティーネットとしての教育の重要性がますます高まっているとして、誰もが充実した教育を受けられるよう、子供や保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、２００９年度における一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は８．９％であり、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国３２カ国中最下位で、ＯＥＣＤ平均１３．０％となっており

ます。他方、日本の全ての教育支出に占める私費負担の割合は３１．９％で、ＯＥＣＤ平均の１６％を大きく上回っています。

このような中、高校無償化を初め奨学金の改善、就労支援の充実等の施策が進められてきました。２０１２年には高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正が行われました。

また、２０１３年６月１９日には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、国及び地方公共団体は就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子供の教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとするとされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子供は年々増加を続け、２０１１年度は全国で１５７万人で１５．６％となっています。三重県においても、１７，１９７人で１１．１％、約９人に１人となっています。高等学校段階においては、授業料は無償となったものの、入学料、教材費等の保護者負担は重く、学びたくても学べないという状況は依然大きな課題です。そのため、現行の高校無償化制度の堅持を初め給付型奨学金の創設等、一層の支援策が求められています。

よって、政府におかれては、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案についての質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第２号から議案第５号までの４件については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

続いて、お諮りいたします。

議員提出議案第６号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第６号は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより、本各案について討論に入ります。

通告はございませんので、討論を終結し、委員会提出議案第２号から委員会提出議案第５号まで及び議員提出議案第６号の５件について、起立により採決をいたします。

まず、委員会提出議案第２号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、起立により

採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第２号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、委員会提出議案第３号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第３号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第４号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第４号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第５号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第５号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第６号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第６号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第３１、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題といたします。

各常任委員会委員長より、各委員会における所管事務調査の結果報告をいたしたいと申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、中﨑孝彦総務委員会委員長。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

現在、市の中期財政見通しにおいて、歳入では現在の経済情勢から市税の増収は期待できず、地方交付税は平成２７年度以降に合併算定がえ分が段階的に減額となり、また平成２８年度には財政調整基金が枯渇するなど、これからの財政状況は極めて厳しい状況が示されたところであります。

このような中、本年、市では市長を本部長とする行財政改革推進本部が設置され、行財政改革の取り組みを始めたところであります。今後においては、市民サービスの低下を招くことなく、財源確保に努めていかなければならない状況であります。

そこで、総務委員会では、行財政改革の視点から「補助金制度のあり方」についてをテーマに設定し、公平・公正な観点から適正な補助金制度を確立するため、調査・研究を行い、計８回の委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

まず、現状把握として、財務部から市の補助金・負担金の適正化に関する基準、亀山市行財政改革推進委員会における個別補助金の評価及び答申書を初め、現在における各団体の補助金交付一覧表や各団体における収支報告書などの資料を求め、交付基準における規定及び決算状況などについて聞き取りを行いました。

また、先進地の取り組みについて、埼玉県深谷市と千葉県印西市を視察いたしました。

まず、深谷市における取り組みの概要は、深谷市補助金等見直し方針を策定し、問題点を取り上げ、５つの基本原則と見直し基準を設定し、補助対象経費や補助率を明確にするとともに、事業費を対象とした補助金とするなど補助要綱等の整備を徹底させ、全ての補助金について見直しがされておりました。

また、印西市における取り組みの概要は、補助金の適正化を図るため、補助金等評価委員会を設置し、一般公募により委員を委嘱して、補助金全般にわたり見直し等の検討がされておりました。

このように、総務委員会として調査・研究テーマに掲げた「補助金制度のあり方」についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりであります。

１つ、補助金を交付している団体の決算において、繰越金が発生しているにもかかわらず、毎年定額の補助金を交付している団体がある。また、補助対象経費について、市として統一した基準が明確でない。

２つ、交付目的が類似する団体への補助及び構成団体等へ迂回補助を行っているものや補助金を

基金に充当している団体がある。また、補助金交付基準等において、見直し規定や終期の設定を定めていないものがある。

３つ、補助団体には行政の代行として事業を行う団体と自主的に独自の事業を行う団体等があるが、それぞれの補助割合の設定が明確でない。

よって、総務委員会として亀山市の「補助金制度のあり方」については、公益性のある有効かつ適正な補助金制度とするため、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、補助金を交付している団体の決算を十分検証し、繰越金が発生している団体については、公平・公正及び公益上の必要性の観点から見直しを図るなど、適正な補助金を交付すること。また、補助金交付の対象とする経費について、統一した交付基準を設定すること。

２つ、迂回補助を行っている団体や補助金を基金に充当している団体については、その必要性や効果を十分検証するとともに、各団体においてそれぞれ補助金交付基準等を整備し、透明性の確保に努めること。また、補助金交付基準等において定期的な交付基準の見直しや補助期限の設定等を規定すること。

３つ、団体における補助金の目的及び効果を明確に掲げるとともに、公益性及び団体における自主性の観点からそれぞれ適正な補助割合を設定し、補助金を交付すること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、森　美和子教育民生委員会委員長。

○８番（森　美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

２０１１年３月１１日に発生した東日本大震災において、日ごろの徹底した防災教育により、学校管理下にいた全ての児童・生徒が無事に避難できた地域があったことで、学校における防災教育の重要性が認識されたところであります。

また、本市においても、東海・東南海・南海地震の３連動地震などの自然災害に対し、身近な問題として意識することが大切であり、改めて防災教育の推進が強く求められております。

そこで、教育民生委員会ではこうした背景を踏まえ、「学校等における防災教育について」をテーマに設定し、調査・研究を行い、計１２回の委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

まず、教育委員会や市の担当部署から学校等における防災教育の内容や施設の状況、教職員の研修の状況、さらには避難場所としての学校等について資料を求め、聞き取りを行い、現状把握を行いました。

また、先進地として、神戸市と兵庫県と南あわじ市を視察いたしました。

神戸市は、大震災の教訓をもとに、防災に対して高い意識を持ち、自分の身は自分で守るという危機回避能力を身につけることや家族や地域とのきずなの大切さを育む教育に取り組まれているということでありました。

兵庫県教育委員会では、震災復興支援チーム「アース」という組織があり、希望する教職員が研修を受け、県内外の学校の復興支援活動などに取り組まれているということでありました。

南あわじ市立阿万小学校では、避難訓練の手法を見直し、子供たちに自然に危機回避能力、命の大切さや思いやり、助け合いの心を育くませているということでありました。また、７月に教育委

員会委員５人と８月に市内３中学校の生徒代表１０人と意見交換会を行いました。

このように教育民生委員会として、学校等における防災教育について、さまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、課題・問題点は次のとおりであります。

１つ、学校において防災教育は教科ではないので、総合の時間等を活用し指導を行っているが、総合学習で取り扱う分野は多岐にわたるため、時間的な制約があり、子供たちへの意識づけに十分な時間がとれない。

２つ、子供たちの防災意識を高めるとともに、家族の防災意識の向上、防災対策の充実を図ることを目的につくられた防災ノートを教材として使用しているが、学校や家庭において十分に活用されていない。

３つ、災害が発生した場合、学校施設は避難所となるため、教職員も地域や行政職員と連携して避難所の運営に関与することについて、意識改革が必要である。

４つ、教職員は地域と連携して、それぞれの地域の危険箇所の把握等に努める必要がある。

５つ、防災教育を指導する側、受ける側双方ともに、地域差や経験により防災意識に温度差がある。それが、防災教育を進める上で支障となっていることから、思いの共有化を図ることが必要である。

６つ、自然災害から身を守るために、子供たちに地域の特性を把握させるとともに、いつどこでどのような災害に遭うかもしれない中、地震や風水害だけでなく津波などの災害からも身を守るための知識を身につけさせる必要がある。

７つ、過去の災害の歴史・教訓を後世に残すとともに、そこから学びとる防災教育を行う必要がある。

よって、教育民生委員会として、亀山市の未来を担う子供たちが亀山市では大丈夫、自分は大丈夫と思ってしまう正常性バイアスに惑わされることなく、自分の身は自分で守るという意識を持ち、率先垂範の行動がとれる人に育ってほしいという思いと、それを未来につなげてほしいという願いを込めて、次のとおり関係機関に対し提言を求めるものであります。

１つ、防災教育は教科でないため学習時間が制約されていることから、学校生活の中で折に触れ指導を行い、継続的に児童・生徒の防災に対する意識の向上に努められたい。

２つ、防災に関する教材は一過性に終わることなく、繰り返し活用するとともに、体験や映像による学習を取り入れ、児童・生徒の心に強く残るよう創意工夫をされたい。

３つ、防災教育は学校だけで学ぶものではなく、学校、家庭、地域、行政が連携して取り組むとともに、誰もが防災に対する思いの共有化を図ることができ、さらに防災の知識が習得できるような環境を整備されたい。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、前田耕一産業建設委員会委員長。

○１２番（前田耕一君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

我が国の経済は、昨年末以降、円高修正、株価上昇の傾向にあり、持ち直しに向かう動きも見られております。しかし、依然として国内のものづくり産業の空洞化が懸念されていることも事実で

あります。

このような状況の中、本市が経済状況や産業構造の変化に対応し、持続的に発展するためには、これまで以上に積極的に産業振興に取り組んでいかなければならないところであります。

そこで、産業建設委員会ではこうした背景を踏まえ、さらなる企業の進出と地域産業の振興を図るため、「地域における産業振興について」をテーマに設定し、調査・研究を行い、計１０回の委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

まず、環境産業部からの聞き取りと市内の中小企業や大規模誘致企業など４社を訪問し、企業の現状把握を行いました。

その結果、亀山市の産業については、全ての企業に対する支援施策や行政と企業とのコミュニケーションなどが重要であることを認識いたしました。

７月には、先進地として長野県岡谷市と駒ヶ根市を視察いたしました。

岡谷市は、工業振興を市政の柱としており、産業振興の拠点施設としてテクノプラザ岡谷を建設し、産業振興担当副市長を置くなど、特化した職員配置をとられておりました。

駒ヶ根市については、平成１９年度には経済産業省の企業立地に頑張る市町村２０選に選ばれるなど、企業立地振興条例を制定して、企業誘致に積極的に取り組まれていました。

また、亀山商工会議所と「市の施策としての企業誘致、奨励金制度、雇用対策等について」、「住生活環境について」をテーマに意見交換会を実施いたしました。

このように、産業建設委員会として調査・研究テーマに掲げた地域における産業振興についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果の課題・問題点は次のとおりであります。

１つ、企業誘致や地域産業の振興を図る上で、産官学連携の取り組みや企業に対するきめ細かな施策を推進するための組織体制が十分でない。

２つ、亀山市産業振興条例は市内で操業する全ての企業を対象としたものではない。また、企業のグローバル化や国内での統廃合が進む中、企業の市外への流出を防ぐための支援施策が十分でない。

３つ、各企業との連携による産業振興に関する施策はなく、また企業情報の発信や企業からの要望等を聞き取る場が不足しているなど、企業と行政のコミュニケーションが十分に図られていない。

よって、産業建設委員会として、亀山市の産業振興についてはさらなる企業誘致を推進するとともに、企業に対する支援を充実させるため、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、トップセールスによる企業誘致を推進するとともに、地域産業の振興を図るため、新たに専門職員を配置したワンストップ窓口を創設し、企業の利便性向上と組織の機能強化に努めること。

２つ、亀山市産業振興条例の見直し、融資・助成制度の創設の検討など、既存企業に対する支援施策を充実させること。

３つ、企業や商工会議所、雇用対策協議会とのコミュニケーションを十分図り、企業情報の収集と発信に努めるとともに、公共交通網や道路、住生活等の環境を充実させるなど、産業基盤の強化を図ること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成２５年９月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（午後　３時２４分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２５年９月２７日

議　　長	櫻　井　清　蔵
副 議 長	前　田　　稔
４　　番	尾　崎　邦　洋
１５　番	片　岡　武　男